

## 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

### 目次

#### 本則

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）（第一条関係）	1
長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）（第一条関係）	113
信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第二条関係）	187
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）（第四条関係）	255
協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第五条関係）	291
保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）（第六条関係）	351
信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七号）（第七条関係）	519
船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年 <sup>大蔵省</sup> 運輸省令第二号）（第八条関係）	618
金融機関の合併及び転換の手續等に関する内閣府令（昭和四十三年大蔵省令第二十七号）（第九条関係）	620
前払式証券の規制等に関する法律施行規則（平成二年大蔵省令第三十三号）（第十条関係）	621
金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）（第十一条関係）	622

中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）（第十二条関係）	626
信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十五号）（第十三条関係）	632
信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十六号）（第十四条関係）	634
金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行規則（平成十年 <sup>総理府</sup> 大蔵省令第四十八号）（第十五条関係）	636
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号）（第十六条関係）	637
銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四号）（第十七条関係）	639
内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）（第十八条関係）	641
金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）（第十九条関係）	657

附則

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）（第一条関係）

改 正 案

現 行

<p>（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）          第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の二第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第五項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第二項並びに第十七条の第十項、第十七条の五第五項、第十七条の七第三項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第九項、第三十四条の十九第五項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十第三項、第三十四条の三十一第三項及び第三十五条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章（第三十四条の二十六を除く。）及び第九章において同じ。）とする。</p> <p>一 有価証券関連連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連連業をいう。以下同じ。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金</p>	<p>（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）          第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の二第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第五項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第二項並びに第十七条の第十項、第十七条の五第五項、第十七条の七第三項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第九項、第三十四条の十九第五項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十第三項、第三十四条の三十一第三項及び第三十五条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章（第三十四条の二十六を除く。）及び第九章において同じ。）とする。</p> <p>一 証券会社（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社をいう。以下同じ。）及び証券業（法第十六条の二第一項第三号に規定する証券業をいう。以下同じ。）</p>
---	--

融商品取引業者をいう。以下同じ。)及び外国の会社が業務として所有する株式等

二丁四 (略)

2 法第二十条第十一項の規定により、信託財産である株式等に係る議決権で、会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第十条の規定により当該会社が投資信託委託会社(同法第二十条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。)としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権及び同法第十条の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託会社に相当する者としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権とする。

3・4 (略)

(金銭債権の証書の範囲)

第十二条 法第十条第二項第五号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一〜四の二 (略)

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第一条第六項に規定する商品投資受益権の受益権証書

六 (略)

(を営む)外国の会社が業務として所有する株式等

二丁四 (略)

2 法第二十条第十一項の規定により、信託財産である株式等に係る議決権で、会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二十二條の規定により当該会社が同法第十八項に規定する投資信託委託業者としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権及び同法第二十二條の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権とする。

3・4 (略)

(金銭債権の証書の範囲)

第十二条 法第十条第二項第五号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一〜四の二 (略)

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第二条第三項に規定する商品投資受益権の受益権証書

六 (略)

七 法第十条第二項第十二号又は第十四号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

(特定社債に準ずる有価証券)

第十二条の二 法第十条第二項第五号の二に規定する有価証券として内閣府令で定めるものは、金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券(同項に規定する有価証券については、金融商品取引法第二條第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。)であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第一号)第四十條第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

(業務の代理又は媒介)

第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一(三) (略)

三の二 金融商品取引業者若しくは登録金融機関(金融商品取引法

第二條第十一項に規定する登録金融機関をいう。)の投資顧問契

約(同条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。)又は

投資一任契約(同項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。)

七 法第十条第二項第十四号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

(特定社債に準ずる有価証券)

第十二条の二 法第十条第二項第五号の二に規定する有価証券として内閣府令で定めるものは、証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十七条の二第一項第二号又は同条第二項に規定する有価証券(同項に規定する有価証券については、証券取引法第二條第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。)であつて、証券取引法施行令第十七條の二第一項第二号及び同条第二項に規定する有価証券を定める内閣府令(平成十年総理府令・大蔵省令第十二号)第一條第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

(業務の代理又は媒介)

第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一(三) (略)

(新設)

以下同じ。)の締結の代理又は媒介

四七 (略)

(デリバティブ取引)

第十三条の二 法第十条第二項第十二号及び第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引(同法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。))に該当するものを除く。)とする。

(金融等デリバティブ取引)

第十三条の二の二 法第十条第二項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(削る)

四七 (略)

(新設)

第十三条の二 法第十条第二項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(金融等デリバティブ取引)

一 当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」という。)(における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」という。))までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」という。)(の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引(以下「金利先渡取引」という。))

(削る)

(削る)

- 二 当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この号において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この号において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行つた先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引（以下「為替先渡取引」という。）。
- 三 当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行つた先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引（以下「直物為替先渡取引」という。その他これに類似する取引（以下「直物為替先渡取引」という。）。

(削る)

一 (略)

二 当事者が数量を定めた算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。)について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(差金の授受によつて決済される取引に限る。)

(削る)

(削る)

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において前二号に掲げ

)

四 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第四項に規定する店頭金融先物取引(前三号に該当するものを除く。以下「店頭金融先物取引」という。)

五 (略)

(新設)

六 当事者が元本として定めた金額について、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等を反映する利率又は価格に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等に係る事象の発生に基づき金銭の支払又は財産の移転を相互に約する取引その他これに類似する取引(以下「クレジットデリバティブ取引」という。)

七 当事者が元本及び金利として定めた外貨額について当該当事者間で取り決めた為替相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当事者が元本として定めた金額について当該当事者のそれぞれが相手方と取り決めた利率に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(以下「スワップ取引」という。)

八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げ

る取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

2  
(略)

(預金者等に対する情報の提供)

第十三条の三 銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～四 (略)

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ 市場デリバティブ取引(金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。)又は外国市場デリバティブ取引(同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。)のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの

ロ・八 (略)

る取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引(店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等(以下「取引所金融先物取引等」という。)に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。)

2  
(略)

(預金者等に対する情報の提供)

第十三条の三 銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～四 (略)

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ 取引所金融先物取引等

ロ・八 (略)

二 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場（同条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）における同条第二十一項第一号に掲げる取引と類似の取引を除く。）。

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同条第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（第十三条の五第一項第二号、第十四条の十一の二十七第一項第十三号ホ及び第三十四条の五十三の十二第一項第十三号ホにおいて「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに限る。）

六（略）  
2～4（略）

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第十三条の五 銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一（略）

二 証券取引法第二条第八項第三号の二又は同条第二十一項から第二十三項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

ホ 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は同条第八項第三号口に規定する外国有価証券市場における同条第二十項に規定する有価証券先物取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同条第三号及び第四号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（第十三条の五第一項第二号において「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに限る。）

六（略）  
2～4（略）

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第十三条の五 銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一（略）

二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（国債証券等及び前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。）

三 （略）

2～4 （略）

（投資信託委託会社等への店舗貸しによる受益証券等の取扱い）

第十三条の六 銀行は、投資信託委託会社又は資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）が当該銀行の営業所の一部を使用して同法に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券（以下この条において「受益証券等」という。）を取り扱う場合には、銀行が預金等を取り扱う場所と投資信託委託会社又は資産運用会社が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

（特定取引勘定）

第十三条の六の三 （略）

2 前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二十四条に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得

二 証券取引法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（国債証券等及び前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。）

三 （略）

2～4 （略）

（投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い）

第十三条の六 銀行は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該銀行の営業所の一部を使用して同法に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券（以下この条において「受益証券等」という。）を取り扱う場合には、銀行が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

（特定取引勘定）

第十三条の六の三 （略）

2 前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計

る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するものの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

一 有価証券の売買（国債等（国債、地方債又は政府保証債（政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。）をいう。以下この条において同じ。））、金融商品取引法第二条第一項第四号、第五号及び第八号に掲げる有価証券（同項第四号及び第五号に掲げる有価証券にあつては、法第十条第三項第一号に掲げる短期社債、同項第五号に掲げる短期社債及び同項第六号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに金融商品取引法第二十八条第八項第三号イ及び第四号イに掲げる取引に限る。）及び有価証券関連デリバティブ取引（同項第三号イ及び第四号イに掲げる取引並びに第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。）

二 （略）

三 金融商品取引法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（法第十条第三項第六号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。）、金融商品取引法第二条第一項第八号及び第十三号に掲げる有価証券並びに同項第五号に掲げる有価証券（法第十条第三項第一号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債に係るものを除く）

算において行う取引所金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一 有価証券の売買（国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「国債等」という。））、証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（同項第三号の二及び第四号に掲げる有価証券にあつては、法第十条第三項第一号に掲げる短期社債、同項第四号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに有価証券先渡取引に限る。）、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。）

二 （略）

三 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（法第十条第三項第五号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。）、証券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号に掲げる有価証券（法第十条第三項第一号に掲げる短期社債及び同項第四号に掲げる短期社債に係るものを除く）

。以下この号において同じ。）及び金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券（同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で金融商品取引法施行令第十五条の十七第一項第二号及び同条第三項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

四・四の二（略）

五 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの

六 削除

七（略）

八及び九 削除

十（略）

十一 第十三条の二の二第一項第二号に掲げる取引

十二 削除

十三 第十三条の二の二第一項第三号に掲げる取引

十四 法第十条第二項第十六号の規定により営むことができる有価

く。以下この号において同じ。）及び証券取引法第一条第一項第九号に掲げる有価証券（同項第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で証券取引法施行令第十七条の二第一項第二号及び同条第二項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

四・四の二（略）

五 金利先渡取引

六 為替先渡取引

七（略）

八 直物為替先渡取引

九 店頭金融先物取引

十（略）

十一 クレジットデリバティブ取引（資金の貸付けその他の信用供与に係る債権のうち、当該取引に付随するものの取得又は譲渡を含む。第五項において同じ。）

十二 スワップ取引

十三 オプション取引

十四 法第十条第二項第十六号の規定により営むことができる有価

証券関連店頭デリバティブ取引（同条第十項に規定する有価証券  
関連店頭デリバティブ取引をいう。）

十五 法第十一条第一号に掲げる業務に係る有価証券の売買又は引  
受け及び有価証券関連デリバティブ取引

十六 前各号に掲げる取引のほか、当該取引又は市場デリバティブ  
取引及び外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ  
取引に該当するものを除く。）に類似し、又は密接に関連する取  
引

3・4（略）

5 特定取引勘定設置銀行は、特定取引のうち事業年度終了の時に  
おいて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算  
については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める  
額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じな  
ければならない。

一 市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引（有価証  
券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。） 金融商品取  
引所（金融商品取引法第十六条に規定する金融商品取引所  
をいう。以下同じ。）又は外国金融商品市場における事業年度終  
了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受さ  
れる差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法に  
より算出した額

二 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二十一条第二項第三

証券店頭デリバティブ取引

十五 法第十一条第一号に掲げる業務に係る有価証券の売買又は引  
受け、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引  
、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引

十六 前各号に掲げる取引のほか、当該取引又は取引所金融先物取  
引等に類似し、又は密接に関連する取引

3・4（略）

5 特定取引勘定設置銀行は、特定取引のうち事業年度終了の時に  
おいて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算  
については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める  
額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じな  
ければならない。

一 取引所金融先物取引等 金融先物取引法第二条第六項に規定す  
る金融先物取引所又は同条第三項に規定する海外金融先物市場に  
おける事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものと  
した場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとし  
て合理的な方法により算出した額

二 金利先渡取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、直物為替先

号、第四号及び第六号に掲げる取引並びに有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）及び先物外国為替取引 当該取引により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）を合理的な方法により事業年度終了の日の現在価値に割り引いた額

三 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限り、有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）及び第十三条の二の二第一項第三号に掲げる取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

四 選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買の契約が解除される取引をいう。）、国債等の引受け、資産対応証券の引受け、店頭デリバティブ取引（前二号に掲げる取引に該当するものを除く。）及び商品デリバティブ取引 前各号に掲げる額に準ずるものとして合理的な方法により算定した額

渡取引及びスワップ取引 当該取引により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）を合理的な方法により事業年度終了の日の現在価値に割り引いた額

三 オプション取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

四 選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買の契約が解除される取引をいう。）、国債等の引受け、資産対応証券の引受け、有価証券店頭デリバティブ取引、店頭金融先物取引、商品デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引 前各号に掲げる額に準ずるものとして合理的な方法により算定した額

(社内規則等)

第十三条の七 銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(同一人に対する信用の供与等)

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 令第四条第四項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるもののうち、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募に該当するものであつた社債の保有

二 (略)

三 貸借対照表の買入金銭債権勘定に金融商品取引法第二条第一項第十五号に規定する約束手形(次号において「約束手形」という

(社内規則等)

第十三条の七 銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(同一人に対する信用の供与等)

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 令第四条第四項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるもののうち、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募に該当するものであつた社債の保有

二 (略)

三 貸借対照表の買入金銭債権勘定に証券取引法第二条第一項第八号に規定する約束手形(次号において「約束手形」という。)と

。 )として計上されるもの

四・五 (略)

(法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第十四条の二 法第十三条第一項本文に規定する銀行の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十四条の六までにおいて同じ。)の額(第十四条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一・二 (略)

三 前条第三項に規定する株式又は出資が財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券であつて、貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四・六 (略)

2・3 (略)

(銀行の業務に係る禁止行為)

第十四条の十一の三 法第十三条の三第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識

して計上されるもの

四・五 (略)

(法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第十四条の二 法第十三条第一項本文に規定する銀行の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十四条の六までにおいて同じ。)の額(第十四条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一・二 (略)

三 前条第三項に規定する株式又は出資が財務諸表等規則第八条第二十一項に規定するその他有価証券であつて、貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四・六 (略)

2・3 (略)

(銀行の業務に係る禁止行為)

第十四条の十一の三 法第十三条の三第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識

- 、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為
- 二・三 (略)

(特定預金等)

第十四条の十一の四 法第十三条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 預金者等が預入期間の途中で解約をした場合に違約金その他これに準ずるもの(以下この号において「違約金等」という。)を支払うこととなる預金等であつて、当該違約金等の額を当該解約の時における当該預金等の残高から控除した金額が、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により預入金額を下回ることとなるおそれがあるもの
- 二 預金等のうち、外国通貨で表示されるもの
- 三 預金等のうち、その受入れを内容とする取引に金融商品取引法第二条第二十二項第三号(口を除く。)(に掲げる取引(通貨の売買に係るものに限る。)(が付随するもの

(契約の種類)

第十四条の十一の五 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定預金等契約(法第十三条の四に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。)とする。

- 、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為
- 二・三 (略)

(新設)

(新設)

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日)

第十四条の十一の六 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第一号に規定する期限日をいう。次条において同じ。)とする旨

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、銀行が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第十四条の十一の七 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。)に関して法令の規定又は契約

(新設)

(新設)

- の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。）を特定投資家（同法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱う旨
- 二 申出者は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った銀行のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることとなる旨
- 三 申出者は、期限日前であつても、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

（情報通信の技術を利用した提供）

第十四条の十一の八 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとす

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
- イ 銀行（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う銀行との契約に

（新設）

よりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該銀行の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 銀行の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記

録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 閲覧ファイル（銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 | 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該

期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第四条の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号八に掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号二に掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号二に掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、銀行の使用に係る電

子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は銀行の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第十四条の十一の九 令第四条の三第一項及び第四条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第十四条の十一の十二第一項各号に掲げる方法のうち銀行が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第十四条の十一の十 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、銀行が前項の規定により

(新設)

(新設)

定められた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第十四条の十一の十一 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第一号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(新設)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十四条の十一の十二 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の第三項(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 銀行の使用に係る電子計算機と法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の第三項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法  
2 前項各号に掲げる方法は、銀行がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(新設)

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、銀行の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等)  
第十四条の十一の十三 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

(新設)

一 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。  
二 その締結した商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の合計額が三億円未満であること。

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人(次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。)

イ 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

- ロ 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。
- 二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）（第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。））
  - イ 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。
  - ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号において同じ。）における申出者（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第十四条の十一の十六に

（新設）

- において同じ。）、の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。
- 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。
- イ 有価証券（ホに掲げるものを除く。）
- ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。）に係る権利
- ハ 法第十三条の四に規定する特定預金等（八を除き、以下「特定預金等」という。）、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の六の四に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等
- 二 農業協同組合法第十一条の三に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九條の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法第二百

条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権

ヘ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引に係る権利

三 申出者が最初に当該銀行との間で特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

（新設）

第十四条の十一の十五 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の第三項に規定する内閣府令で定める場合は、銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四

第四項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、銀行が前項の規定により定めた日であつて法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第十四条の十一の十六 法第十三条の四において準用する金融商品取

引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第

二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、

対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第

(新設)

三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(広告類似行為)

第十四条の十一の十七 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第三十四条の五十三の二において同じ。)、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。第三十四条の五十三の二において同じ。))を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)(により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づき行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定預金等契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示され

(新設)

ているものに限る。 ) を提供する方法 (当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。 )

イ 商品の名称 (通称を含む。 )

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする銀行の商号又はその通称

ハ 令第四条の五第二項第一号に掲げる事項 (当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。 )

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面 (以下この条から第十四条の十の三十までにおいて「契約締結前交付書面」という。 )

(2) 第十四条の十一の二十五第一項第一号に規定する外貨預金等書面

(3) 第十四条の十一の二十五第一項第三号ロに規定する契約変更書面

) (特定預金等契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法

第十四条の十一の十八 銀行がその行う特定預金等契約の締結の業務

(新設)

の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 銀行がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について広告等をするときは、令第四条の五第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

3 銀行がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号の二に規定する一般放送事業者をいう。第十四条の十一の二十一第一項第二号、第三十四条の五十三の三第三項及び第三十四条の五十三の六第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は第十四条の十一の二十一第一項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第四条の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第十四条の十一の十九 令第四条の五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価（以下

（新設）

「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十四条の十一の二十 令第四条の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

- 一 当該銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあっては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨
- 二 その他当該特定預金等契約に関する重要な事項について顧客の不利となる事実

(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

(新設)

第十四条の十一の二十一 令第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イ 有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第四項の有線テレビジョン

放送事業者をいう。第三十四条の五十三の六第一項第一号イにおいて同じ。）

ロ 有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。第三十四条の五十三の六第一項第一号ロにおいて同じ。）の業務を行う者

ハ 電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第一条第一項の電気通信役務利用放送をいう。第三十四条の五十三の六第一項第一号ハにおいて同じ。）の業務を行う者

二 銀行又は当該銀行が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2 | 令第四条の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第十四条の十一の十七第三号ニに掲げる事項とする。

（誇大広告をしてはならない事項）

第十四条の十一の二十二 法第十三条の四において準用する金融商品

(新設)

取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定預金等契約の解除に関する事項
- 二 特定預金等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- 三 特定預金等契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項
- 四 特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

(契約締結前交付書面の記載方法)

第十四条の十一の二十三 契約締結前交付書面には、法第十三条の四

(新設)

において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の

三 第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第十四条の十一の二十七第一項第十一号に掲げる事項

二 第十四条の十一の二十七第一項第十二号に掲げる事項

3 銀行は、契約締結前交付書面には、第十四条の十一の二十七第一項第一号に掲げる事項及び法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(情報の提供の方法)

第十四条の十一の二十四 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、契約締結前交付書面を交付することにより行うものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十四条の十一の二十五 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第十四条の十一の四第二号に掲げるもの(同条第一号又は第二号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第十三条の四において準用する金

(新設)

(新設)

融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第十四条の十一の二十七第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第十四条の十一の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付していない場合を含む。）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下第十四条の十一の三十までにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2 | 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第四条の三の規定並びに第十四条の十一の八の規定は

、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号口  
の規定による契約変更書面の交付について準用する。

3 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書  
面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預  
金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約  
締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限  
る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したもの  
とみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結前交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特  
定預金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合におけ  
る当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結  
前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内  
に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特  
定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約  
締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を  
適用する。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第十四条の十一の二十六 法第十三条の四において準用する金融商品  
取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるも  
のは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、  
特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金  
額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約

（新設）

に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）  
及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法と  
する。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては  
、その旨及びその理由とする。

（契約締結前交付書面の記載事項）

第十四条の十一の二十七 法第十三条の四において準用する金融商品  
取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事  
項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
- 二 商品の名称（通称を含む。）
- 三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるか  
どうかの別
- 四 受入れの対象となる者の範囲
- 五 預入期間（自動継続扱いの有無を含む。）
- 六 最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項
- 七 払戻の方法
- 八 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事  
項
- 九 付加することのできる特約に関する事項
- 十 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方  
法を含む。）
- 十一 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格

（新設）

- 、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項
- イ 当該指標
  - ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
  - 十二 当該銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨
  - 十三 次に掲げるものと特定預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細
  - イ 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）
  - ロ 法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引
  - ハ 先物外国為替取引
  - ニ 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引を除く。）
  - ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（国債証券等及び同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

十四 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する事項

十五 当該特定預金等契約に関する租税の概要

十六 顧客が当該銀行に連絡する方法

十七 当該銀行が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となつている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。以下同じ。）の有無（対象事業者となつていない場合にあつては、その名称）

十八 その他特定預金等の預入れに関し参考となると認められる事項

2 一の特定預金等契約の締結について銀行及び銀行代理業者が法第十三条の四及び第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面の交付を行わなければならない場合において、当該銀行代理業者が当該交付を行ったときは、当該銀行は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

（契約締結時交付書面の記載事項）

第十四条の十一の二十八 特定預金等契約が成立したときに作成する法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の四第

（新設）

- 一 項に規定する書面（次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 当該銀行の商号
  - 二 預入金額（元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額）
  - 三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別
  - 四 預入日及び満期日（自動継続扱いの有無を含む。）
  - 五 払戻しの方法
  - 六 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
  - 七 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）
  - 八 当該特定預金等契約の成立の年月日
  - 九 当該特定預金等契約に係る手数料等に関する事項
  - 十 顧客の氏名又は名称
  - 十一 顧客が当該銀行に連絡する方法
- 2 | 一 の特定期金等契約の締結について銀行及び銀行代理業者が法第十三条の四及び第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面の交付を行わなければならない場合において、当該銀行代理業者が当該交付を行ったときは、当該銀行は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事

項を記載することを要しない。

( 契約締結時交付書面の交付を要しない場合 )

第十四条の十一の二十九 契約締結時交付書面に係る法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し外貨預金等書面を交付している場合(当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合(前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付していない場合を含む。)

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約が成立した場合には、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面

( 新設 )

を交付しているとき。

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第四条の三の規定並びに第十四条の十一の八の規定は、前項第三号口の規定による書面の交付について準用する。

3 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結時交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

（禁止行為）

第十四条の十一の三十 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

（新設）

- 一 第十四条の十一の三各号に掲げる行為
- 二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（八に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約を締結する行為
- イ 契約締結前交付書面
- ロ 外貨預金等書面
- ハ 契約変更書面
- 三 特定預金等契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- 四 特定預金等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の

利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

五 特定預金等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

（行為規制の適用除外の例外）

第十四条の十一の三十一 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用について、顧客の締結した特定預金等契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

（証券専門会社等の業務等）

第十七条の二 法第十六条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

二 (略)

三 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当する

（新設）

（証券専門会社等の業務等）

第十七条の二 法第十六条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

（新設）

一 (略)

二 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第

ものを除く。)。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については法第十六条の二第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、次条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、銀行が法第十六条の二第二項第八号イに規定する信託兼営銀行（以下「信託兼営銀行」という。）である場合又は同号に規定する信託子会社等（以下「信託子会社等」という。）を有する場合に限る。

2 法第十六条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

二 累積投資契約（金融商品取引法第三十五条第一項第七号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

三 金融商品取引法第三十五条第一項第一号に規定する有価証券の貸借の媒介

四 前項第二号に掲げる業務

五 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第十六条の二第二項第七号に規定する

三十四号までに掲げる業務については法第十六条の二第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、次条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、銀行が法第十六条の二第二項第八号イに規定する信託兼営銀行（以下「信託兼営銀行」という。）である場合又は同号に規定する信託子会社等（以下「信託子会社等」という。）を有する場合に限る。

2 法第十六条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

（新設）

一 累積投資契約（証券取引法第三十四条第一項第八号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

二 証券取引法第三十四条第一項第二号に規定する有価証券の貸借の媒介

三 前項第一号に掲げる業務

四 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第十六条の二第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、次条第二項第

保険子会社等を有する場合に限り、次条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については銀行が信託兼営銀行である場合又は信託子会社等を有する場合に限る。

3・4 (略)

5 法第十六条の二第一項第十二号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～三 (略)

6～8 (略)

9 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は第三項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第十六条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第四号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）、又は同項第八号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）、及び同項第六号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）、又は同項第十号に規定す

三十五号から第三十七号までに掲げる業務については銀行が信託兼営銀行である場合又は信託子会社等を有する場合に限る。

3・4 (略)

5 法第十六条の二第一項第十二号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～三 (略)

6～8 (略)

9 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は第三項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第十六条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第四号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）、又は同項第八号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）、及び同項第六号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）、又は同項第十号に規定する信託業

る信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十六条の二第一項第八号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三 二七（略）  
10（略）

（銀行の子会社の範囲等）  
第十七条の三（略）

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。  
一 一の三（略）

を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十六条の二第一項第八号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三 二七（略）  
10（略）

（銀行の子会社の範囲等）  
第十七条の三（略）

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。  
一 一の三（略）

一の四 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

一の五 削除

一の六・二（略）

三 法第十条第二項に規定する業務（同項第八号に掲げる業務及び有価証券関連業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二～三の四（略）

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為を行う業務

五 削除

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項に規定する商品投資顧問業

七～十二（略）

十三 投資信託委託会社又は資産運用会社として行う業務（外国においてこれらと同種類のもの。投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投

一の四 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

一の五 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業（第三号及び第十三号に掲げる業務に該当するものを除く。）

一の六・二（略）

三 法第十条第二項に規定する業務（同項第八号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号及び第五号に掲げる業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二～三の四（略）

四 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第一条第一項に規定する抵当証券業

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業（同条第二項に規定する商品投資契約の締結を行うものを除く。）

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する商品投資顧問業

七～十二（略）

十三 投資信託及び投資法人に関する法律第十六条に規定する投資信託委託業及び同条第十七項に規定する投資法人資産運用業（外国においてこれらと同種類のもの。同法第三十四条の十

資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。)

十四 投資助言業務(金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。又は投資一任契約に係る業務)

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する特定資産(不動産、不動産の賃借権及び地上権を除く。)に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う業務(第四号及び前二号に該当するものを除く。)

十四の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十五、十八の三 (略)

十八の四 算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

十八の五 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約

第一項第二号に規定する不動産の管理業務(投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行うものに限る。)を含む。)

十四 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第七十四号)第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

(新設)

(新設)

十五、十八の三 (略)

(新設)

(新設)

に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

十九 (略)

二十 有価証券に関する顧客の代理

二十一・二十二 (略)

二十三 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連業に該当するものを除く。）

二十四～三十九 (略)

3～8 (略)

（子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの）

第十七条の四の二 法第十六条の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第十七条の三第二項第一号から第十八号の五までに掲げる業務  
二・三 (略)

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定める

十九 (略)

二十 有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

二十一・二十二 (略)

二十三 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約（証券取引法施行令第一条の三の二第二項各号に掲げるものを除く。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（第五号に該当するものを除く。）

二十四～三十九 (略)

3～8 (略)

（子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの）

第十七条の四の二 法第十六条の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第十七条の三第二項第一号から第十八号の三までに掲げる業務  
二・三 (略)

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定める

ものは、次に掲げる事項（中間事業年度に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。）とする。

一～四（略）

五 銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ～チ（略）

リ 銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

又（略）

2～5（略）

第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号及び第三号ホに掲げる事項を除く。）とする。

一・二（略）

三 銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ～ホ（略）

ものは、次に掲げる事項（中間事業年度に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。）とする。

一～四（略）

五 銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ～チ（略）

リ 銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

又（略）

2～5（略）

第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号及び第三号ホに掲げる事項を除く。）とする。

一・二（略）

三 銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ～ホ（略）

へ 銀行が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

ト (略)

(合併等の場合に催告を要しない債権者)

第二十四条 令第七条に規定する債権者で内閣府令で定めるものは、次に掲げる債権者とする。ただし、第二号から第六号までに掲げる債権者については、法第三十三条の二第一項に規定する会社分割(会社分割により事業を承継させる場合に限る。)の決議をした場合に限る。

一・二 (略)

三 金利又は外国為替に係る店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第二条第二十二項第六号に掲げる取引を除き、公正な商慣習に基づき一定の基準及び方法により行われるものに限る。)に係る債権者

四〇六 (略)

(外国銀行支店の資産の国内保有)

第三十一条 令第十三条第二項の規定により外国銀行支店が国内において保有すべき資産は、次に掲げる資産でなければならない。

へ 銀行が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

ト (略)

(合併等の場合に催告を要しない債権者)

第二十四条 令第七条に規定する債権者で内閣府令で定めるものは、次に掲げる債権者とする。ただし、第二号から第六号までに掲げる債権者については、法第三十三条の二第一項に規定する会社分割(会社分割により事業を承継させる場合に限る。)の決議をした場合に限る。

一・二 (略)

三 金利又は外国為替に係る店頭金融先物取引、スワップ取引又はオプション取引(公正な商慣習に基づき一定の基準及び方法により行われるものに限る。)に係る債権者

四〇六 (略)

(外国銀行支店の資産の国内保有)

第三十一条 令第十三条第二項の規定により外国銀行支店が国内において保有すべき資産は、次に掲げる資産でなければならない。

一〇六 (略)

七 国内の金融商品取引所に上場されている株券を発行する国内の会社の担保付社債

八・九 (略)

(特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等)

第三十四条の五 (略)

2 法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者(有価証券関連業又は投資運用業(金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。))を営む者に限る。)、信託会社(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)、保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び日本郵政公社

二 外国の法令に準拠して外国において銀行業、有価証券関連業、投資運用業、信託業又は保険業を営む者であつて前号に掲げる者以外の者

三 (略)

一〇六 (略)

七 国内の証券取引所に上場されている株券を発行する国内の会社の担保付社債

八・九 (略)

(特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等)

第三十四条の五 (略)

2 法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行、長期信用銀行、証券会社、信託会社(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)、保険会社、投資信託委託業者(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。)、投資顧問業者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項の認可を受けたものに限る。)、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び日本郵政公社

二 外国の法令に準拠して外国において銀行業、証券業、信託業又は保険業を営む者、投資信託の委託者となることを業とする者及び投資顧問業を営む者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三条に規定する投資判断の一任による投資を行う業務又はこれに準ずる業務を営む者に限る。))であつて前号に掲げる者以外の者

三 (略)

3 } 7 (略)

(銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第三十四条の十 (略)

2・3 (略)

4 法第五十二条の十七第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 有価証券関連連業を営む金融商品取引業者が業務として株式を取得する場合におけるその業務の実施

四 } 八 (略)

5・6 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 (略)

2 } 7 (略)

8 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第十七条の三第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は、金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

3 } 7 (略)

(銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第三十四条の十 (略)

2・3 (略)

4 法第五十二条の十七第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 証券会社が業務として株式を取得する場合におけるその業務の実施

四 } 八 (略)

5・6 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 (略)

2 } 7 (略)

8 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第十七条の三第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は、金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第七号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び信託専門会社又は同項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第七号を除き、以下同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第七号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三十七（略）  
九（略）

一 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第七号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び信託専門会社又は同項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第七号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三十七（略）  
九（略）

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第三十四条の十八 法第五十二条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

- 一 第十七条の三第二項第一号から第十八号の五までに掲げる業務
- 二・三 (略)

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間説明書類にあつては、第一号イ、二及びホ、第二号並びに第四号ホに掲げる事項を除く。)とする。

- 一 三 (略)

四 銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ ホ (略)

へ 銀行持株会社が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

ト (略)

2 3 4 (略)

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第三十四条の十八 法第五十二条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

- 一 第十七条の三第二項第一号から第十八号の三までに掲げる業務
- 二・三 (略)

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間説明書類にあつては、第一号イ、二及びホ、第二号並びに第四号ホに掲げる事項を除く。)とする。

- 一 三 (略)

四 銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ ホ (略)

へ 銀行持株会社が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

ト (略)

2 3 4 (略)

(銀行代理業の許可の審査)

第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 八 (略)

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者(法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(1)において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)・(2) (略)

(3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第三項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(銀行代理業の許可の審査)

第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 八 (略)

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者(法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(1)において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)・(2) (略)

(3) 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条第一項において準用する法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第三項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(4) 労働金庫法第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合

(5) 中小企業等協同組合法第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

(6) (7) (略)

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合

(9) (10) (略)

ホ } チ (略)

五・六 (略)

(4) 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合

(5) 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条第一項において準用する法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

(6) (7) (略)

(8) 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の四第一項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合

(9) (10) (略)

ホ } チ (略)

五・六 (略)

(銀行代理業に係る社内規則等)

第三十四条の四十九 銀行代理業者は、その営む銀行代理業の内容及び方法に<sup>一</sup>応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)<sup>二</sup>に関する社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(銀行代理業に係る禁止行為)

第三十四条の五十三 法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 顧客に対し、その営む銀行代理業の内容及び方法に<sup>一</sup>応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について<sup>二</sup>告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二丁六 (略)

(広告類似行為)

第三十四条の五十三の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子

(銀行代理業に係る社内規則等)

第三十四条の四十九 銀行代理業者は、その営む銀行代理業の内容及び方法に<sup>一</sup>応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)<sup>二</sup>に関する社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(銀行代理業に係る禁止行為)

第三十四条の五十三 法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 顧客に対し、その営む銀行代理業の内容及び方法に<sup>一</sup>応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について<sup>二</sup>告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二丁六 (略)

(新設)

メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づき行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定預金等契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 商品の名称（通称を含む。）

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする銀行代理業者の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

ハ 令第十六条の六の二第二項第一号に掲げる事項（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引

法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下この条から第三十四条の五十三の十五までにおいて「契約締結前交付書面」という。）

(2) 第三十四条の五十三の十第一項第二号に規定する契約変更書面

（特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容についての広告等の表示方法）

第三十四条の五十三の三 銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次条において「広告等」という。）をするときは、法第五十二條の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならぬ。

2 銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容について広告等をするときは、令第十六條の六の二第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

3 銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容について一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は第三十四条の五十三の六第一項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の

（新設）

規定にかかわらず、令第十六条の六の二第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第三十四条の五十三の四 令第十六条の六の二第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第三十四条の五十三の五 令第十六条の六の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該銀行代理業者の所属銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

二 その他当該特定預金等契約に関する重要な事項について顧客の不利となる事実

(新設)

(新設)

(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第三十四条の五十三の六 令第十六条の六の二第二項に規定する内閣

府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イ 有線テレビジョン放送事業者

ロ 有線フジオ放送の業務を行う者

ハ 電気通信役務利用放送の業務を行う者

二 銀行代理業者又は当該銀行代理業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。)を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2 令第十六条の六の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十四条の五十三の二第三号二に掲げる事項とする。

(誇大広告をしてはならない事項)

第三十四条の五十三の七 法第五十二条の四十五の二において準用す

(新設)

(新設)

る金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定預金等契約の解除に関する事項
- 二 特定預金等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- 三 特定預金等契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項
- 四 特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

（契約締結前交付書面の記載方法）

第三十四条の五十三の八 契約締結前交付書面には、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

- 一 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第三十四条の五十三の十二第一項第十一号に掲げる事項

（新設）

二 第三十四条の五十三の十二第一項第十二号に掲げる事項

3 銀行代理業者は、契約締結前交付書面には、第三十四条の五十三の十二第一項第一号に掲げる事項及び法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(情報の提供の方法)

第三十四条の五十三の九 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、契約締結前交付書面を交付することにより行うものとする。

(新設)

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の五十三の十 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

(新設)

一 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

二 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締

結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下第三十四条の五十三の十五までにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2 第十四条の十一の二十五第二項の規定は、前項第二号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第三十四条の五十三の十一 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（契約締結前交付書面の記載事項）

第三十四条の五十三の十二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

（新設）

（新設）

- 二 商品の名称（通称を含む。）
- 三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別
- 四 受入れの対象となる者の範囲
- 五 預入期間（自動継続扱いの有無を含む。）
- 六 最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項
- 七 払戻の方法
- 八 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
- 九 付加することのできる特約に関する事項
- 十 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）
- 十一 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項
  - イ 当該指標
  - ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
- 十二 当該銀行代理業者の所属銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることににより顧客に不利となるおそれがある旨
- 十三 次に掲げるものと特定預金等との組合せによる預入れ時の払

- 込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないこと  
その他当該商品に関する詳細
- イ 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）
- ロ 法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引  
先物外国為替取引
- ニ 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引を除く。）
- ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（国債証券等及び同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）
- 十四 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する事項
- 十五 当該特定預金等契約に関する租税の概要
- 十六 顧客が当該銀行代理業者の所属銀行に連絡する方法
- 十七 当該銀行代理業者の所属銀行が対象事業者となつている認定投資者保護団体の有無（対象事業者となつている場合にあつては、その名称）
- 十八 その他特定預金等の預入れに関し参考となると認められる事

項

2| 一の特定預金等契約の締結について銀行及び銀行代理業者が法第十三条の四及び第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面の交付を行わなければならない場合において、当該銀行が当該交付を行ったときは、当該銀行代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(契約締結時交付書面の記載事項)

第三十四条の五十三の十三 特定預金等契約が成立したときに作成する法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第二十七条の四第一項に規定する書面(次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該銀行代理業者の所属銀行の商号

二 預入金額(元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額)

三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別

四 預入日及び満期日(自動継続扱いの有無を含む。)

五 払戻しの方法

六 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事

(新設)

項

七 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）

八 当該特定預金等契約の成立の年月日

九 当該特定預金等契約に係る手数料等に関する事項

十 顧客の氏名又は名称

十一 顧客が当該銀行代理業者の所属銀行に連絡する方法

2 一 の特定預金等契約の締結について銀行及び銀行代理業者が法第十三条の四及び第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面の交付を行わなければならない場合において、当該銀行が当該交付を行ったときは、当該銀行代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第三十四条の五十三の十四 契約締結時交付書面に係る法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約が成立した場合においては、次に掲げるときとする。

一 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

（新設）

二 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2 第十四条の十一の二十九第一項の規定は、前項第二号の規定による書面の交付について準用する。

(禁止行為)

第三十四条の五十三の十五 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 第三十四条の五十三各号に掲げる行為

二 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項（法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書面を交付する場合にあつては、当該

(新設)

- 契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結の代理又は媒介をする行為
- 三 特定預金等契約の締結の勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- 四 特定預金等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）
- 五 特定預金等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

別紙様式第1号(第18条第1項関係)

(日本工業規格A4)

中間業務報告書

(略)

第2 第 期中( 年 月 日現在)中間貸借対照表

(表略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)~(20) (略)

(21) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(22) (略)

2・3 (略)

(略)

別紙様式第1号の2(第18条第1項関係)

(日本工業規格A4)

中間業務報告書

別紙様式第1号(第18条第1項関係)

(日本工業規格A4)

中間業務報告書

(略)

第2 第 期中( 年 月 日現在)中間貸借対照表

(表略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)~(20) (略)

(21) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(22) (略)

2・3 (略)

(略)

別紙様式第1号の2(第18条第1項関係)

(日本工業規格A4)

中間業務報告書

(略)

第2 第 期中 ( 年 月 日現在 ) 中間貸借対照表

(表略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)~(20) (略)

(21) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(22) (略)

2・3 (略)

(略)

別紙様式第2号(第18条第1項関係)

(日本工業規格A4)

中間業務報告書

(略)

第2 年 月 日現在中間貸借対照表

(略)

第2 第 期中 ( 年 月 日現在 ) 中間貸借対照表

(表略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)~(20) (略)

(21) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(22) (略)

2・3 (略)

(略)

別紙様式第2号(第18条第1項関係)

(日本工業規格A4)

中間業務報告書

(略)

第2 年 月 日現在中間貸借対照表

(表略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(14) (略)

(15) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(16) (略)

2・3 (略)

(略)

別紙様式第2号の2（第18条第1項関係）

(日本工業規格A4)

中間業務報告書

(略)

第2年 月 日現在中間貸借対照表

(表略)

(記載上の注意)

(表略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(14) (略)

(15) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(16) (略)

2・3 (略)

(略)

別紙様式第2号の2（第18条第1項関係）

(日本工業規格A4)

中間業務報告書

(略)

第2年 月 日現在中間貸借対照表

(表略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(14) (略)

(15) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(16) (略)

2・3 (略)

(略)

別紙様式第3号（第18条第2項関係）

（日本工業規格A4）

業 務 報 告 書

(略)

第2 第 期 末 ( 年 月 日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	
		(略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(14) (略)

(15) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(16) (略)

2・3 (略)

(略)

別紙様式第3号（第18条第2項関係）

（日本工業規格A4）

業 務 報 告 書

(略)

第2 第 期 末 ( 年 月 日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 証 券 取 引 責 任 準 備 金	
		(略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(25) (略)

(26) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(27) (略)

2～5 (略)

第3 第 期 [ 年 月 日から ] 損益計算書  
年 月 日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	(略)
特 別 利 益	× × ×
固 定 資 産 処 分 益	× × ×
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	× × ×
償 却 債 権 取 立 益	× × ×
<u>金融商品取引責任準備金取崩額</u>	× × ×
その 他 の 特 別 利 益	× × ×
特 別 損 失	× × ×
固 定 資 産 処 分 損	× × ×
減 損	× × ×
<u>金融商品取引責任準備金繰入額</u>	× × ×
そ の 他 の 特 別 損 失	× × ×

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(25) (略)

(26) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(27) (略)

2～5 (略)

第3 第 期 [ 年 月 日から ] 損益計算書  
年 月 日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	(略)
特 別 利 益	× × ×
固 定 資 産 処 分 益	× × ×
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	× × ×
償 却 債 権 取 立 益	× × ×
<u>金融先物取引責任準備金取崩額</u>	× × ×
<u>証券取引責任準備金取崩額</u>	× × ×
その 他 の 特 別 利 益	× × ×
特 別 損 失	× × ×
固 定 資 産 処 分 損	× × ×
減 損	× × ×
<u>金融先物取引責任準備金繰入額</u>	× × ×
<u>証券取引責任準備金繰入額</u>	× × ×
そ の 他 の 特 別 損 失	× × ×

(略)

(略)

(略)

別紙様式第3号の2(第18条第2項関係)

(日本工業規格A4)

業 務 報 告 書

(略)

第2 第 期 末 ( 年 月 日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金 金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)~(25) (略)

(26) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(略)

(略)

(略)

別紙様式第3号の2(第18条第2項関係)

(日本工業規格A4)

業 務 報 告 書

(略)

第2 第 期 末 ( 年 月 日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金	
		(略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)~(25) (略)

(26) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額



業 務 報 告 書

(略)

第 2 年 月 日現在 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金	
		金融商品取引責任準備金	
		(略)	
合 計		合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- (1)～(15) (略)
- (16) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額
- (17) (略)
- 2～5 (略)

第 3

〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	(略)

業 務 報 告 書

(略)

第 2 年 月 日現在 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
合 計		合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- (1)～(15) (略)
- (16) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額
- (17) (略)
- 2～5 (略)

第 3

〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	(略)

特 別 利 益	×	×	×		
固 定 資 産 処 分 益	×	×	×		
貸 倒 引 当 金 戻 立 益	×	×	×		
償 却 債 権 取 立 益	×	×	×		
<u>金融商品取引責任準備金取崩額</u>	×	×	×		
そ の 他 の 特 別 利 益	×	×	×	×	×
特 別 損 失					
固 定 資 産 処 分 損 失	×	×	×		
減 損	×	×	×		
<u>金融商品取引責任準備金繰入額</u>	×	×	×		
そ の 他 の 特 別 損 失	×	×	×		
(略)					(略)

(略)

別紙様式第4号の2(第18条第2項関係)

(日本工業規格A4)

業 務 報 告 書

(略)

第2 年 月 日現在 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(略)		(略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金	

特 別 利 益	×	×	×		
固 定 資 産 処 分 益	×	×	×		
貸 倒 引 当 金 戻 立 益	×	×	×		
償 却 債 権 取 立 益	×	×	×		
<u>金融先物取引責任準備金取崩額</u>	×	×	×		
<u>証券取引責任準備金取崩額</u>	×	×	×		
そ の 他 の 特 別 利 益	×	×	×	×	×
特 別 損 失					
固 定 資 産 処 分 損 失	×	×	×		
減 損	×	×	×		
<u>金融先物取引責任準備金繰入額</u>	×	×	×		
<u>証券取引責任準備金繰入額</u>	×	×	×		
そ の 他 の 特 別 損 失	×	×	×		
(略)					(略)

(略)

別紙様式第4号の2(第18条第2項関係)

(日本工業規格A4)

業 務 報 告 書

(略)

第2 年 月 日現在 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(略)		(略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金	

		金融商品取引責任準備金 (略)	
合 計		合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(15) (略)

(16) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私券によるものに限る。)に係る保証債務の額

(17) (略)  
2～5 (略)

第3 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ] 損益計算書

(単位：百万円)

科 目 (略)	金 額 (略)
特 別 利 益	× × ×
固 定 資 産 処 分 益	× × ×
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	× × ×
償 却 債 権 取 立 益	× × ×
金融商品取引責任準備金取崩額	× × ×
その他の特別利益	× × ×
特 別 損 失	× × ×
固 定 資 産 処 分 損	× × ×

		金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 (略)	
合 計		合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(15) (略)

(16) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私券によるものに限る。)に係る保証債務の額

(17) (略)  
2～5 (略)

第3 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ] 損益計算書

(単位：百万円)

科 目 (略)	金 額 (略)
特 別 利 益	× × ×
固 定 資 産 処 分 益	× × ×
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	× × ×
償 却 債 権 取 立 益	× × ×
金融先物取引責任準備金取崩額	× × ×
証券取引責任準備金取崩額	× × ×
その他の特別利益	× × ×
特 別 損 失	× × ×
固 定 資 産 処 分 損	× × ×

減 損 損 失	×	×	×
金融商品取引責任準備金繰入額	×	×	×
その他の特別損失	×	×	×
(略)	(略)		

(略)

別紙様式第5号(第18条第3項関係)

(日本工業規格A4)

中間連結業務報告書

(略)

第2 中間連結財務諸表

(略)

2 ( 年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

(表略)

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。  
(1)～(18) (略)
- (19) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元

減 損 損 失	×	×	×
金融先物取引責任準備金繰入額	×	×	×
証券取引責任準備金繰入額	×	×	×
その他の特別損失	×	×	×
(略)	(略)		

(略)

別紙様式第5号(第18条第3項関係)

(日本工業規格A4)

中間連結業務報告書

(略)

第2 中間連結財務諸表

(略)

2 ( 年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

(表略)

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。  
(1)～(18) (略)
- (19) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元

本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(20) (略)  
2～5 (略)

(略)

別紙様式第5号の2(第18条第4項関係)

(日本工業規格A4)

連結業務報告書

(略)

第2 連結財務諸表

(略)

2 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表

(表略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(19) (略)

(20) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもので

本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(20) (略)  
2～5 (略)

(略)

別紙様式第5号の2(第18条第4項関係)

(日本工業規格A4)

連結業務報告書

(略)

第2 連結財務諸表

(略)

2 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表

(表略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(19) (略)

(20) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもので

あつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(21) (略)  
2～6 (略)

(略)

別紙様式第6号(第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告

(略)

中間貸借対照表( 年 月 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金 金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(21) (略)

(22) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもので

あつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(21) (略)  
2～6 (略)

(略)

別紙様式第6号(第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告

(略)

中間貸借対照表( 年 月 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金	
		(略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(21) (略)

(22) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもので

あつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(23) (略)  
2・3 (略)

(略)

第2 第 期 中 間 決 算 公 告(要旨)

(略)

中間貸借対照表( 年 月 日現在)

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	
		(略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(略)

別紙様式第6号の2(第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告

(略)

あつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(23) (略)  
2・3 (略)

(略)

第2 第 期 中 間 決 算 公 告(要旨)

(略)

中間貸借対照表( 年 月 日現在)

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 証 券 取 引 責 任 準 備 金	
		(略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(略)

別紙様式第6号の2(第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告

(略)

中間貸借対照表（ 年 月 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部） （略）		（負 債 の 部） （略）	
		特 別 法 上 の 引 当 金 金融商品取引責任準備金	
		（略）	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(21) (略)

(22) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(23) (略)

2・3 (略)

(略)

第2 第 期 中 間 決 算 公 告(要旨)

(略)

中間貸借対照表（ 年 月 日現在）

中間貸借対照表（ 年 月 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部） （略）		（負 債 の 部） （略）	
		特 別 法 上 の 引 当 金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金	
		（略）	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(21) (略)

(22) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(23) (略)

2・3 (略)

(略)

第2 第 期 中 間 決 算 公 告(要旨)

(略)

中間貸借対照表（ 年 月 日現在）

(単位：百万円又は億円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(略)

別紙様式第6号の3 (第19条第1項及び第6項関係)  
第1 第 期 決 算 公 告

(略)

貸借対照表 ( 年 月 日現在 )

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

(単位：百万円又は億円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(略)

別紙様式第6号の3 (第19条第1項及び第6項関係)  
第1 第 期 決 算 公 告

(略)

貸借対照表 ( 年 月 日現在 )

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(26) (略)

(27) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私券によるものに限る。）に係る保証債務の額

(28) (略)

2～5 (略)

損益計算書 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

(単位：百万円)

科目 (略)	金額
特別利益	益
固定資産処分益	益
貸倒引当金戻入益	益
償却債権取立益	益
<u>金融商品取引責任準備金取崩額</u>	益
その他の特別利益	益
特別損失	損
固定資産処分損	損
減損	損
<u>金融商品取引責任準備金繰入額</u>	損
その他の特別損失	損

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(26) (略)

(27) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私券によるものに限る。）に係る保証債務の額

(28) (略)

2～5 (略)

損益計算書 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

(単位：百万円)

科目 (略)	金額
特別利益	益
固定資産処分益	益
貸倒引当金戻入益	益
償却債権取立益	益
<u>金融先物取引責任準備金取崩額</u>	益
<u>証券取引責任準備金取崩額</u>	益
その他の特別利益	益
特別損失	損
固定資産処分損	損
減損	損
<u>金融先物取引責任準備金繰入額</u>	損
<u>証券取引責任準備金繰入額</u>	損
その他の特別損失	損

(略)

第2 第 期 決 算 公 告(要旨)

(略)

貸借対照表( 年 月 日現在)

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金 金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(略)

別紙様式第6号の4(第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 決 算 公 告

(略)

貸借対照表( 年 月 日現在)

(単位：百万円)

(略)

第2 第 期 決 算 公 告(要旨)

(略)

貸借対照表( 年 月 日現在)

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金	
		(略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(略)

別紙様式第6号の4(第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 決 算 公 告

(略)

貸借対照表( 年 月 日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- (1)～(26) (略)
- (27) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額
- (28) (略)
- 2～5 (略)

損益計算書

[ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

(単位：百万円)

科目	目	金額
(略)		
特別利益	益	
固定資産処分	益	
貸倒引当金戻立	益	
償却債権取立	益	

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- (1)～(26) (略)
- (27) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額
- (28) (略)
- 2～5 (略)

損益計算書

[ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

(単位：百万円)

科目	目	金額
(略)		
特別利益	益	
固定資産処分	益	
貸倒引当金戻立	益	
償却債権取立	益	

金融商品取引責任準備金取崩額	
その他の特別利益 特別損失 固定資産処分損失 減損 金融商品取引責任準備金繰入額	
その他の特別損失 (略)	

(略)

第2 第 期 決 算 公 告(要旨)

(略)

貸借対照表 ( 年 月 日現在 )

(単位：百万円又は億円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融商品取引責任準備金 (略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(略)

金融先物取引責任準備金取崩額	
証券取引責任準備金取崩額	
その他の特別利益 特別損失 固定資産処分損失 減損 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額	
その他の特別損失 (略)	

(略)

第2 第 期 決 算 公 告(要旨)

(略)

貸借対照表 ( 年 月 日現在 )

(単位：百万円又は億円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 (略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(略)

別紙様式第7号（第19条第1項及び第6項関係）  
第1 第 期 中 間 決 算 公 告

（略）

中間貸借対照表（ 年 月 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（略）		特 別 法 上 の 引 当 金 金融商品取引責任準備金	
合 計		（略）	合 計

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(14) （略）

(15) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私専によるものに限る。）に係る保証債務の額

(16) （略）

2・3 （略）

（略）

第2 第 期 中 間 決 算 公 告（要旨）

別紙様式第7号（第19条第1項及び第6項関係）  
第1 第 期 中 間 決 算 公 告

（略）

中間貸借対照表（ 年 月 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（略）		特 別 法 上 の 引 当 金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金	
合 計		（略）	合 計

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(14) （略）

(15) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私専によるものに限る。）に係る保証債務の額

(16) （略）

2・3 （略）

（略）

第2 第 期 中 間 決 算 公 告（要旨）

(略)

中間貸借対照表( 年 月 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		特 別 法 上 の 引 当 金 金融商品取引責任準備金	
合 計		合 計	

(略)

別紙様式第7号の2(第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告

(略)

中間貸借対照表( 年 月 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		特 別 法 上 の 引 当 金 金融商品取引責任準備金	
		(略)	

(略)

中間貸借対照表( 年 月 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		特 別 法 上 の 引 当 金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金	
合 計		合 計	

(略)

別紙様式第7号の2(第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告

(略)

中間貸借対照表( 年 月 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		特 別 法 上 の 引 当 金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金	
		(略)	

合	計	合	計
---	---	---	---

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(14) (略)

(15) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(16) (略)

2・3 (略)

(略)

第2 第 期 中 間 決 算 公 告(要旨)

(略)

中間貸借対照表（ 年 月 日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金	
		金融商品取引責任準備金	
		(略)	
合 計		合 計	

(略)

合	計	合	計
---	---	---	---

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(14) (略)

(15) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(16) (略)

2・3 (略)

(略)

第2 第 期 中 間 決 算 公 告(要旨)

(略)

中間貸借対照表（ 年 月 日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
合 計		合 計	

(略)

別紙様式第7号の3（第19条第1項及び第6項関係）  
第1 第 第 期 決 算 公 告

（略）

貸借対照表（ 年 月 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（略）		（略）	
		特 別 法 上 の 引 当 金	
		金融商品取引責任準備金	
		（略）	
合 計		合 計	

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(15) （略）

(16) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(17) （略）

2～5 （略）

損益計算書

〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕

別紙様式第7号の3（第19条第1項及び第6項関係）  
第1 第 第 期 決 算 公 告

（略）

貸借対照表（ 年 月 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（略）		（略）	
		特 別 法 上 の 引 当 金	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		（略）	
合 計		合 計	

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(15) （略）

(16) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(17) （略）

2～5 （略）

損益計算書

〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕

(単位：百万円)

科目	金額
特別利益 分別資産処分益 固定引当金戻立益 貸倒引当権取立益 償却債権取立益 <u>金融商品取引責任準備金取崩額</u> その他の特別利益 特別損 固定資産処分損失 減損 <u>金融商品取引責任準備金繰入額</u> その他の特別損失 (略)	

(略)

第2 第 期 決算公告(要旨)

(略)

貸借対照表( 年 月 日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(略)		(略)	
		特別法上の引当金	

(単位：百万円)

科目	金額
特別利益 分別資産処分益 固定引当金戻立益 貸倒引当権取立益 償却債権取立益 <u>金融先物取引責任準備金取崩額</u> <u>証券取引責任準備金取崩額</u> その他の特別利益 特別損 固定資産処分損失 減損 <u>金融先物取引責任準備金繰入額</u> <u>証券取引責任準備金繰入額</u> その他の特別損失 (略)	

(略)

第2 第 期 決算公告(要旨)

(略)

貸借対照表( 年 月 日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(略)		(略)	
		特別法上の引当金	

		金融商品取引責任準備金 (略)	
合 計		合 計	

(略)

別紙様式第7号の4(第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 決 算 公 告

(略)

貸借対照表( 年 月 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金 金融商品取引責任準備金	
		(略)	
合 計		合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)~(15) (略)

(16) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募

		金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 (略)	
合 計		合 計	

(略)

別紙様式第7号の4(第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 決 算 公 告

(略)

貸借対照表( 年 月 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金	
		(略)	
合 計		合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)~(15) (略)

(16) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によ

によるものに限る。)に係る保証債務の額

(17) (略)  
2～5 (略)

損益計算書 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	
特 別 利 益 分 入 益	
固 定 資 産 処 分 益	
貸 倒 引 当 金 戻 立 益	
償 却 債 権 取 立 益	
金融商品取引責任準備金取崩額	
証券取引責任準備金取崩額	
その他の特別利益	
特 別 損 失 分 損	
固 定 資 産 処 分 損	
減 損 損 失	
金融先物取引責任準備金繰入額	
証券取引責任準備金繰入額	
その他の特別損失	
(略)	

(略)

第2 第 期 決 算 公 告(要旨)

(略)

るものに限る。)に係る保証債務の額

(17) (略)  
2～5 (略)

損益計算書 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	
特 別 利 益 分 入 益	
固 定 資 産 処 分 益	
貸 倒 引 当 金 戻 立 益	
償 却 債 権 取 立 益	
金融先物取引責任準備金取崩額	
証券取引責任準備金取崩額	
その他の特別利益	
特 別 損 失 分 損	
固 定 資 産 処 分 損	
減 損 損 失	
金融先物取引責任準備金繰入額	
証券取引責任準備金繰入額	
その他の特別損失	
(略)	

(略)

第2 第 期 決 算 公 告(要旨)

(略)

貸借対照表（ 年 月 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金	
		金融商品取引責任準備金	
		(略)	
合 計		合 計	

(略)

別紙様式第8号（第19条第2項及び第6項関係）

第1 第 期 中 間 決 算 公 告

(略)

中間連結貸借対照表（ 年 月 日現在）

(表略)

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。  
(1)～(19) (略)

貸借対照表（ 年 月 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
合 計		合 計	

(略)

別紙様式第8号（第19条第2項及び第6項関係）

第1 第 期 中 間 決 算 公 告

(略)

中間連結貸借対照表（ 年 月 日現在）

(表略)

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。  
(1)～(19) (略)

(20) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(21) (略)  
3～6 (略)

(略)

別紙様式第8号の2（第19条第2項及び第6項関係）  
第1 第 期 決 算 公 告

(略)

連結貸借対照表（ 年 月 日現在）

（表略）

（記載上の注意）

1 (略)

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(20) (略)

(21) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(22) (略)

(20) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(21) (略)  
3～6 (略)

(略)

別紙様式第8号の2（第19条第2項及び第6項関係）  
第1 第 期 決 算 公 告

(略)

連結貸借対照表（ 年 月 日現在）

（表略）

（記載上の注意）

1 (略)

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(20) (略)

(21) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(22) (略)

3～7 (略)

(略)

別紙様式第9号(第20条第1項関係)

第 期 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ] 事業報告

(略)

1～5 (略)

6 会計監査人に関する事項

(1)・(2) (略)

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ・ロ (略)

ハ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実

(記載上の注意)

(略)

7～10 (略)

3～7 (略)

(略)

別紙様式第9号(第20条第1項関係)

第 期 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ] 事業報告

(略)

1～5 (略)

6 会計監査人に関する事項

(1)・(2) (略)

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ・ロ (略)

ハ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は証券取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実

(記載上の注意)

(略)

7～10 (略)

別紙様式第9号の2（第20条第1項関係）

第 期 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 事業報告

（略）

1～5 （略）

6 会計監査人に関する事項

(1)・(2) （略）

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ・ロ （略）

ハ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

（記載上の注意）

（略）

7～10 （略）

別紙様式第10号の2（第34条の2第1項、第34条の4第1項関係）

（日本工業規格A4）

銀行法第52条の2第1項に基づく銀行議決権保有届出書・  
銀行法第52条の3第1項に基づく変更報告書（NO. ）(1)

別紙様式第9号の2（第20条第1項関係）

第 期 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 事業報告

（略）

1～5 （略）

6 会計監査人に関する事項

(1)・(2) （略）

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ・ロ （略）

ハ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は証券取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

（記載上の注意）

（略）

7～10 （略）

別紙様式第10号の2（第34条の2第1項、第34条の4第1項関係）

（日本工業規格A4）

銀行法第52条の2第1項に基づく銀行議決権保有届出書・  
銀行法第52条の3第1項に基づく変更報告書（NO. ）(1)

(略)

第1～第3 (略)

(記載上の注意)

1 (略)

2 個別事項

(イ)～(ロ) (略)

第1 提出者及びその他保有者等に関する事項

(ニ)～(チ) (略)

(リ) 取得資金

(1) (略)

(2) 借入金の内訳

「取得資金の内訳」に記載した借入金の内訳について記載すること。「業種」欄には、「銀行」、「長期信用銀行」、「その他の金融機関」(金融商品取引法施行令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。 )、「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等、具体的に記載すること。

(ヌ)・(ル) (略)

(フ) 銀行又は銀行持株会社の発行する株式に係る議決権に関する最近60日間の取得又は処分の状況

(1)～(5) (略)

(6) 「単価」欄には、売買により議決権を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。ただし、金融商品市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によつて取得し又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、売買以外の方法により議決権を取得し、又は処分した場合にはその旨を記載すること。

(リ) 銀行又は銀行持株会社の発行する株式に係る議決権に関する最近60日間の取得又は処分の状況

(1)～(5) (略)

(略)

第1～第3 (略)

(記載上の注意)

1 (略)

2 個別事項

(イ)～(ロ) (略)

第1 提出者及びその他保有者等に関する事項

(ニ)～(チ) (略)

(リ) 取得資金

(1) (略)

(2) 借入金の内訳

「取得資金の内訳」に記載した借入金の内訳について記載すること。「業種」欄には、「銀行」、「長期信用銀行」、「その他の金融機関」(証券取引法施行令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。 )、「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等、具体的に記載すること。

(ヌ)・(ル) (略)

(フ) 銀行又は銀行持株会社の発行する株式に係る議決権に関する最近60日間の取得又は処分の状況

(1)～(5) (略)

(6) 「単価」欄には、売買により議決権を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によつて取得し又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、売買以外の方法により議決権を取得し、又は処分した場合にはその旨を記載すること。

(リ) 銀行又は銀行持株会社の発行する株式に係る議決権に関する最近60日間の取得又は処分の状況

(1)～(5) (略)

(6) 「譲渡の相手方」欄には、譲渡の相手方ごとに氏名又は名称を記載すること。ただし、金融商品市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によつて譲渡した場合において、相手方を知ることができないときは、その理由を明記した上で、この欄に記載することを要しない。

(7) 「単価」欄には、売買により議決権を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。ただし、金融商品市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によつて取得し、又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、売買以外の方法により議決権を取得し、又は処分した場合にはその旨を記載すること。

第2・第3 (略)

別紙様式第11号 (第34条の24第1項関係)

(日本工業規格A4)

中間業務報告書

(略)

第2 中間連結財務諸表

(略)

2 第 期中 ( 年 月 日現在 ) 中間連結貸借対照表

(6) 「譲渡の相手方」欄には、譲渡の相手方ごとに氏名又は名称を記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によつて譲渡した場合において、相手方を知ることができないときは、その理由を明記した上で、この欄に記載することを要しない。

(7) 「単価」欄には、売買により議決権を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によつて取得し、又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、売買以外の方法により議決権を取得し、又は処分した場合にはその旨を記載すること。

第2・第3 (略)

別紙様式第11号 (第34条の24第1項関係)

(日本工業規格A4)

中間業務報告書

(略)

第2 中間連結財務諸表

(略)

2 第 期中 ( 年 月 日現在 ) 中間連結貸借対照表

(表略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(18) (略)

(19) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(20) (略)

2～6 (略)

(略)

別紙様式第12号（第34条の24第2項関係）

(日本工業規格A4)

業 務 報 告 書

(略)

第1第期 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 事業概況書

1 (略)

2 子会社等の状況

(1)～(4) (略)

(5) 子会社の収入の状況

(表略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(18) (略)

(19) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(20) (略)

2～6 (略)

(略)

別紙様式第12号（第34条の24第2項関係）

(日本工業規格A4)

業 務 報 告 書

(略)

第1第期 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 事業概況書

1 (略)

2 子会社等の状況

(1)～(4) (略)

(5) 子会社の収入の状況

(表略)

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 銀行持株会社の子会社である銀行等、証券専門会社又は保険会社等からの収入の有無は、銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社及び信託業を営む外国の会社からの収入について記載することとし、収入がある場合には当該会社名を記載すること。
- 3 (略)
- 3～8 (略)

第2 連結財務諸表

(略)

2 第 期末 ( 年 月 日現在 ) 連結貸借対照表

(表略)

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1)～(19) (略)
- (20) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有

(表略)

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 銀行持株会社の子会社である銀行等、証券専門会社又は保険会社等からの収入の有無は、銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社及び信託業を営む外国の会社からの収入について記載することとし、収入がある場合には当該会社名を記載すること。
- 3 (略)
- 3～8 (略)

第2 連結財務諸表

(略)

2 第 期末 ( 年 月 日現在 ) 連結貸借対照表

(表略)

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1)～(19) (略)
- (20) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証

価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

- (21) (略)
- 2～7 (略)

(略)

別紙様式第13号(第34条の25第1項及び第4項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告

(略)

中間連結貸借対照表( 年 月 日現在)

(表略)

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1)～(19) (略)
  - (20) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額
  - (21) (略)
- 3～7 (略)

券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

- (21) (略)
- 2～7 (略)

(略)

別紙様式第13号(第34条の25第1項及び第4項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告

(略)

中間連結貸借対照表( 年 月 日現在)

(表略)

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1)～(19) (略)
  - (20) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額
  - (21) (略)
- 3～7 (略)

(略)

別紙様式第13号の2 (第34条の25第1項及び第4項関係)

第1 第 期 決 算 公 告

(略)

連結貸借対照表 ( 年 月 日現在 )

(表略)

(記載上の注意)

- 1 (略)
  - 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
    - (1)~(20) (略)
    - (21) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額
    - (22) (略)
  - 3~8 (略)
- (略)

別紙様式第14号 (第34条の28第1項関係)

(略)

別紙様式第13号の2 (第34条の25第1項及び第4項関係)

第1 第 期 決 算 公 告

(略)

連結貸借対照表 ( 年 月 日現在 )

(表略)

(記載上の注意)

- 1 (略)
  - 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
    - (1)~(20) (略)
    - (21) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額
    - (22) (略)
  - 3~8 (略)
- (略)

別紙様式第14号 (第34条の28第1項関係)

<p>第 期 [ 年 月 日から ] 事業報告 年 月 日まで (略)</p>	<p>第 期 [ 年 月 日から ] 事業報告 年 月 日まで (略)</p>
<p>1～5 (略) 6 会計監査人に関する事項 (1)・(2) (略) (3) 会計監査人に関するその他の事項 イ・ロ (略) ハ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行持株会社の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、銀行持株会社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。))の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実 (記載上の注意) (略) 7～10 (略)</p>	<p>1～5 (略) 6 会計監査人に関する事項 (1)・(2) (略) (3) 会計監査人に関するその他の事項 イ・ロ (略) ハ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行持株会社の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、銀行持株会社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は証券取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。))の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実 (記載上の注意) (略) 7～10 (略)</p>

改正案	現行
<p>（営業の免許の申請等）</p> <p>第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該株式会社が子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。）第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第四条の三第四項、第四条の五第二項第十八号、第五条の六第二項、第二十五条の十六第四号、第二十五条の二十二第二項及び第二十六条の二の十二第二号八を除き、以下「銀行法」という。）第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下、ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書面</p> <p>イホ（略）</p> <p>四（略）</p>	<p>（営業の免許の申請等）</p> <p>第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該株式会社が子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。）第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第四条の三第四項、第四条の五第二項第十八号、第五条の六第二項、第二十五条の十六第四号及び第二十五条の二十二第二項を除き、以下「銀行法」という。）第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下、ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書面</p> <p>イホ（略）</p> <p>四（略）</p>

2・3 (略)

(金銭債権の証書の範囲)

第三条 法第六条第三項第四号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一～四の二 (略)

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十

六号)第一条第六項に規定する商品投資受益権の受益権証書

六 (略)

七 法第六条第三項第九号又は第十一号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

(業務の代理又は媒介)

第四条 法第六条第三項第五号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～二 (略)

二の二 金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第

二十五号)第一条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以

下同じ。)(若しくは登録金融機関(同条第十一項に規定する登録

金融機関をいう。)(の投資顧問契約(同条第八項第十一号に規定

する投資顧問契約をいう。)(又は投資一任契約(同項第十二号口

に規定する投資一任契約をいう。以下同じ。)(の締結の代理又は

媒介

2・3 (略)

(金銭債権の証書の範囲)

第三条 法第六条第三項第四号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一～四の二 (略)

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十

六号)第一条第三項に規定する商品投資受益権の受益権証書

六 (略)

七 法第六条第三項第十一号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

(業務の代理又は媒介)

第四条 法第六条第三項第五号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～二 (略)

(新設)

三了五 (略)

(デリバティブ取引)

第四条の二 法第六条第三項第九号及び第十号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引(同法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ)に該当するものを除く。)とする。

(金融等デリバティブ取引)

第四条の二の二 法第六条第三項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(削る)

(削る)

三了五 (略)

(新設)

(金融等デリバティブ取引)

第四条の二 法第六条第三項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」という。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」という。)までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」という。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引(以下「金利先渡取引」という。)

- 二 当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に

係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この号において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この号において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行つた先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引（以下「為替先渡取引」という。）。

三 当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行つた先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引（以下「直物為替先渡取引」という。）

（削る）

(削る)

一 (略)

二 当事者が数量を定めた算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。)について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(差金の授受によつて決済される取引に限る。)

(削る)

(削る)

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において前二号に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に

四 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第四項に規定する店頭金融先物取引(前二号に該当するものを除く。以下「店頭金融先物取引」という。)

五 (略)  
(新設)

六 当事者が元本として定めた金額について、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等を反映する利率又は価格に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等に係る事象の発生に基づき金銭の支払又は財産の移転を相互に約する取引その他これに類似する取引(以下「クレジットデリバティブ取引」という。)

七 当事者が元本及び金利として定めた外貨額について当該当事者間で取り決めた為替相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当事者が元本として定めた金額について当該当事者のそれぞれが相手方と取り決めた利率に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(以下「スワップ取引」という。)

八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相

付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

2  
(略)

(証券専門会社等の業務等)

第四条の三 法第十三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為並びに金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第一条の十二に規定する行為を行う業務

二 (略)

三 第四条の五第二項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第十三条の二第四項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四条の五第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については法第十三条の二第四項第八号に規定する信託子会社等(以下「信託子会社等」という。)を有する場合に限る。

手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引(店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等(以下「取引所金融先物取引等」という。))に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。)

2  
(略)

(証券専門会社等の業務等)

第四条の三 法第十三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

(新設)

一 (略)

二 第四条の五第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第十三条の二第四項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四条の五第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については法第十三条の二第四項第八号に規定する信託子会社等(以下「信託子会社等」という。)を有する場合に限る。

2 法第十三条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

二 累積投資契約（金融商品取引法第三十五条第一項第七号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

三 金融商品取引法第三十五条第一項第一号に規定する有価証券の貸借の媒介

四 前項第二号に掲げる業務

五 第四条の五第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第十三条の二第四項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四条の五第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3・4 (略)

5 法第十三条の二第一項第十二号及び銀行法第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買

2 法第十三条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

(新設)

一 累積投資契約（証券取引法第三十四条第一項第八号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

二 証券取引法第三十四条第一項第二号に規定する有価証券の貸借の媒介

三 前項第一号に掲げる業務

四 第四条の五第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第十三条の二第四項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四条の五第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3・4 (略)

5 法第十三条の二第一項第十二号及び銀行法第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第一条第十六項に規定する証券取引所をいう。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されて

有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 三 (略)

6 8 (略)

9 第十三条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行、その子会社又は第三項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 第十三条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）  
同項第四号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）  
又は同項第八号に規定する有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）  
及び同項第六号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）  
又は同項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）  
を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）  
に掲げる業務を営むもの（子会社として第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号、第七号及

いる株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 三 (略)

6 8 (略)

9 第十三条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行、その子会社又は第三項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 第十三条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）  
同項第四号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）  
又は同項第八号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）  
及び同項第六号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）  
又は同項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）  
を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）  
に掲げる業務を営むもの（子会社として第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において

び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十三条の二第一項第八号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社（法第十六条の二の四第一項に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三 七（略）  
10（略）

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第四条の四 法第十三条の二第三項（法第十六条の二第二項及び第十条の二の二第五項並びに銀行法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第四項並びに令第六条第一項において準用する銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「銀行法施行令」という。）第四条第二項並びに前条第十項、第四条の七第五項、第五条の二の六第六項、第五条の六第九項、第五条の九

同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十三条の二第一項第八号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社（法第十六条の二の四第一項に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三 七（略）  
10（略）

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第四条の四 法第十三条の二第三項（法第十六条の二第二項及び第十条の二の二第五項並びに銀行法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第四項並びに令第六条第一項において準用する銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「銀行法施行令」という。）第四条第二項並びに前条第十項、第四条の七第五項、第五条の二の六第六項、第五条の六第九項、第五条の九

第五項、第十六条の二第三項、第二十五条の四第三項、第二十五条の十第三項、第二十五条の十の二第三項、第二十五条の十一第三項並びに第二十六条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権とする。

一 有価証券関連業を営む金融商品取引業者及び外国の会社が業務として所有する株式等

二 四（略）

2 第十三条の二第三項の規定により、信託財産である株式等に係る議決権で、会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第十条の規定により当該会社が投資信託委託会社（同法第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権及び同法第十条の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託会社に相当する者としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権とする。

3・4（略）

第五項、第十六条の二第三項、第二十五条の四第三項、第二十五条の十第三項、第二十五条の十の二第三項、第二十五条の十一第三項並びに第二十六条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権とする。

一 証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう。以下同じ。）及び証券業（法第十三条の二第一項第三号に規定する証券業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社が業務として所有する株式等

二 四（略）

2 第十三条の二第三項の規定により、信託財産である株式等に係る議決権で、会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二条の規定により当該会社が同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権及び同法第十二条の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権とする。

3・4（略）

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第四条の五 (略)

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一の四 (略)

一の五 削除

一の六・二 (略)

三 法第六条第三項に規定する業務(同項第五号に掲げる業務、有価証券関連業務)その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。

三の二 三の四 (略)

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為を行う業務

五 削除

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項に規定する商品投資顧問業

七 七 十二 (略)

十三 投資信託委託会社又は資産運用会社(投資信託及び投資法人

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第四条の五 (略)

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一の四 (略)

一の五 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業(第三号及び第十三号に掲げる業務に該当するものを除く。)

一の六・二 (略)

三 法第六条第三項に規定する業務(同項第五号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号及び第五号に掲げる業務)その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。

三の二 三の四 (略)

四 抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百十四号)第一条第一項に規定する抵当証券業

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業(同条第二項に規定する商品投資契約の締結を行うものを除く。)

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する商品投資顧問業

七 七 十二 (略)

十三 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定す

に関する法律第二十九条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下この号において同じ。）として行う業務（外国においてはこれらと同種類のもの。投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。）

十四 投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資一任契約に係る業務

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する特定資産（不動産、不動産の賃借権及び地上権を除く。）に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に該当するものを除く。）

十四の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十五、十八の三（略）

十八の四 算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

十八の五 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する

る投資信託委託業及び同条第十七項に規定する投資法人資産運用業（外国においてはこれらと同種類のもの。同法第三十四条の第一項第二号に規定する不動産の管理業務（投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行うものに限る。）を含む。）

十四 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十年法律第七十四号）第一条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

（新設）

（新設）

十五、十八の三（略）

（新設）

（新設）

取引その他これに類似する取引

□ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

十九 (略)

二十 有価証券に関する顧客の代理

二十一・二十二 (略)

二十三 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務(有価証券関連業に該当するものを除く。)

二十四～三十九 (略)

3～8 (略)

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第四条の六の二 法第十三条の二第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第四条の五第二項第一号から第十八号の五までに掲げる業務  
二・三 (略)

十九 (略)

二十 有価証券に関する顧客の代理(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。)

二十一・二十二 (略)

二十三 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約(証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第一条の三の二第二項各号に掲げるものを除く。)(の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務(第五号に該当するものを除く。))

二十四～三十九 (略)

3～8 (略)

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第四条の六の二 法第十三条の二第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第四条の五第二項第一号から第十八号の三までに掲げる業務  
二・三 (略)

(合併等の場合に催告を要しない債権者)

第五条 令第三条及び銀行法施行令第七条に規定する債権者で内閣府令で定めるものは、次に掲げる債権者とする。ただし、第二号から第六号までに掲げる債権者については、法第十四条の二第一項に規定する会社分割(会社分割により事業を承継させる場合に限り)の決議をした場合に限り。

一・二 (略)

三 金利又は外国為替に係る店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。)(のうち同項第六号に掲げる取引に該当するもの以外のもの(公正な商慣習に基づく一定の基準及び方法により行われるもの)に限る。)(に係る債権者

四・六 (略)

(長期信用銀行を子会社とする持株会社になることとする場合の認可の申請等)

第五条の二の六 (略)

2・3 (略)

4 法第十六条の二の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 有価証券関連連業を営む金融商品取引業者が業務として株式を取

(合併等の場合に催告を要しない債権者)

第五条 令第三条及び銀行法施行令第七条に規定する債権者で内閣府令で定めるものは、次に掲げる債権者とする。ただし、第二号から第六号までに掲げる債権者については、法第十四条の二第一項に規定する会社分割(会社分割により事業を承継させる場合に限り)の決議をした場合に限り。

一・二 (略)

三 金利又は外国為替に係る店頭金融先物取引、スワップ取引又はオプション取引(公正な商慣習に基づく一定の基準及び方法により行われるもの)に限る。)(に係る債権者

四・六 (略)

(長期信用銀行を子会社とする持株会社になることとする場合の認可の申請等)

第五条の二の六 (略)

2・3 (略)

4 法第十六条の二の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 証券会社が業務として株式を取得する場合におけるその業務の

得する場合におけるその業務の実施

四〇八 (略)

5・6 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五条の六 (略)

2〇7 (略)

8 法第十六条の四第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十六条の四第一項第七号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び信託専門会社又は同項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除

実施

四〇八 (略)

5・6 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五条の六 (略)

2〇7 (略)

8 法第十六条の四第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十六条の四第一項第七号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び信託専門会社又は同項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下

き、以下この条において同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十六条の四第一項第七号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三 三十七（略）  
九（略）

（子会社対象会社のうち長期信用銀行等から除かれるもの）

第五条の八 法第十六条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第四条の五第二項第一号から第十八号の五までに掲げる業務  
二・三（略）

（預金者等に対する情報の提供）

第十二条 長期信用銀行は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものと

この条において同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十六条の四第一項第七号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三 三十七（略）  
九（略）

（子会社対象会社のうち長期信用銀行等から除かれるもの）

第五条の八 法第十六条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第四条の五第二項第一号から第十八号の三までに掲げる業務  
二・三（略）

（預金者等に対する情報の提供）

第十二条 長期信用銀行は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この条において同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法に

する。

一〇四（略）

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ 市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二十一条に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は外国市場デリバティブ取引（同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの

ロ・ハ（略）

二 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場（同条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）における同条第二十一項第一号に掲げる取引と類似の取引を除く。）

ホ 金融商品取引法第二十一条第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同条第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（第十二条の三第一項第二号及び第二十六条の二の二十五第一項第十三号ホにおいて、

より行うものとする。

一〇四（略）

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ 取引所金融先物取引等

ロ・ハ（略）

二 証券取引法第八条第三号の二又は同条第二十一項から第二十三項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

ホ 証券取引法第二十条に規定する有価証券先物取引又は同条第八項第三号口に規定する外国有価証券市場における同条第二十項に規定する有価証券先物取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同条第三号及び第四号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（第十二条の三第一項第二号

国債証券等」という。(並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有する者に係るものに限る。)

六 (略)

2・3 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十二条の三 長期信用銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(国債証券等及び前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。)

三 (略)

2・3 (略)

(投資信託委託会社等への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十二条の四 長期信用銀行は、投資信託委託会社又は資産運用会社が当該長期信用銀行の営業所の一部を使用して投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証

において「国債証券等」という。(並びに同法第一条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。)

六 (略)

2・3 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十二条の三 長期信用銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(国債証券等及び前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。)

三 (略)

2・3 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十二条の四 長期信用銀行は、投資信託及び投資法人に関する法律第二十八条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該長期信用銀行の営業所の一部を使用して同法に規定する投資信託若しくは外国投資

券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券（以下この条において「受益証券等」という。）を取り扱う場合には、長期信用銀行が預金等を取り扱う場所と投資信託委託会社又は資産運用会社が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

（特定取引勘定）

第十二条の四の三（略）

2 前項の特定取引とは、長期信用銀行が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

一（略）

二 金融商品取引法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（法第六条第四項第六号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。）、金融商品取引法第二条第一項第八号及び第十三号に掲げる有価証券並びに同項第五号に掲げる有価証券（法第六条第四項第一号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債に係るものを除く

信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券（以下この条において「受益証券等」という。）を取り扱う場合には、長期信用銀行が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

（特定取引勘定）

第十二条の四の三（略）

2 前項の特定取引とは、長期信用銀行が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う取引所金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一（略）

二 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（法第六条第四項第五号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。）、証券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号に掲げる有価証券（法第六条第四項第一号に掲げる短期社債及び同項第四号に掲げる短期社債に係るものを除

。以下この号において同じ。）及び金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券（同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で金融商品取引法施行令第十五条の十七第一項第二号及び同条第三項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

三 有価証券の売買（国債等、金融商品取引法第一条第一項第四号、第五号及び第八号に掲げる有価証券（同項第四号及び第五号に掲げる有価証券にあつては、法第六条第四項第一号に掲げる短期社債、同項第五号に掲げる短期社債及び同項第六号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証券で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに金融商品取引法第二十八条第八項第三号イ及び第四号イに掲げる取引に限る。）及び有価証券関連デリバティブ取引（同項第三号イ及び第四号イに掲げる取引を除く。）

四 法第六条第三項第三号の規定により営むことができる業務に係る有価証券関連デリバティブ取引（当該有価証券関連デリバティブ取引に係る有価証券が法第六条第三項第四号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等（法第

く。以下この号において同じ。）及び証券取引法第一条第一項第九号に掲げる有価証券（同項第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で証券取引法施行令第十七条の二第一項第二号及び同条第二項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

三 有価証券の売買（国債等、証券取引法第一条第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（同項第三号の二及び第四号に掲げる有価証券にあつては、法第六条第四項第一号に掲げる短期社債、同項第四号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証券で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに有価証券先渡取引に限る。）、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（次号及び第五号に掲げるものを除く。）

四 法第六条第三項第三号の規定により営むことができる業務に係る有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が法第六条第三項第四号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等（法第

六条第四項に規定する短期社債等をいう。以下同じ。) 以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。

五 法第六条第三項第三号の規定により営むことができる業務に係る有価証券の売買又は引受け及び有価証券関連デリバティブ取引

六・六の二 (略)

七 店頭デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの

八 削除

九 (略)

十及び十一 削除

十二 (略)

十三 第四条の二の二第二項第二号に掲げる取引

十四 削除

十五 第四条の二の二第一項第三号に掲げる取引

十六 前各号に掲げる取引のほか、当該取引又は市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)に類似し、又は密接に関連する取引

六条第四項に規定する短期社債等をいう。以下同じ。) 以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。

五 法第六条第三項第三号の規定により営むことができる業務に係る有価証券の売買又は引受け、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引(前号に掲げるものを除く。)

六・六の二 (略)

七 金利先渡取引

八 為替先渡取引

九 (略)

十 直物為替先渡取引

十一 店頭金融先物取引

十二 (略)

十三 クレジットデリバティブ取引(資金の貸付けその他の信用供与に係る債権のうち、当該取引に付随するものの取得又は譲渡を含む。第五項において同じ。)

十四 スワップ取引

十五 オプション取引

十六 前各号に掲げる取引のほか、当該取引又は取引所金融先物取引等に類似し、又は密接に関連する取引

## 3・4 (略)

5 特定取引勘定設置長期信用銀行は、特定取引のうち事業年度終了の時に於いて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一 市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

引所又は外国金融商品市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

二 店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第二十二項第三号、第四号及び第六号に掲げる取引並びに有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

当該取引により当事者間で授受することを約した金額(事業年度終了の日において未確定の場合)、指標の予想される数値に基づき算出される金額(を合理的な方法により事業年度終了の日の現在価値に割り引いた額

三 店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限り、有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

及び第四条の二の二第一項第三号に掲げる取引

当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額(事業年度

## 3・4 (略)

5 特定取引勘定設置長期信用銀行は、特定取引のうち事業年度終了の時に於いて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一 取引所金融先物取引等

金融先物取引法第二条第六項に規定する金融先物取引所又は同条第三項に規定する海外金融先物市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

二 金利先渡取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、直物為替先渡取引及びスワップ取引

当該取引により当事者間で授受することを約した金額(事業年度終了の日において未確定の場合)、指標の予想される数値に基づき算出される金額(を合理的な方法により事業年度終了の日の現在価値に割り引いた額

三 オプション取引

当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額(事業年度終了の日において未確定の場合)、指標の予想される数値に基づき算出される金額(、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的

終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

四 国債等の引受け、資産対応証券の引受け、選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買の契約が解除される取引をいう。）、店頭デリバティブ取引（前二号に掲げる取引に該当するものを除く。）及び商品デリバティブ取引 前各号に掲げる額に準ずるものとして合理的な方法により算定した額

（社内規則等）

第十二条の五 長期信用銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

な方法により算定した額

四 国債等の引受け、資産対応証券の引受け、選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買の契約が解除される取引をいう。）、有価証券店頭デリバティブ取引、店頭金融先物取引、商品デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引 前各号に掲げる額に準ずるものとして合理的な方法により算定した額

（社内規則等）

第十二条の五 長期信用銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(同一人に対する信用の供与等)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 銀行法施行令第四条第四項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるもののうち、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募に該当するものであつた社債の保有

二 (略)

三 貸借対照表の買入金銭債権勘定に金融商品取引法第二条第一項第十五号に規定する約束手形(次号において「約束手形」という。)として計上されるもの

四・五 (略)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第十三条の二 長期信用銀行の銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十三条の六までにおいて同じ。)の額(第十三条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

(同一人に対する信用の供与等)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 銀行法施行令第四条第四項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるものうち、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募に該当するものであつた社債の保有

二 (略)

三 貸借対照表の買入金銭債権勘定に証券取引法第二条第一項第八号に規定する約束手形(次号において「約束手形」という。)として計上されるもの

四・五 (略)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第十三条の二 長期信用銀行の銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十三条の六までにおいて同じ。)の額(第十三条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一・二（略）

三 前条第三項に規定する株式又は出資が財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券であつて、貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四〇六（略）

2・3（略）

（長期信用銀行の業務に係る禁止行為）

第十三条の十一の三 銀行法第十三条の三第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二・三（略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。）とする。

一〇四（略）

一・二（略）

三 前条第三項に規定する株式又は出資が財務諸表等規則第八条第二十一項に規定するその他有価証券であつて、貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四〇六（略）

2・3（略）

（長期信用銀行の業務に係る禁止行為）

第十三条の十一の三 銀行法第十三条の三第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二・三（略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。）とする。

一〇四（略）

五 長期信用銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ〜チ (略)

リ 長期信用銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

又 (略)

2 (略)

第十八条の三 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号及び第三号ホに掲げる事項を除く。）とする。

一・二 (略)

三 長期信用銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ〜ホ (略)

へ 長期信用銀行が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

五 長期信用銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ〜チ (略)

リ 長期信用銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について証券取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

又 (略)

2 (略)

第十八条の三 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号及び第三号ホに掲げる事項を除く。）とする。

一・二 (略)

三 長期信用銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ〜ホ (略)

へ 長期信用銀行が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について証券取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

ト (略)

(特例対象議決権に係る長期信用銀行議決権保有届出書の提出等)  
第二十五条の二の二 (略)

2 銀行法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者(有価証券関連業又は投資運用業(金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。))を営む者に限る。)、信託会社(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)、保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び日本郵政公社

二 外国の法令に準拠して外国において銀行業、有価証券関連業、投資運用業、信託業又は保険業を営む者であつて前号に掲げる者以外の者

三 (略)

3～7 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書

ト (略)

(特例対象議決権に係る長期信用銀行議決権保有届出書の提出等)  
第二十五条の二の二 (略)

2 銀行法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行、長期信用銀行、証券会社、信託会社(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)、保険会社、投資信託委託業者(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。)、投資顧問業者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項の認可を受けたものに限る。)、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び日本郵政公社

二 外国の法令に準拠して外国において銀行業、証券業、信託業又は保険業を営む者、投資信託の委託者となることを業とする者及び投資顧問業を営む者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三条に規定する投資判断の一任による投資を行う業務又はこれに準ずる業務を営む者に限る。))であつて前号に掲げる者以外の者

三 (略)

3～7 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書

類の縦覧等)

第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間説明書類にあつては、第一号イ及び二、第二号並びに第四号ホに掲げる事項を除く。)とする。

一～三 (略)

四 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ ホ (略)

へ 長期信用銀行持株会社が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

ト (略)

2～4 (略)

(長期信用銀行代理業に係る社内規則等)

第二十五条の二十八 長期信用銀行代理業者は、その営む長期信用銀行代理業の内容及び方法に<sup>二</sup>応じ、顧客の知識、<sup>三</sup>経験、<sup>四</sup>財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付そ

類の縦覧等)

第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間説明書類にあつては、第一号イ及び二、第二号並びに第四号ホに掲げる事項を除く。)とする。

一～三 (略)

四 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ ホ (略)

へ 長期信用銀行持株会社が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

ト (略)

2～4 (略)

(長期信用銀行代理業に係る社内規則等)

第二十五条の二十八 長期信用銀行代理業者は、その営む長期信用銀行代理業の内容及び方法に<sup>二</sup>応じ、顧客の知識、<sup>三</sup>経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法

他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。) に関する社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(長期信用銀行代理業に係る禁止行為)

第二十五条の三十二 銀行法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、その営む長期信用銀行代理業の内容及び方法に  
じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二 六 (略)

第二十六条の二 (略)

(特定預金等)

第二十六条の二の二 法第十七条の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 預金者等が預入期間の途中で解約をした場合に違約金その他これに準ずるもの(以下この号において「違約金等」という。)を支払うこととなる預金等であつて、当該違約金等の額を当該解約の時における当該預金等の残高から控除した金額が、金利、通貨

による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。) に関する社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(長期信用銀行代理業に係る禁止行為)

第二十五条の三十二 銀行法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、その営む長期信用銀行代理業の内容及び方法に  
じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二 六 (略)

第二十六条の二 (略)

(新設)

の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により預入金額を下回ることとなるおそれがあるもの

二 預金等のうち、外国通貨で表示されるもの

三 預金等のうち、その受入れを内容とする取引に金融商品取引法第二条第二十二項第三号（口を除く。）に掲げる取引（通貨の売買に係るものに限る。）が付随するもの

（契約の種類）

第二十六条の二の三 法第十七条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定預金等契約（法第十七条の二に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）とする。

（新設）

（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日）  
第二十六条の二の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

（新設）

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で

定める日は、長期信用銀行が前項の規定により定められた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第二十六条の二の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約(準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。)( ) に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。)( ) を特定投資家(金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)( ) 以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った長期信用銀行のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、準用金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

(情報通信の技術を利用した提供)

第二十六条の二の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準

(新設)

(新設)

用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該長期信用銀行若しくは長期信用銀行代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法）による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 | 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力すること

により書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。  
。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第六条の六に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合

するものであること。

イ 顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は長期信用銀行若しくは長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第二十六条の二の七 令第六条の六第一項及び第六条の七第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第二十六条の二の十第一項各号に掲げる方法のうち長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)

(新設)

の期限日)

第二十六条の二の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同(二)とする)

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、長期信用銀行が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第二十六条の二の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)(に關して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)(が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)(には適用されない旨

(新設)

(新設)

とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った長期信用銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第二十六条の二の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 長期信用銀行の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 長期信用銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて

(新設)

当該顧客の閲覧に供し、当該長期信用銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

- 2 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、長期信用銀行がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、長期信用銀行の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる業者等)  
第二十六条の二の十一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第

一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。
- 二 その締結した商法第五百二十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の合計額が三億円未満であること。

- 2 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

(新設)

一 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号

）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第二十六条の二の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

（新設）

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第二十六条の二の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。
- 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。
- イ 有価証券（ホに掲げるものを除く。）
  - ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。）に係る権利
  - ハ 法第十七条の二に規定する特定預金等（八を除き、以下「特定預金等」という。）、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の六の四に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等及び農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等

- 二 農業協同組合法第十一条の三に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利
  - ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権
  - ヘ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利
  - ト 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引に係る権利
  - 三 申出者が最初に当該長期信用銀行との間で特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。
- （特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）
- 第二十六条の二十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。
- 一 当該日
  - 二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ）。

（新設）

）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、長期信用銀行が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

第二十六条の二の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

（新設）

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った長期信用銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(広告類似行為)

第二十六条の二の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。)、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。))を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)

( )により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づき行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定預金等契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。))を提供する方法(当該事項のうち景品その

(新設)

他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 商品の名称（通称を含む。）

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

ハ 令第六条の八第二項第一号に掲げる事項（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面

（以下「契約締結前交付書面」という。）

(2) 第二十六条の二の二十三第一項第一号に規定する外貨預金等書面

(3) 第二十六条の二の二十三第一項第三号ロに規定する契約変更書面

（特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法）

第二十六条の二の十六 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内

（新設）

容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告等をするときは、令第六条の八第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

3 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。第二十六条の二の十九第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第六条の八第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第二十六条の二の十七 令第六条の八第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価（以下

（新設）

「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第二十六条の二の十八 令第六条の八第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

- 一 当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨
- 二 その他当該特定預金等契約に関する重要な事項について顧客の不利となる事実

(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第二十六条の二の十九 令第六条の八第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

(新設)

- 一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法
- イ 有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送法(昭

和四十七年法律第百十四号) 第二条第四項の有線テレビジョン  
放送事業者をいう。

ロ 有線ラジオ放送(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する  
法律(昭和二十六年法律第百三十五号) 第二条の有線ラジオ放  
送をいう。)の業務を行う者

ハ 電気通信役務利用放送(電気通信役務利用放送法(平成十三  
年法律第八十五号) 第一条第一項の電気通信役務利用放送をい  
う。)の業務を行う者

二 長期信用銀行若しくは長期信用銀行代理業者又は当該長期信用  
銀行若しくは長期信用銀行代理業者が行う広告等に係る業務の委  
託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記  
録された情報の内容(一般放送事業者の放送設備により放送をさ  
せる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のも  
のに限る。)を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる  
方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、  
広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの  
並びにこれらに類するもの

2 | 令第六条の八第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、  
第二十六条の二の十五第三号二に掲げる事項とする。

(誇大広告をしてはならない事項)

第二十六条の二の二十 準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定

(新設)

する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定預金等契約の解除に関する事項
- 二 特定預金等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- 三 特定預金等契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項
- 四 特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

（契約締結前交付書面の記載方法）

第二十六条の二の二十一 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づき日本工業規格（次項において「日本工業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

- 一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第二十六条の二の二十五第一項第十一号に掲げる事項

（新設）

二 第二十六条の二の二十五第一項第十二号に掲げる事項

3 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者は、契約締結前交付書面には、第二十六条の二の二十五第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(情報の提供の方法)

第二十六条の二の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、契約締結前交付書面を交付することにより行うものとする。

(新設)

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第二十六条の二の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(新設)

一 第二十六条の二の二十二号に掲げるもの(同条第一号又は第二号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第二十六条の二の

二十五第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第二十六条の二の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付していない場合を含む。）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2 | 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第六条の六の規定並びに第二十六条の二の六の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

3 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限り。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結前交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第二十六条の二の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載

（新設）

をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（契約締結前交付書面の記載事項）

第二十六条の二の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

- 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
- 二 商品の名称（通称を含む。）
- 三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別
- 四 受入れの対象となる者の範囲
- 五 預入期間（自動継続扱いの有無を含む。）
- 六 最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項
- 七 払戻しの方法
- 八 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
- 九 付加することのできる特約に関する事項
- 十 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）
- 十一 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、

次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由

十二 当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所屬長期信用銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

十三 次に掲げるものと特定預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細

イ 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

ロ 法第六条第三項第十一号に規定する金融等デリバティブ取引  
ハ 先物外国為替取引

ニ 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引を除く。）

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（国債証券等及び同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

十四 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定

の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する事項

十五 当該特定預金等契約に関する租税の概要

十六 顧客が当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行に連絡する方法

十七 当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称）

十八 その他特定預金等の預入れに関し参考となると認められる事項

2 一の特定預金等契約の締結について長期信用銀行及び長期信用銀行代理業者が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

（契約締結時交付書面の記載事項）

第二十六条の二の二十六 特定預金等契約が成立したときに作成する

（新設）

準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行の商号
  - 二 預入金額（元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額）
  - 三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別
  - 四 預入日及び満期日（自動継続扱いの有無を含む。）
  - 五 払戻しの方法
  - 六 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
  - 七 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）
  - 八 当該特定預金等契約の成立の年月日
  - 九 当該特定預金等契約に係る手数料等に関する事項
  - 十 顧客の氏名又は名称
  - 十一 顧客が当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行に連絡する方法
- 2 | 一の特定預金等契約の締結について長期信用銀行及び長期信用銀行代理業者が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなければならない場合に

において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結時交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第二十六条の二の二十七 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し外貨預金等書面を交付している場合(当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合(前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付していない場合を含む。)

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約が成立した場合には、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

(新設)

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第六条の六の規定並びに第二十六条の二の六の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

3 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結時交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

（禁止行為）

第二十六条の二の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規

(新設)

定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（八に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為
- イ 契約締結前交付書面
- ロ 外貨預金等書面
- ハ 契約変更書面
- 二 特定預金等契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- 三 特定預金等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の

利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

四 特定預金等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

五 長期信用銀行にあつては、第十三条の十一の三各号に掲げる行為

六 長期信用銀行代理業者にあつては、第二十五条の三十二各号に掲げる行為

（行為規制の適用除外の例外）

第二十六条の二の二十九 準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、準用金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用について、顧客の締結した特定預金等契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

（新設）

別紙様式第2号(第17条第2項関係)

(日本工業規格A4)

業 務 報 告 書

(略)

第2 第 期末( 年 月 日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	
		(略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(略)

第3 第 期 ( 年 月 日から  
年 月 日まで)

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
(略)	(略)
特 別 利 益	x x x
固 定 資 産 処 分 益	x x x
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	x x x
償 却 債 権 取 立 益	x x x
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 取 崩 額	x x x

別紙様式第2号(第17条第2項関係)

(日本工業規格A4)

業 務 報 告 書

(略)

第2 第 期末( 年 月 日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 証 券 取 引 責 任 準 備 金	
		(略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(略)

第3 第 期 ( 年 月 日から  
年 月 日まで)

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
(略)	(略)
特 別 利 益	x x x
固 定 資 産 処 分 益	x x x
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	x x x
償 却 債 権 取 立 益	x x x
金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 取 崩 額	x x x

その他の特別利益	×	×	×
特別損	×	×	×
固定資産処分損失	×	×	×
減損	×	×	×
金融商品取引責任準備金繰入額	×	×	×
その他の特別損失	×	×	×
(略)			

(略)

別紙様式第2号の2 (第17条第2項関係)

(日本工業規格A4)

業 務 報 告 書

(略)

第2 第 期 末 ( 年 月 日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金	
		金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

証券取引責任準備金取崩額	×	×	×
その他の特別利益	×	×	×
特別損	×	×	×
固定資産処分損失	×	×	×
減損	×	×	×
金融先物取引責任準備金繰入額	×	×	×
証券取引責任準備金繰入額	×	×	×
その他の特別損失	×	×	×
(略)			

(略)

別紙様式第2号の2 (第17条第2項関係)

(日本工業規格A4)

業 務 報 告 書

(略)

第2 第 期 末 ( 年 月 日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(略)

第3 第 期 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	額
特別利益	(略)	× × ×
固定資産処分益	× × ×	×
貸倒引当金戻立益	× × ×	×
償却債権取立益	× × ×	×
<u>金融商品取引責任準備金取崩額</u>	× × ×	×
その他の特別利益	× × ×	× × ×
特別損失	× × ×	×
固定資産処分損失	× × ×	×
減損	× × ×	×
<u>金融商品取引責任準備金繰入額</u>	× × ×	×
その他の特別損失	× × ×	×

(略)

別紙様式第4号(第18条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告

(略)

第3 第 期 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	額
特別利益	(略)	× × ×
固定資産処分益	× × ×	×
貸倒引当金戻立益	× × ×	×
償却債権取立益	× × ×	×
<u>金融先物取引責任準備金取崩額</u>	× × ×	×
<u>証券取引責任準備金取崩額</u>	× × ×	×
その他の特別利益	× × ×	× × ×
特別損失	× × ×	×
固定資産処分損失	× × ×	×
減損	× × ×	×
<u>金融先物取引責任準備金繰入額</u>	× × ×	×
<u>証券取引責任準備金繰入額</u>	× × ×	×
その他の特別損失	× × ×	×

(略)

別紙様式第4号(第18条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告

(略)

中間貸借対照表( 年 月 日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(略)

第2 第 期 中 間 決 算 公 告(要旨)

(略)

中間貸借対照表( 年 月 日現在)

(単位：百万円又は億円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(略)

中間貸借対照表( 年 月 日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(略)

第2 第 期 中 間 決 算 公 告(要旨)

(略)

中間貸借対照表( 年 月 日現在)

(単位：百万円又は億円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(略)

別紙様式第4号の2(第18条第1項及び第6項関係)  
第1 第 期 中 間 決 算 公 告

(略)

中間貸借対照表( 年 月 日現在)  
(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金 <u>金融商品取引責任準備金</u>	
		(略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(略)

第2 第 期 中 間 決 算 公 告(要旨)

(略)

中間貸借対照表( 年 月 日現在)  
(単位:百万円又は億円)

科 目	金 額	科 目	金 額
-----	-----	-----	-----

(略)

別紙様式第4号の2(第18条第1項及び第6項関係)  
第1 第 期 中 間 決 算 公 告

(略)

中間貸借対照表( 年 月 日現在)  
(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金 <u>金融先物取引責任準備金</u> <u>証券取引責任準備金</u>	
		(略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(略)

第2 第 期 中 間 決 算 公 告(要旨)

(略)

中間貸借対照表( 年 月 日現在)  
(単位:百万円又は億円)

科 目	金 額	科 目	金 額
-----	-----	-----	-----

(資産の部) (略)	(負債の部) (略)	特別法上の引当金 金融商品取引責任準備金 (略)
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(略)

別紙様式第4号の3(第18条第1項及び第6項関係)  
第1 第 期 決 算 公 告

(略)

貸借対照表( 年 月 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融商品取引責任準備金 (略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(略)

(資産の部) (略)	(負債の部) (略)	特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 (略)
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(略)

別紙様式第4号の3(第18条第1項及び第6項関係)  
第1 第 期 決 算 公 告

(略)

貸借対照表( 年 月 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 (略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(略)

損益計算書 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	
特 別 利 益	
固 定 資 産 処 分 益	
貸 倒 引 当 金 戻 立 益	
償 却 債 権 取 立 益	
<u>金融商品取引責任準備金取崩額</u>	
その他の特別利益	
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損 失	
減 価 損 失	
<u>金融商品取引責任準備金繰入額</u>	
その他の特別損失	
(略)	

(略)

第2 第 期 決 算 公 告(要旨)

(略)

貸借対照表( 年 月 日現在 )

損益計算書 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	
特 別 利 益	
固 定 資 産 処 分 益	
貸 倒 引 当 金 戻 立 益	
償 却 債 権 取 立 益	
<u>金融先物取引責任準備金取崩額</u>	
<u>証券取引責任準備金取崩額</u>	
その他の特別利益	
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損 失	
減 価 損 失	
<u>金融先物取引責任準備金繰入額</u>	
<u>証券取引責任準備金繰入額</u>	
その他の特別損失	
(略)	

(略)

第2 第 期 決 算 公 告(要旨)

(略)

貸借対照表( 年 月 日現在 )

(単位：百万円又は億円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(略)

別紙様式第4号の4 (第18条第1項及び第6項関係)  
第1 第 期 決 算 公 告

(略)

貸借対照表 ( 年 月 日現在 )

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(単位：百万円又は億円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(略)

別紙様式第4号の4 (第18条第1項及び第6項関係)  
第1 第 期 決 算 公 告

(略)

貸借対照表 ( 年 月 日現在 )

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(略)

損益計算書 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	
特 別 利 益	
固 定 資 産 処 分 益	
貸 倒 引 当 金 戻 立 益	
償 却 債 権 取 立 益	
<u>金融商品取引責任準備金取崩額</u>	
特 別 損 失	
そ の 他 の 特 別 損 失	
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損 失	
減 損 損 失	
<u>金融商品取引責任準備金繰入額</u>	
そ の 他 の 特 別 損 失	
(略)	

(略)

第 2 第 期 決 算 公 告 (要旨)

(略)

貸借対照表 ( 年 月 日現在 )

(略)

損益計算書 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	
特 別 利 益	
固 定 資 産 処 分 益	
貸 倒 引 当 金 戻 立 益	
償 却 債 権 取 立 益	
<u>金融先物取引責任準備金取崩額</u>	
<u>証券取引責任準備金取崩額</u>	
特 別 損 失	
そ の 他 の 特 別 損 失	
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損 失	
減 損 損 失	
<u>金融先物取引責任準備金繰入額</u>	
<u>証券取引責任準備金繰入額</u>	
そ の 他 の 特 別 損 失	
(略)	

(略)

第 2 第 期 決 算 公 告 (要旨)

(略)

貸借対照表 ( 年 月 日現在 )

(単位：百万円又は億円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融商品取引責任準備金 (略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(略)

別紙様式第6号(第19条第1項関係)

第 期 [ 年 月 日から ] 事業報告  
[ 年 月 日まで ]

(略)

1～5 (略)

6 会計監査人に関する事項

(1)・(2) (略)

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ・ロ (略)

ハ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、長期信用銀行の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、長期信用銀行の重要な子会社及び子

(単位：百万円又は億円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 (略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(略)

別紙様式第6号(第19条第1項関係)

第 期 [ 年 月 日から ] 事業報告  
[ 年 月 日まで ]

(略)

1～5 (略)

6 会計監査人に関する事項

(1)・(2) (略)

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ・ロ (略)

ハ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、長期信用銀行の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、長期信用銀行の重要な子会社及び子

法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実  
（記載上の注意）

（略）

7～10（略）

別紙様式第6号の2（第19条第1項関係）

第 期 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 事業報告

（略）

1～5（略）

6 会計監査人に関する事項

(1)・(2)（略）

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ・ロ（略）

ハ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、長期信用銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、長期信用銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実  
（記載上の注意）  
（略）

法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は証券取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実  
（記載上の注意）

（略）

7～10（略）

別紙様式第6号の2（第19条第1項関係）

第 期 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 事業報告

（略）

1～5（略）

6 会計監査人に関する事項

(1)・(2)（略）

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ・ロ（略）

ハ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、長期信用銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、長期信用銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は証券取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実  
（記載上の注意）  
（略）

<p>7～10 (略)</p> <p>別紙様式第7号の2 (第5条の2第1項、第25条の2第1項関係)</p> <p>(日本工業規格A4)</p>	<p>長期信用銀行法第16条の2第1項に基づく届出書・長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の3第1項に基づく変更報告書 (NO. ) (4)</p> <p>(略)</p> <p>第1～第3 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 個別事項</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>第1 提出者及びその他保有者等に関する事項</p> <p>(二)～(チ) (略)</p> <p>(ウ) 取得資金</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 借入金の内訳</p> <p>「取得資金の内訳」に記載した借入金の内訳について記載すること。「業種」欄には、「銀行」、「長期信用銀行」、「その他の金融機関」(金融商品取引法施行令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。 )、「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等、具体的に記載すること。</p> <p>(ヌ)・(ル) (略)</p> <p>(7) 長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の発行する株式に係る議決権に関する最近60日間の取得又は処分の状況</p> <p>(1)～(5) (略)</p>
<p>7～10 (略)</p> <p>別紙様式第7号の2 (第5条の2第1項、第25条の2第1項関係)</p> <p>(日本工業規格A4)</p>	<p>長期信用銀行法第16条の2第1項に基づく届出書・長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の3第1項に基づく変更報告書 (NO. ) (4)</p> <p>(略)</p> <p>第1～第3 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 個別事項</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>第1 提出者及びその他保有者等に関する事項</p> <p>(二)～(チ) (略)</p> <p>(ウ) 取得資金</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 借入金の内訳</p> <p>「取得資金の内訳」に記載した借入金の内訳について記載すること。「業種」欄には、「銀行」、「長期信用銀行」、「その他の金融機関」(証券取引法施行令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。 )、「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等、具体的に記載すること。</p> <p>(ヌ)・(ル) (略)</p> <p>(7) 長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の発行する株式に係る議決権に関する最近60日間の取得又は処分の状況</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

(6) 「単価」欄には、売買により議決権を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。ただし、金融商品市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、売買以外の方法により議決権を取得し、又は処分した場合にはその旨を記載すること。

(7) 長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の発行する株式に係る議決権に関する最近60日間の取得又は処分の状況

(1)～(5) (略)

(6) 「譲渡の相手方」欄には、譲渡の相手方ごとに氏名又は名称を記載すること。ただし、金融商品市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって譲渡した場合において、相手方を知ることができないときは、その理由を明記した上で、この欄に記載することを要しない。

(7) 「単価」欄には、売買により議決権を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。ただし、金融商品市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し、又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、売買以外の方法により議決権を取得し、又は処分した場合にはその旨を記載すること。

第2・第3 (略)

別紙様式第9号(第25条の7第2項関係)

業 務 報 告 書

(日本工業規格A4)

(略)

(6) 「単価」欄には、売買により議決権を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、売買以外の方法により議決権を取得し、又は処分した場合にはその旨を記載すること。

(7) 長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の発行する株式に係る議決権に関する最近60日間の取得又は処分の状況

(1)～(5) (略)

(6) 「譲渡の相手方」欄には、譲渡の相手方ごとに氏名又は名称を記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって譲渡した場合において、相手方を知ることができないときは、その理由を明記した上で、この欄に記載することを要しない。

(7) 「単価」欄には、売買により議決権を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し、又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、売買以外の方法により議決権を取得し、又は処分した場合にはその旨を記載すること。

第2・第3 (略)

別紙様式第9号(第25条の7第2項関係)

業 務 報 告 書

(日本工業規格A4)

(略)

第 1 第 期 [ 年 月 日から ] 事業概況書  
年 月 日まで

- 1 (略)
- 2 子会社等の状況  
(1)~(4) (略)
- (5) 子会社の収入の状況

(表略)

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 長期信用銀行持株会社の子会社である銀行等、証券専門会社又は保険会社等からの収入の有無は、長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社及び信託業を営む外国の会社からの収入について記載することとし、収入がある場合には当該会社名を記載すること。
- 3 (略)
- 3~8 (略)

(略)

別紙様式第11号(第25条の9第1項関係)

[ 年 月 日から ]

第 1 第 期 [ 年 月 日から ] 事業概況書  
年 月 日まで

- 1 (略)
- 2 子会社等の状況  
(1)~(4) (略)
- (5) 子会社の収入の状況

(表略)

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 長期信用銀行持株会社の子会社である銀行等、証券専門会社又は保険会社等からの収入の有無は、長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社及び信託業を営む外国の会社からの収入について記載することとし、収入がある場合には当該会社名を記載すること。
- 3 (略)
- 3~8 (略)

(略)

別紙様式第11号(第25条の9第1項関係)

[ 年 月 日から ]

第 期	年 月 日まで	事業報告	第 期	年 月 日まで	事業報告
1～5 (略)		(略)	1～5 (略)		(略)
6 会計監査人に関する事項			6 会計監査人に関する事項		
(1)・(2) (略)			(1)・(2) (略)		
(3) 会計監査人に関するその他の事項			(3) 会計監査人に関するその他の事項		
イ・ロ (略)			イ・ロ (略)		
ハ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、長期信用銀行持株会社の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、長期信用銀行持株会社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。))の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実(記載上の注意)(略)			ハ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、長期信用銀行持株会社の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、長期信用銀行持株会社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は証券取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。))の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実(記載上の注意)(略)		
7～10 (略)			7～10 (略)		

改正案

現行

<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一 一十六（略）</p> <p>十七 法第八十九条第一項及び同条第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号、第六十四条第二項及び第三項、第四百四十三条第四号、第四百四十九条第二項並びに第七十条の十二第二号八を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項十八（略）</p> <p>（定款の変更等の認可を要しない場合）</p> <p>第十七条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合</p> <p>イ 法第五十三条第七項又は法第五十四条第六項の規定により行う金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律</p>	<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一 一十六（略）</p> <p>十七 法第八十九条第一項及び同条第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号、第六十四条第二項及び第三項、第四百四十三条第四号並びに第四百四十九条第二項を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項十八（略）</p> <p>（定款の変更等の認可を要しない場合）</p> <p>第十七条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合</p> <p>イ 法第五十三条第三項第四号又は第五十四条第四項第四号の規定により行う国債、地方債又は政府保証債（以下「国債等」と</p>
---	---

第四十二号)第一条第一項に規定する信託業務

□ 法第五十三條第七項又は法第五十四條第六項の規定により行う信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第五十條の二第一項の登録を受けて行う場合に限る。)

ハ 法第五十三條第八項又は法第五十四條第七項の規定により行う地方債若しくは社債その他の債券の募集若しくは管理の受託又は担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担保付社債に関する信託業務(以下「担保付社債信託業務」という。)

ニ 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十三條の二の規定による登録を受けて行う業務

(削る)

いう。)の募集の取扱い

□ 法第五十三條第三項第十五号又は第十六号若しくは法第五十四條第四項第十五号又は第十六号の規定により行う有価証券店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理

ハ 法第五十三條第六項又は法第五十四條第五項の規定により行う証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第六十五條第二項各号(金融機関の証券業務の特例)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務

ニ 法第五十三條第七項第一号若しくは法第五十四條第六項第一号の規定により行う金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項に規定する信託業務又は法第五十三條第七項第二号若しくは法第五十四條第六項第二号の規定により行う信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第五十條の二第一項の登録を受けて行う場合に限る。)

ホ 法第五十三條第八項又は法第五十四條第七項の規定により行う地方債若しくは社債その他の債券の募集若しくは管理の受託又は担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担保付社債に関する信託業務(以下「担保付社債信託業務

(削る)

ホ (略)

二丁四 (略)

(金庫等が保有する議決権に含めない議決権)

第十八条 法第三十二条第七項(法第五十四条の二十二第八項(法第五十四条の二十四第三項において準用する場合を含む。)、令第十条第三項、第六十六条第五項、第六十八条第三項、第七十条第八項及び第一百条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含めないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権(法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第二百十条並びに第三百三十三条を除き、以下同じ。))とする。

一 有価証券関連連業(金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連連業をいう。以下同じ。))を営む金融商品取引業者(同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。))及び外国の会社が業務として所有する株式又は持分

二丁四 (略)

2 法第三十二条第七項の規定により、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者とし

「と(う)。」

へ 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第五十六条の規定による登録を受けて行う金融先物取引業

ト (略)

二丁四 (略)

(金庫等が保有する議決権に含めない議決権)

第十八条 法第三十二条第七項(法第五十四条の二十二第八項(法第五十四条の二十四第三項において準用する場合を含む。))、令第十条第三項、第六十六条第五項、第六十八条第三項、第七十条第八項及び第一百条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含めないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権(法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第二百十条並びに第三百三十三条を除き、以下同じ。))とする。

一 証券会社(証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう。以下同じ。))及び証券業(法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する証券業をいう。以下同じ。))を営む外国の会社が業務として所有する株式又は持分

二丁四 (略)

2 法第三十二条第七項の規定により、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者とし

て行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第十条の規定により子会社が投資信託委託会社（同法第二十一条に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）としてその行使について指図を行う株式又は持分に係る議決権及び同法第十条の規定に相当する外国の法令の規定により子会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託会社に相当する者としてその行使について指図を行う株式又は持分に係る議決権とする。

3・4（略）

（信用金庫の付随業務）

第五十条（略）

2（略）

3 法第五十三条第三項第五号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一～四の二（略）

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第一条第六項に規定する商品投資受益権の受益権証書

六（略）

七 法第五十三条第三項第十一号又は第十三号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

4 法第五十三条第三項第五号の二に規定する有価証券として内閣府

て行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二条の規定により子会社が同法第十八項に規定する投資信託委託業者としてその行使について指図を行う株式又は持分に係る議決権及び同法第十二条の規定に相当する外国の法令の規定により子会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者としてその行使について指図を行う株式又は持分に係る議決権とする。

3・4（略）

（信用金庫の付随業務）

第五十条（略）

2（略）

3 法第五十三条第三項第五号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一～四の二（略）

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第三条第三項に規定する商品投資受益権の受益権証書

六（略）

七 法第五十三条第三項第十三号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

4 法第五十三条第三項第五号の二に規定する有価証券として内閣府

令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、金融商品取引法第二條第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第 号）第四十条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

5 | 法第五十三條第三項第十一号及び第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二條第二十項に規定するデリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引（同法第二十八條第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）とする。

6 | 法第五十三條第三項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。  
(削る)

令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七條の二第一項第二号又は同条第二項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、証券取引法第二條第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、証券取引法施行令第十七條の二第一項第二号及び同条第二項に規定する有価証券を定める内閣府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

(新設)

5 | 法第五十三條第三項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といふ。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といふ。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といふ。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利

(削る)

率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引（以下「金利先渡取引」という。）

二 当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この号において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この号において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行つた先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引（以下「為替先渡取引」という。）

三 当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行つた先物外国為替取引を決済日における

(削る)

(削る)

一 (略)

二 当事者が数量を定めた算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第一百七号)第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。)について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(差金の授受によつて決済される取引に限る。)

(削る)

(削る)

直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引(以下「直物為替先渡取引」という。)

四 金融先物取引法第二条第四項に規定する店頭金融先物取引(前三号に該当するものを除く。以下「店頭金融先物取引」という。)

五 (略)

(新設)

六 当事者が元本として定めた金額について、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等を反映する利率又は価格に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等に係る事象の発生に基づき金銭の支払又は財産の移転を相互に約する取引その他これに類似する取引(以下「クレジットデリバティブ取引」という。)

七 当事者が元本及び金利として定めた外貨額について当該当事者間で取り決めた為替相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当事者が元本として定めた金額について当該当事者のそれぞれが相手方と取り決めた利率に基づき金銭の支払を相互に約する取

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において前二号に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

7 | (略)

(信用金庫連合会の付随業務)

第五十三条 (略)

2 (略)

3 法第五十四条第四項第五号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一 四の二 (略)

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第六項に規定する商品投資受益権の受益権証書

六 (略)

七 法第五十四条第四項第十一号又は第十三号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

4 法第五十四条第四項第十一号及び第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十条第五項に掲げるものとする。

引その他これに類似する取引(以下「スワップ取引」という。)

八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引(店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等(以下「取引所金融先物取引等」という。))に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。)

6 | (略)

(信用金庫連合会の付随業務)

第五十三条 (略)

2 (略)

3 法第五十四条第四項第五号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一 四の二 (略)

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項に規定する商品投資受益権の受益権証書

六 (略)

七 法第五十四条第四項第十三号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

(新設)

- 5 | 法第五十四条第四項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十条第六項各号に掲げるものとする。
- 6 | (略)

(金庫の子会社の範囲等)  
第六十四条 (略)

2 | 4 (略)

- 5 | 法第五十四条の二十一第一項第一号口又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一 | 一の四 (略)

一 | 一の五 削除

一 | 一の六・二 (略)

- 三 | 法第五十三条第三項又は法第五十四条第四項に規定する業務(法第五十三条第三項第七号又は法第五十四条第四項第七号に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

三 | 一の二一三の四 (略)

四 | 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に

- 4 | 法第五十四条第四項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十条第五項各号に掲げるものとする。
- 5 | (略)

(金庫の子会社の範囲等)  
第六十四条 (略)

2 | 4 (略)

- 5 | 法第五十四条の二十一第一項第一号口又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一 | 一の四 (略)

一 | 一の五 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業(第三号及び第十三号に掲げる業務に該当するものを除く。)

一 | 一の六・二 (略)

- 三 | 法第五十三条第三項又は法第五十四条第四項に規定する業務(法第五十三条第三項第七号又は法第五十四条第四項第七号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号及び第五号に掲げる業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

三 | 一の二一三の四 (略)

四 | 抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百十四

掲げる行為を行う業務

五 削除

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項に規定する商品投資顧問業

七 十二 (略)

十三 投資信託委託会社又は資産運用会社(投資信託及び投資法人に関する法律第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。)として行う業務(信用金庫連合会にあつては、外国におけるこれらと同種類のものを含み、投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。)

十四 投資助言業務(金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。)又は投資一任契約(同法第二条第八項第十二号口に規定する投資一任契約をいう。)に係る業務

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産(不動産、不動産の賃借権及び地上権を除く。)に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)(を行う業務(第四号及び前二号に該当するものを除く。))

十四の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換

号)第一条第一項に規定する抵当証券業

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業(同条第二項に規定する商品投資契約の締結を行うものを除く。)

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する商品投資顧問業

七 十二 (略)

十三 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業及び同条第十七項に規定する投資法人資産運用業(信用金庫連合会にあつては、外国におけるこれらと同種類のものを含み、同法第三十四条の十第一項第一号に規定する不動産の管理業務(投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行うものに限る。)(を含む。))

十四 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十年法律第七十四号)第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

(新設)

(新設)

若しくは株式移転に関する相談に心じ、又はこれらに關し仲介を行ふ業務

十五ノ十八の三 (略)

十八の四 算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行ふ業務

十八の五 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行ふ業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

十九 (略)

二十 有価証券に関する顧客の代理

二十一・二十二 (略)

二十三 民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約又は商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五條に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行ふ業務(有価証券関連業に該当するものを除く。)

十五ノ十八の三 (略)

(新設)

(新設)

十九 (略)

二十 有価証券に関する顧客の代理(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。)

二十一・二十二 (略)

二十三 民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五條に規定する匿名組合の契約(証券取引法施行令第一条の三の二第二項各号に掲げるものを除く。)(の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行ふ業務(第五号に該当するものを除く。))

二十四～三十九（略）

6  
6～11（略）

12 法第五十四条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

- 一 第五項第一号から第十八号の五までに掲げる業務
- 二・三（略）

（証券専門会社等の業務等）

第七十条 法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

二（略）

三 第六十四条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十四条の二十三第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第六十四条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。

2 法第五十四条の二十三第一項第三号に規定する内閣府令で定める

二十四～三十九（略）

6  
6～11（略）

12 法第五十四条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

- 一 第五項第一号から第十八号の三までに掲げる業務
- 二・三（略）

（証券専門会社等の業務等）

第七十条 法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

（新設）

一（略）

二 第六十四条第五項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十四条の二十三第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第六十四条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。

2 法第五十四条の二十三第一項第三号に規定する内閣府令で定める

業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二十条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

二 累積投資契約（金融商品取引法第三十五条第一項第七号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

三 金融商品取引法第三十五条第一項第一号に規定する有価証券の貸借の媒介

四 前項第二号に掲げる業務

五 第六十四条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十四条の二十三第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第六十四条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。

3 法第五十四条の二十一第一項第二号、第五十四条の二十二第七項、第五十四条の二十三第一項第十一号又は第五十四条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以

業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

（新設）

一 累積投資契約（証券取引法第三十四条第一項第八号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

二 証券取引法第三十四条第一項第二号に規定する有価証券の貸借の媒介

三 前項第一号に掲げる業務

四 第六十四条第五項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十四条の二十三第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第六十四条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。

3 法第五十四条の二十一第一項第二号、第五十四条の二十二第七項、第五十四条の二十三第一項第十一号又は第五十四条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、

外 の 会 社 で あ つ て、 次 の 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る 株 式 会 社 と す る。

一 三 (略)

4 6 (略)

7 法 第 五 十 四 条 の 二 十 一 第 一 項 第 三 号 又 は 第 五 十 四 条 の 二 十 三 第 一 項 第 十 二 号 に 規 定 す る 内 閣 府 令 で 定 め る も の は、 次 に 掲 げ る も の ( 信 用 金 庫 に あ つ て は、 第 一 号 に 掲 げ る も の に 限 る。 ) と す る。 た だ し、 当 該 持 株 会 社 が 第 六 十 四 条 第 四 項 各 号 に 掲 げ る 業 務 を 営 む 場 合 に あ つ て は、 当 該 業 務 は 金 融 庁 長 官 が 定 め る 基 準 に よ り 主 と し て 金 庫、 そ の 子 会 社 又 は 第 六 十 四 条 第 一 項 各 号 に 掲 げ る 者 の 営 む 業 務 の た め に 営 む も の で な け れ ば な ら ない。

一 (略)

二 法 第 五 十 四 条 の 二 十 三 第 一 項 第 二 号 に 規 定 す る 証 券 専 門 会 社、 証 券 仲 介 専 門 会 社 又 は 第 五 十 四 条 の 二 十 三 第 一 項 第 七 号 に 規 定 す る 有 価 証 券 関 連 業 を 営 む 外 国 の 会 社 ( 銀 行 業 を 営 む 外 国 の 会 社 に 該 当 す る も の を 除 く。 ) 及 び 同 項 第 五 号 に 規 定 す る 信 託 専 門 会 社 ( 以 下 「 信 託 専 門 会 社 」 と い う。 ) 又 は 同 項 第 九 号 に 規 定 す る 信 託 業 を 営 む 外 国 の 会 社 ( 銀 行 業 を 営 む 外 国 の 会 社 に 該 当 す る も の を 除 く。 ) を 子 会 社 と す る 持 株 会 社 に あ つ て は、 専 ら 当 該 子 会 社 の 経 営 管 理 を 行 う 業 務 及 び こ れ に 附 帯 す る 業 務 並 び に 第 六 十 四 条 第 四 項 各 号 及 び 第 五 項 各 号 ( 第 二 十 四 号 从 第 三 十 四 号 まで を 除 く。 ) に 掲 げ る 業 務 を 営 む も の

三 証 券 専 門 会 社、 証 券 仲 介 専 門 会 社 又 は 法 第 五 十 四 条 の 二 十 三 第

次 の 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る 株 式 会 社 と す る。

一 三 (略)

4 6 (略)

7 法 第 五 十 四 条 の 二 十 一 第 一 項 第 三 号 又 は 第 五 十 四 条 の 二 十 三 第 一 項 第 十 二 号 に 規 定 す る 内 閣 府 令 で 定 め る も の は、 次 に 掲 げ る も の ( 信 用 金 庫 に あ つ て は、 第 一 号 に 掲 げ る も の に 限 る。 ) と す る。 た だ し、 当 該 持 株 会 社 が 第 六 十 四 条 第 四 項 各 号 に 掲 げ る 業 務 を 営 む 場 合 に あ つ て は、 当 該 業 務 は 金 融 庁 長 官 が 定 め る 基 準 に よ り 主 と し て 金 庫、 そ の 子 会 社 又 は 第 六 十 四 条 第 一 項 各 号 に 掲 げ る 者 の 営 む 業 務 の た め に 営 む も の で な け れ ば な ら ない。

一 (略)

二 法 第 五 十 四 条 の 二 十 三 第 一 項 第 二 号 に 規 定 す る 証 券 専 門 会 社、 証 券 仲 介 専 門 会 社 又 は 第 五 十 四 条 の 二 十 三 第 一 項 第 七 号 に 規 定 す る 証 券 業 を 営 む 外 国 の 会 社 ( 銀 行 業 を 営 む 外 国 の 会 社 に 該 当 す る も の を 除 く。 ) 及 び 同 項 第 五 号 に 規 定 す る 信 託 専 門 会 社 ( 以 下 「 信 託 専 門 会 社 」 と い う。 ) 又 は 同 項 第 九 号 に 規 定 す る 信 託 業 を 営 む 外 国 の 会 社 ( 銀 行 業 を 営 む 外 国 の 会 社 に 該 当 す る も の を 除 く。 ) を 子 会 社 と す る 持 株 会 社 に あ つ て は、 専 ら 当 該 子 会 社 の 経 営 管 理 を 行 う 業 務 及 び こ れ に 附 帯 す る 業 務 並 び に 第 六 十 四 条 第 四 項 各 号 及 び 第 五 項 各 号 ( 第 二 十 四 号 从 第 三 十 四 号 まで を 除 く。 ) に 掲 げ る 業 務 を 営 む も の

三 証 券 専 門 会 社、 証 券 仲 介 専 門 会 社 又 は 法 第 五 十 四 条 の 二 十 三 第

一 項第七号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の二十三第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。）

四、七（略）

8（略）

（預金者等に対する情報の提供）

第二百二条 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一、四（略）

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ 市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二十一条に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は外国市場デリバティブ取引（同条第二十三項に規定する外国市場デ

一 項第七号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の二十三第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。）

四、七（略）

8（略）

（預金者等に対する情報の提供）

第二百二条 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一、四（略）

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ 取引所金融先物取引等

リバタイプ取引をいう。以下同じ。)のうち有価証券関連デリバタイプ取引に該当するもの以外のもの

ロ・ハ (略)

二 有価証券関連デリバタイプ取引(金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場(同条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。)における同条第二十一項第一号に掲げる取引と類似の取引を除く。)

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引(同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。)(第百四条第一項第二号及び第百七十条の二十五第一項第十三号ホにおいて「国債証券等」という。)並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに限る。)

六 (略)

2 } 4 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第百四条 金庫は、次に掲げるものを取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏ま

ロ・ハ (略)

二 証券取引法第二条第八項第三号の二又は同条第二十一項から第二十三項までに規定する有価証券店頭デリバタイプ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

ホ 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は同条第八項第三号口に規定する外国有価証券市場における同条第二十項に規定する有価証券先物取引と類似の取引(同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。)(第十五条の四第一項第二号において「国債証券等」という。)並びに同法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに限る。)

六 (略)

2 } 4 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第百四条 金庫は、次に掲げるものを取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、

え、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(国債証券等及び前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。)

三 (略)

2・3 (略)

(投資信託委託会社等への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第二百五条 金庫は、投資信託委託会社又は資産運用会社が当該金庫の事務所の一部を使用して投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(以下この条において「受益証券等」という。)を取り扱う場合には、金庫が預金等を取り扱う場所と投資信託委託会社又は資産運用会社が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(特定取引勘定)

第一百七七条 (略)

2 前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、金融商品市場(金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場

書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(国債証券等及び前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。)

三 (略)

2・3 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第二百五条 金庫は、投資信託及び投資法人に関する法律第二十八条に規定する投資信託委託業者が当該金庫の事務所の一部を使用して同法に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(以下この条において「受益証券等」という。)を取り扱う場合には、金庫が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(特定取引勘定)

第一百七七条 (略)

2 前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標(第五項において「指標」とい

をいう。以下同じ。 ) における相場その他の指標（第五項において「指標」という。 ) に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

一 有価証券の売買（国債等（国債、地方債又は政府保証債（政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。 ) をいう。以下同じ。 ) 、金融商品取引法第二条第一項第四号、第五号及び第八号に掲げる有価証券（同項第四号及び第五号に掲げる有価証券にあつては、法第五十三条第五項第一号イに掲げる短期社債、同号ホに掲げる短期社債及び同号へに掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。 ) 又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに金融商品取引法第二十八条第八項第三号イ及び第四号イに掲げる取引に限る。 ) 及び有価証券関連デリバティブ取引（同項第三号イ及び第四号イに掲げる取引並びに第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。 )

二 (略)

三 金融商品取引法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（法第五十三条第五項第一号へに掲げる特定短期社債に係るものを除く。 ) 、金融商品取引法第二条第一項第八号及び第十三号に掲げる有

う。 ) に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う取引所金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一 有価証券の売買（国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「国債等」という。 ) 、証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（同項第三号の二及び第四号に掲げる有価証券にあつては、法第五十三条第五項第一号イに掲げる短期社債、同号ニに掲げる短期社債及び同号ホに掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。 ) 又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに有価証券先物取引に限る。 ) 、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先物取引を除く。 ) 、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。 )

二 (略)

三 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（法第五十三条第五項第一号ホに掲げる特定短期社債に係るものを除く。 ) 、証券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる

有価証券並びに同項第五号に掲げる有価証券（法第五十二条第五項第一号イに掲げる短期社債及び同号ホに掲げる短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び金融商品取引法第二十一条第一項第十七号に掲げる有価証券（同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で金融商品取引法施行令第十五条の十七第一項第二号及び同条第三項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

四・四の二（略）

五 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの

六 削除

七（略）

八及び九 削除

十（略）

十一 第五十条第六項第二号に掲げる取引

十二 削除

有価証券並びに同項第四号に掲げる有価証券（法第五十二条第五項第一号イに掲げる短期社債及び同号ニに掲げる短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（同項第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で証券取引法施行令第十七条の二第一項第二号及び同条第二項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

四・四の二（略）

五 金利先渡取引

六 為替先渡取引

七（略）

八 直物為替先渡取引

九 店頭金融先物取引

十（略）

十一 クレジットデリバティブ取引（資金の貸付けその他の信用供与に係る債権のうち、当該取引に付随するものの取得又は譲渡を含む。第五項において同じ。）

十二 スワップ取引

十三 第五十条第六項第三号に掲げる取引

十四 法第五十四条第四項第十五号の規定により行うことができる  
有価証券関連店頭デリバティブ取引（法第五十三条第五項第五号  
に規定する有価証券関連店頭デリバティブ取引をいう。）

十五 法第五十四条第五項の規定により営むことができる業務に係  
る有価証券の売買又は引受け及び有価証券関連デリバティブ取引

十六 前各号に掲げる取引のほか、当該取引又は市場デリバティブ  
取引及び外国市場デリバティブ取引（有価証券関連店頭デリバティブ  
取引に該当するものを除く。）に類似し、又は密接に関連する取  
引

3・4（略）

5 特定取引勘定設置信用金庫連合会は、特定取引のうち事業年度終  
了の時に於いて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相  
当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各  
号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措  
置を講じなければならない。

一 市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引（有価証  
券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。） 金融商品取  
引所又は外国金融商品市場における事業年度終了の日の最終価格  
により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく  
額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

十三 オプション取引

十四 法第五十四条第四項第十五号の規定により営むことができる  
有価証券店頭デリバティブ取引

十五 法第五十四条第五項の規定により営むことができる業務に係  
る有価証券の売買又は引受け、有価証券店頭デリバティブ取引、  
有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場  
証券先物取引

十六 前各号に掲げる取引のほか、当該取引又は取引所金融先物取  
引等に類似し、又は密接に関連する取引

3・4（略）

5 特定取引勘定設置信用金庫連合会は、特定取引のうち事業年度終  
了の時に於いて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相  
当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各  
号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措  
置を講じなければならない。

一 取引所金融先物取引等 金融先物取引法第二条第六項に規定す  
る金融先物取引所又は同条第三項に規定する海外金融先物市場に  
おける事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものと  
した場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとし  
て合理的な方法により算出した額

二 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項第三号、第四号及び第六号に掲げる取引並びに有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）及び先物外国為替取引 当該取引により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）を合理的な方法により事業年度終了の日の現在価値に割り引いた額

三 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限り、有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）及び第五十条第六項第三号に掲げる取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

四 選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買の契約が解除される取引をいう。）、国債等の引受け、資産対応証券の引受け、店頭デリバティブ取引（前二号に掲げる取引に該当するものを除く。）及び商品デリバティブ取引 前各号に掲げる額に準ずるものとして合理的な方法により算定した額

二 金利先渡取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、直物為替先渡取引及びスワップ取引 当該取引により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）を合理的な方法により事業年度終了の日の現在価値に割り引いた額

三 オプション取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

四 選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買の契約が解除される取引をいう。）、国債等の引受け、資産対応証券の引受け、有価証券店頭デリバティブ取引、店頭金融先物取引、商品デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引 前各号に掲げる額に準ずるものとして合理的な方法により算定した額

(内部規則等)

第百十三条 金庫は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する内部規則等(内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。)を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(同一人に対する信用の供与等)

第百十四条 (略)

2・3 (略)

4 令第十一条第五項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるもののうち、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募に該当するものであつた社債の有

二 (略)

三 貸借対照表の買入金銭債権勘定に金融商品取引法第二条第一項

(内部規則等)

第百十三条 金庫は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する内部規則等(内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。)を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(同一人に対する信用の供与等)

第百十四条 (略)

2・3 (略)

4 令第十一条第五項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるもののうち、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募に該当するものであつた社債の有

二 (略)

三 貸借対照表の買入金銭債権勘定に証券取引法第二条第一項第八

第十五号に規定する約束手形（次号において「約束手形」という。）として計上されるもの

四・五（略）

（銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第百十五条 銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第百十九条までにおいて同じ。）の額（第百十八条第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一・二（略）

三 前条第三項に規定する株式又は出資が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

第八条第二十二項に規定するその他有価証券であつて、貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四・七（略）

2・3（略）

（金庫の業務に係る禁止行為）

第百二十六条 銀行法第十三条の三第四号に規定する内閣府令で定め

号に規定する約束手形（次号において「約束手形」という。）として計上されるもの

四・五（略）

（銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第百十五条 銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第百十九条までにおいて同じ。）の額（第百十八条第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一・二（略）

三 前条第三項に規定する株式又は出資が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

第八条第二十一項に規定するその他有価証券であつて、貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四・七（略）

2・3（略）

（金庫の業務に係る禁止行為）

第百二十六条 銀行法第十三条の三第四号に規定する内閣府令で定め

る行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 顧客に対し、その行う業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二・三 (略)

(信用金庫代理業に係る内部規則等)

第百五十五条 信用金庫代理業者は、その行う信用金庫代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(信用金庫代理業に係る禁止行為)

第百五十九条 銀行法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 顧客に対し、その行う信用金庫代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

る行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 顧客に対し、その行う業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二・三 (略)

(信用金庫代理業に係る内部規則等)

第百五十五条 信用金庫代理業者は、その行う信用金庫代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(信用金庫代理業に係る禁止行為)

第百五十九条 銀行法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 顧客に対し、その行う信用金庫代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二了六 (略)

第一百七十条 (略)

(特定預金等)

第一百七十条の二 法第八十九条の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 預金者等が預入期間の途中で解約をした場合に違約金その他これに準ずるもの(以下この号において「違約金等」という。)を支払うこととなる預金等であつて、当該違約金等の額を当該解約の時における当該預金等の残高から控除した金額が、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により預入金額を下回ることとなるおそれがあるもの

二 預金等のうち、外国通貨で表示されるもの

三 預金等のうち、その受入れを内容とする取引に金融商品取引法第二十一条第二項第三号(口を除く。)(に掲げる取引(通貨の売買に係るものに限る。)(が付随するもの

(契約の種類)

第一百七十条の三 法第八十九条の二において準用する金融商品取引法

(以下「準用金融商品取引法」という。)(第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定預金等契約(法第八十九条の二に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。)(とする。

二了六 (略)

第一百七十条 (略)

(新設)

(新設)

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日)

第七十条の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。)  
とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、金庫が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第七十条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約(準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。)  
じ) に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下こ

(新設)

(新設)

の条において同じ。)を特定投資家(金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った金庫のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、準用金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

(情報通信の技術を利用した提供)

第七十条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 金庫又は信用金庫代理業者(準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う金庫又は信用金庫代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「顧客」という。)又は当該金庫若しくは信用金庫代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客及び顧客との契約により顧客フ

(新設)

ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲

覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。  
。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十四条に規定する方法による承

諾をいう。)を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る過去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号八に掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号二に掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号二に掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は金庫若しくは信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第七十條の七 令第十四條第一項及び第十五條第一項の規定により

(新設)

示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第七十條の十第一項各号に掲げる方法のうち金庫又は信用金庫代理業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第七十條の八 準用金融商品取引法第三十四條の三第二項に規定す

(新設)

る内閣府令で定める場合は、金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

- 一 当該日
- 二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四條の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、金庫が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第七十条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

（新設）

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨
- 二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った金庫のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第七十条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む）

（新設）

以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

- イ 金庫の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の第三項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - ロ 金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法
  - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
  - 2 前項各号に掲げる方法は、金庫がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
  - 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金庫の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- (特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等)
- 第七十條の十一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。
- 一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を

(新設)

- 
- 行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。
  - 二 その締結した商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の合計額が三億円未満であること。
- 2 | 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。
- 一 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）
    - イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。
    - ロ 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。
  - 二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）（第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）
    - イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。
    - ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。
-

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第七十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次号において同じ。)における申出者(準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第七十条の十四において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券(ホに掲げるものを除く。)

ロ デリバティブ取引(金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。)に係る権利

ハ 法第八十九条の二に規定する特定預金等(八を除き、以下「特定預金等」という。)、商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の六の四に規定する特定貯金等、協同組合による

(新設)

金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等及び農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等

二 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権

ヘ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引に係る権利

三 申出者が最初に当該金庫との間で特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第七十条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方

（新設）

法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、金庫が前項の規定により定められた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

第七十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用

（新設）

金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った金庫のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(広告類似行為)

第七十条の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。)、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。))を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)(により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づき行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

(新設)

- 二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定預金等契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法
- 三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）
  - イ 商品の名称（通称を含む。）
  - ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする金庫又は信用金庫代理業者の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称
  - ハ 令第十六条第二項第一号に掲げる事項（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）
- 二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨
  - (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）
  - (2) 第一百七十条の二十三第一項第一号に規定する外貨預金等書面
  - (3) 第一百七十条の二十三第一項第三号ロに規定する契約変更書面

(特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法)

第七十条の十六 金庫又は信用金庫代理業者がその行う特定預金等

契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 金庫又は信用金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告等をするときは、令第十六条第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

3 金庫又は信用金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について一般放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。第七十条の十九第一項第二号において同じ。)の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法(音声により放送をさせる方法を除く。)により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十六条第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

(新設)

第一百七十条の十七 令第十六条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価（以下「手数料等」という。）の種類ごと金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（新設）

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第一百七十条の十八 令第十六条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

- 一 当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることによる顧客に不利となるおそれがある旨
- 二 その他当該特定預金等契約に関する重要な事項について顧客の不利となる事実

（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第一百七十条の十九 令第十六条第二項に規定する内閣府令で定める方

（新設）

法は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イ 有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。）

ロ 有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。）の業務を行う者

ハ 電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。）の業務を行う者

二 金庫若しくは信用金庫代理業者又は当該金庫若しくは信用金庫代理業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2 | 令第十六条第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第百七十条の十五第三号二に掲げる事項とする。

（誇大広告をしてはならない事項）

第一百七十条の二十 準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

- 一 特定預金等契約の解除に関する事項
- 二 特定預金等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- 三 特定預金等契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項
- 四 特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

（契約締結前交付書面の記載方法）

第一百七十条の二十一 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格（次項において「日本工業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならぬ。

（新設）

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第七十条の二十五第一項第十一号に掲げる事項

二 第七十条の二十五第一項第十二号に掲げる事項

3 金庫又は信用金庫代理業者は、契約締結前交付書面には、第七十条の二十五第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(情報の提供の方法)

第七十条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、契約締結前交付書面を交付することにより行うものとする。

(新設)

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第七十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(新設)

一 第七十条の二第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。

( )に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一

項第一号及び第三号から第五号まで並びに第七十條の二十五第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第七十條の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付していない場合を含む。）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2 | 準用金融商品取引法第三十四條の二第四項及び令第十四條の規定並びに第七十條の六の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付に

ついて準用する。

3 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限り。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結前交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第七十條の二十四 準用金融商品取引法第三十七條の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはそ

（新設）

の上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第七百七十条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七

号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
- 二 商品の名称(通称を含む。)
- 三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別
- 四 受入れの対象となる者の範囲
- 五 預入期間(自動継続扱いの有無を含む。)
- 六 最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項
- 七 払戻しの方法
- 八 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
- 九 付加することのできる特約に関する事項
- 十 預入期間の中途での解約時の取扱い(利息及び手数料の計算方法を含む。)
- 十一 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

(新設)

- イ 当該指標
  - ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
  - 十二 当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨
  - 十三 次に掲げるものと特定預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細
  - イ 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）
  - ロ 法第五十三条第三項第十三号又は第五十四条第四項第十三号に規定する金融等デリバティブ取引
  - ハ 先物外国為替取引
  - ニ 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引を除く。）
  - ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（国債証券等及び同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）
- 十四 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定

の方法が定められている場合にあっては、当該基準及び方法並びに金利に関する事項

十五 当該特定預金等契約に関する租税の概要

十六 顧客が当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫に連絡する方法

十七 当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。）の有無（対象事業者となつている場合にあっては、その名称）

十八 その他特定預金等の預入れに関し参考となると認められる事項

2 一の特定預金等契約の締結について金庫及び信用金庫代理業者が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならぬ場合において、いずれかの者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

（契約締結時交付書面の記載事項）

第一百七十条の二十六 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次

（新設）

条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫の名称
  - 二 預入金額（元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額）
  - 三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別
  - 四 預入日及び満期日（自動継続扱いの有無を含む。）
  - 五 払戻しの方法
  - 六 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
  - 七 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）
  - 八 当該特定預金等契約の成立の年月日
  - 九 当該特定預金等契約に係る手数料等に関する事項
  - 十 顧客の氏名又は名称
  - 十一 顧客が当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫に連絡する方法
- 2 | 一 の特定預金等契約の締結について金庫及び信用金庫代理業者が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなければならない場合において、いずれかの者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結時交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結

時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第七十条の二十七 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し外貨預金等書面を交付している場合(当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合(前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付していない場合を含む。)

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約が成立した場合には、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつ

(新設)

ては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十四条の規定並びに第七十条の六の規定は、前項第三号口の規定による書面の交付について準用する。

3 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結時交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

（禁止行為）

第七十条の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

（新設）

- 一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（八に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為
- イ 契約締結前交付書面
- ロ 外貨預金等書面
- ハ 契約変更書面
- 二 特定預金等契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- 三 特定預金等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

四 特定預金等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

五 金庫にあつては、第二百二十六条各号に掲げる行為

六 信用金庫代理業者にあつては、第二百五十九条各号に掲げる行為

（行為規制の適用除外の例外）

第七十条の二十九 準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、準用金融商品取引法第三十七条の規定の適用について、顧客の締結した特定預金等契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

（新設）

別紙様式第2号(第25条第1項関係)  
第 期( 年 月 日現在)貸借対照表

(略)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	
		(略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(20) (略)

(21) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(22) (略)

2.～6. (略)

別紙様式第2号(第25条第1項関係)  
第 期( 年 月 日現在)貸借対照表

(略)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 証 券 取 引 責 任 準 備 金	
		(略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(20) (略)

(21) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(22) (略)

2.～6. (略)

別紙様式第3号(第25条第1項関係)

第 期 ( 年 月 日から ) 損益計算書  
 ( 年 月 日まで )

(略)

科目	金額	額
特別利益	× × ×	× × ×
固定資産処分益	× × ×	× × ×
倒引当金戻立益	× × ×	× × ×
償却債権取立益	× × ×	× × ×
<u>金融商品取引責任準備金取崩額</u>	× × ×	× × ×
その他の特別利益	× × ×	× × ×
特別資産処分損失	× × ×	× × ×
固定資産処分損失	× × ×	× × ×
減損	× × ×	× × ×
<u>金融商品取引責任準備金繰入額</u>	× × ×	× × ×
その他の特別損失	× × ×	× × ×

(略)

別紙様式第3号(第25条第1項関係)

第 期 ( 年 月 日から ) 損益計算書  
 ( 年 月 日まで )

(略)

科目	金額	額
特別利益	× × ×	× × ×
固定資産処分益	× × ×	× × ×
倒引当金戻立益	× × ×	× × ×
償却債権取立益	× × ×	× × ×
<u>金融先物取引責任準備金取崩額</u>	× × ×	× × ×
<u>証券取引責任準備金取崩額</u>	× × ×	× × ×
その他の特別利益	× × ×	× × ×
特別資産処分損失	× × ×	× × ×
固定資産処分損失	× × ×	× × ×
減損	× × ×	× × ×
<u>金融先物取引責任準備金繰入額</u>	× × ×	× × ×
<u>証券取引責任準備金繰入額</u>	× × ×	× × ×
その他の特別損失	× × ×	× × ×

(略)

別紙様式第6号(第25条第1項関係)

第 期 ( 年 月 日現在 ) 貸借対照表

別紙様式第6号(第25条第1項関係)

第 期 ( 年 月 日現在 ) 貸借対照表

(略)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(20) (略)

(21) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(22) (略)

2.～6. (略)

別紙様式第7号(第25条第1項関係)

第 期 ( 年 月 日から ) 損益計算書  
( 年 月 日まで )  
(略)

(略)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(20) (略)

(21) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(22) (略)

2.～6. (略)

別紙様式第7号(第25条第1項関係)

第 期 ( 年 月 日から ) 損益計算書  
( 年 月 日まで )  
(略)

科 目	金 額
(略)	(略)
特 別 利 益	× × ×
固 定 資 産 処 分 益	× × ×
貸 倒 引 当 金 戻 立 益	× × ×
債 却 債 権 取 立 益	× × ×
<u>金融商品取引責任準備金取崩額</u>	× × ×
そ の 他 の 特 別 利 益	× × ×
特 別 損 失	× × ×
固 定 資 産 処 分 損 失	× × ×
減 損	× × ×
<u>金融商品取引責任準備金繰入額</u>	× × ×
そ の 他 の 特 別 損 失	× × ×
(略)	(略)

(略)

別紙様式第10号 (第25条第1項関係)

第 期 ( 年 月 日現在) 貸借対照表

(略)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
(略)		(略)	

科 目	金 額
(略)	(略)
特 別 利 益	× × ×
固 定 資 産 処 分 益	× × ×
貸 倒 引 当 金 戻 立 益	× × ×
債 却 債 権 取 立 益	× × ×
<u>金融先物取引責任準備金取崩額</u>	× × ×
<u>証券取引責任準備金取崩額</u>	× × ×
そ の 他 の 特 別 利 益	× × ×
特 別 損 失	× × ×
固 定 資 産 処 分 損 失	× × ×
減 損	× × ×
<u>金融先物取引責任準備金繰入額</u>	× × ×
<u>証券取引責任準備金繰入額</u>	× × ×
そ の 他 の 特 別 損 失	× × ×
(略)	(略)

(略)

別紙様式第10号 (第25条第1項関係)

第 期 ( 年 月 日現在) 貸借対照表

(略)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
(略)		(略)	

	特別法上の引当金 金融商品取引責任準備金 (略)	
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(20) (略)

(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(22) (略)

2.～6. (略)

別紙様式第11号（第25条第1項関係）

第 期 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ] 損益計算書

(略)

科 目	金 額
(略)	(略)
特 別 利 益 分 入 益	x x x
固 定 資 産 処 分 益	x x x
貸 倒 引 当 金 取 立 益	x x x
償 却 債 権 取 立 益	x x x

	特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 (略)	
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(20) (略)

(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(22) (略)

2.～6. (略)

別紙様式第11号（第25条第1項関係）

第 期 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ] 損益計算書

(略)

科 目	金 額
(略)	(略)
特 別 利 益 分 入 益	x x x
固 定 資 産 処 分 益	x x x
貸 倒 引 当 金 取 立 益	x x x
償 却 債 権 取 立 益	x x x

金融商品取引責任準備金取崩額	x	x	x	
その他の特別利益	x	x	x	x
特別損処分損	x	x	x	
固定資産減損	x	x	x	
金融商品取引責任準備金繰入額	x	x	x	
その他の特別損失	x	x	x	
(略)				(略)

(略)

別紙様式第13号 (第131条第1項関係)

(日本工業規格A4)

業務報告書

(略)

第 1 事業概況書  
 第 期 [ 年 月 日から ]  
 [ 年 月 日まで ]

1. ~ 3. (略)

4. 出資金

(略)

優先出資 (当期末現在)

優先出資 1 口の金額 円

金融先物取引責任準備金取崩額	x	x	x	
証券取引責任準備金取崩額	x	x	x	
その他の特別利益	x	x	x	x
特別損処分損	x	x	x	
固定資産減損	x	x	x	
金融先物取引責任準備金繰入額	x	x	x	
証券取引責任準備金繰入額	x	x	x	
その他の特別損失	x	x	x	
(略)				(略)

(略)

別紙様式第13号 (第131条第1項関係)

(日本工業規格A4)

業務報告書

(略)

第 1 事業概況書  
 第 期 [ 年 月 日から ]  
 [ 年 月 日まで ]

1. ~ 3. (略)

4. 出資金

(略)

優先出資 (当期末現在)

優先出資 1 口の金額 円

優先出資の総口数の最高限度 □ □  
 自己の優先出資の所有口数 □ □

区分	出資者数	割合	出資口数	割合	発行(引受)価額 百万円	割合
政府及び 地方公共団体		%	□	%		%
金融機関						
金融商品取引 業者						
その他の法人						
外国法人等 (うち個人)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
個人その他						
合計		100.0		100.0		100.0

(記載上の注意)

(略)

5. ~15. (略)

第 2 貸借対照表 (信用金庫名)  
 第 期末 年 月 日現在

科目	目	金額	科目	目	金額
(資産の部)	(略)		(負債の部)	(略)	
			特別法上の引当金	金融商品取引責任準備金	
			(略)		
資産の部合計			負債及び純資産の部合計		

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

優先出資の総口数の最高限度 □ □  
 自己の優先出資の所有口数 □ □

区分	出資者数	割合	出資口数	割合	発行(引受)価額 百万円	割合
政府及び 地方公共団体		%	□	%		%
金融機関						
証券会社						
その他の法人						
外国法人等 (うち個人)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
個人その他						
合計		100.0		100.0		100.0

(記載上の注意)

(略)

5. ~15. (略)

第 2 貸借対照表 (信用金庫名)  
 第 期末 年 月 日現在

科目	目	金額	科目	目	金額
(資産の部)	(略)		(負債の部)	(略)	
			特別法上の引当金	金融先物取引責任準備金	
			証券取引責任準備金		
			(略)		
資産の部合計			負債及び純資産の部合計		

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(20) (略)

(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(22) (略)

2.～6. (略)

第3 損益計算書

第 期 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] (信用金庫名)

科 目	金 額	金 額
特 別 利 益	(略)	× × ×
固 定 資 産 処 分 益	× × ×	×
貸 倒 引 当 金 戻 立 益	× × ×	×
債 却 債 権 取 立 益	× × ×	×
金融商品取引責任準備金取崩額	× × ×	×
その他の特別利益	× × ×	× × ×
特 別 損 失	× × ×	× × ×
固 定 資 産 損 失	× × ×	×
減 損 損 失	× × ×	×
金融商品取引責任準備金繰入額	× × ×	×
その他の特別損失	× × ×	×

(略)

(1)～(20) (略)

(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(22) (略)

2.～6. (略)

第3 損益計算書

第 期 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] (信用金庫名)

科 目	金 額	金 額
特 別 利 益	(略)	× × ×
固 定 資 産 処 分 益	× × ×	×
貸 倒 引 当 金 戻 立 益	× × ×	×
債 却 債 権 取 立 益	× × ×	×
金融先物取引責任準備金取崩額	× × ×	×
証券取引責任準備金取崩額	× × ×	×
その他の特別利益	× × ×	× × ×
特 別 損 失	× × ×	× × ×
固 定 資 産 損 失	× × ×	×
減 損 損 失	× × ×	×
金融先物取引責任準備金繰入額	× × ×	×
証券取引責任準備金繰入額	× × ×	×
その他の特別損失	× × ×	×

(略)

別紙様式第13号の2（第131条第2項関係）

（日本工業規格A4）

連 結 業 務 報 告 書

〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕

（略）

第2 連結財務諸表

（略）

2 （ 年 月 日現在）連結貸借対照表

（表略）

（記載上の注意）

1．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(16) （略）

(17) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(18) （略）

別紙様式第13号の2（第131条第2項関係）

（日本工業規格A4）

連 結 業 務 報 告 書

〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕

（略）

第2 連結財務諸表

（略）

2 （ 年 月 日現在）連結貸借対照表

（表略）

（記載上の注意）

1．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(16) （略）

(17) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(18) （略）

2. ～ 4. (略)

(略)

別紙様式第14号 (第131条第1項関係)

業 務 報 告 書

(日本工業規格A4)

(略)

第 2 貸 借 対 照 表

第 期 末 年 月	日現在	(信用金庫連合会名)	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	
		(略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(20) (略)

(21) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

2. ～ 4. (略)

(略)

別紙様式第14号 (第131条第1項関係)

業 務 報 告 書

(日本工業規格A4)

(略)

第 2 貸 借 対 照 表

第 期 末 年 月	日現在	(信用金庫連合会名)	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 証 券 取 引 責 任 準 備 金	
		(略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(20) (略)

(21) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(22) (略)  
2. ~ 6. (略)

(略)

第 3 損益計算書 (信用金庫連合会名)  
第 期末 年 月 日現在

科 目	金 額
特 別 利 益	(略)
固 定 資 産 処 分 益	× × ×
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	× × ×
償 却 債 権 取 立 益	× × ×
<u>金融商品取引責任準備金取崩額</u>	× × ×
そ の 他 の 特 別 利 益	× × ×
特 別 損 失	× × ×
固 定 資 産 処 分 損 失	× × ×
減 損	× × ×
<u>金融商品取引責任準備金繰入額</u>	× × ×
そ の 他 の 特 別 損 失	× × ×
(略)	(略)

(略)

別紙様式第14号の2 (第131条第2項関係)

(日本工業規格 A 4)

(22) (略)  
2. ~ 6. (略)

(略)

第 3 損益計算書 (信用金庫連合会名)  
第 期末 年 月 日現在

科 目	金 額
特 別 利 益	(略)
固 定 資 産 処 分 益	× × ×
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	× × ×
償 却 債 権 取 立 益	× × ×
<u>金融先物取引責任準備金取崩額</u>	× × ×
<u>証券取引責任準備金取崩額</u>	× × ×
そ の 他 の 特 別 利 益	× × ×
特 別 損 失	× × ×
固 定 資 産 処 分 損 失	× × ×
減 損	× × ×
<u>金融先物取引責任準備金繰入額</u>	× × ×
<u>証券取引責任準備金繰入額</u>	× × ×
そ の 他 の 特 別 損 失	× × ×
(略)	(略)

(略)

別紙様式第14号の2 (第131条第2項関係)

(日本工業規格 A 4)

連 結 業 務 報 告 書

[ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

(略)

第2 連結財務諸表

(略)

2 ( 年 月 日現在 ) 連結貸借対照表

(表略)

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(16) (略)

(17) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(18) (略)

2.～6. (略)

(略)

連 結 業 務 報 告 書

[ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

(略)

第2 連結財務諸表

(略)

2 ( 年 月 日現在 ) 連結貸借対照表

(表略)

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(16) (略)

(17) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(18) (略)

2.～6. (略)

(略)

## 業 務 報 告 書

（略）

## 第 2 貸 借 対 照 表

（信用金庫連合会名）

第 期 末 年 月	日現在	科 目	金 額
（資 産 の 部） （略）	（負 債 の 部） （略）	特 別 法 上 の 引 当 金	
		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	
資 産 の 部 合 計	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		

（記載上の注意）

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(20)（略）

(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(22)（略）

2.～6.（略）

（略）

## 第 3 損 益 計 算 書

## 業 務 報 告 書

（略）

## 第 2 貸 借 対 照 表

（信用金庫連合会名）

第 期 末 年 月	日現在	科 目	金 額
（資 産 の 部） （略）	（負 債 の 部） （略）	特 別 法 上 の 引 当 金	
		金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金	
資 産 の 部 合 計	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		

（記載上の注意）

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(20)（略）

(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(22)（略）

2.～6.（略）

（略）

## 第 3 損 益 計 算 書

第 期末 年 月 日現在 (信用金庫連合会名)

科 目	金 額
特 別 利 益	× × ×
固 定 資 産 分 入 益	× × ×
貸 倒 引 当 金 取 立 益	× × ×
債 却 債 権 取 立 益	× × ×
<u>金融商品取引責任準備金取崩額</u>	× × ×
そ の 他 の 特 別 利 益	× × ×
特 別 損 失	× × ×
固 定 資 産 処 分 損 失	× × ×
減 損 損 失	× × ×
<u>金融商品取引責任準備金繰入額</u>	× × ×
そ の 他 の 特 別 損 失	× × ×

(略)

第 期末 年 月 日現在 (信用金庫連合会名)

科 目	金 額
特 別 利 益	× × ×
固 定 資 産 分 入 益	× × ×
貸 倒 引 当 金 取 立 益	× × ×
債 却 債 権 取 立 益	× × ×
<u>金融先物取引責任準備金取崩額</u>	× × ×
<u>証券取引責任準備金取崩額</u>	× × ×
そ の 他 の 特 別 利 益	× × ×
特 別 損 失	× × ×
固 定 資 産 処 分 損 失	× × ×
減 損 損 失	× × ×
<u>金融先物取引責任準備金繰入額</u>	× × ×
<u>証券取引責任準備金繰入額</u>	× × ×
そ の 他 の 特 別 損 失	× × ×

(略)

改正案	現行
<p>（金融機関が営むことができない業務）</p> <p>第三条 令第三条第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）<u>第二条第三項</u>に規定する商品投資顧問業に該当する業務</p> <p>2（略）</p> <p>（業務の種類及び方法）</p> <p>第四条 信託業務を営む金融機関は、業務の種類及び方法書に次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 併せ営む法第一条第一項各号に掲げる業務の種類（同項第二号に掲げる信託受益権売買等業務を営む場合には、当該業務の実施体制を含む。）</p> <p>2（略）</p> <p>（営業保証金の供託の届出等）</p> <p>第五条 法第一条第一項において準用する信託業法第十一条第一項、</p>	<p>（金融機関が営むことができない業務）</p> <p>第三条 令第三条第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）<u>第二条第七項</u>に規定する商品投資顧問業に該当する業務</p> <p>2（略）</p> <p>（業務の種類及び方法）</p> <p>第四条 信託業務を営む金融機関は、業務の種類及び方法書に次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 併せ営む法第一条第一項各号に掲げる業務の種類（同項第二号に掲げる信託受益権販売業を営む場合には、当該業務の実施体制を含む。）</p> <p>2（略）</p> <p>（営業保証金の供託の届出等）</p> <p>第五条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第一項、</p>

第四項又は第八項の規定により供託をした者は、別紙様式第一号により作成した営業保証金供託届出書に、当該供託に係る供託書正本を添付して金融庁長官等（令第十四条第一項の規定により金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関にあつては金融庁長官、その他の金融機関にあつては当該金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2・3（略）

（営業保証金に充てることができる有価証券の種類）

第八条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 政府保証債券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。以下同じ。）

四（略）

（信託契約の内容の説明を要しない場合）

第十三条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等（金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家並びに信託業法第二条第二項、第六

第四項又は第八項の規定により供託をした者は、別紙様式第一号により作成した営業保証金供託届出書に、当該供託に係る供託書正本を添付して金融庁長官等（令第十五条第一項の規定により金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関にあつては金融庁長官、その他の金融機関にあつては当該金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2・3（略）

（営業保証金に充てることができる有価証券の種類）

第八条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 政府保証債券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。以下同じ。）

四（略）

（信託契約の内容の説明を要しない場合）

第十三条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等（証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家並びに信託業法第二条第二項、第六項、

項及び第九項に規定する信託会社、外国信託会社、信託契約代理店及び同法第五十条の二第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。である場合（当該適格機関投資家等から法第二条第一項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

二六（略）

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第十九条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一（略）

二 株式につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに銘柄（信託財産の二分の一を超える額を金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）に投資することを目的とする信託であつて、当期末現在において信託財産の総額の百分の一を超える額を保有している場合における当該銘柄に限る。次号において同じ。）ごとに次に掲げる事項

イハ（略）

三（略）

四 デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第三十一条の十一第二号口及び第三十

第九項及び第十一項に規定する信託会社、外国信託会社、信託契約代理店、信託受益権販売業者及び同法第五十条の二第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。である場合（当該適格機関投資家等から法第二条第一項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

二六（略）

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第十九条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一（略）

二 株式につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに銘柄（信託財産の二分の一を超える額を証券取引法第二条第一項に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）に投資することを目的とする信託であつて、当期末現在において信託財産の総額の百分の一を超える額を保有している場合における当該銘柄に限る。次号において同じ。）ごとに次に掲げる事項

イハ（略）

三（略）

四 有価証券先物取引（証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引をいう。以下同じ。）、外国有価証券市場（同条第

七条第二号において同じ。）が行われた場合につき、取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額又は取引金額

五十一 (略)

2 } 5 (略)

6 信託業務を営む金融機関は、第一項第五号の規定にかかわらず、  
実質的受益者が金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格  
機関投資家である場合又は同法第五条第一項に規定する特定有価証

八項第三号に規定する外国有価証券市場をいう。第二十三条第三項第二号において同じ。）において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引（同法第二条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引をいう。第二十三条第三項第二号において同じ。）、有価証券オプション取引（同法第二条第二十二項に規定する有価証券オプション取引をいう。第二十三条第三項第二号において同じ。）、外国市場証券先物取引（同法第二条第二十三項に規定する外国市場証券先物取引をいう。第二十三条第三項第二号において同じ。）、有価証券先物取引（同法第二条第二十四項に規定する有価証券先物取引をいう。）、有価証券店頭指数等先物取引（同法第二十五項に規定する有価証券店頭指数等先物取引をいう。）、有価証券店頭オプション取引（同法第二十六項に規定する有価証券店頭オプション取引をいう。）、又は有価証券店頭指数等スワップ取引（同法第二十七項に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引をいう。）が行われた場合につき、それぞれ取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額又は取引金額

五十一 (略)

2 } 5 (略)

6 信託業務を営む金融機関は、第一項第五号の規定にかかわらず、  
実質的受益者が証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関  
投資家である場合又は同法第二十四条第一項に規定する特定有価証

券を取得している者であり、かつ、受益者が当該特定有価証券に関して同法第二十四条第五項において準用する同条第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出している場合（当該特定有価証券に関して同法に基づく有価証券報告書の提出義務が課せられていない場合においては、第三者からの報告に基づき、第一項第五号口及び八に掲げる事項について実質的受益者に報告を行っている場合）には、受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得ることにより、同号口及び八に掲げる事項の記載を省略することができる。

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

第二十條 法第二條第一項において準用する信託業法第二十七條第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一（二）（略）

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三條に規定する委託者指図型投資信託契約による信託の引受けを行った場合において、投資信託委託会社（同法第二條第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）に対し、当該投資信託委託会社が同法第十四條第一項の運用報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

四 金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等（投

券を取得している者であり、かつ、受益者が当該特定有価証券に関して同法第二十四条第五項において準用する同条第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出している場合（当該特定有価証券に関して同法に基づく有価証券報告書の提出義務が課せられていない場合においては、第三者からの報告に基づき、第一項第五号口及び八に掲げる事項について実質的受益者に報告を行っている場合）には、受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得ることにより、同号口及び八に掲げる事項の記載を省略することができる。

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

第二十條 法第二條第一項において準用する信託業法第二十七條第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一（二）（略）

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第四條に規定する委託者指図型投資信託契約による信託の引受けを行った場合において、同法第二條第十八項に規定する投資信託委託業者に対し、当該投資信託委託業者が同法第三十三條第一項の運用報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

四 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十

資産運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該金融商品取引業者等の顧客のみである場合において、当該金融商品取引業者等に対し、当該金融商品取引業者等が同法第四十二条の七第一項の運用報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資顧問業者の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該商品投資顧問業者の顧客のみである場合において、当該商品投資顧問業者に対し、当該商品投資顧問業者が同法第二十条の報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

六〇九（略）

（信託財産に係る行為準則）

第二十三条（略）

2（略）

3 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合であつて

年法律第七十四号）第三条に規定する認可投資顧問業者の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該認可投資顧問業者の顧客のみである場合において、当該認可投資顧問業者に対し、当該認可投資顧問業者が同法第三十二条第一項の報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十  
六号）第二条第八項に規定する商品投資顧問業者の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該商品投資顧問業者の顧客のみである場合において、当該商品投資顧問業者に対し、当該商品投資顧問業者が同法第三十七条の報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

六〇九（略）

（信託財産に係る行為準則）

第二十三条（略）

2（略）

3 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合であつて

、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれ次に定める方法により取引を行う場合

イ 次に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいい、有価証券に係る標準物（同法第二条第二十四項第五号に掲げるものをいい、以下単に「標準物」という。）並びに同条第一項第二十号に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）の売買

(1) 金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている有価証券（標準物を除く。） 取引所金融商品市場（同法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

(2) 店頭売買有価証券（金融商品取引法第二条第八項第十号八に規定する店頭売買有価証券をいう。） 店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとし

、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれ次に定める方法により取引を行う場合

イ 次に掲げる有価証券（証券取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいい、同法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第三号に規定する外国国債証券とみなされる標準物並びに同法第一条第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）の売買

(1) 証券取引所に上場されている有価証券（証券取引法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第三号に規定する外国国債証券とみなされる標準物を除く。） 取引所有価証券市場（同法第二条第十七項に規定する取引所有価証券市場をいう。以下この号において同じ。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

(2) 店頭売買有価証券（証券取引法第二条第八項第七号八に規定する店頭売買有価証券をいう。） 店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合

て合理的な方法により算出した価額により行うもの

(3) (1)及び(2)に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの 前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

( ) 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券(同項第十七号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。 )において同じ。 )

( ) 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち、その価格が認可金融商品取引業協会(同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。 )において同じ。 )又は外国において設立されている認可金融商品取引業協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されるもの

( ) 金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる有価証券

口 金融商品取引法第二十一条に規定する市場デリバティブ取引及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場(金融商品取引法第二条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場をいう。 )において行うもの

(削る)

理的な方法により算出した価額により行うもの

(3) (1)及び(2)に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの 前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

( ) 証券取引法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券(同項第九号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。 )において同じ。 )

( ) 証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会(同条第十三項に規定する証券業協会をいう。 )又は外国において設立されている証券業協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されるもの

( ) 証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

口 有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引 取引所有価証券市場若しくは外国有価証券市場において行うもの

八 取引所金融先物取引等(金融先物取引法(昭和六十三年法律

八・二 (略)

三 (略)

四 その他受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融庁長官等の承認を受けて取引を行う場合

4 (略)

5 第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～五 (略)

六 投資信託及び投資法人に関する法律第三条に規定する委託者指図型投資信託契約による信託の引受けを行った場合において、投資信託委託会社又は金融商品取引法第四十二条の三第一項に基づき当該投資信託委託会社から委託を受けた者(令第十条第一項各号に掲げる者を除く。)(のみの指図により法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引が行われたものである場合であつて、かつ、受益者(受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。)(からの個別の照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

第七十七号)第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等をいう。)(金融先物取引所(同条第六項に規定する金融先物取引所をいう。)(の開設する金融先物市場(同条第三項に規定する金融先物市場をいう。)(又は海外金融先物市場(同項に規定する海外金融先物市場をいう。)(において行うもの

三 (略)

四 その他受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融庁長官等の承認を受けて取引を行う場合

4 (略)

5 第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～五 (略)

六 投資信託及び投資法人に関する法律第四条に規定する委託者指図型投資信託契約による信託の引受けを行った場合において、同法第十八項に規定する投資信託委託業者又は同法第十七条第一項に基づき当該投資信託委託業者から委託を受けた者(令第十条第一項各号に掲げる者を除く。)(のみの指図により法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引が行われたものである場合であつて、かつ、受益者(受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。)(からの個別の照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

七 第三項第二号イ及びロに掲げる取引を行う場合  
八・九（略）

（契約の種類）

第三十一条の二 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定信託契約（信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。以下同じ。）とする。

（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日）

第三十一条の三 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、信託業務を営む金融機関が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金融機関の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。）とする旨

2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、信託業務を営む金融機関が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

七 第三項第二号イから八までに掲げる取引を行う場合  
八・九（略）

（新設）

（新設）

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第三十一条の四 法第二条の二において準用する金融商品取引法第二十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。)に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。)を特定投資家(同法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第二十四条の二第二項の規定による承諾を行った信託業務を営む金融機関のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十一条の五 法第二条の二において準用する金融商品取引法第二

(新設)

(新設)

十四条の二第四項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 信託業務を営む金融機関（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う信託業務を営む金融機関との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該金融機関の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機に備えられ

たファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

八 信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 閲覧ファイル（信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 | 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十一条の二に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第三十一条の六 令第十一条の二第一項及び第十一条の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第三十一条の九第一項各号に掲げる方法のうち信託業務を営む金融機関が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第三十一条の七 法第二条の二において準用する金融商品取引法第二

(新設)

(新設)

十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信託業務を営む金融機関が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金融機関の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日）をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 | 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信託業務を営む金融機関が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第三十一条の八 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

（新設）

2 | 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行つた信託業務を営む金融機関のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることとなる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第三十一条の九 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機と法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備え

(新設)

られたファイルに記録する方法

ロ 信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該金融機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

- 二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、信託業務を営む金融機関がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家として取り扱おうと申し出ることができる業者等)

第三十一条の十 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- 一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。

(新設)

二 その締結した匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）に基づく出資の合計額が三億円未満であること。

2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一 組合契約（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。ロにおいて同じ。）を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

二 有限責任事業組合契約（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。ロにおいて同じ。）を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第三十一条の十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号において同じ。)における申出者(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第三十一条の十三において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券(ホに掲げるものを除く。)

ロ デリバティブ取引に係る権利

ハ 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の六の四に

(新設)

規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等及び農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等

二 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法（平成七年法律第一百五号）第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ 特定信託契約に係る信託受益権

ヘ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項に規定する先物取引に係る権利

三 申出者が最初に当該信託業務を営む金融機関との間で特定信託契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第三十一条の十二 法第二条の二において準用する金融商品取引法第

（新設）

三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信託業務を営む金融機関が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金融機関の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 | 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信託業務を営む金融機関が前項の規定により定められた日であつて法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

第三十一条の十三 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第二条の二において

（新設）

準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に關して申出者が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に關して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った信託業務を営む金融機関のみから対象契約に關して特定投資家として取り扱われることになる旨

（広告類似行為）

第三十一条の十四 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に關する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に關する法律（平成十四年法律

（新設）

第二十六号) 第二条第一号に規定する電子メールをいう。) を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。) により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定信託契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。) を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

イ 商品の名称(通称を含む。)

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする信託業務を営む金融機関の商号若しくは名称又はこれらの通称

八 令第十一条の四第二項第一号に掲げる事項(当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。)

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）
- (2) 第三十一条の二十一第一項第二号ロに規定する契約変更書面

（特定信託契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法）

第三十一条の十五 信託業務を営む金融機関がその行う特定信託契約の締結の業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 信託業務を営む金融機関がその行う特定信託契約の締結の業務の内容について広告等をするときは、令第十一条の四第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

3 信託業務を営む金融機関がその行う特定信託契約の締結の業務の内容について一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。第三十一条の十八第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、

（新設）

令第十一条の四第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第三十一条の十六 令第十一条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定信託契約に関して顧客が支払うべき対価(以下「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定信託契約に係る信託財産の価額に対する割合又は当該特定信託契約の締結を行うことにより生じた利益に対する割合を含む。以下この項において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

2 特定信託契約に係る信託財産の運用が投資信託受益権等(金融商品取引法第二条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる有価証券に表示されるべき権利又は同条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利をいう。以下この条において同じ。)の取得により行われる場合には、前項の手数料等には、当該投資信託受益権等に係る信託報酬その他の手数料等を含むものとする。

3 前項の投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出される場合には、当該他の投資信託受益権

(新設)

等と同項の投資信託受益権等とみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により第二項の投資信託受益権等とみなされた投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出される場合について準用する。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第三十一条の十七 令第十一条の四第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定信託契約に関する重要な事項について顧客の不利となる事実とする。

（新設）

（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第三十一条の十八 令第十一条の四第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

（新設）

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イ 有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。）

ロ 有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。）の業務を行う者

八 電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。）の業務を行う者

二 信託業務を営む金融機関又は当該金融機関が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2 令第十一条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十一条の十四第三号二に掲げる事項とする。

（誇大広告をしてはならない事項）

第三十一条の十九 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定信託契約の解除に関する事項
- 二 特定信託契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

（新設）

三 特定信託契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項

四 特定信託契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

（契約締結前交付書面の記載方法）

第三十一条の二十 契約締結前交付書面には、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（次項において「日本工業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第三十一条の二十二第一項第三号に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

3 信託業務を営む金融機関は、契約締結前交付書面には、第三十一条の二十二第一項第一号に掲げる事項及び法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び

（新設）

数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第三十一条の二十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 顧客と同一の内容の特定信託契約を締結したことがあり、かつ、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により当該顧客に当該特定信託契約に係る契約締結前交付書面を交付したことがある場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

二 既に成立している特定信託契約の一部の変更をすることを内容とする特定信託契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定信託契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定信託契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(以下「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

2 | 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第

(新設)

四項及び令第十一条の二の規定並びに第三十一条の五の規定は、前項第二号口の規定による契約変更書面の交付について準用する。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十一条の二十二 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
- 二 第十五条第七項各号に掲げる事項
- 三 顧客が行う特定信託契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項
  - イ 当該指標
  - ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
- 四 当該特定信託契約に関する租税の概要
- 五 顧客が当該金融機関に連絡する方法
- 六 当該金融機関が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。）の有無（対象事業者となつている場合にあつては、その名称）

(新設)

2 | 信託業務を営む金融機関が信託法第二条第十二項に規定する限定責任信託の引受けを行った場合にあつては、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、第十五条第八項各号に掲げる事項とする。

(禁止行為)

第三十一条の二十三 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 第十二条各号に掲げる行為
- 二 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項（契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第五号及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況

(新設)

及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定信託契約を締結する行為

三 特定信託契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

（同一人に対する信用の供与等）

第三十三条 令第十二条に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第八号中の信託財産残高表の貸出金勘定に計上されるものとする。

2 令第十二条に規定する貸出金の信用の供与としての額は、同一人に対する前項に規定する貸出金（以下この項において「貸出金」という。）の額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一（五）（略）

（損失の補てん等を行うことができる信託契約）

第三十七条 法第六条に規定する内閣府令で定める信託契約は、当該信託契約に係る信託財産の総額の二分の一を超える額を次に掲げる資産に投資することを目的とする信託契約以外の信託契約とする。

一 金融商品取引法第二条第一項（第十二号及び第十四号を除く。）

（に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第一号及び第二号に掲げる権利を除く。）を含む）

及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定信託契約を締結する行為

三 特定信託契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

（同一人に対する信用の供与等）

第三十三条 令第十三条に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第八号中の信託財産残高表の貸出金勘定に計上されるものとする。

2 令第十三条に規定する貸出金の信用の供与としての額は、同一人に対する前項に規定する貸出金（以下この項において「貸出金」という。）の額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一（五）（略）

（損失の補てん等を行うことができる信託契約）

第三十七条 法第六条に規定する内閣府令で定める信託契約は、当該信託契約に係る信託財産の総額の二分の一を超える額を次に掲げる資産に投資することを目的とする信託契約以外の信託契約とする。

一 有価証券（証券取引法第二条第一項（第七号の三及び第七号の五を除く。）に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）をいう。第十二号において同じ

む。第五号において同じ。）

二 デリバティブ取引に係る権利

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

三 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引（同条第九項に規定する商品市場に相当する外国の市場において行われる取引であつて、同条第八項に規定する先物取引に類するものを含む。）

四・五 (略)

）。

二 証券取引法第二十一条に規定する有価証券指数等先物取引に係る権利

三 証券取引法第二十二条に規定する有価証券オプション取引に係る権利

四 証券取引法第二十三条に規定する外国市場証券先物取引に係る権利

五 証券取引法第二十四条に規定する有価証券先物取引に係る権利

六 証券取引法第二十五条に規定する有価証券店頭指数等先物取引に係る権利

七 証券取引法第二十六条に規定する有価証券店頭オプション取引に係る権利

八 証券取引法第二十七条に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利

九 金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等に係る権利

十 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項に規定する先物取引（同条第九項に規定する商品市場に相当する外国の市場において行われる取引であつて、同条第八項に規定する先物取引に類するものを含む。）

十一・十二 (略)

( 經由官庁 )

第四十三條 金融機関は、第一条第一項、第二条及び第四十一条第一項に規定する申請書を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するとき  
は、当該金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては、福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては、当該財務事務所长とする。）を經由して提出しなければならない。ただし、令第十四条第一項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限り  
をなす。

2 ( 略 )

別紙様式第 8 号 ( 第 38 条第 2 項関係 )

信 託 業 務 報 告 書  
( 略 )

1. ～ 9. ( 略 )

10. 信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

( 表略 )

( 記載上の注意 )

金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者（同法第 28 条第 4 項に規定する投資運用業を行う者に限る。）及び商品投資に係る事業の規制に関する法律第 2 条第 4 項に規定する商品投資顧問業者以外の者であつて、二以上の信託財産の管理又は処分について自己以外の受益者のために指図を行う者について記載すること。

( 經由官庁 )

第四十三條 金融機関は、第一条第一項、第二条及び第四十一条第一項に規定する申請書を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するとき  
は、当該金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては、福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては、当該財務事務所长とする。）を經由して提出しなければならない。ただし、令第十五条第一項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限り  
をなす。

2 ( 略 )

別紙様式第 8 号 ( 第 38 条第 2 項関係 )

信 託 業 務 報 告 書  
( 略 )

1. ～ 9. ( 略 )

10. 信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

( 表略 )

( 記載上の注意 )

投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 18 項に規定する投資信託委託業者、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 3 条に規定する認可投資顧問業者、商品投資に係る事業の規制に関する法律第 2 条第 8 項に規定する商品投資顧問業者以外の者であつて、二以上の信託財産の管理又は処分について自己以外の受益者のために指図を行う者について記載

11.～17. (略)

11.～17. (略)  
すること。

改正案	現行
<p>（業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合）</p> <p>第二条 法第三条第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十三条の二の規定による登録を受けて行う業務</p>	<p>（業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合）</p> <p>第二条 法第三条第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。</p> <p>一 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第九号に掲げる事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）のうち同号に規定する募集の取扱いに関する事項</p> <p>二 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業を含む。）に関する事項</p> <p>三 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により同項に規定する事業を行おうとする場合（同法第九条の九第六項の規定により同項第二号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）において、不特定かつ多数の者を相手方とするこれらの事業に関する事項</p> <p>四七（略）</p> <p>（新設）</p>

(削る)

七 (略)

(信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権)

第三条 法第四条第二項(法第四条の三第八項(法第四条の五第三項において準用する場合を含む。)、協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第三条第三項、第六条第五項、第八条第三項、第十条第八項及び第百十一条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、信用協同組合等又はその子会社(法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。)が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権(法第四条第一項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。)とする。

一 有価証券関連業(金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。)を営む金融商品取引業者(同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。)が業務として所有する株式又は持分

二 四 (略)

2 法第四条第二項の規定により、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該信用協同組合等及びその子会社が委託者若しくは

八 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第五十六条の規定による登録を受けて行う金融先物取引業

九 (略)

(信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権)

第三条 法第四条第二項(法第四条の三第八項(法第四条の五第三項において準用する場合を含む。)、協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第三条第三項、第六条第五項、第八条第三項、第十条第八項及び第百十一条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、信用協同組合等又はその子会社(法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。)が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権(法第四条第一項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。)とする。

一 証券会社(証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう。以下同じ。)が業務として所有する株式又は持分

二 四 (略)

2 法第四条第二項の規定により、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該信用協同組合等及びその子会社が委託者若しくは

受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができ  
るものから除かれる内閣府令で定める議決権は、投資信託及び投資  
法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第十条の規定  
により当該信用協同組合等の子会社が投資信託委託会社（同法第二  
条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）とし  
てその行使について指図を行う株式又は持分に係る議決権とする。

3・4（略）

（信用協同組合等の子会社の範囲等）

第四条（略）

2・4（略）

5 第四条の二第一項第一号口又は第四条の四第二項第二号に規定  
する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあ  
っては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に  
準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯す  
る業務を除く。）とする。

一の一の四（略）

一の五 削除

一の六・二（略）

三 中小企業等協同組合法第九条の八第一項第四号及び同条第二項  
各号に規定する業務（同項第十二号に掲げる業務及び有価証券関  
連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができ  
るものから除かれる内閣府令で定める議決権は、投資信託及び投資  
法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二条の  
規定により当該信用協同組合等の子会社が同法第二十八条に規  
定する投資信託委託業者としてその行使について指図を行う株式又  
は持分に係る議決権とする。

3・4（略）

（信用協同組合等の子会社の範囲等）

第四条（略）

2・4（略）

5 第四条の二第一項第一号口又は第四条の四第二項第二号に規定  
する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあ  
っては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に  
準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯す  
る業務を除く。）とする。

一の一の四（略）

一の五 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売（第三  
号及び第十三号に掲げる業務に該当するものを除く。）

一の六・二（略）

三 中小企業等協同組合法第九条の八第一項第四号及び同条第二項  
各号に規定する業務（同項第十二号に掲げる業務、証券取引法第  
二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号及び第五号に掲

三の二、三の四（略）

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為を行う業務

五 削除

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第三項に規定する商品投資顧問業

七、十二（略）

十三 投資信託委託会社又は資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）として行う業務（投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。）

十四 投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。）に係る業務

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産（不動産、不動産の賃借権及び地上権を除く。）に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指

げる業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二、三の四（略）

四 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四十四号）第一条第一項に規定する抵当証券業

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業（同条第二項に規定する商品投資契約の締結を行うものを除く。）

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する商品投資顧問業

七、十二（略）

十三 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業及び同条第十七項に規定する投資法人資産運用業（同法第三十四条の十第一項第二号に規定する不動産の管理業務（投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行うものに限る。）を含む。）

十四 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第七十四号）第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務  
（新設）

図を含む。)を行う業務(第四号及び前二号に該当するものを除く。)

十四の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに關し仲介を行う業務

十五、十八の三 (略)

十八の四 算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次号において同じ。)の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

十八の五 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

十九 (略)

二十 有価証券に関する顧客の代理

(新設)

十五、十八の三 (略)

(新設)

(新設)

十九 (略)

二十 有価証券に関する顧客の代理(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結

二十一・二十二（略）

二十三 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連業に該当するものを除く。）

二十四～三十九（略）

6～11（略）

12 法第四条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第五項第一号から第十八号の五までに掲げる業務

二・三（略）

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六条 信用協同組合等は、認可対象会社（法第四条の二第三項又は同法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二（略）

三 当該信用協同組合等及びその子会社等（法第六条第一項及び第六條の五第一項において準用する銀行法（第八十三条第四号、第

に係る代理を含む。）

二十一・二十二（略）

二十三 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合の契約（証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の三の二第二項各号に掲げるものを除く。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（第五号に該当するものを除く。）

二十四～三十九（略）

6～11（略）

12 法第四条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第五項第一号から第十八号の三までに掲げる業務

二・三（略）

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六条 信用協同組合等は、認可対象会社（法第四条の二第三項又は同法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二（略）

三 当該信用協同組合等及びその子会社等（法第六条第一項及び第六條の五第一項において準用する銀行法（第八十三条第四号及び

八十九条第二項及び第一百十条の十二第二号八を除き、以下「銀行法」という。第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに第一百一十一条第一項第十六号の二において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ・ロ（略）

四、六（略）

2、5（略）

（証券専門会社等の業務等）

第十条 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十二に規定する行為を行う業務

二（略）

三 第四条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第四条の四第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

第八十九条第二項を除き、以下「銀行法」という。第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに第一百一十一条第一項第十六号の二において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ・ロ（略）

四、六（略）

2、5（略）

（証券専門会社等の業務等）

第十条 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

（新設）

一（略）

二 第四条第五項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第四条の四第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

2 法第四条の四第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

二 累積投資契約（金融商品取引法第三十五条第一項第七号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

三 金融商品取引法第三十五条第一項第一号に規定する有価証券の貸借の媒介

四 前項第二号に掲げる業務

五 第四条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第四条の四第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3 法第四条の二第一項第二号、第四条の三第七項、第四条の四第一項第七号又は第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発

2 法第四条の四第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

（新設）

一 累積投資契約（証券取引法第三十四条第一項第八号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

二 証券取引法第三十四条第一項第二号に規定する有価証券の貸借の媒介

三 前項第一号に掲げる業務

四 第四条第五項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第四条の四第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3 法第四条の二第一項第二号、第四条の三第七項、第四条の四第一項第七号又は第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会

行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～三 (略)

4～8 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第四十一条 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～四 (略)

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関するより詳細な説明

イ 市場デリバティブ取引(金融商品取引法第二十一条に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。)又は外国市場デリバティブ取引(同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。)のうち有価証券関連デリバティブ取引(同法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。)に該当するもの以外のもの

ロ・ハ (略)

社とする。

一～三 (略)

4～8 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第四十一条 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～四 (略)

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関するより詳細な説明

イ 金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等

ロ・ハ (略)

二 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場（同条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）における同条第二十一項第一号に掲げる取引と類似の取引を除く。）

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（次条第一項第二号及び第一百十条の二十五第一項第十三号ホにおいて「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに限る。）

六（略）

2 4（略）

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第四十二条 信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

二 証券取引法第二条第八項第三号の二又は同条第二十一項から第二十三項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

ホ 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は同条第八項第三号口に規定する外国有価証券市場における同条第二十項に規定する有価証券先物取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（次条第一項第二号において「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに限る。）

六（略）

2 4（略）

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第四十二条 信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一（略）

- 一 (略)
- 二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(国債証券等及び前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。)
- 三 (略)
- 2・3 (略)

(投資信託委託会社等への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第四十三条 信用協同組合等は、投資信託委託会社又は資産運用会社が当該信用協同組合等の事務所の一部を使用して投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(以下この条において「受益証券等」という。)を取り扱う場合には、信用協同組合等が預金等を取り扱う場所と投資信託委託会社又は資産運用会社が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(内部規則等)

第五十条 信用協同組合等は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は

- 二 証券取引法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(国債証券等及び前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。)
- 三 (略)
- 2・3 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第四十三条 信用協同組合等は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該信用協同組合等の事務所の一部を使用して同法に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(以下この条において「受益証券等」という。)を取り扱う場合には、信用協同組合等が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(内部規則等)

第五十条 信用協同組合等は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びり

取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。 ) に関する内部規則等 ( 内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。 ) を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

( 同一人に対する信用の供与等 )

第五十一条 ( 略 )

2・3 ( 略 )

4 令第三条第五項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるもののうち、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募に該当するものであつた社債の保有

二 ( 略 )

三 貸借対照表の買入金銭債権勘定に金融商品取引法第二条第一項第十五号に規定する約束手形として計上されるもの

四 ( 略 )

( 銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項 )

第五十二条 銀行法第十三条第一項本文に規定する信用協同組合等の同一人に対する信用の供与等 ( 同項本文に規定する信用の供与等を

リスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。 ) に関する内部規則等 ( 内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。 ) を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

( 同一人に対する信用の供与等 )

第五十一条 ( 略 )

2・3 ( 略 )

4 令第三条第五項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるもののうち、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募に該当するものであつた社債の保有

二 ( 略 )

三 貸借対照表の買入金銭債権勘定に証券取引法第二条第一項第八号に規定する約束手形として計上されるもの

四 ( 略 )

( 銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項 )

第五十二条 銀行法第十三条第一項本文に規定する信用協同組合等の同一人に対する信用の供与等 ( 同項本文に規定する信用の供与等を

いう。以下この条から第五十六条までにおいて同じ。）の額（第五十五条第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一・二（略）

三 前条第三項に規定する株式又は出資が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第二十二項に規定するその他有価証券であつて、貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四・七（略）

2・3（略）

（信用協同組合等の業務に係る禁止行為）

第六十三条 銀行法第十三条の三第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、その行う業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二・三（略）

（信用協同組合代理業に係る内部規則等）

いう。以下この条から第五十六条までにおいて同じ。）の額（第五十五条第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一・二（略）

三 前条第三項に規定する株式又は出資が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第二十一項に規定するその他有価証券であつて、貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四・七（略）

2・3（略）

（信用協同組合等の業務に係る禁止行為）

第六十三条 銀行法第十三条の三第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、その行う業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二・三（略）

（信用協同組合代理業に係る内部規則等）

第九十五条 信用協同組合代理業者は、その行う信用協同組合代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪防止措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（信用協同組合代理業に係る禁止行為）

第九十九条 銀行法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、その行う信用協同組合代理業の内容及び方法に  
じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏ま  
えた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあること  
を告げる行為

二 六 （略）

（特定預金等）

第一百十条の二 法第六条の五の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 預金者等が預入期間の途中で解約をした場合に違約金その他これに準ずるもの（以下この号において「違約金等」という。）を

第九十五条 信用協同組合代理業者は、その行う信用協同組合代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪防止措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（信用協同組合代理業に係る禁止行為）

第九十九条 銀行法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、その行う信用協同組合代理業の内容及び方法に  
じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項につ  
いて告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二 六 （略）

（新設）

支払うこととなる預金等であつて、当該違約金等の額を当該解約の時における当該預金等の残高から控除した金額が、金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標に係る変動により預入金額を下回ることとなるおそれがあるもの

二 預金等のうち、外国通貨で表示されるもの

三 預金等のうち、その受入れを内容とする取引に金融商品取引法第二条第二十二項第三号（口を除く。）に掲げる取引（通貨の売買に係るものに限る。）が付随するもの

（契約の種類）

第一百十条の三 法第六条の五の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定預金等契約（法第六条の五の二に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）とする。

（新設）

（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日）  
第一百十条の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信用協同組合等の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

（新設）

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の

二 第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、信用協同組合等が前項の規定により定められた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第一百十条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

一 期限日以前に締結した対象契約(準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。)に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。)を特定投資家(金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)以外の顧客として取り扱つ旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、準用金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

(情報通信の技術を利用した提供)

第一百十条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)( )に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者(準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う信用協同組合等又は信用協同組合代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「顧客」という。)( )又は当該信用協同組合等若しくは信用協同組合代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。)( )の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客及び顧客との契約により顧客ファイル(専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。)( )を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)( )の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)( )を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出を

(新設)

する場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う信用協同組合等又は信用協同組合代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法(準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、信用協同組合等又は信用協同組合代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ハ 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル(信用協同組合等又は信用協同組合代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 | 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又は二に掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。  
ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又は二に掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第五条の七に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記載された記載事項

ロ 前項第一号二に掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号二に掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録すること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信用協同組合等又は信用協同組合代理業者の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は信用協同組合等若しくは信用協同組合代理業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第一百十条の七 令第五条の七第一項及び第五条の八第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第一百十条の十第一項各号に掲げる方法のうち信用協同組合等又は信用協同組合代理業者が使用するもの

(新設)

二 ファイルへの記録の方式

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第一百十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信用協同組合等の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信用協同組合等が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第一百十条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者(準用金融商品取引法

(新設)

(新設)

第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。  
。( ) が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五  
条ただし書に規定する場合を除く。 ) には適用されない旨とする  
。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する主務  
省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の  
定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつ  
ても、申出者を特定投資家として取り扱つ旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定に  
よる承諾を行った信用協同組合等のみから対象契約に関して特定  
投資家として取り扱われることになる旨

( 情報通信の技術を利用した同意の取得 )

第一百十條の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融  
商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以  
下この条において同じ。 ) に規定する内閣府令で定めるものは、次  
に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 信用協同組合等の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引  
法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手  
方(以下この条において「顧客」という。 ) の使用に係る電子  
計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使

( 新設 )

用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 信用協同組合等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該信用協同組合等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 前項各号に掲げる方法は、信用協同組合等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信用協同組合等の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家として取り扱つよう申し出ることができる営業者等)

第一百十條の十一 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項の規定による申出を行つことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。
- 二 その締結した商法第五百三十五條に規定する匿名組合契約に基

(新設)

づく出資の合計額が三億円未満であること。

2| 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること

ロ 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること

二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）（第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること

ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第一百十條の十二 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項第二号に

(新設)

規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四條の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号において同じ。)における申出者(準用金融商品取引法第三十四條の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第一百十條の十四において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)(の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券(ホに掲げるものを除く。)

ロ デリバティブ取引(金融商品取引法第二條第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。)(に係る権利

ハ 法第六條の五の二に規定する特定預金等(八を除き、以下「特定預金等」という。)(、商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十條ノ二ノ三に規定する特定預金、農業協同組合法第十一條の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一條の六の四に規定する特定貯金等、信用金庫法第八十九條の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七條の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四條の二に規定す

る特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等及び  
農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等

二 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、  
中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項に規定する特定共  
済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基  
づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利  
ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託  
受益権

ヘ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第  
三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第  
八項に規定する先物取引に係る権利

三 申出者が最初に当該信用協同組合等との間で特定預金等契約を  
締結した日から起算して一年を経過していること。

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合  
の期限日）

第一百十条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において  
準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣  
府令で定める場合は、信用協同組合等が一定の日を定め、次に掲げ  
る事項を当該信用協同組合等の事務所の公衆の見やすい場所への掲  
示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

（新設）

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信用協同組合等が前項の規定により定められた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

第百十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(広告類似行為)

第百十条の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。)、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定預金等契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

(新設)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 商品の名称（通称を含む。）

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行つ情報の提供をする信用協同組合等又は信用協同組合代理業者等の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

八 令第五条の九第二項第一号に掲げる事項（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面

（以下「契約締結前交付書面」という。）

(2) 第一百条の二十三第一項第一号に規定する外貨預金等書面

(3) 第一百条の二十三第一項第三号ロに規定する契約変更書面

（特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容に  
ついでに広告等の表示方法）

第一百条の十六 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者がその行

（新設）

う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容について広告等をするときは、令第五条の九第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

3 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容について一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。第一百十條の十九第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第五条の九第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第一百十條の十七 令第五条の九第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問

（新設）

わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価（以下「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第一百十条の十八 令第五条の九第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該信用協同組合等又は当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨
- 二 その他当該特定預金等契約に関する重要な事項について顧客の不利となる事実

（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第一百十条の十九 令第五条の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

（新設）

（新設）

イ 有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。）

ロ 有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。）の業務を行う者

ハ 電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。）の業務を行う者

二 信用協同組合等若しくは信用協同組合代理業者又は当該信用協同組合等若しくは信用協同組合代理業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2 | 令第五条の九第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、  
第百十条の十五第三号二に掲げる事項とする。

(誇大広告をしてはならない事項)

第一百十條の二十 準用金融商品取引法第三十七條第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定預金等契約の解除に関する事項
- 二 特定預金等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- 三 特定預金等契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項
- 四 特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

(契約締結前交付書面の記載方法)

第一百十條の二十一 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七條の三第一項各号に掲げる事項を、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づき日本工業規格(次項において「日本工業規格」という。)Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

- 一 準用金融商品取引法第三十七條の三第一項第四号に掲げる事項

(新設)

(新設)

の概要並びに同項第五号及び第一百十条の二十五第一項第十一号に掲げる事項

二 第一百十条の二十五第一項第十二号に掲げる事項

3 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、契約締結前交付書面には、第一百十条の二十五第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(情報の提供の方法)

第一百十条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、契約締結前交付書面を交付することにより行うものとする。

(新設)

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第一百十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(新設)

一 第一百十条の二第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第一百十条の二十五第一項

第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第一百十条の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付していない場合を含む。）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2 | 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第五条の七の規定並びに第一百十条の六の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

3 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限り。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結前交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第一百十条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をする

（新設）

ことができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第一百十条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号

に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
  - 二 商品の名称(通称を含む。)
  - 三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別
  - 四 受入れの対象となる者の範囲
  - 五 預入期間(自動継続扱いの有無を含む。)
  - 六 最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項
  - 七 払戻しの方法
  - 八 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
  - 九 付加することのできる特約に関する事項
  - 十 預入期間の中途での解約時の取扱い(利息及び手数料の計算方法を含む。)
  - 十一 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項
- イ 当該指標

(新設)

- ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
- 十二 当該信用協同組合等又は当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨
- 十三 次に掲げるものと特定預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細
- イ 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）
- ロ 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十七号に規定する金融等デリバティブ取引
- ハ 先物外国為替取引
- ニ 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引を除く。）
- ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（国債証券等及び同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）
- 十四 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並び

に金利に関する事項

十五 当該特定預金等契約に関する租税の概要

十六 顧客が当該信用協同組合等又は当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合に連絡する方法

十七 当該信用協同組合等又は当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称）

十八 その他特定預金等の預入れに関し参考となると認められる事項

2 一の特定預金等契約の締結について信用協同組合等及び信用協同組合代理業者が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

（契約締結時交付書面の記載事項）

第一百十条の二十六 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次条

（新設）

において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該信用協同組合等又は当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合の名称
  - 二 預入金額（元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額）
  - 三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別
  - 四 預入日及び満期日（自動継続扱いの有無を含む。）
  - 五 払戻しの方法
  - 六 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
  - 七 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法をを含む。）
  - 八 当該特定預金等契約の成立の年月日
  - 九 当該特定預金等契約に係る手数料等に関する事項
  - 十 顧客の氏名又は名称
  - 十一 顧客が当該信用協同組合等又は当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合に連絡する方法
- 2 | 一の特定預金等契約の締結について信用協同組合等及び信用協同組合代理業者が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約

締結時交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第一百十条の二十七 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第

三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し外貨預金等書面を交付している場合(当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限り。)

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合(前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付していない場合を含む。)

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約が成立した場合には、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約

(新設)

締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第五条の七の規定並びに第一百十条の六の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

3 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結時交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

（禁止行為）

第一百十条の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する

（新設）

内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（八に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為
- イ 契約締結前交付書面
- ロ 外貨預金等書面
- ハ 契約変更書面
- 二 特定預金等契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- 三 特定預金等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、

又はこれを提供させる行為を含む。）

四 特定預金等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

五 信用協同組合等にあつては、第六十三条各号に掲げる行為

六 信用協同組合代理業者にあつては、第九十九条各号に掲げる行為

（行為規制の適用除外の例外）

第一百十条の二十九 準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、準用金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用について、顧客の締結した特定預金等契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

（届出事項）

第百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～二十一（略）

二十二 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の二第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項について定款の変更をした場合

二十三 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の二第七号に掲げる事項

（新設）

第百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～二十一（略）

二十二 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の二第一号から第八号まで及び第十号に掲げる事項について定款の変更をした場合

二十三 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の二第九号に掲げる事項

<p>         について定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）          イ 二（略）          二十四 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令<u>第二条の二第七号</u>に掲げる事項について定款の変更をした場合（前号イからニまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）          二十五（略）          27（略）       </p>	<p>         について定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）          イ 二（略）          二十四 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令<u>第二条の二第九号</u>に掲げる事項について定款の変更をした場合（前号イからニまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）          二十五（略）          27（略）       </p>
--	--

## 別紙様式第2号(第15条関係)

第 期( 年 月 日現在)貸借対照表

(略)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	
		(略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(20) (略)

(21) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(22) (略)

2.～6. (略)

## 別紙様式第2号(第15条関係)

第 期( 年 月 日現在)貸借対照表

(略)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 証 券 取 引 責 任 準 備 金	
		(略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(20) (略)

(21) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(22) (略)

2.～6. (略)

別紙様式第3号(第15条関係)

第 期 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 損益計算書

(略)

科目	金額	額
特別利益		× × ×
固定資産処分益		× × ×
倒引債権取立益		× × ×
貸却債権取立益		× × ×
金融商品取引責任準備金取崩額		× × ×
その他の特別利益		× × ×
特別損失		× × ×
固定資産処分損		× × ×
減損		× × ×
金融商品取引責任準備金繰入額		× × ×
その他の特別損失		× × ×

(略)

別紙様式第3号(第15条関係)

第 期 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 損益計算書

(略)

科目	金額	額
特別利益		× × ×
固定資産処分益		× × ×
倒引債権取立益		× × ×
貸却債権取立益		× × ×
金融先物取引責任準備金取崩額		× × ×
証券取引責任準備金取崩額		× × ×
その他の特別利益		× × ×
特別損失		× × ×
固定資産処分損		× × ×
減損		× × ×
金融先物取引責任準備金繰入額		× × ×
証券取引責任準備金繰入額		× × ×
その他の特別損失		× × ×

(略)

## 別紙様式第4号（第15条関係）

第 期 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 附属明細書

(略)

## 1. 計算書類に関する事項

- (1) (略)  
(2) 引当金

(単位：千円)

区 分	当期中 残高	当期中 加高	当期中減少高		当期中 残高	計上理由 及び算定 方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金						
うち個別貸倒 引当金						
賞与引当金						
役員賞与引当金						
退職給付引当金						
金融商品取引責 任準備金						
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
合 計						

(記載上の注意)

(略)

(3)~(6) (略)

2. . . 3. (略)

## 別紙様式第4号（第15条関係）

第 期 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 附属明細書

(略)

## 1. 計算書類に関する事項

- (1) (略)  
(2) 引当金

(単位：千円)

区 分	当期中 残高	当期中 加高	当期中減少高		当期中 残高	計上理由 及び算定 方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金						
うち個別貸倒 引当金						
賞与引当金						
役員賞与引当金						
退職給付引当金						
金融先物取引責 任準備金						
証券取引責任準 備金						
合 計						

(記載上の注意)

(略)

(3)~(6) (略)

2. . . 3. (略)

## 別紙様式第5号(第15条関係)

第 期 [ 年 月 日から ] 事業報告  
 [ 年 月 日まで ]

(略)

1. (略)
2. 当会の現況
  - (1) (略)
  - (2) 出資金の状況(当年度未現在)

イ. (略)

ロ. 優先出資

優先出資 1口の金額 円  
 優先出資の総口数の最高限度 口

区分	出資者数	割合	出資口数	割合	発行(引受)価額 百万円	割合
政府及び 地方公共団体		%	口	%		%
金融機関						
金融商品取引 業者						
その他の法人						
外国法人等 (うち個人)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
個人その他						
合計		100.0		100.0		100.0

(記載上の注意)

## 別紙様式第5号(第15条関係)

第 期 [ 年 月 日から ] 事業報告  
 [ 年 月 日まで ]

(略)

1. (略)
2. 当会の現況
  - (1) (略)
  - (2) 出資金の状況(当年度未現在)

イ. (略)

ロ. 優先出資

優先出資 1口の金額 円  
 優先出資の総口数の最高限度 口

区分	出資者数	割合	出資口数	割合	発行(引受)価額 百万円	割合
政府及び 地方公共団体		%	口	%		%
金融機関 証券会社						
その他の法人						
外国法人等 (うち個人)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
個人その他						
合計		100.0		100.0		100.0

(記載上の注意)

- (略)  
 (3)～(6) (略)  
 3. (略)

別紙様式第6号(第15条関係)

第 期( 年 月 日現在)貸借対照表

(略)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- (1)～(20) (略)
- (21) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額
- (22) (略)
2. ～6. (略)

- (略)  
 (3)～(6) (略)  
 3. (略)

別紙様式第6号(第15条関係)

第 期( 年 月 日現在)貸借対照表

(略)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- (1)～(20) (略)
- (21) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額
- (22) (略)
2. ～6. (略)



第 期 [ 年 月 日から ] 附属明細書  
 [ 年 月 日まで ]

(略)

1. 計算書類に関する事項

- (1) (略)  
 (2) 引当金

(単位：百万円)

区 分	当期首 残高	当期増 加高	当期減少高		当期末 残高	計上理由 及び算定 方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金						
うち個別貸倒 引当金						
賞与引当金						
役員賞与引当金						
退職給付引当金						
金融商品取引責 任準備金						
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
合 計						

(記載上の注意)

(略)

(3)~(6) (略)

2. . . 3. (略)

第 期 [ 年 月 日から ] 附属明細書  
 [ 年 月 日まで ]

(略)

1. 計算書類に関する事項

- (1) (略)  
 (2) 引当金

(単位：百万円)

区 分	当期首 残高	当期増 加高	当期減少高		当期末 残高	計上理由 及び算定 方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金						
うち個別貸倒 引当金						
賞与引当金						
役員賞与引当金						
退職給付引当金						
金融先物取引責 任準備金						
証券取引責任準 備金						
合 計						

(記載上の注意)

(略)

(3)~(6) (略)

2. . . 3. (略)

別紙様式第9号(第68条第1項関係) (日本工業規格A4)

業 務 報 告 書 (略)

第 1 事 業 概 況 書

第 期 ( ) 年 月 日から ) 年 月 日まで

1. ~ 3. (略)

4. 出資金 (略)

優先出資(当期末現在)  
 優先出資 1 口の金額 円  
 優先出資の総口数の最高限度 口  
 自己の優先出資の所有口数 口

区 分	出資者数	割合	出資口数	割合	発行(引受)価額	割合
政府及び 地方公共団体		%	口	%	百万円	%
金融機関						
金融商品取引 業者						
その他の法人						
外国法人等 (うち個人)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
個人その他						
合 計		100.0		100.0		100.0

別紙様式第9号(第68条第1項関係) (日本工業規格A4)

業 務 報 告 書 (略)

第 1 事 業 概 況 書

第 期 ( ) 年 月 日から ) 年 月 日まで

1. ~ 3. (略)

4. 出資金 (略)

優先出資(当期末現在)  
 優先出資 1 口の金額 円  
 優先出資の総口数の最高限度 口  
 自己の優先出資の所有口数 口

区 分	出資者数	割合	出資口数	割合	発行(引受)価額	割合
政府及び 地方公共団体		%	口	%	百万円	%
金融機関						
証券会社						
その他の法人						
外国法人等 (うち個人)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
個人その他						
合 計		100.0		100.0		100.0

(記載上の注意)  
(略)

5. ~ 15. (略)

第 2 貸借対照表  
第 期 末 年 月 日 現在

(信用組合名)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 (略)	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) ~ (20) (略)

(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(22) (略)

2. ~ 6. (略)

(略)

(記載上の注意)

(略)

5. ~ 15. (略)

第 2 貸借対照表  
第 期 末 年 月 日 現在

(信用組合名)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
		特 別 法 上 の 引 当 金 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 証 券 取 引 責 任 準 備 金	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 (略)	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) ~ (20) (略)

(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(22) (略)

2. ~ 6. (略)

(略)

第 3 損益計算書

第 期 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

(信用組合名)

科 目	金 額	額
特 別 利 益	(略)	× × ×
固 定 資 産 処 分 益	× × ×	×
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	× × ×	×
償 却 債 権 取 立 益	× × ×	×
金融商品取引責任準備金取崩額	× × ×	×
そ の 他 の 特 別 利 益	× × ×	× × ×
特 別 損 失	× × ×	× × ×
固 定 資 産 処 分 損 失	× × ×	×
減 価 償 却 損 失	× × ×	×
金融商品取引責任準備金繰入額	× × ×	×
そ の 他 の 特 別 損 失	× × ×	×

(略)

別紙様式第 9 号の 2 (第 68 条第 2 項関係)

(日本工業規格 A 4)

連 結 業 務 報 告 書

第 3 損益計算書

第 期 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

(信用組合名)

科 目	金 額	額
特 別 利 益	(略)	× × ×
固 定 資 産 処 分 益	× × ×	×
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	× × ×	×
償 却 債 権 取 立 益	× × ×	×
金融先物取引責任準備金取崩額	× × ×	×
証券取引責任準備金取崩額	× × ×	×
そ の 他 の 特 別 利 益	× × ×	× × ×
特 別 損 失	× × ×	× × ×
固 定 資 産 処 分 損 失	× × ×	×
減 価 償 却 損 失	× × ×	×
金融先物取引責任準備金繰入額	× × ×	×
証券取引責任準備金繰入額	× × ×	×
そ の 他 の 特 別 損 失	× × ×	×

(略)

別紙様式第 9 号の 2 (第 68 条第 2 項関係)

(日本工業規格 A 4)

連 結 業 務 報 告 書

〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕

(略)

第2 連結財務諸表

(略)

2. ( 年 月 日現在 ) 連結貸借対照表

(表略)

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(16) (略)

(17) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(18) (略)

2.～4. (略)

(略)

別紙様式第10号(第68条第1項関係)

〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕

(略)

第2 連結財務諸表

(略)

2. ( 年 月 日現在 ) 連結貸借対照表

(表略)

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(16) (略)

(17) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(18) (略)

2.～4. (略)

(略)

別紙様式第10号(第68条第1項関係)

業 務 報 告 書

(日本工業規格A4)

(略)

第 1 事 業 概 況 書

第 期 [ 年 月 日から ]  
[ 年 月 日まで ]

1. ~ 3. (略)

4. 出資金

(略)

優先出資(当期末現在)

優先出資 1 口の金額 円

優先出資の総口数の最高限度 口

自己の優先出資の所有口数 口

区 分	出資者数	割合	出資口数	割合	発行(引受)価額 百万円	割合
政府及び 地方公共団体		%	口	%		%
金融機関						
金融商品取引 業者						
その他の法人						
外国法人等 (うち個人)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
個人その他						
合 計		100.0		100.0		100.0

(記載上の注意)  
(略)

業 務 報 告 書

(日本工業規格A4)

(略)

第 1 事 業 概 況 書

第 期 [ 年 月 日から ]  
[ 年 月 日まで ]

1. ~ 3. (略)

4. 出資金

(略)

優先出資(当期末現在)

優先出資 1 口の金額 円

優先出資の総口数の最高限度 口

自己の優先出資の所有口数 口

区 分	出資者数	割合	出資口数	割合	発行(引受)価額 百万円	割合
政府及び 地方公共団体		%	口	%		%
金融機関						
証券会社						
その他の法人						
外国法人等 (うち個人)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
個人その他						
合 計		100.0		100.0		100.0

(記載上の注意)  
(略)

5. ～15. (略)

第 2 貸借対照表  
第 期末 年 月 日現在

(信用協同組合連合会名)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融商品取引責任準備金	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(20) (略)

(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(22) (略)

2. ～6. (略)

第 3 損益計算書

第 期 年 月 日から  
年 月 日まで

(信用協同組合連合会名)

科目	金額
(略)	(略)

5. ～15. (略)

第 2 貸借対照表  
第 期末 年 月 日現在

(信用協同組合連合会名)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(20) (略)

(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(22) (略)

2. ～6. (略)

第 3 損益計算書

第 期 年 月 日から  
年 月 日まで

(信用協同組合連合会名)

科目	金額
(略)	(略)



(略)

2. ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表

(表略)

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(16) (略)

(17) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(18) (略)

2.～4. (略)

(略)

(略)

2. ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表

(表略)

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(16) (略)

(17) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(18) (略)

2.～4. (略)

(略)

改正案	現行
<p>（計算書類等に係る連結の方法等）</p> <p>第一条の二 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号。以下「令」という。）第一条の三第二号に規定する内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）<u>第二条第四号</u>に規定する連結子会社並びに持分法（同条第八号に規定する持分法をいう。）が適用される非連結子会社（連結財務諸表規則<u>第二条第六号</u>に規定する非連結子会社をいう。）及び関連会社（同条第七号に規定する関連会社をいう。）とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第一条の三 法第二条第十五項（法第二条の二第二項、第七百七十八条、第二百二十七条第二項、第二百七十一条の三第二項、第二百七十一条の四第五項、第二百七十一条の五第四項、第二百七十一条の三十二第三項、第二百七十二条の二十一第二項、第二百七十二条の三十一第五項、第二百七十二条の三十二第三項、第二百七十二条の三十三第二項、第二百七十二条の三十四第二項及び第二百七十二条の</p>	<p>（計算書類等に係る連結の方法等）</p> <p>第一条の二 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号。以下「令」という。）第一条の三第二号に規定する内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）<u>第三条第三号</u>に規定する連結子会社並びに持分法（同条第八号に規定する持分法をいう。）が適用される非連結子会社（連結財務諸表規則<u>第二条第五号</u>に規定する非連結子会社をいう。）及び関連会社（同条第六号に規定する関連会社をいう。）とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第一条の三 法第二条第十五項（法第二条の二第二項、第七百七十八条、第二百二十七条第二項、第二百七十一条の三第二項、第二百七十一条の四第五項、第二百七十一条の五第四項、第二百七十一条の三十二第三項、第二百七十二条の二十一第二項、第二百七十二条の三十一第五項、第二百七十二条の三十二第三項、第二百七十二条の三十三第二項、第二百七十二条の三十四第二項及び第二百七十二条の</p>

四十二第三項並びに第四十八条の二第二項、第五十六条第八項、第五十八条第五項、第五十八条の三第三項、第八十五条第二項、第九十四条第四項、第一百五条第三項、第一百五条の六第三項、第一百八条第三項及び第二百十条の七第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。 ) の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権とする。

一 有価証券関連連業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第八項(定義)に規定する有価証券関連連業をいう。以下同じ。)を行う金融商品取引業者(同法第二条第九項(定義)に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。)及び外国の会社が業務として所有する株式又は持分

二 四 (略)

2 法第二条第十五項の規定により、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第十条の規定により当該会社が投資信託委託会社(同法第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。)としてその行使について指図を行う株式又は持分に係る議決権及び同法第十条の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託会社に相当する者としてその行使について指

四十二第三項並びに第四十八条の二第二項、第五十六条第八項、第五十八条第五項、第五十八条の三第三項、第八十五条第二項、第九十四条第四項、第一百五条第三項、第一百五条の六第三項、第一百八条第三項及び第二百十条の七第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。 ) の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権とする。

一 証券会社(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項(定義)に規定する証券会社をいう。以下同じ。)及び証券業(法第六十六条第一項第五号に規定する証券業をいう。以下同じ。)を営む外国の会社が業務として所有する株式又は持分

二 四 (略)

2 法第二条第十五項の規定により、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二十二条の規定により当該会社が同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者としてその行使について指図を行う株式又は持分に係る議決権及び同法第二十二条の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者としてその行使について指図を行う株式又は持分に係

図を行う株式会社又は持分に係る議決権とする。

3・4 (略)

(事業方法書等の審査基準)

第十一条 法第五条第一項第三号ホに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三 (略)

三の二 次に掲げる保険契約のうち、令第四十五条第一号から第四号までに掲げる場合のいずれかに該当するため法第三百九条第一項に規定する申込みの撤回等を行うことができないものにあつては、特定早期解約(保険契約の解約のうち、当該保険契約の成立の日又はこれに近接する日から起算して十日以上の一定の日数を経過するまでの間に限り、解約により保険契約者に払い戻される返戻金の計算に際して、契約者価額から控除する金額を零とし、及び当該保険契約に係る費用として保険料から控除した金額の全額を契約者価額に加算するものをいう。第五十三条の十二において同じ。)を行うことができる旨の定めがあること。ただし、法第三百九条第一項第二号から第五号までに掲げる場合若しくは令第四十五条第五号から第八号までに掲げる場合のいずれかに該当するため当該申込みの撤回等を行うことができない場合、又は令第四十五条第一号から第四号までに掲げる場合のいずれかに該当する場合において当該保険会社が当該申込みの撤回等に応じる旨の定めがある場合は、この限りでない。

る議決権とする。

3・4 (略)

(事業方法書等の審査基準)

第十一条 法第五条第一項第三号ホに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三 (略)

三の二 次に掲げる保険契約のうち、令第四十五条第一号から第四号までに掲げる場合のいずれかに該当するため法第三百九条第一項に規定する申込みの撤回等を行うことができないものにあつては、特定早期解約(保険契約の解約のうち、当該保険契約の成立の日又はこれに近接する日から起算して十日以上の一定の日数を経過するまでの間に限り、解約により保険契約者に払い戻される返戻金の計算に際して、契約者価額から控除する金額を零とし、及び当該保険契約に係る費用として保険料から控除した金額の全額を契約者価額に加算するものをいう。第五十三条の十二において同じ。)を行うことができる旨の定めがあること。ただし、法第三百九条第一項第二号から第五号までに掲げる場合若しくは令第四十五条第五号から第八号までに掲げる場合のいずれかに該当するため当該申込みの撤回等を行うことができない場合、又は令第四十五条第一号から第四号までに掲げる場合のいずれかに該当する場合において当該保険会社が当該申込みの撤回等に応じる旨の定めがある場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 解約による返戻金の額が、金利、通貨の価格、金融商品市場 (金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)における相場その他の指標に係る変動により保険料の合計額を下回ることとなるおそれがある保険契約(イに掲げるものを除く。)

ハ (略)

四〇七 (略)

(計算書類に関する事項)

第十七条の十五 法第十七条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合 その旨

四〇六 (略)

(検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券)

第二十条の二 法第二十四条第二項において読み替えて準用する会社法第三十三条第十項第二号(定款の記載又は記録事項に関する検査

イ (略)

ロ 解約による返戻金の額が、金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る変動により保険料の合計額を下回ることとなるおそれがある保険契約(イに掲げるものを除く。)

ハ (略)

四〇七 (略)

(計算書類に関する事項)

第十七条の十五 法第十七条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合 その旨

四〇六 (略)

(検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券)

第二十条の二 法第二十四条第二項において読み替えて準用する会社法第三十三条第十項第二号(定款の記載又は記録事項に関する検査

役の選任)に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって法第二十四条第二項において読み替えて準用する会社法第三十三条第十項第二号に規定する有価証券の価格とする方法とする。

一 (略)

二 法第二十三条第四項において準用する会社法第三十条第一項の認証の日において当該有価証券が公開買付け等(金融商品取引法第二十七条の二第六項(同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。以下同じ。)の対象であるときは、当該日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

(計算書類に関する事項)

第三十条の十 法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出して

役の選任)に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって法第二十四条第二項において読み替えて準用する会社法第三十三条第十項第二号に規定する有価証券の価格とする方法とする。

一 (略)

二 法第二十三条第四項において準用する会社法第三十条第一項の認証の日において当該有価証券が公開買付け等(証券取引法第二十七条の二第六項(同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。以下同じ。)の対象であるときは、当該日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

(計算書類に関する事項)

第三十条の十 法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している

いる場合 その旨

四・五 (略)

(申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)

第三十一条の三 法第六十一条の二第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、相互会社が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

一 当該相互会社が金融商品取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二 (略)

(計算書類に関する事項)

第三十六条の四 法第七十条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 組織変更をする株式会社<sup>が</sup>会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四・七 (略)

場合 その旨

四・五 (略)

(申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)

第三十一条の三 法第六十一条の二第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、相互会社が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

一 当該相互会社が証券取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二 (略)

(計算書類に関する事項)

第三十六条の四 法第七十条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 組織変更をする株式会社<sup>が</sup>会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四・七 (略)

(相互会社から株式会社への組織変更に係る公告事項)

第四十二条の三 法第八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 組織変更をする相互会社の計算書類に関する事項として、次に掲げるもの

イ・ロ (略)

八 組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

二〜へ (略)

(計算書類に関する事項)

第四十五条の十五 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項第三号(債権者の異議)に規定する内閣府令で定めるものは、法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項の規定による公告の日又は法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

(相互会社から株式会社への組織変更に係る公告事項)

第四十二条の三 法第八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 組織変更をする相互会社の計算書類に関する事項として、次に掲げるもの

イ・ロ (略)

八 組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

二〜へ (略)

(計算書類に関する事項)

第四十五条の十五 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項第三号(債権者の異議)に規定する内閣府令で定めるものは、法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項の規定による公告の日又は法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 組織変更株式交換完全親会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合又は組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該組織変更株式交換完全親会社又は組織変更をする相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四・五 (略)

(計算書類に関する事項)

第四十五条の十八 法第九十六条の九第四項において読み替えて準用する会社法第八十条第二項第三号(債権者の異議)に規定する内閣府令で定めるものは、法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八十条第二項の規定による公告の日又は法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八十条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社又は法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該株式会社又は相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四・五 (略)

三 組織変更株式交換完全親会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合又は組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該組織変更株式交換完全親会社又は組織変更をする相互会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四・五 (略)

(計算書類に関する事項)

第四十五条の十八 法第九十六条の九第四項において読み替えて準用する会社法第八十条第二項第三号(債権者の異議)に規定する内閣府令で定めるものは、法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八十条第二項の規定による公告の日又は法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八十条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社又は法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該株式会社又は相互会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四・五 (略)

(資産の運用方法の制限)

第四十七条 法第九十七条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 有価証券(金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。)の取得(第三号、第三号の二、第六号の二、第八号及び第九号に該当するものを除く。)

二了八 (略)

九 有価証券関連デリバティブ取引(金融商品取引法第二十八条第八項第六号(定義)に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。)

十 金融商品取引法第二条第二十項(定義)に規定するデリバティブ取引(前号に掲げるものに該当するものを除く。)

十一十三 (略)

(法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八条 (略)

2 法第九十七条の二第一項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に

(資産の運用方法の制限)

第四十七条 法第九十七条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 有価証券(証券取引法第二条第一項に規定する有価証券、同条第二項の規定により有価証券とみなされるもの及び同法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物をいう。)(の取得(第三号、第三号の二、第六号の二及び第九号に該当するものを除く。))

二了八 (略)

九 証券取引法第二条第八項第三号の二又は第二十一項から第二十三項まで(定義)に規定する有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引(同条第二十四項に規定する有価証券先渡取引をいう。)(を除く。))、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

十 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第二項(定義)に規定する取引所金融先物取引等

十一十三 (略)

(法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八条 (略)

2 法第九十七条の二第一項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に

定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 前項第一号に掲げる資産 総資産の額（その他有価証券（財務諸表等規則第八條第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。以下この項、第四十八條の三第二項及び第四十八條の五第二項において同じ。）に百分の三十を乗じて計算した額

二 五（略）  
三 五（略）

（業務の代理又は事務の代行）

第五十一條 法第九十八條第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

一 四（略）

五 金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四條に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）の投資助言業務（同法第二十八條第六項に規定する投資助言業務をいう。以下同じ。）及び投資一任契約（同法第二條第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。以下同じ。）に係る業務に関する書面又は報告書の授受の事務の代行

（金銭債権の証書の範囲）

定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 前項第一号に掲げる資産 総資産の額（その他有価証券（財務諸表等規則第八條第二十一項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。以下この項、第四十八條の三第二項及び第四十八條の五第二項において同じ。）に百分の三十を乗じて計算した額

二 五（略）  
三 五（略）

（業務の代理又は事務の代行）

第五十一條 法第九十八條第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

一 四（略）

五 投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二條第三項に規定する投資顧問業者をいう。以下同じ。）の投資顧問業（同法第二項に規定する投資顧問業をいう。以下同じ。）及び投資一任契約（同法第四項に規定する投資一任契約をいう。以下同じ。）に係る業務に関する書面又は報告書の授受の事務の代行

（金銭債権の証書の範囲）

第五十二条 法第九十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める証書は、次に掲げる証書とする。

一 四の二（略）

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第六項（定義）に規定する商品投資受益権の受益権証書

六（略）

七 法第九十八条第一項第六号又は第八号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

（特定社債に準ずる有価証券）

第五十二条の二 法第九十八条第一項第四号の二に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百一十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券にあつては、金融商品取引法第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第 号）第四十条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

（デリバティブ取引）

第五十二条の二の二 法第九十八条第一項第六号及び第七号に規定す

第五十二条 法第九十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める証書は、次に掲げる証書とする。

一 四の二（略）

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第三項（定義）に規定する商品投資受益権の受益権証書

六（略）

七 法第九十八条第一項第八号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

（特定社債に準ずる有価証券）

第五十二条の二 法第九十八条第一項第四号の二に規定する内閣府令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百一十一号）第十七条の二第一項第二号又は同条第二項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券にあつては、証券取引法第一条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、証券取引法施行令第十七条の二第一項第二号及び同条第二項に規定する有価証券を定める内閣府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

（新設）

る内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（資産の運用のために行うもの及び有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）とする。

（金融等デリバティブ取引）

第五十二条の三 法第九十八条第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

（削る）

（金融等デリバティブ取引）

第五十二条の三 法第九十八条第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引（以下「金利先渡取引」という。）

二 当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この号において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。）

（削る）

- 二 当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖化対策の推進に関
- 一 (略)

(削る)

(削る)

- 以下この号において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭、又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金を係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引（以下「為替先渡取引」という。）
  - 三 当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引（以下「直物為替先渡取引」という。）
  - 四 金融先物取引法第二条第四項に規定する店頭金融先物取引（前三号に該当するものを除く。以下「店頭金融先物取引」という。）
  - 五 (略)
- (新設)

する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算  
定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）につい  
て当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支  
払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受に  
よって決済される取引に限る。）

（削る）

（削る）

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において前二号に掲げ  
る取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に  
付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払つことを約する  
取引その他これに類似する取引

六 当事者が元本として定めた金額について、当該当事者間で取り  
決めた者の信用状態等を反映する利率又は価格に基づき金銭の支  
払を相互に約する取引、当該当事者間で取り決めた者の信用状態  
等に係る事象の発生に基づき金銭の支払又は財産の移転を相互に  
約する取引その他これに類似する取引（以下「クレジットデリバ  
ティブ取引」という。）

七 当事者が元本及び金利として定めた外貨額について当該当事者  
間で取り決めた為替相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引  
、当事者が元本として定めた金額について当該当事者のそれぞれ  
が相手方と取り決めた利率に基づき金銭の支払を相互に約する取  
引その他これに類似する取引（以下「スワップ取引」という。）

八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げ  
る取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相  
手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価  
を支払つことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融  
先物取引及び金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融  
先物取引等（以下「取引所金融先物取引等」という。）に該当す  
るものを除く。以下「オプション取引」という。）

<p>2 (略)</p> <p>(有価証券関連業に付随する業務)</p> <p>第五十二条の四 法第九十九条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 金融商品取引法第三十五条第一項第七号に規定する累積投資契約のうち、受益証券又は投資証券に係るものの締結</p> <p>六 (略)</p> <p>(有価証券関連業の認可の申請等)</p> <p>第五十二条の五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第五十二条の十三 (略)</p> <p>(特定信託契約)</p> <p>第五十二条の十三の二 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二に規定する内閣府令で定めるものは、信託業法施行規則(平成十六年内閣府令第百七号)第三十条の二第一項に規定する信託契約とする。</p> <p>(契約の種類)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(証券業務に付随する業務)</p> <p>第五十二条の四 法第九十九条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 証券取引法第三十四条第一項第八号に規定する累積投資契約のうち、受益証券又は投資証券に係るものの締結</p> <p>六 (略)</p> <p>(証券業務の認可の申請等)</p> <p>第五十二条の五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第五十二条の十三 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	--

第五十二条の十三の三 法第九十九条第八項において準用する信託業

(新設)

法第二十四条の二において準用する金融商品取引法(以下この条から第五十二条の十三の二十四までにおいて「準用金融商品取引法」という。)(第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定信託契約(法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。以下この条から第五十二条の十三の二十四まで(第五十二条の十三の十二第二号を除く。)(において同じ。))とする。

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日)

第五十二条の十三の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に

(新設)

規定する内閣府令で定める場合は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。)  
とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で

定める日は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が前項の規定により定められた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第五十二条の十三の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約(準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。)( )に關して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。)( )を特定投資家(金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)( )以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った保険金信託業務を行う生命保険会社等のみから対象契約に關して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、準用金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

(情報通信の技術を利用した提供)

第五十二条の十三の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項及び第三十七条の第三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)( )に規

(新設)

(新設)

定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 保険金信託業務を行う生命保険会社等（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う保険金信託業務を行う生命保険会社等との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に

備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

八 保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 閲覧ファイル（保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又は二に掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除

く。 ) にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号八又は二に掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾(令第十三条の五の三に規定する方法による承諾をいう。)を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号八に掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号二に掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号二に掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第五十二条の十三の七 令第十三条の五の三第一項及び第十三条の五の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第五十二条の十三の十第一項各号に掲げる方法のうち保険金信託業務を行う生命保険会社等が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第五十二条の十三の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険金信託業務を行う生命保険

(新設)

(新設)

会社等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が前項の規定により定められた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第五十二条の十三の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

一 期限日以前に締結した対象契約に關して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った保険金信託業務を行う生命保険会社等のみから対象契約に關して特定投資家として取り扱われることになる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第五十二条の十三の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項)

準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。( ) に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。 )の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えら

(新設)

れたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

- 二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、保険金信託業務を行う生命保険会社等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等)

- 第五十二条の十三の十一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。
- 二 その締結した商法第五百二十五条（匿名組合契約）に規定する匿名組合契約に基づく出資の合計額が三億円未満であること。

- 2 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

- 一 民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に

(新設)

掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号

）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融

（新設）

商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。  
。次号において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第五十二条の十三の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるものを除く。）

ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第五十二条の二十第一項第四号、第五十二条の三十二第二号、第五十九条の二第一項第五号へ(3)、第八十七条第三号二及び第二百三十四条の十二第二号ロにおいて同じ。）に係る権利

ハ 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十条ノ

二ノ三に規定する特定預金、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の六の四に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等及び農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等

- 二 特定保険契約（法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。）
  - （農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約及び中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利
  - ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権
  - ヘ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利
  - ト 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引に係る権利
  - 三 申出者が最初に当該保険金信託業務を行う生命保険会社等との間で特定信託契約を締結した日から起算して一年を経過していること。
- （特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）
- 第五十二条の十三の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。
- 一 当該日

（新設）

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が前項の規定により定められた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

第五十二条の十三の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五号各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の

（新設）

定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った保険金信託業務を行う生命保険会社等のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(広告類似行為)

第五十二条の十三の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第二百三十四条の十五において同じ。)、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。第二百三十四条の十五において同じ。))を送信する方法、ピラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。))により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定信託契

(新設)

約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 商品の名称（通称を含む。）

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする保険金信託業務を行う生命保険会社等の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

八 令第十三条の五の五第二項第一号に掲げる事項（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下この条から第五十二条の十三の二十四までにおいて「契約締結前交付書面」という。）

(2) 第五十二条の十三の二十二第一項第一号ロに規定する契約変更書面

（特定信託契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法）

第五十二条の十三の十六 保険金信託業務を行う生命保険会社等がそ

(新設)

の行う特定信託契約の締結の業務の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 保険金信託業務を行う生命保険会社等がその行う特定信託契約の締結の業務の内容について広告等をするときは、令第十三条の五の五第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

3 保険金信託業務を行う生命保険会社等がその行う特定信託契約の締結の業務の内容について一般放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。第五十二条の十三の十九第一項第二号、第二百三十四条の十六第三項及び第二百三十四条の十九第一項第二号において同じ。)の放送設備により放送をさせる方法又は第五十二条の十三の十九第一項各号に掲げる方法(音声により放送をさせる方法を除く。)により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十三条の五の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第五十二条の十三の十七 令第十三条の五の五第一項第一号に規定す

(新設)

る内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定信託契約に関して顧客が支払うべき対価（次項及び第五十二条の十三の二十四号において「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定信託契約に係る信託財産の価額に対する割合又は当該特定信託契約の締結を行うことにより生じた利益に対する割合を含む。以下この項において同じ。）の概要及び当該金額とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

2 特定信託契約に係る信託財産の運用が投資信託受益権等（金融商品取引法第二条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる有価証券に表示されるべき権利又は同条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利をいう。以下この条において同じ。）の取得により行われる場合には、前項の手数料等には、当該投資信託受益権等に係る信託報酬その他の手数料等を含むものとする。

3 前項の投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出される場合には、当該他の投資信託受益権等を同項の投資信託受益権等とみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により第二項の投資信託受益権等とみなされた投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出

される場合について準用する。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第五十二条の十三の十八 令第十三条の五の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定信託契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実とする。

（新設）

（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第五十二条の十三の十九 令第十三条の五の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

（新設）

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イ 有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。第二百三十四条の十九第一項第一号イにおいて同じ。）

ロ 有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。第二百三十四条の十九第一項第一号ロにおいて同じ。）の業務を行う者

ハ 電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。第二百三十四条の十九第一項第一号ハにおいて同じ。）の

業務を行う者

二 保険金信託業務を行う生命保険会社等又は当該生命保険会社等が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2 令第十三条の五の五第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第五十二条の十三の十五第三号二に掲げる事項とする。

（誇大広告をしてはならない事項）

第五十二条の十三の二十 準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定信託契約の解除に関する事項

二 特定信託契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

三 特定信託契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項

四 特定信託契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその

（新設）

計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

(契約締結前交付書面の記載方法)

第五十二条の十三の二十一 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

(新設)

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第五十二条の十三の二十三第一項第八号に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

3 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、契約締結前交付書面には、第五十二条の十三の二十三第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第五十二条の十三の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 顧客と同一の内容の特定信託契約を締結したことがあり、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により当該顧客に当該特定信託契約に係る契約締結前交付書面を交付したことがある場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

二 既に成立している特定信託契約の一部の変更をすることを内容とする特定信託契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定信託契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定信託契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(以下第五十二条の十三の二十四までにおいて「契約変更書面」といふ。)を交付しているとき。

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十三条の五の三の規定並びに第五十二条の十三の六の規定は、前項第二号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

(新設)

(契約締結前交付書面の記載事項)

第五十二条の十三の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
- 二 損失の危険に関する事項
- 三 法第九十九条第八項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定による元本補てん又は利益の補足の契約をする場合には、その割合その他これに関する事項
- 四 当該信託に係る受益権の譲渡手続に関する事項
- 五 当該信託に係る受益権の譲渡に制限がある場合は、その旨及び当該制限の内容
- 六 次に掲げる事項について特別の定めをする場合は、当該定めに関する事項
  - イ 受託者が複数である場合における保険金信託業務の処理
  - ロ 受託者の辞任
  - ハ 受託者の任務終了の場合の新受託者の選任
  - ニ 信託終了の事由
  - 七 受託者の公告の方法(公告の期間を含む。以下同じ。)
  - ハ 顧客が行う特定信託契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

(新設)

- 
- イ 当該指標
  - ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
  - 九 当該特定信託契約に関する租税の概要
  - 十 顧客が当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に連絡する方法
  - 十一 当該保険金信託業務を行う生命保険会社等が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となつている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。以下同じ。）の有無（対象事業者となつている場合にあつては、その名称）
- 2 保険金信託業務を行う生命保険会社等が信託法（平成十八年法律第八号）第十二項に規定する限定責任信託の引受けを行った場合にあつては、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項とする。
- 一 限定責任信託の名称
  - 二 限定責任信託の事務処理地（信託法第二百十六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。）
  - 三 給付可能額（信託法第二百二十五条に規定する給付可能額をいう。）及び受益者に対する信託財産に係る給付は当該給付可能額を超えてすることはできない旨
-

(禁止行為)

第五十二条の十三の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 第五十二条の十三各号に掲げる行為
- 二 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家(準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))を除く。以下この号において同じ。))に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項(契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第五号及び第七号に掲げる事項に係るもの))について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定信託契約を締結する行為
- 三 特定信託契約の締結又は解約に関し、顧客(個人に限る。))に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第五十二条の十四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる

(新設)

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第五十二条の十四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる

場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等（金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家並びに信託会社、外国信託会社（信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社をいう。第五十二条の二十三第四項において同じ。）、信託契約代理店（同法第二条第九項に規定する信託契約代理店をいう。以下この条及び第五十二条の二十三第三項において同じ。）及び同法第五十条の二第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）である場合（当該適格機関投資家等から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

二 丁四（略）

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第五十二条の十六（略）

2・3（略）

4 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第九号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一（略）

二 信託法第二百二十三条第一項、第三百一十一条第一項又は第三百三十八条第一項の規定により信託管理人、信託監督人又は受益者代理人を指定する場合は、当該信託管理人、信託監督人又は受益者代理人に関する事項

場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等（証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家並びに信託会社、外国信託会社（信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社をいう。第五十二条の二十三第四項において同じ。）、信託契約代理店（同法第二条第九項に規定する信託契約代理店をいう。以下この条及び第五十二条の二十三第三項において同じ。）、同法第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者及び同法第五十条の二第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）である場合（当該適格機関投資家等から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

二 丁四（略）

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第五十二条の十六（略）

2・3（略）

4 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第九号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一（略）

二 信託法（平成十八年法律第百八号）第二百二十三条第一項、第三百一十一条第一項又は第三百三十八条第一項の規定により信託管理人、信託監督人又は受益者代理人を指定する場合は、当該信託管理人、信託監督人又は受益者代理人に関する事項

三・四（略）

5・6（略）

7 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、第五十二条の十三の二十三第一項第一号から第七号までに掲げる事項とする。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

8 保険金信託業務を行う生命保険会社等が信託法第二条第十二項に規定する限定責任信託の引受けを行った場合にあつては、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項に規定するもののほか、第

三・四（略）

5・6（略）

7 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 損失の危険に関する事項

二 法第九十九条第八項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定による元本補てん又は利益の補足の契約をする場合には、その割合その他これに関する事項

三 当該信託に係る受益権の譲渡手続に関する事項

四 当該信託に係る受益権の譲渡に制限がある場合は、その旨及び当該制限の内容

五 次に掲げる事項について特別の定めをする場合は、当該定めに関する事項

イ 受託者が複数である場合における保険金信託業務の処理

ロ 受託者の辞任

ハ 受託者の任務終了の場合の新受託者の選任

ニ 信託終了の事由

六 受託者の公告方法（公告期間を含む。以下同じ。）

8 保険金信託業務を行う生命保険会社等が信託法第二条第十二項に規定する限定責任信託の引受けを行った場合にあつては、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、

五十二條の十三の二十三第二項各号に掲げる事項とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(信託財産状況報告書の記載事項等)

第五十二條の二十 法第九十九條第八項において準用する信託業法第二十七條第一項本文に規定する信託財産状況報告書(以下この条において「報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 株式につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに銘柄(信託財産の二分の一を超える額を金融商品取引法第二條第一項に規定する有価証券(同條第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。))に投資することを目的とする信託であつて、当期末現在において信託財産の総額の百分の一を超える額を保有している場合における当該銘柄に限る。次号において同じ。

イハ (略)

三 (略)

次に掲げる事項とする。

一 限定責任信託の名称

二 限定責任信託の事務処理地(信託法第二百十六條第二項第四号に規定する事務処理地をいう。)

三 給付可能額(信託法第二百二十五條に規定する給付可能額をいう。)及び受益者に対する信託財産に係る給付は当該給付可能額を超えてすることはできない旨

(信託財産状況報告書の記載事項等)

第五十二條の二十 法第九十九條第八項において準用する信託業法第二十七條第一項本文に規定する信託財産状況報告書(以下この条において「報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 株式につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに銘柄(信託財産の二分の一を超える額を証券取引法第二條第一項に規定する有価証券(同條第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。))に投資することを目的とする信託であつて、当期末現在において信託財産の総額の百分の一を超える額を保有している場合における当該銘柄に限る。次号において同じ。

イハ (略)

三 (略)

四| デリバティブ取引が行われた場合につき、取引の種類ごとに、  
当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中  
における取引契約金額若しくは取引金額

五十一 (略)  
25 (略)

四| 有価証券先物取引（証券取引法第二条第二十項に規定する有価  
証券先物取引をいう。以下同じ。）、 外国有価証券市場（同条第  
八項第三号に規定する外国有価証券市場をいう。第五十二条の  
二十四第三項第二号において同じ。）において行われる有価証  
券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引（同法第二条  
第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引をいう。第五十二  
条の二十四第三項第二号において同じ。）、有価証券オプション取  
引（同法第二条第二十二項に規定する有価証券オプション取  
引をいう。第五十二条の二十四第三項第二号において同じ。）、  
外国市場証券先物取引（同法第二条第二十三項に規定する外国  
市場証券先物取引をいう。第五十二条の二十四第三項第二号に  
おいて同じ。）、有価証券先渡取引（同法第二条第二十四項に規  
定する有価証券先渡取引をいう。）、有価証券店頭指数等先渡取  
引（同条第二十五項に規定する有価証券店頭指数等先渡取引をい  
う。）、有価証券店頭オプション取引（同条第二十六項に規定す  
る有価証券店頭オプション取引をいう。）又は有価証券店頭指数  
等スワップ取引（同条第二十七項に規定する有価証券店頭指数等  
スワップ取引をいう。）が行われた場合につき、それぞれ取引の  
種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び  
計算期間中における取引契約金額又は取引金額

五十一 (略)  
25 (略)

(信託財産状況報告書の交付を要しない場合)

第五十二条の二十一 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一(一) (略)

三 金融商品取引業者等(投資運用業(金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。))を行う者に限る。以下この号において同じ。( )の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該金融商品取引業者等の顧客のみである場合において、当該金融商品取引業者等に対し、当該金融商品取引業者等が同法第四十二条の七第一項の運用報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

四 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資顧問業者の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該商品投資顧問業者の顧客のみである場合において、当該商品投資顧問業者に対し、当該商品投資顧問業者が同法第二十条の報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

五(七) (略)

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

(信託財産状況報告書の交付を要しない場合)

第五十二条の二十一 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一(一) (略)

三 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三条に規定する認可投資顧問業者(以下「認可投資顧問業者」という。)( )の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該認可投資顧問業者の顧客のみである場合において、当該認可投資顧問業者に対し、当該認可投資顧問業者が同法第三十二条第一項の報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

四 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第八項に規定する商品投資顧問業者の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該商品投資顧問業者の顧客のみである場合において、当該商品投資顧問業者に対し、当該商品投資顧問業者が同法第三十七条の報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

五(七) (略)

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第五十二条の二十三（略）

2・3（略）

4 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、本店等（令第十三条の五第一項第一号に定める本店等をいう。）その他の営業所又は事務所を他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この項及び次条第五項第七号において同じ。）の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（銀行代理業者等（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百一十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。第二百三十四条及び第二百三十四条の二十七において同じ。）の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該保険金信託業務を行う生命保険会社等を当該他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

第五十二条の二十三（略）

2・3（略）

4 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、本店等（令第十三条の五第一項第一号に定める本店等をいう。）その他の営業所又は事務所を他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この項及び次条第五項第七号において同じ。）の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（銀行代理業者等（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百一十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。第二百三十四条において同じ。）の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該保険金信託業務を行う生命保険会社等を当該他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

5 (略)

(信託財産に係る行為準則)

第五十二条の二十四 (略)

2 (略)

3 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合であつて、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれ次に定める方法により取引を行う場合

イ 次に掲げる有価証券(金融商品取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいい、有価証券に係る標準物(同法第二条第二十四項第五号に掲げるものをいい、以下単に「標準物」という。)並びに同条第一項第二十号に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。)の売買

(1) 金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)に上場されている有価証券(標準物を除く。)(取引所金融商品市場(同法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この

5 (略)

(信託財産に係る行為準則)

第五十二条の二十四 (略)

2 (略)

3 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合であつて、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれ次に定める方法により取引を行う場合

イ 次に掲げる有価証券(証券取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいい、同法第八十条の二第三項の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第三号に規定する外国国債証券とみなされる標準物並びに同法第二条第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。)の売買

(1) 証券取引所に上場されている有価証券(証券取引法第八十条の二第三項の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第三号に規定する外国国債証券とみなされる標準物を除く。)(取引所有価証券市場(同法第二条第十七項に規定する

号において同じ。)において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

(2) 店頭売買有価証券(金融商品取引法第二条第八項第十号八に規定する店頭売買有価証券をいう。) 店頭売買有価証券市場(同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。)において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

(3) (1)及び(2)に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの 前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

( ) 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券(同項第十七号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。 )において同じ。 )

( ) 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち、その価格が認可金融商品取引業協会(同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。 )において同じ。 )又は外国において設立されている認可金融商品取引業協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて

取引所有価証券市場をいう。以下この号において同じ。)において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

(2) 店頭売買有価証券(証券取引法第二条第八項第七号八に規定する店頭売買有価証券をいう。) 店頭売買有価証券市場(同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。 )において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

(3) (1)及び(2)に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの 前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

( ) 証券取引法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券(同項第九号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。 )において同じ。 )

( ) 証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会(同条第十三項に規定する証券業協会をいう。 )又は外国において設立されている証券業協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されるもの

公表されるもの

( ) 金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる有価証券

ロ 市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）及び外国市場デリバティブ取引（同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。） 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場（金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。）において行うもの（削る）

八・二（略）

三・四（略）

4（略）

5 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～五（略）

六 第三項第二号イ及びロに掲げる取引を行う場合

( ) 証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

ロ 有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引 取引所有価証券市場若しくは外国有価証券市場において行うもの

ハ 取引所金融先物取引等（金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等をいう。） 金融先物取引所（同条第六項に規定する金融先物取引所をいう。）の開設する金融先物市場（同条第三項に規定する金融先物市場をいう。）又は海外金融先物市場（同項に規定する海外金融先物市場をいう。）において行うもの

二・ホ（略）

三・四（略）

4（略）

5 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～五（略）

六 第三項第二号イからハまでに掲げる取引を行う場合

七・八（略）

（損失の補てん等を行うことができる信託契約）

第五十二条の三十二 法第九十九条第八項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条に規定する内閣府令で定める信託契約は、当該信託契約に係る信託財産の総額の二分の一を超える額を次に掲げる資産に投資することを目的とする信託契約以外の信託契約とする。

一 有価証券（金融商品取引法第二条第一項（第十二号及び第十四号を除く。）に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）をいう。第五号において同じ。）

二 デリバティブ取引に係る権利

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

七・八（略）

（損失の補てん等を行うことができる信託契約）

第五十二条の三十二 法第九十九条第八項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条に規定する内閣府令で定める信託契約は、当該信託契約に係る信託財産の総額の二分の一を超える額を次に掲げる資産に投資することを目的とする信託契約以外の信託契約とする。

一 有価証券（証券取引法第二条第一項（第七号の三及び第七号の五を除く。）に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）をいう。第十二号において同じ。）

二 証券取引法第二十一条に規定する有価証券指数等先物取引に係る権利

三 証券取引法第二十二条に規定する有価証券オプション取引に係る権利

四 証券取引法第二十三条に規定する外国市場証券先物取引に係る権利

五 証券取引法第二十四条に規定する有価証券先物取引に係る権利

六 証券取引法第二十五条に規定する有価証券店頭指数等先物取引に係る権利

七 証券取引法第二十六条に規定する有価証券店頭オプション

(削る)

(削る)

三〇五 (略)

(金銭債権等と保険契約との誤認防止)

第五十三条の二 保険会社は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、保険契約との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(国債証券等)(同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券)が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。(をいう。第五十九条の二第一項第五号へ(7)において同じ。)

2・3 (略)

(投資信託委託会社等への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

ン取引に係る権利

八 証券取引法第二十一条第二十七項に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利

九 金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等に係る権利

一〇 十二 (略)

(金銭債権等と保険契約との誤認防止)

第五十三条の二 保険会社は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、保険契約との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(国債証券等)(同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券)が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。(をいう。第五十三条の六の二第一項第五号ホにおいて同じ。)

2・3 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第五十三條の三 保険会社は、投資信託委託会社又は資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）が当該保険会社の営業所又は事務所の一部を使用して受益証券又は投資証券を取り扱う場合には、当該保険会社が保険契約を取り扱う場所と投資信託委託会社又は資産運用会社が受益証券又は投資証券を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

（銀行等に保険募集を行わせる際の業務運営に関する措置）

第五十三條の三の三 保険会社は銀行等（法第二百七十五條第一項第一号に規定する銀行等をいう。以下この条、第三編第一章、第二百三十四條及び第二百三十四條の二十七において同じ。）である生命保険募集人又は損害保険代理店に保険募集を行わせるときは、当該銀行等の信用を背景とする過剰な保険募集により当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう、銀行等への委託に関して方針を定めること、当該銀行等の保険募集の状況を的確に把握することその他の必要な措置を講じなければならない。

（特定取引勘定）

第五十三條の六の二（略）

2 前項の特定取引とは、保険会社が金利、通貨の価格、金融商品市

第五十三條の三 保険会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第二十八項に規定する投資信託委託業者が当該保険会社の営業所又は事務所の一部を使用して受益証券又は投資証券を取り扱う場合には、当該保険会社が保険契約を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券又は投資証券を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

（銀行等に保険募集を行わせる際の業務運営に関する措置）

第五十三條の三の三 保険会社は銀行等（法第二百七十五條第一項第一号に規定する銀行等をいう。以下この条、第三編第一章及び第二百三十四條において同じ。）である生命保険募集人又は損害保険代理店に保険募集を行わせるときは、当該銀行等の信用を背景とする過剰な保険募集により当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう、銀行等への委託に関して方針を定めること、当該銀行等の保険募集の状況を的確に把握することその他の必要な措置を講じなければならない。

（特定取引勘定）

第五十三條の六の二（略）

2 前項の特定取引とは、保険会社が金利、通貨の価格、有価証券市

場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う取引所金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一 有価証券の売買（国債、地方債又は政府保証債（政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。以下同じ。）をいう。以下この条において同じ。）

、金融商品取引法第二条第一項第四号、第五号及び第八号に掲げる有価証券（同項第四号及び第五号に掲げる有価証券にあつては、法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債、同項第五号に掲げる短期社債及び同項第六号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに同法第二十八条第八項第三号イ及び第四号イに掲げる取引に限る。）及び有価証券関連デリバティブ取引（同項第三号イ及び第四号イに掲げる取引並びに第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。）

二（略）

三 金融商品取引法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（法第九十八条第五項に規定する特定短期社債に係るものを除く。）、同法第二条第一項第八号及び第十三号に掲げる有価証券並びに同項

場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う取引所金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一 有価証券の売買（国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「国債等」という。））、証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（同項第三号の二及び第四号に掲げる有価証券にあつては、法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債、同項第四号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに有価証券先渡取引に限る。）、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。）

二（略）

三 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（法第九十八条第五項に規定する特定短期社債に係るものを除く。）、証券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券

第五号に掲げる有価証券（短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で金融商品取引法施行令第十五条の十七第一項第二号及び同条第三項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

四・四の二（略）

五 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。第五項において同じ。）のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの

六 削除

七（略）

八及び九 削除

十（略）

十一 第五十二条の三第一項第二号に掲げる取引

十二 削除

十三 第五十二条の三第一項第三号に掲げる取引

券並びに同項第四号に掲げる有価証券（短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び同項第九号に掲げる有価証券（同項第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で証券取引法施行令第十七条の二第一項第二号及び同条第二項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

四・四の二（略）

五 金利先渡取引

六 為替先渡取引

七（略）

八 直物為替先渡取引

九 店頭金融先物取引

十（略）

十一 クレジットデリバティブ取引（資金の貸付けその他の信用供与に係る債権のうち、当該取引に付随するものの取得又は譲渡を含む。第五項において同じ。）

十二 スワップ取引

十三 オプション取引

十四 法第九十八条第一項第十号の規定により行うことができる有価証券関連店頭デリバティブ取引（同条第九項に規定する有価証券関連店頭デリバティブ取引をいう。）

十五 法第九十九条第一項の規定により営むことができる業務に係る有価証券の売買又は引受け及び有価証券関連デリバティブ取引  
十六 前各号に掲げる取引のほか、当該取引又は市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）に類似し、又は密接に関連する取引

3・4 (略)

5 特定取引勘定設置会社は、特定取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならぬ。

一 市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。） 金融商品取引所又は外国金融商品市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

二 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項第三

十四 法第九十八条第一項第十号の規定により営むことができる有価証券店頭デリバティブ取引

十五 法第九十九条第一項の規定により営むことができる業務に係る有価証券の売買又は引受け、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引

十六 前各号に掲げる取引のほか、当該取引又は取引所金融先物取引等に類似し、又は密接に関連する取引

3・4 (略)

5 特定取引勘定設置会社は、特定取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならぬ。

一 取引所金融先物取引等 金融先物取引法第二条第六項に規定する金融先物取引所又は同条第三項に規定する海外金融先物市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

二 金利先渡取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、直物為替先

号、第四号及び第六号に掲げる取引並びに有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）及び先物外国為替取引 当該取引により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）を合理的な方法により事業年度終了の日の現在価値に割り引いた額

三 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限り、有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）及び第五十二条の三第一項第三号に掲げる取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

四 選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であって、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買の契約が解除される取引をいう。）、国債等の引受け、資産対応証券の引受け、店頭デリバティブ取引（前二号に掲げる取引に該当するものを除く。）及び商品デリバティブ取引 前各号に掲げる額に準ずるものとして合理的な方法により算定した額

渡取引及びスワップ取引 当該取引により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）を合理的な方法により事業年度終了の日の現在価値に割り引いた額

三 オプション取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

四 選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であって、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買の契約が解除される取引をいう。）、国債等の引受け、資産対応証券の引受け、有価証券店頭デリバティブ取引、店頭金融先物取引、商品デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引 前各号に掲げる額に準ずるものとして合理的な方法により算定した額

(社内規則等)

第五十三條の七 保険会社は、法第九十七條、第九十八條又は第九十九條の規定に基づく業務を営む場合においては、これらの業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(証券専門会社等の業務等)

第五十六條 法第九十六條第一項第五号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五條第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

二 (略)

三 次条第二項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除く)。ただし、同項第三十四号及び第三十五号に掲げ

(社内規則等)

第五十三條の七 保険会社は、法第九十七條、第九十八條又は第九十九條の規定に基づく業務を営む場合においては、これらの業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(証券専門会社等の業務等)

第五十六條 法第九十六條第一項第五号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四條第一項各号及び同条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

(新設)

一 (略)

二 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第三十四号及び第三十五号に掲げる業務については、法第九十六條第二項第六号に規

る業務については、法第百六条第二項第六号に規定する銀行子会社等を有する場合に限り、次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については法第百六条第二項第八号に規定する信託子会社等（以下「信託子会社等」という。）を有する場合に限る。

2 法第百六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

二 累積投資契約（金融商品取引法第三十五条第一項第七号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

三 金融商品取引法第三十五条第一項第一号に規定する有価証券の貸借の媒介

四 前項第二号に掲げる業務

五 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第三十四号及び第三十五号に掲げる業務については、法第百六条第二項第六号に規定する銀行子会社等を有する場合に限り、次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3  
(略)

定する銀行子会社等を有する場合に限り、次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については法第百六条第二項第八号に規定する信託子会社等（以下「信託子会社等」という。）を有する場合に限る。

2 法第百六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

(新設)

一 累積投資契約（証券取引法第三十四条第一項第八号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

二 証券取引法第三十四条第一項第二号に規定する有価証券の貸借の媒介

三 前項第一号に掲げる業務

四 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第三十四号及び第三十五号に掲げる業務については、法第百六条第二項第六号に規定する銀行子会社等を有する場合に限り、次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3  
(略)

4 法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～三 (略)

5～7 (略)

8 法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第三項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

- 一 法第百六条第一項第五号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第六号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）、又は同項第十号に規定する有価証券関連業を行う外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第七号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）、又は同項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号及び第三十五号を除く。）に

4 法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十六項（定義）に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～三 (略)

5～7 (略)

8 法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第三項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

- 一 法第百六条第一項第五号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第六号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）、又は同項第十号に規定する証券業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第七号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）、又は同項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号及び第三十五号を除く。）に掲げる業

掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第百六条第一項第十号に規定する有価証券関連業を行う外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第七号から第九号まで及び第十一号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三二七（略）  
9（略）

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二（略）

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（四）（略）

五 法第九十八条第一項に規定する業務（同項第一号に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官が定める業務に該当するものを除く。）

務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第百六条第一項第十号に規定する証券業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第七号から第九号まで及び第十一号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三二七（略）  
9（略）

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二（略）

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（四）（略）

五 法第九十八条第一項に規定する業務（同項第一号に掲げる業務、証券取引法第二十八条各号に掲げる行為を行う業務、第十七号及び第十八号に掲げる業務その他金融庁長官が定める業務に該

五の二・五の三（略）

五の四 保険会社からの委託を受けて金融商品取引法施行令第十五条の二十一第二項各号に掲げる者（役員又は使用人として所屬している者に限る。）が行う金融商品取引法第三十三条の八第二項に規定する特定金融商品取引業務を支援する業務

六〇十六（略）

十七 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為を行う業務

十八 削除

十九 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項（定義）に規定する商品投資顧問業

二〇一二十四（略）

二十五 投資信託委託会社又は資産運用会社として行う業務（外国においてはこれらと同種類のもの。投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。）

二十六 投資助言業務又は投資一任契約に係る業務

当するものを除く。）

五の二・五の三（略）

五の四 保険会社からの委託を受けて証券取引法施行令第十八条第一項各号に掲げる者（役員又は使用人として所屬している者に限る。）が行う証券取引法第六十五条の二第十一項に規定する特定証券業務を支援する業務

六〇十六（略）

十七 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百十四号）第二条第一項（定義）に規定する抵当証券業

十八 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項（定義）に規定する商品投資販売業（同条第二項に規定する商品投資契約の締結を行うものを除く。）

十九 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第七項（定義）に規定する商品投資顧問業

二〇一二十四（略）

二十五 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業及び同条第十七項に規定する投資法人資産運用業（外国においてはこれらと同種類のもの。同法第二十四条の十第一項第二号に規定する不動産の管理業務（投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行うものに限る。）を含む。）

二十六 投資顧問業又は投資一任契約にかかる業務

<p>二十六の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産（不動産、不動産の賃借権及び地上権を除く。）に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第十七号及び前二号に該当するものを除く。）</p>	<p>（新設）</p>
<p>二十六の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務</p>	<p>（新設）</p>
<p>二十七～三十三 （略）</p>	<p>二十七～三十三 （略）</p>
<p>三十三の二 算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務</p>	<p>（新設）</p>
<p>三十三の三 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務</p>	<p>（新設）</p>
<p>イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引</p>	
<p>ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引</p>	
<p>三十四～三十六 （略）</p>	<p>三十四～三十六 （略）</p>
<p>三十七 有価証券に関する顧客の代理</p>	<p>三十七 有価証券に関する顧客の代理（投資一任契約の締結に係る代理を含む。）</p>

三十八・三十九 (略)

四十 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条(匿名組合契約)に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務(有価証券関連業に該当するものを除く。)

四十一 (略)

四十二 削除

四十三～四十七 (略)

3}9 (略)

10 法第六百六条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第二項第一号から第三十三号の三までに掲げる業務

二・三 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第五十九条の二 法第六十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項(八に掲げる事項については、保険金信託業務を行う

三十八・三十九 (略)

四十 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条(匿名組合契約)に規定する匿名組合契約(証券取引法施行令第一条の三の二第二項各号に掲げるものを除く。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務(第十八号に該当するものを除く。)

四十一 (略)

四十二 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業(第五号に掲げる業務に該当するものを除く。)

四十三～四十七 (略)

3}9 (略)

10 法第六百六条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第二項第一号から第三十三号までに掲げる業務

二・三 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第五十九条の二 法第六十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項(八に掲げる事項については、保険金信託業務を行う

場合に限る。)

イ) 水 (略)

へ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評

価損益

(1) (2) (略)

(3) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当

するものを除く。)

(4) (5) (略)

(6) 有価証券関連デリバティブ取引(7)に掲げるものを除く。

)

(7) 金融商品取引法第二十八条第八項第三号イ若しくは第四号

イに掲げる取引又は外国金融商品市場における同項第三号イ

に掲げる取引と類似の取引(国債証券等及び同法第二条第一

項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有す

るものに係るものに限る。)

ト) 水 (略)

又 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(相互会

社にあつては、剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金

等変動計算書) について金融商品取引法第九十三条の二の規

定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場

合にはその旨

場合に限る。)

イ) 水 (略)

へ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評

価損益

(1) (2) (略)

(3) 取引所金融先物取引等

(4) (5) (略)

(6) 証券取引法第二条第八項第三号の二又は同条第二十一項か

ら第二十三項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引

、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外

国市場証券先物取引

(7) 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又

は同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場における

同条第二十項に規定する有価証券先物取引と類似の取引(国

債証券等及び同法第一条第一項第九号に掲げる有価証券のう

ち同項第一号の性質を有するものに限る。)

ト) 水 (略)

又 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(相互会

社にあつては、剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金

等変動計算書) について証券取引法第九十三条の二の規定に

基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合に

はその旨

2 (略)

第五十九条の三 法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 保険会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ・二 (略)

ホ 保険会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書(保険会社が相互会社である場合には、連結基金等変動計算書)について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

2 (略)

(価格変動準備金対象資産)

第六十五条 法第百十五条第一項に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。ただし、特別勘定に属する財産、法第十九条第一項に掲げる業務に係る資産及び特定取引勘定に属する財産は含まないものとする。

一・二 (略)

三 邦貨建の債券その他の金融庁長官が定める資産(ただし、財務諸表等規則第八条第二十一項に規定するものは除くことができる)

2 (略)

第五十九条の三 法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 保険会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ・二 (略)

ホ 保険会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書(保険会社が相互会社である場合には、連結基金等変動計算書)について証券取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

2 (略)

(価格変動準備金対象資産)

第六十五条 法第百十五条第一項に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。ただし、特別勘定に属する財産、法第十九条第一項に掲げる業務に係る資産及び特定取引勘定に属する財産は含まないものとする。

一・二 (略)

三 邦貨建の債券その他の金融庁長官が定める資産(ただし、財務諸表等規則第八条第二十項に規定するものは除くことができる)

。

四・五（略）

（届出事項等）

第八十五条（略）

2）4（略）

5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社若しくはその子会社、保険会社若しくはその子会社の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二（略）

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号までの規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四）六（略）

6（略）

（通常の前測を超える危険に対応する額）

第八十七条 法百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の前測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金

）

四・五（略）

（届出事項等）

第八十五条（略）

2）4（略）

5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社若しくはその子会社、保険会社若しくはその子会社の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二（略）

三 法第三百条の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四）六（略）

6（略）

（通常の前測を超える危険に対応する額）

第八十七条 法百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の前測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金

融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一（二の二）（略）

三 資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であつて、保有する有価証券その他の資産の通常の前測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。第二百十一条の六十において同じ。）に対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額

イ（ハ）（略）

ニ デリバティブ取引リスク（デリバティブ取引、法第九十八条第一項第八号に規定する金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引その他これらと類似の取引により発生し得る危険をいう。 第六十二条において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ホ（略）

四（略）

（消滅株式会社の計算書類に関する公告事項）

第一百一条の二の二 法第六十五条の七第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二（略）

三 消滅株式会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社

融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一（二の二）（略）

三 資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であつて、保有する有価証券その他の資産の通常の前測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。第二百十一条の六十において同じ。）に対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額

イ（ハ）（略）

ニ デリバティブ取引リスク（証券取引法第二条第二十項又は第二十四項（定義）の有価証券先物取引又は有価証券先渡取引、第四十七条第九号から第十二号までに掲げる取引その他これらと類似の取引により発生し得る危険をいう。 第六十二条において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ホ（略）

四（略）

（消滅株式会社の計算書類に関する公告事項）

第一百一条の二の二 法第六十五条の七第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二（略）

三 消滅株式会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社

である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四〇七 (略)

(消滅株式会社の公告事項)

第百一条の二の三 法第百六十五条の七第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇三 (略)

四 公告対象会社(吸収合併存続相互会社又は新設合併消滅相互会社をいう。以下この号において同じ。)の計算書類に関する事項として、法第百六十五条の七第二項の規定による公告の日における次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに定めるもの

イ・ロ (略)

八 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

二〇八 (略)

(吸収合併存続株式会社の計算書類に関する公告事項)

第百一条の二の八 法第百六十五条の十二において準用する法第百六

である場合において、当該株式会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四〇七 (略)

(消滅株式会社の公告事項)

第百一条の二の三 法第百六十五条の七第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇三 (略)

四 公告対象会社(吸収合併存続相互会社又は新設合併消滅相互会社をいう。以下この号において同じ。)の計算書類に関する事項として、法第百六十五条の七第二項の規定による公告の日における次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに定めるもの

イ・ロ (略)

八 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

二〇八 (略)

(吸収合併存続株式会社の計算書類に関する公告事項)

第百一条の二の八 法第百六十五条の十二において準用する法第百六

十五條の七第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第百六十五條の十二において準用する法第百六十五條の七第二項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 吸収合併存続株式会社が会社法第四百四十條第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四條第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四・五 (略)

(吸収合併存続株式会社の公告事項)

第一百一条の九 法第百六十五條の十二において準用する法第百六十五條の七第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 吸収合併消滅相互会社の計算書類に関する事項として、法第百六十五條の十二において準用する法第百六十五條の七第二項の規定による公告の日における次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに定めるもの

イ・ロ (略)

八 吸収合併消滅相互会社が法第五十四條の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が金融商品取引法

十五條の七第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第百六十五條の十二において準用する法第百六十五條の七第二項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 吸収合併存続株式会社が会社法第四百四十條第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が証券取引法第二十四條第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四・五 (略)

(吸収合併存続株式会社の公告事項)

第一百一条の九 法第百六十五條の十二において準用する法第百六十五條の七第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 吸収合併消滅相互会社の計算書類に関する事項として、法第百六十五條の十二において準用する法第百六十五條の七第二項の規定による公告の日における次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに定めるもの

イ・ロ (略)

八 吸収合併消滅相互会社が法第五十四條の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が証券取引法第二

第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

二〜ハ (略)

(消滅相互会社の公告事項)

第一百一条の二十四 法第六十五条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四 (略)

五 公告対象会社(消滅相互会社、新設合併消滅株式会社及び吸収合併存続会社をいう。以下この号において同じ。)の計算書類に関する事項として、法第六十五条の十七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに定めるもの

イ・ロ (略)

ハ 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社又は会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該相互会社又は株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

二〜ト (略)

(吸収合併存続相互会社の公告事項)

第一百一条の二十七 法第六十五条の二十において準用する法第百

十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

二〜ハ (略)

(消滅相互会社の公告事項)

第一百一条の二十四 法第六十五条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四 (略)

五 公告対象会社(消滅相互会社、新設合併消滅株式会社及び吸収合併存続会社をいう。以下この号において同じ。)の計算書類に関する事項として、法第六十五条の十七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに定めるもの

イ・ロ (略)

ハ 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社又は会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該相互会社又は株式会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

二〜ト (略)

(吸収合併存続相互会社の公告事項)

第一百一条の二十七 法第六十五条の二十において準用する法第百

六十五条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 公告対象会社（吸収合併存続相互会社及び吸収合併消滅会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第六十五条の二十において準用する法第六十五条の十七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに定めるもの

イ・ロ (略)

ハ 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社又は会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該相互会社又は株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

ニ～ト (略)

(計算書類に関する公告事項)

第一百一条の二十四 法第六十五条の二十四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社

六十五条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 公告対象会社（吸収合併存続相互会社及び吸収合併消滅会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第六十五条の二十において準用する法第六十五条の十七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに定めるもの

イ・ロ (略)

ハ 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社又は会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該相互会社又は株式会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

ニ～ト (略)

(計算書類に関する公告事項)

第一百一条の二十四 法第六十五条の二十四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社

である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四〇七 (略)

(計算書類に関する公告事項)

第二百五条の二の四 法第七十三条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四〇七 (略)

(国内に保有すべき資産等)

第三百三十八条 (略)

2 (略)

3 法第九十七条の規定により外国保険会社等は、第一項及び前項の金額の合計額に相当する資産を、次に掲げるところにより、日本において保有しなければならない。

である場合において、当該株式会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四〇七 (略)

(計算書類に関する公告事項)

第二百五条の二の四 法第七十三条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四〇七 (略)

(国内に保有すべき資産等)

第三百三十八条 (略)

2 (略)

3 法第九十七条の規定により外国保険会社等は、第一項及び前項の金額の合計額に相当する資産を、次に掲げるところにより、日本において保有しなければならない。

一 (略)

二 金融商品取引法第二条第一項各号(定義)に掲げる有価証券(資産の運用を行うことを目的として金融機関と締結した保護預り契約のうち金融庁長官が定めるものに係るものを含む。)

三 七 (略)

(外国保険会社等が行うことのできる業務の代理又は事務の代行)

第四百四十一条 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 金融商品取引業者等の投資助言業務及び投資一任契約に係る業務に関する書面又は報告書の授受の事務の代行

(外国保険会社等の届出事項等)

第百六十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第七号に規定する不祥事件とは、外国保険会社等又はその日本における代表者若しくは使用人(生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。)又は外国保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

一 (略)

二 証券取引法第二条第一項各号(定義)に掲げる有価証券(資産の運用を行うことを目的として金融機関と締結した保護預り契約のうち金融庁長官が定めるものに係るものを含む。)

三 七 (略)

(外国保険会社等が行うことのできる業務の代理又は事務の代行)

第四百四十一条 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 投資顧問業者の投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に関する書面又は報告書の授受の事務の代行

(外国保険会社等の届出事項等)

第百六十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第七号に規定する不祥事件とは、外国保険会社等又はその日本における代表者若しくは使用人(生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。)又は外国保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

<p>三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号までの規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為</p> <p>四・五 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等)</p> <p>第二百八条 (略)</p>	<p>三 法第三百条の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為</p> <p>四・五 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等)</p> <p>第二百八条 (略)</p>
<p>(免許特定法人の届出)</p> <p>第九十二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項第六号に規定する不祥事件とは、免許特定法人、引受社員若しくは総代理店の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは使用人(生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。)又は生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号までの規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為</p> <p>四・五 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(免許特定法人の届出)</p> <p>第九十二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項第六号に規定する不祥事件とは、免許特定法人、引受社員若しくは総代理店の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは使用人(生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。)又は生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第三百条の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為</p> <p>四・五 (略)</p> <p>5 (略)</p>

<p>2 法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連連業又は投資運用業を行う者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び日本郵政公社</p> <p>二 外国の法令に準拠して外国において銀行業、有価証券関連連業、投資運用業、信託業又は保険業を営む者であつて前号に掲げる者以外の者</p> <p>三 (略)</p> <p>3 7 (略)</p> <p>(保険会社を子会社とする持株会社にならうとする場合の認可の申請等)</p> <p>第二百十条の三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第二百七十一条の十八第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>2 法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 銀行、長期信用銀行、証券会社、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律第一条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。）、認可投資顧問業者、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び日本郵政公社</p> <p>二 外国の法令に準拠して外国において銀行業、証券業、信託業又は保険業を営む者、投資信託の委託者となることを業とする者及び投資顧問業を営む者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三条に規定する投資判断の一任による投資を行う業務又はこれに準ずる業務を営む者に限る。）であつて前号に掲げる者以外の者</p> <p>三 (略)</p> <p>3 7 (略)</p> <p>(保険会社を子会社とする持株会社にならうとする場合の認可の申請等)</p> <p>第二百十条の三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第二百七十一条の十八第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一・二 (略)</p>
--	--

三 有価証券関連連業を行う金融商品取引業者が業務として株式を取得する場合におけるその業務の実施

四〇八 (略)

5 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十条の七 (略)

2〇8 (略)

9 法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第五十六条の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第二百七十一条の二十

二第一項第十号に規定する有価証券関連連業を行う外国の会社(保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。)及び信託専門会社又は同項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社(保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号(第三十四号の三及び第三十五号を除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第

三 証券会社が業務として株式を取得する場合におけるその業務の実施

四〇八 (略)

5 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十条の七 (略)

2〇8 (略)

9 法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第五十六条の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第二百七十一条の二十

二第一項第十号に規定する証券業を営む外国の会社(保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。)及び信託専門会社又は同項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社(保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号(第三十四号の三及び第三十五号を除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第八号及び

八号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限り。次号及び  
第三号を除き、以下この条において同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第二百七十一条の二十  
二第一項第十号に規定する有価証券関連業を行う外国の会社（保  
険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする  
持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及び  
これに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項  
各号（第三十四号の三、第三十五号及び第四十一号から第四十五  
号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百  
六条第一項第一号から第四号まで、第七号から第九号まで及び第  
十一号に規定する会社を有しない場合に限り。）

三 三七（略）  
十（略）

（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧  
等）

第二百十条の十の二 法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内  
閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 一三（略）

四 保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度におけ  
る財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 二（略）

ホ 保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株

第九号に規定する会社を有しない場合に限り。次号及び第三号を  
除き、以下この条において同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第二百七十一条の二十  
二第一項第十号に規定する証券業を営む外国の会社（保険業を行  
う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社  
にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附  
帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第  
三十四号の三、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを  
除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一  
項第一号から第四号まで、第七号から第九号まで及び第十一号に  
規定する会社を有しない場合に限り。）

三 三七（略）  
十（略）

（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧  
等）

第二百十条の十の二 法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内  
閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 一三（略）

四 保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度におけ  
る財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 二（略）

ホ 保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株

主資本等変動計算書について金融商品取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合にはその旨

2~4 (略)

(供託金に代わる有価証券の種類等)

第二百十一条の十四 法第二百七十二条の五第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるもの(外貨建てのものを除く)とする。

一~三 (略)

四 金融商品取引法第二条第一項第三号に規定する債券

(資産の運用に係る有価証券の種類)

第二百十一条の二十七 法第二百七十二条の十二第二号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるもの(外貨建てのものを除く)とする。

一 (略)

二 政府保証債

三 金融商品取引法第二条第一項第三号に規定する債券(前号に掲げるものを除く。)

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

主資本等変動計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合にはその旨

2~4 (略)

(供託金に代わる有価証券の種類等)

第二百十一条の十四 法第二百七十二条の五第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるもの(外貨建てのものを除く)とする。

一~三 (略)

四 証券取引法第二条第一項第三号に規定する債券

(資産の運用に係る有価証券の種類)

第二百十一条の二十七 法第二百七十二条の十二第二号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるもの(外貨建てのものを除く)とする。

一 (略)

二 政府保証債(政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。)

三 証券取引法第二条第一項第三号に規定する債券(前号に掲げるものを除く。)

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第二百十一条の三十七 法第二百七十二条の十七において準用する法  
第二百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる  
事項とする。

一～四 (略)

五 少額短期保険業者の直近の二事業年度における財産の状況に関  
する次に掲げる事項

イ～二 (略)

ホ 少額短期保険業者が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等  
変動計算書(相互会社にあつては、剰余金処分計算書又は損失  
処理計算書及び基金等変動計算書) について金融商品取引法第  
百九十二条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査  
証明を受けている場合にはその旨

2 (略)

第二百十一条の三十八 法第二百七十二条の十七において準用する法  
第二百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる  
事項とする。

一・二 (略)

三 特定少額短期保険業者及びその子会社等の直近の二連結会計年  
度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ～八 (略)

二 特定少額短期保険業者が連結貸借対照表、連結損益計算書及  
び連結株主資本等変動計算書(特定少額短期保険業者が相互会

第二百十一条の三十七 法第二百七十二条の十七において準用する法  
第二百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる  
事項とする。

一～四 (略)

五 少額短期保険業者の直近の二事業年度における財産の状況に関  
する次に掲げる事項

イ～二 (略)

ホ 少額短期保険業者が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等  
変動計算書(相互会社にあつては、剰余金処分計算書又は損失  
処理計算書及び基金等変動計算書) について証券取引法第九  
十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明  
を受けている場合にはその旨

2 (略)

第二百十一条の三十八 法第二百七十二条の十七において準用する法  
第二百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる  
事項とする。

一・二 (略)

三 特定少額短期保険業者及びその子会社等の直近の二連結会計年  
度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ～八 (略)

二 特定少額短期保険業者が連結貸借対照表、連結損益計算書及  
び連結株主資本等変動計算書(特定少額短期保険業者が相互会

社である場合には、連結基金等変動計算書）について金融商品取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

2 (略)

(価格変動準備金対象資産)

第二百一十一条の四十三 法第二百七十二条の十八において準用する法第一百五十一条に規定する内閣府令で定める資産は、国債、第二百一十一条の二十七各号に掲げる有価証券及び子会社株式とする。ただし、財務諸表等規則第八条第二十一項に規定するものは、除くことができる。

(届出事項等)

第二百一十一条の五十五 (略)

2・3 (略)

4 第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、少額短期保険業者等の役員若しくは使用人(少額短期保険募集人である者を除く。)又は少額短期保険業者等の少額短期保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号までの規定に違

社である場合には、連結基金等変動計算書）について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

2 (略)

(価格変動準備金対象資産)

第二百一十一条の四十三 法第二百七十二条の十八において準用する法第一百五十一条に規定する内閣府令で定める資産は、国債、第二百一十一条の二十七各号に掲げる有価証券及び子会社株式とする。ただし、財務諸表等規則第八条第二十項に規定するものは、除くことができる。

(届出事項等)

第二百一十一条の五十五 (略)

2・3 (略)

4 第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、少額短期保険業者等の役員若しくは使用人(少額短期保険募集人である者を除く。)又は少額短期保険業者等の少額短期保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 法第三百条の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五 (略)

5 (略)

(少額短期保険持株会社に係る承認を要しない事由)

第二百一十一条の七十四 法第二百七十二条の三十五第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 有価証券関連連業を行う金融商品取引業者が業務として株式を取得する場合におけるその業務の実施

四・八 (略)

2 (略)

(少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第二百一十一条の八十二 法第二百七十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 少額短期保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ～二 (略)

ホ 少額短期保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第九十

四・五 (略)

5 (略)

(少額短期保険持株会社に係る承認を要しない事由)

第二百一十一条の七十四 法第二百七十二条の三十五第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 証券会社が業務として株式を取得する場合におけるその業務の実施

四・八 (略)

2 (略)

(少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第二百一十一条の八十二 法第二百七十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 少額短期保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ～二 (略)

ホ 少額短期保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について証券取引法第九十二條

三條の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受け  
ている場合にはその旨

2～4 (略)

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四條 法第三百條第一項第九号に規定する内閣府令で定め  
る行為は、次に掲げる行為とする。

一～十一 (略)

十二 削除

十三 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係  
者(銀行法施行令第四条の二第一項第一号から第十号まで)(長期

の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けてい  
る場合にはその旨

2～4 (略)

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四條 法第三百條第一項第九号に規定する内閣府令で定め  
る行為は、次に掲げる行為とする。

一～十一 (略)

十二 生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役  
員若しくは使用人が、第七十四條第一号イ及び第三号に掲げる保  
険契約(第八十三條第一号ロ及び二に掲げるものを除く。)(又は  
第一百五十三條第一号イ及び第三号に掲げる保険契約の締結の代理  
又は媒介を行う際に、保険契約者に対し、当該保険契約者が信用  
供与を受けて当該保険契約に基づく保険料の支払に充てる場合は  
、当該保険契約に基づく将来における保険金の額及び保険契約の  
解約による返戻金の額が資産の運用実績に基づいて変動すること  
により、その額が信用供与を受けた額及び当該信用供与の額に係  
る利子の合計額を下回り、信用供与を受けた額の返済に困窮する  
おそれがある旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該保険  
契約者から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得  
ることにより行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

十三 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係  
者(銀行法施行令第四条の二第一項第一号から第十号まで)(長期

信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十一条の二第一項第一号、労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第一項第一号、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第一項第一号、農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第五条の七各号（第三号にあつては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年<sup>大蔵省</sup>農林水産省令第一号）第十条第一項第一号に掲げる者に限る。）、水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第九条第一項第一号及び農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第八条第一項第一号に規定する者をいう。以下この項において同じ。）又はその役員若しくは使用者が、自己との間で保険契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為

十四〇十九（略）

2 前項第七号に規定する行為は、保険会社である銀行代理業者等の役員（代表権を有する役員及び監査役を除く。以下この項において同じ。）若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若し

信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十一条の二第一項第一号、労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第一項第一号、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第一項第一号、農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第五条の四各号（第三号にあつては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年<sup>大蔵省</sup>農林水産省令第一号）第十条第一項第一号に掲げる者に限る。）、水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第九条第一項第一号及び農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第六条第一項第一号に規定する者をいう。以下この項において同じ。）又はその役員若しくは使用者が、自己との間で保険契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為

十四〇十九（略）

2 前項第七号に規定する行為は、保険会社である銀行代理業者等の役員（代表権を有する役員及び監査役を除く。以下この項において同じ。）若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若し

くは使用人について、同項第十一号に規定する行為は、生命保険会社（外国生命保険会社等を含み、生命保険募集人又は少額短期保険募集人である生命保険会社を除く。）である銀行代理業者等の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について、それぞれ準用する。この場合において、同項第七号中「当該銀行等」とあるのは「当該銀行代理業者等」と、「信用供与」とあるのは「資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介」と、同項第十一号中「当該銀行等」とあるのは「当該銀行代理業者等及びその所属銀行等（銀行法第一条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所属組合、水産業協同組合法第二百一十一条の二第三項に規定する所属組合及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫をいう。以下この条において同じ。）」と読み替えるものとする。

くは使用人について、同項第十一号に規定する行為は、生命保険会社（外国生命保険会社等を含み、生命保険募集人又は少額短期保険募集人である生命保険会社を除く。）である銀行代理業者等の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について、同項第十二号に規定する行為は、生命保険会社（外国生命保険会社等を含み、生命保険募集人である生命保険会社を除く。）である銀行代理業者等の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について、同項第七号中「当該銀行等」とあるのは「当該銀行代理業者等」と、「信用供与」とあるのは「資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介」と、同項第十一号中「当該銀行等」とあるのは「当該銀行代理業者等及びその所属銀行等（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所属組合、水産業協同組合法第二百一十一条の二第三項に規定する所属組合及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫をいう。以下この条において同じ。）」と読み替えるものと

3～8 (略)

(特定保険契約)

第二百三十四条の二 法第三百条の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる保険契約とする。

- 一 第七十四条各号及び第一百五十三条各号に掲げる保険契約
- 二 解約による返戻金の額が、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により保険料の合計額を下回ることとなるおそれがある保険契約（前号に掲げるものを除く。）
- 三 保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約（前二号に掲げるもの及び法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約であつて、保険者がてん補すべき損害の額を当該外国通貨をもつて表示するもの（第八条第三項及び第二百二十条第三項に規定する積立勘定を設けるものを除き、事業者を保険契約者とするものに限る。）を除く。）

(契約の種類)

第二百三十四条の三 法第三百条の二において準用する金融商品取引法（次条から第二百三十四条の二十八までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定保険契約等（特定保険契約又は顧客のために特定保険契約の

する。

3～8 (略)

(新設)

(新設)

締結の媒介を行うことを内容とする契約を総称する。以下同じ。）とする。

（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日）  
第二百三十四条の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日  
二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第二百三十四条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約（準用金融商品取引法第三十四

（新設）

（新設）

条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。）に關して法令の規定又は契約の定めに基づいて行われる行為については、期限日後に行われるものであつても、申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。）を特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人のみから対象契約に關して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、準用金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

（情報通信の技術を利用した提供）

第二百三十四条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
- イ 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲

（新設）

立人との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該保険会社等、外国保険会社等、保険募集人若しくは保険仲立人の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において、「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、保険会社等、外国保険会社

等、保険募集人又は保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

八 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 閲覧ファイル(保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 | 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法(顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。)にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。  
。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号八又は二に掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第四十四条の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合は、顧客又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号八に掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号二に掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号二に掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受

けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は保険会社等、外国保険会社等、保険募集人若しくは保険仲立人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第二百三十四条の七 令第四十四条の三第一項及び第四十四条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第二百三十四条の十第一項各号に掲げる方法のうち保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第二百三十四条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の営業所又は事務所の

(新設)

(新設)

公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、保険会社等若しくは外国保険会社又は保険仲立人が前項の規定により定められた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第二百三十四条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第二百三十四条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得よとする相手方(以下この条において「顧客」といふ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、

(新設)

当該保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

2 | 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法  
前項各号に掲げる方法は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 | 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる事業者等)

第二百三十四条の十一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第

一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二 その締結した商法第五百三十五条（匿名組合契約）に規定する匿名組合契約に基づく出資の合計額が三億円未満であること。

2 | 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣

(新設)

府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一 民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

二 有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第二百三十四条の十一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

（新設）

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第二百三十四条の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるものを除く。）

ロ デリバティブ取引に係る権利

ハ 商工組合中央金庫法第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の六の四に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等及び農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等

ニ 特定保険契約、農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約及び中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項

に規定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権

ヘ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引に係る権利

三 申出者が最初に当該保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人との間で特定保険契約等を締結した日から起算して一年を経過していること。

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第二百三十四条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第

(新設)

二項第一号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。  
）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

第二百三十四条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の

（新設）

定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(広告類似行為)

第二百三十四条の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づき行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定保険契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体の

(新設)

ものとして提供する方法を含む。)

イ 商品の名称(通称を含む。)

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

ハ 令第四十四条の五第二項第一号に掲げる事項(当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。)

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面  
(以下この条から第二百三十四条の二十七までにおいて「契約締結前交付書面」という。)

(2) 第二百三十四条の二十二第一項第二号に規定する契約変更書面

(特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法)

第二百三十四条の十六 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人がその行う特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、準用金融商品取引法第二十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなけ

(新設)

ればならない。

2 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人がその行う特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告等をするときは、令第四十四条の五第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

3 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人がその行う特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は第二百三十四条の十九第一項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第四十四条の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第二百三十四条の十七 令第四十四条の五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定保険契約に関して顧客が支払うべき対価（以下この条から第二百三十四条の二十五までにおいて「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定保険契約に係る保険金等の額に対する割合又は当該特定保険契約の締結を行うことにより生じた利益に対する割合を含む

（新設）

。以下この項において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

2 特定保険契約に係る保険料として収受した金銭その他の資産の運用が投資信託受益権等（金融商品取引法第二条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる有価証券に表示されるべき権利又は同条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利をいう。以下この条において同じ。）の取得により行われる場合には、前項の手数料等には、当該投資信託受益権等に係る信託報酬その他の手数料等を含むものとする。

3 前項の投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出される場合には、当該他の投資信託受益権等を同項の投資信託受益権等とみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により第二項の投資信託受益権等とみなされた投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出される場合について準用する。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第二百三十四条の十八 令第四十四条の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定保険契約に関する重要な事項につ

（新設）

いて顧客の不利益となる事実とする。

(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第二百三十四条の十九 令第四十四条の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イ 有線テレビジョン放送事業者

ロ 有線ラジオ放送の業務を行う者

ハ 電気通信役務利用放送の業務を行う者

二 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人若しくは保険仲立人又は当該保険会社等、外国保険会社等、保険募集人若しくは保険仲立人が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。)を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2 令第四十四条の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第二百三十四条の十五第三号二に掲げる事項とする。

(新設)

(誇大広告をしてはならない事項)

第二百三十四条の二十 準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定保険契約の解除に関する事項
- 二 特定保険契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- 三 特定保険契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項
- 四 特定保険契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

(契約締結前交付書面の記載方法)

第二百三十四条の二十一 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第二百三十四条の二十四第一項第九号に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

(新設)

(新設)

3 | 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人は、契約締結前交付書面には、第二百三十四条の二十四第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとし、そのうち特に重要な商品の仕組み及び同項第五号に掲げる事項を日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第二百三十四条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している特定保険契約等の一部の変更をすることを内容とする特定保険契約等を締結しようとする場合又は特定保険契約の締結の代理若しくは媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 当該変更に伴い既に成立している特定保険契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

二 当該変更に伴い既に成立している特定保険契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下「第二百三十四条の二十七までにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2 | 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第四十四条の三

(新設)

の規定並びに第二百三十四条の六の規定は、前項第二号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第二百三十四条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他のいかなる名称によるかを問わず、特定保険契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定保険契約に係る保険金等の額に対する割合又は当該特定保険契約の締結を行うことにより生じた利益に対する割合を含む。以下この条において同じ。)及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

2 第二百三十四条の十七第二項から第四項までの規定は、前項の手数料等について準用する。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第二百三十四条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
- 二 特定保険契約の申込みの撤回等(法第三百九条第一項に規定す

(新設)

(新設)

- る申込みの撤回等をいう。)に関する事項
- 三 保険契約者又は被保険者が行うべき告知に関する事項
  - 四 保険責任の開始時期に関する事項
  - 五 保険料の払込猶予期間に関する事項
  - 六 特定保険契約の失効及び失効後の復活に関する事項
  - 七 特定保険契約の解約及び解約による返戻金に関する事項
  - 八 保険契約者保護機構の行う資金援助等の保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する事項
  - 九 顧客が行う特定保険契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項
    - イ 当該指標
    - ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
  - 十 当該特定保険契約に関する租税の概要
  - 十一 顧客が当該特定保険契約等を締結する保険会社等、外国保険会社等又は保険仲立人に連絡する方法
  - 十二 当該特定保険契約等を締結する保険会社等、外国保険会社等又は保険仲立人が対象事業者となつている認定投資者保護団体の有無(対象事業者となつている場合にあつては、その名称)
  - 十三 その他顧客の注意を喚起すべき事項
- 2 | 一の特定保険契約の締結について保険会社等、外国保険会社等、保険募集人及び保険仲立人が準用金融商品取引法第三十七条の三第

一項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならぬ場合において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(契約締結時交付書面の記載事項)

第二百三十四条の二十五 特定保険契約等が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項(特定保険契約の成立後遅滞なく顧客に保険証券等(保険証券及び法第二百九十八条の規定により読み替えて適用する商法第五百四十六条第一項(結約書作成及び交付義務)(法第二百九十三条において準用する場合を含む。))に規定する書面を総称する。以下この条において同じ。)を交付する場合にあつては、当該保険証券等に記載された事項を除く。)を記載しなければならない。

- 一 当該特定保険契約等を締結する保険会社等、外国保険会社等又は保険仲立人の商号、名称又は氏名
- 二 当該特定保険契約の年月日
- 三 当該特定保険契約等に係る手数料等に関する事項
- 四 顧客の氏名又は名称
- 五 顧客が当該特定保険契約等を締結する保険会社等、外国保険会社等又は保険仲立人に連絡する方法

(新設)

六 特定保険契約にあつては、次に掲げる事項

イ 被保険者及び保険金額を受け取るべき者の商号、名称又は氏名（被保険者及び保険金額を受け取るべき者の商号、名称又は氏名を記載することができない場合にあつては、これらの者の範囲）

ロ 当該特定保険契約の種類及びその内容

ハ 保険の目的及びその価額

ニ 保険金額

ホ 保険期間の始期及び終期

ヘ 保険料及びその支払方法

七 顧客のために特定保険契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約にあつては、当該契約の概要

2 一の特定保険契約の締結について保険会社等又は外国保険会社等及び保険募集人又は保険仲立人が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなればならない場合において、いずれか一の者が前項第一号から第六号までに掲げる事項を記載した契約締結時交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同号に掲げる事項を記載することを要しない。

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第二百三十四条の二十六 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場

（新設）

合は、既に成立している特定保険契約等の一部の変更をすることを内容とする特定保険契約等が成立した場合には、次に掲げるときとする。

- 一 当該変更に伴い既に成立している特定保険契約等に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。
- 二 当該変更に伴い既に成立している特定保険契約等に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第四十四条の規定並びに第二百三十四条の六の規定は、前項第二号の規定による書面の交付について準用する。

(特定保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 第二百三十四条第一項各号に掲げる行為
- 二 生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及び二に掲げるものを除く。）又は第百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、保険契約者に対し、当該保険契約者が信用供与を受けて当該保険契約に基づく保険料の支払に充てる場合は、

(新設)

当該保険契約に基づく将来における保険金の額及び保険契約の解約による返戻金の額が資産の運用実績に基づいて変動することにより、その額が信用供与を受けた額及び当該信用供与の額に係る利子の合計額を下回り、信用供与を受けた額の返済に困窮するおそれがある旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該保険契約者から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ることにより行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

三 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定保険契約等を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為

四 特定保険契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

2 前項第一号に規定する行為は、生命保険会社（外国生命保険会社等を含み、生命保険募集人である生命保険会社を除く。）である銀行代理業者等の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について準用する。

3 第二百三十四条第二項から第八項までの規定は、第一項第一号の規定の適用について準用する。

（行為規制の適用除外の例外）

第二百三十四条の二十八 準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、準用金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用について、顧客の締結した特定保険契約等に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

（標準処理期間）

第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一～五（略）

六 法第九十九条第四項の規定による金融商品取引法第三十二条第

（新設）

（標準処理期間）

第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一～五（略）

六 法第九十九条第四項の規定による証券取引法第六十五条第二項

「債権の引渡」に関する行為を行う業務の認可 六十日

㉞ 二十三日 ( 留 )

2 ( 留 )

別表 (第五十三条第一項第五号関係 (資産の運用を受益証券又は投資証券の取得により行う場合)) )

一〜六 ( 略 )

(注) 受益証券等について金融商品取引法第十三条第一項に規定する目論見書が作成されている場合は、当該目論見書の記述を利用すること。また、当該目論見書が作成されていない場合にあつても、これに準じて作成すること。

別表 (第五十三条第一項第六号関係)

一〜四 ( 略 )

(注) 受益証券等について金融商品取引法第十三条第一項に規定する目論見書が作成されている場合は、当該目論見書の記述を利用すること。また、当該目論見書が作成されていない場合にあつても、これに準じて作成すること。

別表 (第二百一十一条の三十七第一項第三号八関係 (少額短期保険業者

)) )

項目	記載する事項

「債権の引渡」に関する行為を行う業務の認可 六十日

㉞ 二十三日 ( 留 )

2 ( 留 )

別表 (第五十三条第一項第五号関係 (資産の運用を受益証券又は投資証券の取得により行う場合)) )

一〜六 ( 略 )

(注) 受益証券等について証券取引法第十三条第一項に規定する目論見書が作成されている場合は、当該目論見書の記述を利用すること。また、当該目論見書が作成されていない場合にあつても、これに準じて作成すること。

別表 (第五十三条第一項第六号関係)

一〜四 ( 略 )

(注) 受益証券等について証券取引法第十三条第一項に規定する目論見書が作成されている場合は、当該目論見書の記述を利用すること。また、当該目論見書が作成されていない場合にあつても、これに準じて作成すること。

別表 (第二百一十一条の三十七第一項第三号八関係 (少額短期保険業者

)) )

項目	記載する事項

<p>(略)</p> <p>資産運用 に関する 指標等</p>	<p>(略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 保有有価証券の種類別(国債、地方債、政府保証債、金融商品取引法第二条第一項第三号に規定する有価証券、合計の区分をいう。)の残高及び合計に対する構成比</p> <p>四 国債、地方債、政府保証債、金融商品取引法第二条第一項第三号に規定する有価証券、合計の区分ごとの保有有価証券利回り</p> <p>五 有価証券の種類別(国債、地方債、政府保証債、金融商品取引法第二条第一項第三号に規定する有価証券の区分をいう。)の残存期間別残高</p>
<p>(略)</p> <p>資産運用 に関する 指標等</p>	<p>(略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 保有有価証券の種類別(国債、地方債、政府保証債、証券取引法第二条第一項第三号に規定する有価証券、合計の区分をいう。)の残高及び合計に対する構成比</p> <p>四 国債証券、地方債証券、政府保証債証券、証券取引法第二条第一項第三号に規定する有価証券、合計の区分ごとの保有有価証券利回り</p> <p>五 有価証券の種類別(国債証券、地方債証券、政府保証債証券、証券取引法第二条第一項第三号に規定する有価証券の区分をいう。)の残存期間別残高</p>

別紙様式第2号（第17条の10関係）（日本工業規格A4）

第1 貸借対照表の要旨

年度（又は  
（略））期）決算公告

貸借対照表（ 年 月 日現在）の要旨

（生命保険株式会社）（単位：百万円）

科 目	金額	科 目	金額
(略)		金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
（損害保険株式会社）（単位：百万円）			
科 目	金額	科 目	金額
(略)		金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

別紙様式第2号の2（第17条の10関係）（日本工業規格A4）

第1 貸借対照表の要旨

年度（又は  
（略））期）決算公告

貸借対照表（ 年 月 日現在）の要旨

（生命保険株式会社）（単位：百万円）

科 目	金額	科 目	金額
(略)		金融商品取引責任準備金	

別紙様式第2号（第17条の10関係）（日本工業規格A4）

第1 貸借対照表の要旨

年度（又は  
（略））期）決算公告

貸借対照表（ 年 月 日現在）の要旨

（生命保険株式会社）（単位：百万円）

科 目	金額	科 目	金額
(略)		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
（損害保険株式会社）（単位：百万円）			
科 目	金額	科 目	金額
(略)		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

別紙様式第2号の2（第17条の10関係）（日本工業規格A4）

第1 貸借対照表の要旨

年度（又は  
（略））期）決算公告

貸借対照表（ 年 月 日現在）の要旨

（生命保険株式会社）（単位：百万円）

科 目	金額	科 目	金額
(略)		金融先物取引責任準備金	

		(略)	
	資産の部合計	負債及び純資産の部合計	
(損害保険株式会社) (単位:百万円)			
科 目	金額	科 目	金額
(略)		(略)	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
	資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

別紙様式第3号(第29条の6関係) (日本工業規格A4)

第1 貸借対照表の要旨

年度(又は 期)決算公告

(略)

貸借対照表( 年 月 日現在)の要旨

(生命保険相互会社) (単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(略)		(略)	
		金融商品取引責任準備金	
		(略)	
	資産の部合計	負債及び純資産の部合計	
(損害保険相互会社) (単位:百万円)			
科 目	金額	科 目	金額
(略)		(略)	
		金融商品取引責任準備金	

		証券取引責任準備金	
		(略)	
	資産の部合計	負債及び純資産の部合計	
(損害保険株式会社) (単位:百万円)			
科 目	金額	科 目	金額
(略)		(略)	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
	資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

別紙様式第3号(第29条の6) (日本工業規格A4)

第1 貸借対照表の要旨

年度(又は 期)決算公告

(略)

貸借対照表( 年 月 日現在)の要旨

(生命保険相互会社) (単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(略)		(略)	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
	資産の部合計	負債及び純資産の部合計	
(損害保険相互会社) (単位:百万円)			
科 目	金額	科 目	金額
(略)		(略)	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	

資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
--------	--	-------------	--

別紙様式第3号の2（第29条の6関係）（日本工業規格A4）

第1 貸借対照表の要旨

年度（又は 期）決算公告

（略）

貸借対照表（ 年 月 日現在）の要旨

（生命保険相互会社）（単位：百万円）

科 目	金額	科 目	金額
（略）		金融商品取引責任準備金	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（損害保険相互会社）（単位：百万円）

科 目	金額	科 目	金額
（略）		金融商品取引責任準備金	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

別紙様式第6号（第59条関係）（日本工業規格A4）

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）中間業務報告書

（略）

第1 （略）

第2

年度中（ 年 月 日現在）中間貸借対照表

資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
--------	--	-------------	--

別紙様式第3号の2（第29条の6）（日本工業規格A4）

第1 貸借対照表の要旨

年度（又は 期）決算公告

（略）

貸借対照表（ 年 月 日現在）の要旨

（生命保険相互会社）（単位：百万円）

科 目	金額	科 目	金額
（略）		金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（損害保険相互会社）（単位：百万円）

科 目	金額	科 目	金額
（略）		金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

別紙様式第6号（第59条関係）（日本工業規格A4）

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）中間業務報告書

（略）

第1 （略）

第2

年度中（ 年 月 日現在）中間貸借対照表

(生命保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) (略)

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

～ (略)

価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法

～ (略)

(3)～(23) (略)

2～5 (略)

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	

(生命保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) (略)

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

～ (略)

価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

～ (略)

(3)～(23) (略)

2～5 (略)

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	

(略)	(略)	金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険相互会社) (単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
(略)		(略)	
		金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) (略)

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

～ (略)

価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法

～ (略)

(3)～(23) (略)

2～5 (略)

第3 (略)

第4

年度中 ( ) 年 月 日から ( ) 年 月 日まで  
 (略) 中間キャッシュ・フロー計算書

(略)	(略)	金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険相互会社) (単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
(略)		(略)	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) (略)

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

～ (略)

価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

～ (略)

(3)～(23) (略)

2～5 (略)

第3 (略)

第4

年度中 ( ) 年 月 日から ( ) 年 月 日まで  
 (略) 中間キャッシュ・フロー計算書

(生命保険株式会社 - 間接法により表示する場合)		(単位：百万円)
科 目	金 額	
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)		
<u>金融商品取引責任準備金の増加額</u>		
(略)		

(損害保険株式会社 - 間接法により表示する場合)		(単位：百万円)
科 目	金 額	
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)		
<u>金融商品取引責任準備金の増加額</u>		
(略)		

(生命保険相互会社 - 間接法により表示する場合)		(単位：百万円)
科 目	金 額	
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)		
<u>金融商品取引責任準備金の増加額</u>		
(略)		

(損害保険相互会社 - 間接法により表示する場合)		(単位：百万円)
科 目	金 額	
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)		
<u>金融商品取引責任準備金の増加額</u>		

(生命保険株式会社 - 間接法により表示する場合)		(単位：百万円)
科 目	金 額	
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)		
<u>金融先物取引責任準備金の増加額</u>		
<u>証券取引責任準備金の増加額</u>		
(略)		

(損害保険株式会社 - 間接法により表示する場合)		(単位：百万円)
科 目	金 額	
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)		
<u>金融先物取引責任準備金の増加額</u>		
<u>証券取引責任準備金の増加額</u>		
(略)		

(生命保険相互会社 - 間接法により表示する場合)		(単位：百万円)
科 目	金 額	
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)		
<u>金融先物取引責任準備金の増加額</u>		
<u>証券取引責任準備金の増加額</u>		
(略)		

(損害保険相互会社 - 間接法により表示する場合)		(単位：百万円)
科 目	金 額	
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)		
<u>金融先物取引責任準備金の増加額</u>		
<u>証券取引責任準備金の増加額</u>		

(略)	(略)
-----	-----

第5～第7 (略)

別紙様式第6号の2 (第59条関係) (日本工業規格A4)

年度中 [ 年 月 日から ] 中間業務報告書  
 [ 年 月 日まで ]  
 (略)

第1 (略)  
 第2

年度中 ( 年 月 日現在 ) 中間貸借対照表

(生命保険株式会社) (単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険株式会社) (単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

(略)	(略)
-----	-----

第5～第7 (略)

別紙様式第6号の2 (第59条関係) (日本工業規格A4)

年度中 [ 年 月 日から ] 中間業務報告書  
 [ 年 月 日まで ]  
 (略)

第1 (略)  
 第2

年度中 ( 年 月 日現在 ) 中間貸借対照表

(生命保険株式会社) (単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険株式会社) (単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) (略)

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

～ (略)

価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法

～ (略)

(3)～(23) (略)

2～5 (略)

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
(略)		(略)	
		金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
(略)		(略)	
		金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。  
(1) (略)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) (略)

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

～ (略)

価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

～ (略)

(3)～(23) (略)

2～5 (略)

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
(略)		(略)	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
(略)		(略)	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。  
(1) (略)

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

～ (略)  
価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法

～ (略)  
 (3)～(23) (略)  
 2～5 (略)

第3 (略)

第4

年度中 [ 年 月 日から ] 中間キャッシュ・フロー計算書  
 [ 年 月 日まで ] (略)

(生命保険株式会社 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
金融商品取引責任準備金の増加額 (略)	

(損害保険株式会社 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
金融商品取引責任準備金の増加額 (略)	

(生命保険相互会社 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

～ (略)  
価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

～ (略)  
 (3)～(23) (略)  
 2～5 (略)

第3 (略)

第4

年度中 [ 年 月 日から ] 中間キャッシュ・フロー計算書  
 [ 年 月 日まで ] (略)

(生命保険株式会社 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 (略)	

(損害保険株式会社 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 (略)	

(生命保険相互会社 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
金融商品取引責任準備金の増加額	
(略)	

(損害保険相互会社・間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
金融商品取引責任準備金の増加額	
(略)	

第5～第7 (略)

別紙様式第6号の3 (第59条関係) (日本工業規格A4)

年度中 [ 年 月 日から ] 中間連結業務報告書  
[ 年 月 日まで ]  
(略)

- 第1 (略)
- 第2 中間連結財務諸表
- 1 (略)
- 2 中間連結貸借対照表

年度中 ( 年 月 日現在 ) 中間連結貸借対照表 (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
(略)	

(損害保険相互会社・間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
(略)	

第5～第7 (略)

別紙様式第6号の3 (第59条関係) (日本工業規格A4)

年度中 [ 年 月 日から ] 中間連結業務報告書  
[ 年 月 日まで ]  
(略)

- 第1 (略)
- 第2 中間連結財務諸表
- 1 (略)
- 2 中間連結貸借対照表

年度中 ( 年 月 日現在 ) 中間連結貸借対照表 (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	

(略)	(略)	金融商品取引責任準備金	
	(略)		
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
(略)		(略)	
		金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) (略)
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
  - ～ (略)
  - 価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法

(3) (生命保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
(略)		(略)	
		金融商品取引責任準備金	

(略)	(略)	金融先物取引責任準備金	
	(略)	証券取引責任準備金	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
(略)		(略)	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) (略)
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
  - ～ (略)
  - 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

(3) (生命保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
(略)		(略)	
		金融先物取引責任準備金	

		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
(4) (損害保険相互会社及びその子会社等) (単位:百万円)			
科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) (略)
  - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
    - ～ (略)
    - 価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法

- 3 (略)
  - (3)～(16) (略)
  - 3～7 (略)
  - 4 中間連結キャッシュ・フロー計算書
- 年度中 { 年 月 日から 年 月 日まで } 中間連結キャッシュ・フロー計算書  
 (略)

(生命保険株式会社及びその子会社等・間接法により表示する場合)

		証券取引責任準備金 (略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
(4) (損害保険相互会社及びその子会社等) (単位:百万円)			
科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) (略)
  - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
    - ～ (略)
    - 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

- 3 (略)
  - (3)～(16) (略)
  - 3～7 (略)
  - 4 中間連結キャッシュ・フロー計算書
- 年度中 { 年 月 日から 年 月 日まで } 中間連結キャッシュ・フロー計算書  
 (略)

(生命保険株式会社及びその子会社等・間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科	目	金額
(略)	営業活動によるキャッシュ・フロー	
	金融商品取引責任準備金の増加額	
	(略)	

(略)

(損害保険株式会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科	目	金額
(略)	営業活動によるキャッシュ・フロー	
	金融商品取引責任準備金の増加額	
	(略)	

(略)

(生命保険相互会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科	目	金額
(略)	営業活動によるキャッシュ・フロー	
	金融商品取引責任準備金の増加額	
	(略)	

(略)

(損害保険相互会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科	目	金額

(単位：百万円)

科	目	金額
(略)	営業活動によるキャッシュ・フロー	
	金融先物取引責任準備金の増加額	
	証券取引責任準備金の増加額	
	(略)	

(略)

(損害保険株式会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科	目	金額
(略)	営業活動によるキャッシュ・フロー	
	金融先物取引責任準備金の増加額	
	証券取引責任準備金の増加額	
	(略)	

(略)

(生命保険相互会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科	目	金額
(略)	営業活動によるキャッシュ・フロー	
	金融先物取引責任準備金の増加額	
	証券取引責任準備金の増加額	
	(略)	

(略)

(損害保険相互会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科	目	金額

営業活動によるキャッシュ・フロー (略) 金融商品取引責任準備金の増加額 (略)	
---	--

5・6 (略) (略)

別紙様式第7号(第17条の5、第25条の2及び第59条関係) (日本工業規格A4)

年度 [ 年 月 日から ] 業務報告書  
[ 年 月 日まで ]  
(略)

第1～第3 (略)  
第4

年度( 年 月 日現在) 貸借対照表

(生命保険株式会社) (単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融商品取引責任準備金 (略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
(損害保険株式会社) (単位:百万円)			
科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融商品取引責任準備金	

営業活動によるキャッシュ・フロー (略) 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 (略)	
--	--

5・6 (略) (略)

別紙様式第7号(第17条の5、第25条の2及び第59条関係) (日本工業規格A4)

年度 [ 年 月 日から ] 業務報告書  
[ 年 月 日まで ]  
(略)

第1～第3 (略)  
第4

年度( 年 月 日現在) 貸借対照表

(生命保険株式会社) (単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 (略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
(損害保険株式会社) (単位:百万円)			
科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融先物取引責任準備金	

		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) (略)
  - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
    - ～ (略)

価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法

- ～ (略)
- (3)～(27) (略)
- 2～6 (略)

(生命保険相互会社) (単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融商品取引責任準備金 (略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険相互会社) (単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融商品取引責任準備金 (略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

		証券取引責任準備金 (略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) (略)
  - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
    - ～ (略)

価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

- ～ (略)
- (3)～(27) (略)
- 2～6 (略)

(生命保険相互会社) (単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 (略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険相互会社) (単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 (略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) (略)

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

～ (略)

価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法

～ (略)

(3)～(22) (略)

2～6 (略)

第5

年度 [ 年 月 日から ] 損益計算書  
[ 年 月 日まで ]

(生命保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	
特 別 損 失 等 処 分 損 失 額	
固 定 資 産 損 傷 金 繰 入 額	
減 価 変 動 準 備 金 繰 入 額	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	
不 動 産 特 別 損 失	
そ の 他 (略)	
(損害保険株式会社)	(単位：百万円)
科 目	金 額
(略)	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) (略)

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

～ (略)

価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

～ (略)

(3)～(22) (略)

2～6 (略)

第5

年度 [ 年 月 日から ] 損益計算書  
[ 年 月 日まで ]

(生命保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	
特 別 損 失 等 処 分 損 失 額	
固 定 資 産 損 傷 金 繰 入 額	
減 価 変 動 準 備 金 繰 入 額	
金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	
証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	
不 動 産 特 別 損 失	
そ の 他 (略)	
(損害保険株式会社)	(単位：百万円)
科 目	金 額
(略)	



不動産圧縮損失 その他の特 (略)	
-------------------------	--

(略)

第6

年度 [ 年 月 日から ] キャッシュ・フロー計算書  
[ 年 月 日まで ]  
(略)

(生命保険株式会社 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
金融商品取引責任準備金の増加額 (略)	

(略)

(損害保険株式会社 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
金融商品取引責任準備金の増加額 (略)	

(略)

(生命保険相互会社 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
金融商品取引責任準備金の増加額	

不動産圧縮損失 その他の特 (略)	
-------------------------	--

(略)

第6

年度 [ 年 月 日から ] キャッシュ・フロー計算書  
[ 年 月 日まで ]  
(略)

(生命保険株式会社 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 (略)	

(略)

(損害保険株式会社 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 (略)	

(略)

(生命保険相互会社 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
金融先物取引責任準備金の増加額	

(略)	(略)
-----	-----

(損害保険相互会社 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
<u>金融商品取引責任準備金の増加額</u>	
(略)	

(略)

第7～第14 (略)

別紙様式第7号の2 (第17条の5、第25条の2及び第59条関係)

(日本工業規格A4)

年度 [ 年 月 日から ] 業務報告書  
[ 年 月 日まで ]  
(略)

第1～第3 (略)  
第4

年度 ( 年 月 日現在 ) 貸借対照表

(生命保険株式会社) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		<u>金融商品取引責任準備金</u>	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険株式会社) (単位：百万円)

<u>証券取引責任準備金の増加額</u> (略)	
-----------------------------	--

(損害保険相互会社 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
<u>金融先物取引責任準備金の増加額</u>	
<u>証券取引責任準備金の増加額</u>	
(略)	

(略)

第7～第14 (略)

別紙様式第7号の2 (第17条の5、第25条の2及び第59条関係)

(日本工業規格A4)

年度 [ 年 月 日から ] 業務報告書  
[ 年 月 日まで ]  
(略)

第1～第3 (略)  
第4

年度 ( 年 月 日現在 ) 貸借対照表

(生命保険株式会社) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		<u>金融先物取引責任準備金</u>	
		<u>証券取引責任準備金</u>	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険株式会社) (単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		<u>金融商品取引責任準備金</u>	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) (略)
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
- ～ (略)
- 価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法

- ～ (略)
- (3)～(27) (略)
- 2～6 (略)

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		<u>金融商品取引責任準備金</u>	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		<u>金融先物取引責任準備金</u>	
		<u>証券取引責任準備金</u>	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) (略)
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
- ～ (略)
- 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

- ～ (略)
- (3)～(27) (略)
- 2～6 (略)

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		<u>金融先物取引責任準備金</u>	
		<u>証券取引責任準備金</u>	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	

	金融商品取引責任準備金	
	(略)	
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) (略)

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

～ (略)

価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法

～ (略)

(3)～(22) (略)

2～6 (略)

第5

年度 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ] 損益計算書

(生命保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	
特別損失等処分損失額	
固定資産等処分損失額	
減価償却資産等処分損失額	
価格変動準備金繰入額	
金融商品取引責任準備金繰入額	
不動産等特別損失	
その他の特別損失	

	金融先物取引責任準備金	
	証券取引責任準備金	
	(略)	
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) (略)

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

～ (略)

価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

～ (略)

(3)～(22) (略)

2～6 (略)

第5

年度 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ] 損益計算書

(生命保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	
特別損失等処分損失額	
固定資産等処分損失額	
減価償却資産等処分損失額	
価格変動準備金繰入額	
金融先物取引責任準備金繰入額	
証券取引責任準備金繰入額	
不動産等特別損失	
その他の特別損失	

		(略)
(損害保険株式会社) (単位：百万円)		
科	目	金額
特	別	損失額
	固定資産等処分	損失額
	減価償取準備金繰入額	
	価格変動引責任準備金繰入額	
	金融商品取引責任準備金繰入額	
	不動産等特別損失	
	その他の特別損失	
	(略)	
(生命保険相互会社) (単位：百万円)		
科	目	金額
特	別	損失額
	固定資産等処分	損失額
	減価償取準備金繰入額	
	価格変動引責任準備金繰入額	
	金融商品取引責任準備金繰入額	
	不動産等特別損失	
	その他の特別損失	
	(略)	
(損害保険相互会社) (単位：百万円)		
科	目	金額
特	別	損失
	損失	
	(略)	

		(略)
(損害保険株式会社) (単位：百万円)		
科	目	金額
特	別	損失額
	固定資産等処分	損失額
	減価償取準備金繰入額	
	価格変動引責任準備金繰入額	
	先物取引責任準備金繰入額	
	証券取引責任準備金繰入額	
	不動産等特別損失	
	その他の特別損失	
	(略)	
(生命保険相互会社) (単位：百万円)		
科	目	金額
特	別	損失額
	固定資産等処分	損失額
	減価償取準備金繰入額	
	価格変動引責任準備金繰入額	
	先物取引責任準備金繰入額	
	証券取引責任準備金繰入額	
	不動産等特別損失	
	その他の特別損失	
	(略)	
(損害保険相互会社) (単位：百万円)		
科	目	金額
特	別	損失
	損失	
	(略)	

固定資産等処分損失額	
減価償動準備金繰入額	
金融商品取引責任準備金繰入額	
不動産等特別損失	
その他	
(略)	

(略)

第6

年度 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] キャッシュ・フロー計算書

(略)

(生命保険株式会社 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
(略)	
金融商品取引責任準備金の増加額	
(略)	

(略)

(損害保険株式会社 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
(略)	
金融商品取引責任準備金の増加額	
(略)	

(略)

固定資産等処分損失額	
減価償動準備金繰入額	
金融先物取引責任準備金繰入額	
証券取引責任準備金繰入額	
不動産等特別損失	
その他	
(略)	

(略)

第6

年度 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] キャッシュ・フロー計算書

(略)

(生命保険株式会社 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
(略)	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
(略)	

(略)

(損害保険株式会社 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
(略)	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
(略)	

(略)

(生命保険相互会社 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科	目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
(略)		
	金融商品取引責任準備金の増加額	
(略)		

(損害保険相互会社 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科	目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
(略)		
	金融商品取引責任準備金の増加額	
(略)		

第7～第14 (略)

別紙様式第7号の3 (第25条の3及び第59条関係) (日本工業規格A4)

年度 [ 年 月 日から ] 連結業務報告書  
[ 年 月 日まで ] (略)

第1 (略)

第2 連結財務諸表

1 (略)

2 連結貸借対照表

年度 ( 年 月 日現在 ) 連結貸借対照表

(1) (生命保険株式会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科	目	金額	科	目	金額
---	---	----	---	---	----

(生命保険相互会社 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科	目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
(略)		
	金融先物取引責任準備金の増加額	
	証券取引責任準備金の増加額	
(略)		

(損害保険相互会社 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科	目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
(略)		
	金融先物取引責任準備金の増加額	
	証券取引責任準備金の増加額	
(略)		

第7～第14 (略)

別紙様式第7号の3 (第25条の3及び第59条関係) (日本工業規格A4)

年度 [ 年 月 日から ] 連結業務報告書  
[ 年 月 日まで ] (略)

第1 (略)

第2 連結財務諸表

1 (略)

2 連結貸借対照表

年度 ( 年 月 日現在 ) 連結貸借対照表

(1) (生命保険株式会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科	目	金額	科	目	金額
---	---	----	---	---	----

(資産の部) (略)	(負債の部) (略)	金融商品取引責任準備金 (略)	
資産の部合計	負債及び純資産の部合計		

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等) (単位：百万円)			
科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融商品取引責任準備金 (略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) (略)
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項  
～ (略)  
価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法  
～ (略)
- (3) ～ (略)
- (3)～(20) (略)
- 3～7 (略)

(3) (生命保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)			
科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	

(資産の部) (略)	(負債の部) (略)	金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 (略)	
資産の部合計	負債及び純資産の部合計		

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等) (単位：百万円)			
科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 (略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) (略)
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項  
～ (略)  
価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法  
～ (略)
- (3) ～ (略)
- (3)～(20) (略)
- 3～7 (略)

(3) (生命保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)			
科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	

		金融商品取引責任準備金 (略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
(4) (損害保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)			
科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融商品取引責任準備金 (略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- (1) (略)
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

～ (略)  
価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法

～ (略)

(3)～(18) (略)

3～7 (略)

3 連結損益計算書

年度 [ 年 月 日から ] 連結損益計算書  
[ 年 月 日まで ]

(1) (生命保険株式会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金額
-----	----

		金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 (略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
(4) (損害保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)			
科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 (略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- (1) (略)
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

～ (略)  
価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

～ (略)

(3)～(18) (略)

3～7 (略)

3 連結損益計算書

年度 [ 年 月 日から ] 連結損益計算書  
[ 年 月 日まで ]

(1) (生命保険株式会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金額
-----	----

(略)	
特別損失等処分損失額	
固定資産損損金繰入額	
減価償却資産変動引責任準備金繰入額	
金融商品取引責任準備金繰入額	
不動産の他に特別損失	
(略)	

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等)		(単位：百万円)
科 目	金 額	
(略)		
特別損失等処分損失額		
固定資産損損金繰入額		
減価償却資産変動引責任準備金繰入額		
金融商品取引責任準備金繰入額		
不動産の他に特別損失		
(略)		

(3) (生命保険相互会社及びその子会社等)		(単位：百万円)
科 目	金 額	
(略)		
特別損失等処分損失額		
固定資産損損金繰入額		
減価償却資産変動引責任準備金繰入額		
金融商品取引責任準備金繰入額		
不動産の他に特別損失		
(略)		

(略)	
特別損失等処分損失額	
固定資産損損金繰入額	
減価償却資産変動引責任準備金繰入額	
金融商品取引責任準備金繰入額	
不動産の他に特別損失	
(略)	

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等)		(単位：百万円)
科 目	金 額	
(略)		
特別損失等処分損失額		
固定資産損損金繰入額		
減価償却資産変動引責任準備金繰入額		
金融商品取引責任準備金繰入額		
不動産の他に特別損失		
(略)		

(3) (生命保険相互会社及びその子会社等)		(単位：百万円)
科 目	金 額	
(略)		
特別損失等処分損失額		
固定資産損損金繰入額		
減価償却資産変動引責任準備金繰入額		
金融商品取引責任準備金繰入額		
不動産の他に特別損失		
(略)		

金融商品取引責任準備金繰入額	
不動産圧縮損失	
その他の特別損失	
(略)	

(4) (損害保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	
特別損失等処分損失	
固定資産等損失	
減価償却変動準備金繰入額	
金融商品取引責任準備金繰入額	
不動産圧縮損失	
その他の特別損失	
(略)	

(略)

4 連結キャッシュ・フロー計算書

年度 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 連結キャッシュ・フロー計算書  
(略)

(生命保険株式会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
金融商品取引責任準備金の増加額	

金融先物取引責任準備金繰入額	
証券取引責任準備金繰入額	
不動産圧縮損失	
その他の特別損失	
(略)	

(4) (損害保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	
特別損失等処分損失	
固定資産等損失	
減価償却変動準備金繰入額	
金融先物取引責任準備金繰入額	
証券取引責任準備金繰入額	
不動産圧縮損失	
その他の特別損失	
(略)	

(略)

4 連結キャッシュ・フロー計算書

年度 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 連結キャッシュ・フロー計算書  
(略)

(生命保険株式会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	

(略)	
-----	--

(略)

(損害保険株式会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
<u>金融商品取引責任準備金の増加額</u>	
(略)	

(略)

(生命保険相互会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
<u>金融商品取引責任準備金の増加額</u>	
(略)	

(略)

(損害保険相互会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
<u>金融商品取引責任準備金の増加額</u>	
(略)	

(略)

(略)	
-----	--

(略)

(損害保険株式会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
<u>金融先物取引責任準備金の増加額</u>	
<u>証券取引責任準備金の増加額</u>	
(略)	

(略)

(生命保険相互会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
<u>金融先物取引責任準備金の増加額</u>	
<u>証券取引責任準備金の増加額</u>	
(略)	

(略)

(損害保険相互会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
<u>金融先物取引責任準備金の増加額</u>	
<u>証券取引責任準備金の増加額</u>	
(略)	

(略)

5・6 (略)

別紙様式第11号 (第143条関係)

(日本工業規格A4)

年度中 [ 年 月 日から ] 日本における中間業務報告書  
 [ 年 月 日まで ] (略)

第1 (略)  
 第2

年度中 ( 年 月 日現在 ) の日本における保険業の中間貸借対照表  
 (外国生命保険会社等) (単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
(外国損害保険会社等) (単位:百万円)			
科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。  
 (1) (略)

5・6 (略)

別紙様式第11号 (第143条関係)

(日本工業規格A4)

年度中 [ 年 月 日から ] 日本における中間業務報告書  
 [ 年 月 日まで ] (略)

第1 (略)  
 第2

年度中 ( 年 月 日現在 ) の日本における保険業の中間貸借対照表  
 (外国生命保険会社等) (単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
(外国損害保険会社等) (単位:百万円)			
科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。  
 (1) (略)

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

～ (略)  
価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法

～ (略)  
 (3)～(18) (略)  
 2～5 (略)

第3 (略)

第4

年度中 [ 年 月 日から ] 日本における  
 [ 年 月 日まで ]  
 保険業の中間キャッシュ・フロー計算書  
 (略)

(外国生命保険会社等 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科	目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
(略)		
	<u>金融商品取引責任準備金の増加額</u>	
	(略)	

(外国損害保険会社等 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科	目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
(略)		
	<u>金融商品取引責任準備金の増加額</u>	
	(略)	

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

～ (略)  
価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

～ (略)  
 (3)～(18) (略)  
 2～5 (略)

第3 (略)

第4

年度中 [ 年 月 日から ] 日本における  
 [ 年 月 日まで ]  
 保険業の中間キャッシュ・フロー計算書  
 (略)

(外国生命保険会社等 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科	目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
(略)		
	<u>金融先物取引責任準備金の増加額</u>	
	<u>証券取引責任準備金の増加額</u>	
	(略)	

(外国損害保険会社等 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科	目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
(略)		
	<u>金融先物取引責任準備金の増加額</u>	
	<u>証券取引責任準備金の増加額</u>	
	(略)	

第5 (略)

別紙様式第11号の2 (第143条関係) (日本工業規格A4)

年度中 [ 年 月 日から ] 日本における中間業務報告書  
 [ 年 月 日まで ] (略)

第1 (略)  
 第2

年度中 ( 年 月 日現在 ) の日本における保険業の中間貸借対照表  
 (外国生命保険会社等) (単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(外国損害保険会社等) (単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。  
 (1) (略)

第5 (略)

別紙様式第11号の2 (第143条関係) (日本工業規格A4)

年度中 [ 年 月 日から ] 日本における中間業務報告書  
 [ 年 月 日まで ] (略)

第1 (略)  
 第2

年度中 ( 年 月 日現在 ) の日本における保険業の中間貸借対照表  
 (外国生命保険会社等) (単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(外国損害保険会社等) (単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。  
 (1) (略)

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

～ (略)  
価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法

～ (略)  
 (3)～(18) (略)  
 2～5 (略)

第3 (略)

第4

年度中 [ 年 月 日から ] 日本における保険業の中間キャッシュ  
 [ 年 月 日まで ]

・フロー計算書

(略)

(外国生命保険会社等 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科	目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
(略)		
	<u>金融商品取引責任準備金の増加額</u>	
	(略)	

(略)

(外国損害保険会社等 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科	目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
(略)		
	<u>金融商品取引責任準備金の増加額</u>	
	(略)	

(略)

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

～ (略)  
価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

～ (略)  
 (3)～(18) (略)  
 2～5 (略)

第3 (略)

第4

年度中 [ 年 月 日から ] 日本における保険業の中間キャッシュ  
 [ 年 月 日まで ]

・フロー計算書

(略)

(外国生命保険会社等 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科	目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
(略)		
	<u>金融先物取引責任準備金の増加額</u>	
	<u>証券取引責任準備金の増加額</u>	
	(略)	

(略)

(外国損害保険会社等 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科	目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
(略)		
	<u>金融先物取引責任準備金の増加額</u>	
	<u>証券取引責任準備金の増加額</u>	
	(略)	

(略)

第5 (略)

別紙様式第12号 (第137条及び第143条関係) (日本工業規格A4)

年度 [ 年 月 日から ] 日本における業務報告書  
 [ 年 月 日まで ]  
 (略)

第1・第2 (略)

第3 年度( 年 月 日現在)の日本における保険業の貸借対照表

(外国生命保険会社等) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(外国損害保険会社等) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) (略)
  - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

第5 (略)

別紙様式第12号 (第137条及び第143条関係) (日本工業規格A4)

年度 [ 年 月 日から ] 日本における業務報告書  
 [ 年 月 日まで ]  
 (略)

第1・第2 (略)

第3 年度( 年 月 日現在)の日本における保険業の貸借対照表

(外国生命保険会社等) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(外国損害保険会社等) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) (略)
  - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

～ (略)  
 価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法

～ (略)  
 (3)～(20) (略)  
 2～5 (略)

第4

年度 [ 年 月 日から ] 日本における保険業の損益計算書  
 [ 年 月 日まで ]

(外国生命保険会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 損 失 等 処 分 損 失 額 固 定 資 産 損 金 繰 入 額 減 価 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 特 別 損 失 そ の 他 (略)	
(外国損害保険会社等) (単位：百万円)	
科 目	金 額
特 別 損 失 等 処 分 損 失 額 固 定 資 産 損 金 繰 入 額 減 価 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	

～ (略)  
 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

～ (略)  
 (3)～(20) (略)  
 2～5 (略)

第4

年度 [ 年 月 日から ] 日本における保険業の損益計算書  
 [ 年 月 日まで ]

(外国生命保険会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 損 失 等 処 分 損 失 額 固 定 資 産 損 金 繰 入 額 減 価 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 特 別 損 失 そ の 他 (略)	
(外国損害保険会社等) (単位：百万円)	
科 目	金 額
特 別 損 失 等 処 分 損 失 額 固 定 資 産 損 金 繰 入 額 減 価 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	

不動産圧縮損失 その他特別損失 (略)	
---------------------------	--

(略)

第5

年度 [ 年 月 日から ] 日本における保険業のキャッシュ・  
フロー計算書  
年 月 日まで  
フロー計算書  
(略)

(外国生命保険会社等 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
金融商品取引責任準備金の増加額 (略)	

(略)

(外国損害保険会社等 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
金融商品取引責任準備金の増加額 (略)	

(略)

第6・第7 (略)

別紙様式第12号の2 (第137条及び第143条関係) (日本工業規格A4)

証券取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損失 その他特別損失 (略)	
---	--

(略)

第5

年度 [ 年 月 日から ] 日本における保険業のキャッシュ・  
フロー計算書  
年 月 日まで  
フロー計算書  
(略)

(外国生命保険会社等 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 (略)	

(略)

(外国損害保険会社等 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 (略)	

(略)

第6・第7 (略)

別紙様式第12号の2 (第137条及び第143条関係) (日本工業規格A4)

年度 [ 年 月 日から ] 日本における業務報告書  
 ( 年 月 日まで )  
 (略)

第1・第2 (略)  
 第3 年度( 年 月 日現在 )の日本における保険業の貸借対照表  
 (外国生命保険会社等) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		<u>金融商品取引責任準備金</u>	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(外国損害保険会社等) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		<u>金融商品取引責任準備金</u>	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)  
 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。  
 (1) (略)  
 (2) 次に掲げる会計方針に関する事項  
 ~ (略)  
価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法  
 (略)

年度 [ 年 月 日から ] 日本における業務報告書  
 ( 年 月 日まで )  
 (略)

第1・第2 (略)  
 第3 年度( 年 月 日現在 )の日本における保険業の貸借対照表  
 (外国生命保険会社等) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		<u>金融先物取引責任準備金</u>	
		<u>証券取引責任準備金</u>	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(外国損害保険会社等) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		<u>金融先物取引責任準備金</u>	
		<u>証券取引責任準備金</u>	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)  
 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。  
 (1) (略)  
 (2) 次に掲げる会計方針に関する事項  
 ~ (略)  
価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法  
 (略)

～ (略)  
 (3)～(20) (略)  
 2～5 (略)

第4

年度 [ 年 月 日から ] 日本における保険業の損益計算書  
 [ 年 月 日まで ]  
 (外国生命保険会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	
特 別 損 失 資 産 等 処 分 損 失 額	
固 定 損 資 産 損 傷 金 繰 入 額	
減 価 償 却 費 繰 入 額	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	
不 動 産 特 別 縮 減 損 失	
そ の 他 特 別 縮 減 損 失	
(外国損害保険会社等)	(単位：百万円)
科 目	金 額
(略)	
特 別 損 失 資 産 等 処 分 損 失 額	
固 定 損 資 産 損 傷 金 繰 入 額	
減 価 償 却 費 繰 入 額	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	
不 動 産 特 別 縮 減 損 失	
そ の 他 特 別 縮 減 損 失	

～ (略)  
 (3)～(20) (略)  
 2～5 (略)

第4

年度 [ 年 月 日から ] 日本における保険業の損益計算書  
 [ 年 月 日まで ]  
 (外国生命保険会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	
特 別 損 失 資 産 等 処 分 損 失 額	
固 定 損 資 産 損 傷 金 繰 入 額	
減 価 償 却 費 繰 入 額	
金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	
証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	
不 動 産 特 別 縮 減 損 失	
そ の 他 特 別 縮 減 損 失	
(外国損害保険会社等)	(単位：百万円)
科 目	金 額
(略)	
特 別 損 失 資 産 等 処 分 損 失 額	
固 定 損 資 産 損 傷 金 繰 入 額	
減 価 償 却 費 繰 入 額	
金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	
証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	
不 動 産 特 別 縮 減 損 失	
そ の 他 特 別 縮 減 損 失	

(略)

(略)

第5

年 月 日から  
年 月 日まで  
日本における保険業のキャッシュ・  
フロー計算書

（略）

（外国生命保険会社等 - 間接法により表示する場合） （単位：百万円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
<u>金融商品取引責任準備金の増加額</u>	
(略)	

(略)

（外国損害保険会社等 - 間接法により表示する場合） （単位：百万円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
<u>金融商品取引責任準備金の増加額</u>	
(略)	

(略)

第6・第7 (略)

別紙様式第13号（第205条第1項及び第207条第1項関係）（日本工業規格A4）

保険業法第271条の3第1項に基づく保険議決権保有届出書・

保険業法第271条の4第1項に基づく変更報告書（NO. ）(イ)

(略)

(略)

第5

年 月 日から  
年 月 日まで  
日本における保険業のキャッシュ・  
フロー計算書

（略）

（外国生命保険会社等 - 間接法により表示する場合） （単位：百万円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
<u>金融先物取引責任準備金の増加額</u>	
<u>証券取引責任準備金の増加額</u>	
(略)	

(略)

（外国損害保険会社等 - 間接法により表示する場合） （単位：百万円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
<u>金融先物取引責任準備金の増加額</u>	
<u>証券取引責任準備金の増加額</u>	
(略)	

(略)

第6・第7 (略)

別紙様式第13号（第206条第1項及び第207条第1項関係）（日本工業規格A4）

保険業法第271条の3第1項に基づく保険議決権保有届出書・

保険業法第271条の4第1項に基づく変更報告書（NO. ）(イ)

(略)

(表略)

(記載上の注意)

1 (略)

2 個別事項

(イ)～(ホ) (略)

(ロ) 取得資金

(1) (略)

(2) 借入金の内訳

「取得資金の内訳」に記載した借入金の内訳について記載すること。「業種」には、「銀行」、「長期信用銀行」、「その他の金融機関」(金融商品取引法施行令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。)、 「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等、具体的に記載すること。

(ヌ)～(ル) (略)

別紙様式第14号(第210条の10関係)

(日本工業規格A4)

年度中 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ] 中間業務報告書  
(略)

第1 (略)

第2 中間連結財務諸表

1 (略)

2 中間連結貸借対照表

年度中( 年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

(略)

(表略)

(記載上の注意)

1 (略)

2 個別事項

(イ)～(ホ) (略)

(ロ) 取得資金

(1) (略)

(2) 借入金の内訳

「取得資金の内訳」に記載した借入金の内訳について記載すること。「業種」には、「銀行」、「長期信用銀行」、「その他の金融機関」(証券取引法施行令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。)、 「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等、具体的に記載すること。

(ヌ)～(ル) (略)

別紙様式第14号(第210条の10関係)

(日本工業規格A4)

年度中 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ] 中間業務報告書  
(略)

第1 (略)

第2 中間連結財務諸表

1 (略)

2 中間連結貸借対照表

年度中( 年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		<u>金融商品取引責任準備金</u>	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		<u>金融商品取引責任準備金</u>	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) (略)
  - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
    - ～ (略)
    - 価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法
      - ～ (略)
      - (3)～(19) (略)
      - 3～7 (略)

(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		<u>金融先物取引責任準備金</u>	
		<u>証券取引責任準備金</u>	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		<u>金融先物取引責任準備金</u>	
		<u>証券取引責任準備金</u>	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) (略)
  - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
    - ～ (略)
    - 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法
      - ～ (略)
      - (3)～(19) (略)
      - 3～7 (略)

3 中間連結損益計算書

年度中 年 月 日から 年 月 日まで 中間連結損益計算書

(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)  
(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 損 失 (略)	
固 定 資 産 等 処 分 損 失 額	
減 価 償 却 損 金 繰 入 額	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	
不 動 産 圧 縮 損 失 額	
そ の 他 特 別 損 失 額	
(略)	

(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)  
(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 損 失 (略)	
固 定 資 産 等 処 分 損 失 額	
減 価 償 却 損 金 繰 入 額	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	
不 動 産 圧 縮 損 失 額	
そ の 他 特 別 損 失 額	
(略)	

3 中間連結損益計算書

年度中 年 月 日から 年 月 日まで 中間連結損益計算書

(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)  
(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 損 失 (略)	
固 定 資 産 等 処 分 損 失 額	
減 価 償 却 損 金 繰 入 額	
金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	
証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	
不 動 産 圧 縮 損 失 額	
そ の 他 特 別 損 失 額	
(略)	

(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)  
(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 損 失 (略)	
固 定 資 産 等 処 分 損 失 額	
減 価 償 却 損 金 繰 入 額	
金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	
証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	
不 動 産 圧 縮 損 失 額	
そ の 他 特 別 損 失 額	
(略)	

(略)

4 中間連結キャッシュ・フロー計算書

年度中 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(略)

(生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科	目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	(略)	
	金融商品取引責任準備金の増加額	
	(略)	

(略)

(損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科	目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	(略)	
	金融商品取引責任準備金の増加額	
	(略)	

(略)

5 (略)

(略)

4 中間連結キャッシュ・フロー計算書

年度中 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(略)

(生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科	目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	(略)	
	金融先物取引責任準備金の増加額	
	証券取引責任準備金の増加額	
	(略)	

(略)

(損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科	目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	(略)	
	金融先物取引責任準備金の増加額	
	証券取引責任準備金の増加額	
	(略)	

(略)

5 (略)

別紙様式第15号（第210条の10関係）

（日本工業規格A4）

年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕業務報告書  
（略）

- 第1（略）  
第2 連結財務諸表  
1（略）  
2 連結貸借対照表

（1） 年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表  
（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）  
（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部） （略）		（負債の部） （略）	
		金融商品取引責任準備金	
		（略）	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（2）（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）  
（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部） （略）		（負債の部） （略）	
		金融商品取引責任準備金	
		（略）	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）  
1（略）

別紙様式第15号（第210条の10関係）

（日本工業規格A4）

年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕業務報告書  
（略）

- 第1（略）  
第2 連結財務諸表  
1（略）  
2 連結貸借対照表

（1） 年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表  
（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）  
（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部） （略）		（負債の部） （略）	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		（略）	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（2）（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）  
（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部） （略）		（負債の部） （略）	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		（略）	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）  
1（略）

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- (1) (略)  
 (2) 次に掲げる会計方針に関する事項  
 ~ (略)

価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法

- ~ (略)  
 (3)~(20) (略)

3~7 (略)

3 連結損益計算書

年度 [ 年 月 日から ] 連結損益計算書  
 [ 年 月 日まで ]

(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 損 失 (略)	
固 定 資 産 等 処 分 損 失 額	
減 価 損 耗 備 金 繰 入 額	
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	
不 動 産 圧 縮 損 失 額	
そ の 他 特 別 損 失 額	
(略)	

(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額
-----	-----

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- (1) (略)  
 (2) 次に掲げる会計方針に関する事項  
 ~ (略)

価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

- ~ (略)  
 (3)~(20) (略)

3~7 (略)

3 連結損益計算書

年度 [ 年 月 日から ] 連結損益計算書  
 [ 年 月 日まで ]

(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 損 失 (略)	
固 定 資 産 等 処 分 損 失 額	
減 価 損 耗 備 金 繰 入 額	
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	
金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	
証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	
不 動 産 圧 縮 損 失 額	
そ の 他 特 別 損 失 額	
(略)	

(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額
-----	-----

(略)	(略)
特別損失	損失額
固定資産処分	繰入額
減価償却資産の減損	繰入額
価格変動準備金の繰入	繰入額
金融商品取引責任準備金の繰入	繰入額
不動産の売却	損失額
その他特別損失	
(略)	

4 連結キャッシュ・フロー計算書

年度 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 連結キャッシュ・フロー計算書

(生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
金融商品取引責任準備金の増加額 (略)	

(損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
-----	-----

(略)	(略)
特別損失	損失額
固定資産処分	繰入額
減価償却資産の減損	繰入額
価格変動準備金の繰入	繰入額
金融先物取引責任準備金の繰入	繰入額
証券取引責任準備金の繰入	繰入額
不動産の売却	損失額
その他特別損失	
(略)	

4 連結キャッシュ・フロー計算書

年度 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 連結キャッシュ・フロー計算書

(生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 (略)	

(損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
-----	-----

<p>営業活動によるキャッシュ・フロー (略)</p> <p>金融商品取引責任準備金の増加額 (略)</p>	
(略)	(略)
5 (略)	
<p>別紙様式第16号の22 (第211条の72関係) (日本工業規格A4)</p> <p>保険業法第272条の32第1項に基づく少額短期保険主要株主承認申請書</p>	
1~3 (略)	(略)
4 取得資金(亦)	
(1) (略)	
(2) 借入金の内訳	
(表略)	
(記載上の注意)	
1 (略)	
2 個別事項	
(1)~(二) (略)	
(亦) 取得資金	
(1) (略)	
(2) 借入金の内訳	
<p>「取得資金の内訳」に記載した借入金の内訳について記載すること。「業種」欄には、「銀行」、「長期信用銀行」、「その他金融</p>	

<p>営業活動によるキャッシュ・フロー (略)</p> <p>金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 (略)</p>	
(略)	(略)
5 (略)	
<p>別紙様式第16号の22 (第211条の72関係) (日本工業規格A4)</p> <p>保険業法第272条の32第1項に基づく少額短期保険主要株主承認申請書</p>	
1~3 (略)	(略)
4 取得資金(亦)	
(1) (略)	
(2) 借入金の内訳	
(表略)	
(記載上の注意)	
1 (略)	
2 個別事項	
(1)~(二) (略)	
(亦) 取得資金	
(1) (略)	
(2) 借入金の内訳	
<p>「取得資金の内訳」に記載した借入金の内訳について記載すること。「業種」欄には、「銀行」、「長期信用銀行」、「その他金融</p>	

機関」(金融商品取引法施行令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。)、「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等、具体的に記載すること。

別紙様式第16号の23(第211条の75関係) (日本工業規格A4)  
保険業法第272条の36第1項に基づく少額短期保険持株会社承認申請書

(略)

1～3 (略)  
4 取得資金(ホ)

(1) (略)

(2) 借入金の内訳

(表略)

(記載上の注意)

1 (略)

2 個別事項

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 取得資金

(1) (略)

(2) 借入金の内訳

「取得資金の内訳」に記載した借入金の内訳について記載すること。「業種」欄には、「銀行」、「長期信用銀行」、「その他の金融機関」(金融商品取引法施行令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。)、「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等、具体的に記載すること。

機関」(証券取引法施行令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。)、「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等、具体的に記載すること。

別紙様式第16号の23(第211条の75関係) (日本工業規格A4)  
保険業法第272条の36第1項に基づく少額短期保険持株会社承認申請書

(略)

1～3 (略)  
4 取得資金(ホ)

(1) (略)

(2) 借入金の内訳

(表略)

(記載上の注意)

1 (略)

2 個別事項

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 取得資金

(1) (略)

(2) 借入金の内訳

「取得資金の内訳」に記載した借入金の内訳について記載すること。「業種」欄には、「銀行」、「長期信用銀行」、「その他の金融機関」(証券取引法施行令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。)、「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等、具体的に記載すること。

別紙様式第16号の24（第211条の81第1項関係）（日本工業規格A4）

年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕  
中間業務報告書  
(略)

第1 (略)  
第2 中間連結財務諸表

1 (略)  
2 中間連結貸借対照表

年度( 年 月 日現在) 中間連結貸借対照表  
(1) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)  
( )

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)  
( )

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融商品取引責任準備金	
		(略)	

別紙様式第16号の24（第211条の81第1項関係）（日本工業規格A4）

年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕  
中間業務報告書  
(略)

第1 (略)  
第2 中間連結財務諸表

1 (略)  
2 中間連結貸借対照表

年度( 年 月 日現在) 中間連結貸借対照表  
(1) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)  
( )

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)  
( )

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	

資産の部合計	負債及び純資産の部合計
--------	-------------

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) (略)
  - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
    - ～ (略)
    - 価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法

- ～ (略)
- (3)～(16) (略)
- 3～8 (略)

3 中間連結損益計算書

年度  $\left[ \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$  中間連結損益計算書

- (1) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	
特別損失等処分損失額	
固定資産等処分損失額	
減価償却資産準備金繰入額	
価格変動準備金繰入額	
金融商品取引責任準備金繰入額	
不動産等特別損失	
その他の損失	

資産の部合計	負債及び純資産の部合計
--------	-------------

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) (略)
  - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
    - ～ (略)
    - 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

- ～ (略)
- (3)～(16) (略)
- 3～8 (略)

3 中間連結損益計算書

年度  $\left[ \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$  中間連結損益計算書

- (1) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	
特別損失等処分損失額	
固定資産等処分損失額	
減価償却資産準備金繰入額	
価格変動準備金繰入額	
金融先物取引責任準備金繰入額	
証券取引責任準備金繰入額	
不動産等特別損失	
その他の損失	

(略)

(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	
特 別 損 失 等 処 分 損 失 額	
固 定 資 産 損 失 額	
減 価 償 却 損 失 額	
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	
不 動 産 特 別 縮 減 損 失 額	
そ の 他 特 別 縮 減 損 失 額	
(略)	

(略)

4 中間連結キャッシュ・フロー計算書

年度 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(略)

(生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
金融商品取引責任準備金の増加額	

(略)

(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	
特 別 損 失 等 処 分 損 失 額	
固 定 資 産 損 失 額	
減 価 償 却 損 失 額	
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	
金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	
証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	
不 動 産 特 別 縮 減 損 失 額	
そ の 他 特 別 縮 減 損 失 額	
(略)	

(略)

4 中間連結キャッシュ・フロー計算書

年度 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(略)

(生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	

(略)

(略)

(損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科	目	金額
(略)	営業活動によるキャッシュ・フロー	
	金融商品取引責任準備金の増加額	
	(略)	

(略)

5 (略)

別紙様式第16号の25 (第211条の81第2項関係) (日本工業規格A4)

年度 [ 年 月 日から ] 業務報告書  
 [ 年 月 日まで ]

(略)

第1 (略)

第2 連結財務諸表

1 (略)

2 連結貸借対照表

年度 ( 年 月 日現在 ) 連結貸借対照表  
 (1) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科	目	金額	科	目	金額
(資産の部)			(負債の部)		

(略)

(略)

(損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科	目	金額
(略)	営業活動によるキャッシュ・フロー	
	金融先物取引責任準備金の増加額	
	証券取引責任準備金の増加額	

(略)

5 (略)

別紙様式第16号の25 (第211条の81第2項関係) (日本工業規格A4)

年度 [ 年 月 日から ] 業務報告書  
 [ 年 月 日まで ]

(略)

第1 (略)

第2 連結財務諸表

1 (略)

2 連結貸借対照表

年度 ( 年 月 日現在 ) 連結貸借対照表  
 (1) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科	目	金額	科	目	金額
(資産の部)			(負債の部)		

(略)	(略)	金融商品取引責任準備金	
	(略)		
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
(略)		(略)	
		金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 (略)

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) (略)

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

～ (略)

価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法

・ (略)

(3)～(16) (略)

3～8 (略)

3 連結損益計算書

(略)	(略)	金融先物取引責任準備金	
	(略)	証券取引責任準備金	
	(略)		
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
(略)		(略)	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 (略)

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) (略)

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

～ (略)

価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

・ (略)

(3)～(16) (略)

3～8 (略)

3 連結損益計算書

年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕連結損益計算書

(1) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	
特 別 損 失	損 失
固 定 資 産	等 処 分
減 価 償 減	損 金 繰 入 額
価 格 変 動	損 金 繰 入 額
金 融 商 品	取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額
不 動 産	等 圧 縮 損 失
そ の 他	特 別 損 失
(略)	

(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	
特 別 損 失	損 失
固 定 資 産	等 処 分
減 価 償 減	損 金 繰 入 額
価 格 変 動	損 金 繰 入 額
金 融 商 品	取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額
不 動 産	等 圧 縮 損 失
そ の 他	特 別 損 失

年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕連結損益計算書

(1) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	
特 別 損 失	損 失
固 定 資 産	等 処 分
減 価 償 減	損 金 繰 入 額
価 格 変 動	損 金 繰 入 額
金 融 先 物	取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額
証 券 取 引	責 任 準 備 金 繰 入 額
不 動 産	等 圧 縮 損 失
そ の 他	特 別 損 失
(略)	

(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	
特 別 損 失	損 失
固 定 資 産	等 処 分
減 価 償 減	損 金 繰 入 額
価 格 変 動	損 金 繰 入 額
金 融 先 物	取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額
証 券 取 引	責 任 準 備 金 繰 入 額
不 動 産	等 圧 縮 損 失
そ の 他	特 別 損 失

(略)

(略)

4 連結キャッシュ・フロー計算書

年度 [ 年 月 日から ] 連結キャッシュ・フロー計算書  
[ 年 月 日まで ]

(略)

(生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等 - 間  
接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
<u>金融商品取引責任準備金の増加額</u>	
(略)	

(略)

(損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等 - 間  
接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
<u>金融商品取引責任準備金の増加額</u>	
(略)	

(略)

5 (略)

(略)

(略)

4 連結キャッシュ・フロー計算書

年度 [ 年 月 日から ] 連結キャッシュ・フロー計算書  
[ 年 月 日まで ]

(略)

(生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等 - 間  
接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
<u>金融先物取引責任準備金の増加額</u>	
<u>証券取引責任準備金の増加額</u>	
(略)	

(略)

(損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等 - 間  
接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー (略)	
<u>金融先物取引責任準備金の増加額</u>	
<u>証券取引責任準備金の増加額</u>	
(略)	

(略)

5 (略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 第五章（略）</p> <p>第六章 雑則（第八十一条 第八十三条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「信託業」、「信託会社」、「管理型信託業」、「管理型信託会社」、「外国信託会社」、「管理型外国信託会社」、「信託契約代理業」又は「信託契約代理店」とは、それぞれ信託業法（以下「法」という。）第二条第一項、第二項、第三項、第四項、第六項、第七項、第八項又は第九項に規定する信託業、信託会社、管理型信託業、管理型信託会社、外国信託会社、管理型外国信託会社、信託契約代理業又は信託契約代理店をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 第五章（略）</p> <p>第六章 信託受益権販売業者</p> <p>第一節 総則（第八十一条 第九十三条）</p> <p>第二節 業務（第九十四条 第九十九条）</p> <p>第三節 経理（第百条・第百一条）</p> <p>第四節 監督（第百二条）</p> <p>第七章 雑則（第百三条 第百五条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「信託業」、「信託会社」、「管理型信託業」、「管理型信託会社」、「外国信託会社」、「管理型外国信託会社」、「信託契約代理業」、「信託契約代理店」、「信託受益権販売業」又は「信託受益権販売業者」とは、それぞれ信託業法（以下「法」という。）第二条第一項、第二項、第三項、第四項、第六項、第七項、第八項、第九項、第十項又は第十一項に規定する信託業、信託会社、管理型信託業、管理型信託会社、外国信託会社、管理型外国信託会社、信託契約代理業、信託契約代理店、信託受益権</p>

販売業又は信託受益権販売業者をいう。

(純資産額の算出)

第八条 信託会社の純資産額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 当該信託会社が子会社等（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第一号に規定する子会社及び同条第六号に規定する関連会社をいう。第四十二条第二項第一号及び第四十三条において同じ。）を有する場合 当該信託会社の貸借対照表及び連結貸借対照表のそれぞれについて資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額（他に営んでいる業務に関する法令の規定により負債の部に計上することが義務付けられている引当金又は準備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するものがある場合には、当該引当金又は準備金の金額を除く。次号において同じ。）を控除した金額のうちいずれか低い方の金額
- 二 (略)
- 2・3 (略)

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権)

第十条 法第五条第五項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に

(純資産額の算出)

第八条 信託会社の純資産額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 当該信託会社が子会社等（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第三号に規定する子会社及び同条第七号に規定する関連会社をいう。第四十二条第二項第一号及び第四十三条において同じ。）を有する場合 当該信託会社の貸借対照表及び連結貸借対照表のそれぞれについて資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額（他に営んでいる業務に関する法令の規定により負債の部に計上することが義務付けられている引当金又は準備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するものがある場合には、当該引当金又は準備金の金額を除く。次号において同じ。）を控除した金額のうちいずれか低い方の金額
- 二 (略)
- 2・3 (略)

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権)

第十条 法第五条第五項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に

掲げる議決権とする。

一・二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、有価証券関連業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。)を行う金融商品取引業者(同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。))に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした会社の株式を信託された者が保有する当該会社の株式に係る議決権(法第五条第七項第一号の規定により当該信託された者が自ら保有する議決権とみなされるものを除く。)

四 (略)

(営業保証金に充てることができる有価証券の種類)

第二十一条 法第十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 政府保証債券(金融商品取引法第二条第一項第三号に掲げる有

掲げる議決権とする。

一・二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する証券会社をいう。)又は外国証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。)に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした会社の株式を信託された者が保有する当該会社の株式に係る議決権(法第五条第七項第一号の規定により当該信託された者が自ら保有する議決権とみなされるものを除く。)

四 (略)

(営業保証金に充てることができる有価証券の種類)

第二十一条 法第十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 政府保証債券(証券取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証

価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。以下同じ。）

四（略）

第三十条（略）

（特定信託契約）

第三十条の二 法第二十四条の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる信託契約以外の信託契約とする。

一 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託に係る信託契約

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「兼営法」という。）第六条に規定する信託契約のうち、元本に損失を生じた場合にその全部を補てんする旨を定めるもの

三 信託財産を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（第二条第二項に規定する預金等をいう。以下この号において同じ。）のうち、決済用預金（同法第五十一条の二第一項に規定する決済用預金をいう。）、外貨預金、預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百一十一号）（第三条各号）（第四号を除く。）に掲げる預金等及び特定預貯金等以外のもののみにより運用することを約する信託契約であつて、顧客が支払うべき信託報酬その他の手数料の額が信託財産の運用により生じた収益の額の範囲内で定めら

券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。以下同じ。）

四（略）

第三十条（略）

（新設）

れるもの（前号に掲げるものを除く。）

- 四 法第二条第三項各号のいずれかに該当する信託に係る信託契約
- 五 信託財産のうち金銭、有価証券、為替手形及び約束手形（有価証券に該当するものを除く。）以外の物又は権利であるものの管理又は処分を行うことを目的とする信託に係る信託契約（前号に掲げるものを除く。）

2

前項第三号の「特定預貯金等」とは、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の六の四に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四に規定する特定預金等及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等をいう。

（契約の種類）

第三十条の三 法第二十四条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する内閣

（新設）

府令で定めるものは、特定信託契約（法第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。以下同じ。）とする。

（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日）

第三十条の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、信託会社が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信託会社の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。）

とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、信託会社が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第三十条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約（準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。）に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為に

（新設）

（新設）

については、期限日後に行うものであつても、申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。）を特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った信託会社のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、準用金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 信託会社（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う信託会社との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該信託会社の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客

（新設）

客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 信託会社の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記

載事項を記録させるファイルという。以下この条において同じ。  
（ ）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。  
。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十二条の三に規定する方法によ

る承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号八に掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号二に掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号二に掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信託会社の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は信託会社の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第三十条の七 令第十二条の三第一項及び第十二条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

(新設)

- 一 前条第一項各号又は第三十条の十第一項各号に掲げる方法のうち信託会社を使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

(新設)

第三十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信託会社が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信託会社の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

- 一 当該日
- 二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信託会社が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の

記載事項)

第三十条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに

規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ)が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った信託会社のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第三十条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
- イ 信託会社の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第二

(新設)

(新設)

十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 前項各号に掲げる方法は、信託会社がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信託会社の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

第三十条の十一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

（新設）

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行つことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。
  - 二 その締結した匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。第五十二条第四項第三号において同じ。）に基づく出資の合計額が三億円未満であること。
- 2 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。
- 一 組合契約（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。ロ並びに第五十二条第一項第一号、第四項第四号及び第七号並びに第六項第一号において同じ。）を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）
    - イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行つことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。
    - ロ 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。
  - 二 有限責任事業組合契約（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。ロにおいて同じ。）を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

(特定投資家として取り扱おうと申し出ることができる個人)

第三十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の第三第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次号において同じ。( )における申出者(準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第三十条の十四において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。( )の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券(ホに掲げるものを除く。)

ロ デリバティブ取引(金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第三十七条第一項第四号において

(新設)

同じ。）に係る権利

八 商工組合中央金庫法第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の六の四に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等及び農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等

二 農業協同組合法第十一条の三に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法（平成七年法律第一百五号）第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ 特定信託契約に係る信託受益権

ヘ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項に規定する先物取引に係る権利

三 申出者が最初に当該信託会社との間で特定信託契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第三十条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において

準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信託会社が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信託会社の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。

)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信託会社が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第三十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定

(新設)

(新設)

する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った信託会社のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

（広告類似行為）

第三十条の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に

（新設）

規定する電子メールをいう。)を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づき行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定信託契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

イ 商品の名称(通称を含む。)

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする信託会社の商号又はその通称

八 令第十二条の五第二項第一号に掲げる事項(当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。)

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面(以下「契約締結前交付書面」という。)

(2) 第三十条の二十二第一項第二号ロに規定する契約変更書面

(特定信託契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法)

第三十条の十六 信託会社が行う特定信託契約の締結の業務の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 信託会社が行う特定信託契約の締結の業務の内容について広告等をするときは、令第十二条の五第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

3 信託会社が行う特定信託契約の締結の業務の内容について一般放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。第三十条の十九第一項第二号において同じ。)の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法(音声により放送をさせる方法を除く。)により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十二条の五第一項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第三十条の十七 令第十二条の五第一項第一号に規定する内閣府令で

(新設)

(新設)

定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定信託契約に関して顧客が支払うべき対価（以下「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定信託契約に係る信託財産の価額に対する割合又は当該特定信託契約の締結を行うことにより生じた利益に対する割合を含む。以下この項において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

2 特定信託契約に係る信託財産の運用が投資信託受益権等（金融商品取引法第二条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる有価証券に表示されるべき権利又は同条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利をいう。以下この条において同じ。）の取得により行われる場合には、前項の手数料等には、当該投資信託受益権等に係る信託報酬その他の手数料等を含むものとする。

3 前項の投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出される場合には、当該他の投資信託受益権等を同項の投資信託受益権等とみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により第二項の投資信託受益権等とみなされた投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出される場合について準用する。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第三十条の十八 令第十二条の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定信託契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実とする。

(新設)

(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第三十条の十九 令第十二条の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

(新設)

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イ 有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。)

ロ 有線ラジオ放送(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第二条の有線ラジオ放送をいう。)の業務を行う者

ハ 電気通信役務利用放送(電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。)の業務を行う者

二 信託会社又は当該信託会社が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方

法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2 令第十二条の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十条の十五第三号二に掲げる事項とする。

（誇大広告をしてはならない事項）

第三十条の二十 準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定信託契約の解除に関する事項
- 二 特定信託契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- 三 特定信託契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項
- 四 特定信託契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

（契約締結前交付書面の記載方法）

第三十条の二十一 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を工業標準化法（昭和二十四

（新設）

（新設）

年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(次項において「日本工業規格」という。)(Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第三十条の二十三第一項第七号に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

3 信託会社は、契約締結前交付書面には、第三十条の二十三第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第三十条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 顧客と同一の内容の特定信託契約を締結したことがあり、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により当該顧客に当該特定信託契約に係る契約締結前交付書面を交付したことがある場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない

(新設)

旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二 既に成立している特定信託契約の一部の変更をすることを内容とする特定信託契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定信託契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定信託契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2 | 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十二条の三の規定並びに第三十条の六の規定は、前項第二号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

（契約締結前交付書面の記載事項）

第三十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

二 損失の危険に関する事項

三 当該信託に係る受益権の譲渡手続に関する事項

四 当該信託に係る受益権の譲渡に制限がある場合は、その旨及び当該制限の内容

五 次に掲げる事項について特別の定めをする場合は、当該定め

（新設）

関する事項

- イ 受託者が複数である場合における信託業務の処理
  - ロ 受託者の辞任
  - ハ 受託者の任務終了の場合の新受託者の選任
  - ニ 信託終了の事由
  - 六 受託者の公告の方法（公告の期間を含む。以下同じ。）
  - 七 顧客が行う特定信託契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項
    - イ 当該指標
    - ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
  - ハ 当該特定信託契約に関する租税の概要
  - 九 顧客が当該信託会社に連絡する方法
  - 十 当該信託会社が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称）
- 2 | 信託会社が信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第十二項に規定する限定責任信託の引受けを行った場合にあつては、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定め

る事項は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項とする。

- 一 限定責任信託の名称
- 二 限定責任信託の事務処理地（信託法第二百十六條第二項第四号に規定する事務処理地をいう。）
- 三 給付可能額（信託法第二百二十五條に規定する給付可能額をいう。）及び受益者に対する信託財産に係る給付は当該給付可能額を超えてすることはできない旨

（禁止行為）

第三十條の二十四 準用金融商品取引法第三十八條第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 第三十條各号に掲げる行為
- 二 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四條の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四條の三第四項（準用金融商品取引法第三十四條の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七條の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項（契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第五号及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らし

（新設）

て当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を  
することなく、特定信託契約を締結する行為

三 特定信託契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に  
迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

（信託契約の内容の説明を要しない場合）

第三十一条 法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合  
は、次に掲げる場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等（金融商品取引法第二条第三項第一  
号に規定する適格機関投資家並びに信託会社、外国信託会社、信  
託契約代理店及び法第五十条の二第一項の登録を受けた者をいう  
。以下同じ。）である場合（当該適格機関投資家等から法第二十  
五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

二 五（略）

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第三十三条（略）

2・3（略）

4 法第二十六条第一項第九号に掲げる事項には、次に掲げる事項を  
含むものとする。

一（略）

二 信託法第二百二十三条第一項、第三百三十一条第一項又は第三百三十

（信託契約の内容の説明を要しない場合）

第三十一条 法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合  
は、次に掲げる場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等（証券取引法第二条第三項第一号に  
規定する適格機関投資家並びに信託会社、外国信託会社、信託契  
約代理店、信託受益権販売業者及び法第五十条の二第一項の登録  
を受けた者をいう。以下同じ。）である場合（当該適格機関投資  
家等から法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く  
。）

二 五（略）

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第三十三条（略）

2・3（略）

4 法第二十六条第一項第九号に掲げる事項には、次に掲げる事項を  
含むものとする。

一（略）

二 信託法（平成十八年法律第百八号）第二百二十三条第一項、第百

八条第一項の規定により信託管理人、信託監督人又は受益者代理人を指定する場合は、当該信託管理人、信託監督人又は受益者代理人に関する事項

三・四 (略)

5・6 (略)

7 法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十条の二十三第一項第二号から第六号までに掲げる事項とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

8 信託会社が信託法第二条第十二項に規定する限定責任信託の引受けを行った場合にあつては、法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項に規定するもののほか、第三十条の二十三第二項各号に掲げる事項とする。

三十一条第一項又は第三百三十八条第一項の規定により信託管理人、信託監督人又は受益者代理人を指定する場合は、当該信託管理人、信託監督人又は受益者代理人に関する事項

三・四 (略)

5・6 (略)

7 法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 損失の危険に関する事項

二 当該信託に係る受益権の譲渡手続に関する事項

三 当該信託に係る受益権の譲渡に制限がある場合は、その旨及び当該制限の内容

四 次に掲げる事項について特別の定めをする場合は、当該定めに関する事項

イ 受託者が複数である場合における信託業務の処理

ロ 受託者の辞任

ハ 受託者の任務終了の場合の新受託者の選任

ニ 信託終了の事由

五 受託者の公告の方法(公告の期間を含む。以下同じ。)

8 信託会社が信託法第二条第十二項に規定する限定責任信託の引受けを行った場合にあつては、法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(信託財産状況報告書の記載事項等)

第三十七条 法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書(以下この条において「報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 株式につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに銘柄(信託財産の二分の一を超える額を金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券(同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。))に投資することを目的とする信託であつて、当期末現在において信託財産の総額の百分の一を超える額を保有している場合における当該銘柄に限る。次号において同じ。

イハ (略)

三 (略)

四 デリバティブ取引が行われた場合につき、取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中に

一 限定責任信託の名称

二 限定責任信託の事務処理地(信託法第二百六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。)

三 給付可能額(信託法第二百二十五条に規定する給付可能額をいう。))及び受益者に対する信託財産に係る給付は当該給付可能額を超えてすることはできない旨

(信託財産状況報告書の記載事項等)

第三十七条 法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書(以下この条において「報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 株式につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに銘柄(信託財産の二分の一を超える額を証券取引法第二条第一項に規定する有価証券(同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。))に投資することを目的とする信託であつて、当期末現在において信託財産の総額の百分の一を超える額を保有している場合における当該銘柄に限る。次号において同じ。

イハ (略)

三 (略)

四 有価証券先物取引(証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引をいう。以下同じ。)、外国有価証券市場(同条第

おける取引契約金額若しくは取引金額

五十一 (略)

2 } 5 (略)

6 信託会社は、第一項第五号の規定にかかわらず、実質的受益者が金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家である場合又は同法第五条第一項に規定する特定有価証券を取得してい

八項第三号に規定する外国有価証券市場をいう。第四十一条第三項第二号において同じ。)、において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引(同法第二条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引をいう。第四十一条第三項第二号において同じ。)、有価証券オプション取引(同法第二条第二十二項に規定する有価証券オプション取引をいう。第四十一条第三項第二号において同じ。)、外国市場証券先物取引(同法第二条第二十三項に規定する外国市場証券先物取引をいう。第四十一条第三項第二号において同じ。)、有価証券先物取引(同法第二十四条第一項に規定する特定有価証券を取得してい

五十一 (略)

2 } 5 (略)

6 信託会社は、第一項第五号の規定にかかわらず、実質的受益者が証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家である場合又は同法第二十四条第一項に規定する特定有価証券を取得してい

る者であり、かつ、受益者が当該特定有価証券に関して同法第二十四  
条第五項において準用する同条第一項又は第三項の規定により有  
価証券報告書を提出している場合（当該特定有価証券に関して同法  
に基づく有価証券報告書の提出義務が課せられていない場合におい  
ては、第三者からの報告に基づき、第一項第五号ロ及びハに掲げる  
事項について実質的受益者に報告を行っている場合）には、受益者  
（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を  
含む。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得ることにより  
、同号ロ及びハに掲げる事項の記載を省略することができる。

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

第三十八条 法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定め  
る場合は、次に掲げる場合とする。

一（一）（略）

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九  
十八号）第三条に規定する委託者指図型投資信託契約による信託  
の引受けを行った場合において、投資信託委託会社（同法第二条  
第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）に対  
し、当該投資信託委託会社が同法第十四条第一項の運用報告書を  
作成するために必要な情報を提供している場合

四 金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等（投  
資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。  
）を行う者に限る。）の指図により信託財産の管理又は処分を行

る者であり、かつ、受益者が当該特定有価証券に関して同法第二十四  
条第五項において準用する同条第一項又は第三項の規定により有  
価証券報告書を提出している場合（当該特定有価証券に関して同法  
に基づく有価証券報告書の提出義務が課せられていない場合におい  
ては、第三者からの報告に基づき、第一項第五号ロ及びハに掲げる  
事項について実質的受益者に報告を行っている場合）には、受益者  
（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を  
含む。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得ることにより  
、同号ロ及びハに掲げる事項の記載を省略することができる。

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

第三十八条 法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定め  
る場合は、次に掲げる場合とする。

一（一）（略）

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九  
十八号）第四条に規定する委託者指図型投資信託契約による信託  
の引受けを行った場合において、同法第二条第十八項に規定する  
投資信託委託業者に対し、当該投資信託委託業者が同法第三十三  
条第一項の運用報告書を作成するために必要な情報を提供してい  
る場合

四 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十  
一年法律第七十四号）第三条に規定する認可投資顧問業者の指図に  
より信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引

う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該金融商品取引業者等の顧客のみである場合において、当該金融商品取引業者等に対し、当該金融商品取引業者等が同法第四十条の七第一項に規定する運用報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品投資顧問業者の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該商品投資顧問業者の顧客のみである場合において、当該商品投資顧問業者に対し、当該商品投資顧問業者が同法第二十条に規定する報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

六（略）

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第四十条（略）

2・3（略）

4 信託会社は、本店その他の営業所を他の信託会社、外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条各号に掲げる金融機関をいう。第六十一条第三項及び第七十二条第二項を除き、以下同じ。）の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（金融機関代理業者（銀行

受けを行い、当該信託の受益者が当該認可投資顧問業者の顧客のみである場合において、当該認可投資顧問業者に対し、当該認可投資顧問業者が同法第三十二条第一項に規定する報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第八条第八項に規定する商品投資顧問業者の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該商品投資顧問業者の顧客のみである場合において、当該商品投資顧問業者に対し、当該商品投資顧問業者が同法第三十七条に規定する報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

六（略）

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第四十条（略）

2・3（略）

4 信託会社は、本店その他の営業所を他の信託会社、外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条各号に掲げる金融機関をいう。第六十一条第三項及び第七十二条第二項を除き、以下同じ。）の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（金融機関代理業者（銀行

法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。第七十二条第二項第一号において同じ。の営業所又は事務所を含む。と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託会社を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するため適切な措置を講じなければならない。

5～8 (略)

(信託財産に係る行為準則)

第四十一条 (略)

2 (略)

3 法第二十九条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲

法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法(昭和二十二年法律第八十三号)第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二百一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。第七十二条第二項第一号において同じ。の営業所又は事務所を含む。と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託会社を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

5～8 (略)

(信託財産に係る行為準則)

第四十一条 (略)

2 (略)

3 法第二十九条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲

げることとする。

一 (略)

二 信託の目的に照らして合理的に必要なと認められる場合であつて、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれ次に定める方法により取引を行う場合

イ 次に掲げる有価証券(金融商品取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいい、有価証券に係る標準物(同法第二条第二十四項第五号に掲げるものをいい、以下単に「標準物」という。))並びに同条第一項第二十号に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。)の売買

(1) 金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。))に上場されている有価証券(標準物を除く。)(取引所金融商品市場(同法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。))において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

(2) 店頭売買有価証券(金融商品取引法第二条第八項第十号八に規定する店頭売買有価証券をいう。)(店頭売買有価証券

げることとする。

一 (略)

二 信託の目的に照らして合理的に必要なと認められる場合であつて、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれ次に定める方法により取引を行う場合

イ 次に掲げる有価証券(証券取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいい、同法第八十条の二第三項の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第三号に規定する外国国債証券とみなされる標準物並びに同法第一条第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。)の売買

(1) 証券取引所に上場されている有価証券(証券取引法第八十条の二第三項の規定により外国国債証券又は同法第六十五条第二項第三号に規定する外国国債証券とみなされる標準物を除く。)(取引所有価証券市場(同法第二条第十七項に規定する取引所有価証券市場をいう。以下この号において同じ。))において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

(2) 店頭売買有価証券(証券取引法第二条第七号八に規定する店頭売買有価証券をいう。)(店頭売買有価証券市場

市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

(3) (1)及び(2)に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの 前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

( ) 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。）において同じ。

( ) 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち、その価格が認可金融商品取引業協会（同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。）において同じ。又は外国において設立されている認可金融商品取引業協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されるもの

( ) 金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる有価証券

□ 金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引  
取引所金融商品市場又は外国金融商品市場（金融商品取引

（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

(3) (1)及び(2)に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの 前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

( ) 証券取引法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。）において同じ。

( ) 証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会（同条第十三項に規定する証券業協会をいう。）又は外国において設立されている証券業協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されるもの

( ) 証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

□ 有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引 取引所有価証券

法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。  
（において行うもの  
（削る）

八・二（略）  
三（略）

四 その他受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融  
庁長官（令第二十条第二項の規定により金融庁長官の指定する信  
託会社及び外国信託会社を除く信託会社及び外国信託会社にあつ  
ては、財務局長）の承認を受けて取引を行う場合

4  
（略）

5 法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は  
、次に掲げる場合とする。

一～四（略）

五 投資信託及び投資法人に関する法律第三条に規定する委託者指  
図型投資信託契約による信託の引受けを行った場合において、投  
資信託委託会社又は金融商品取引法第四十二条の三第一項に基づ  
き委託を受けた者（令第十四条第一項各号に掲げる者を除く。）  
のみの指図により法第二十九条第二項各号の取引が行われたもの

市場若しくは外国有価証券市場において行うもの

八 取引所金融先物取引等（金融先物取引法（昭和六十三年法律  
第七十七号）第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等を  
いう。）（金融先物取引所（同条第六項に規定する金融先物取  
引所をいう。）の開設する金融先物市場（同条第三項に規定す  
る金融先物市場をいう。）又は海外金融先物市場（同項に規定  
する海外金融先物市場をいう。）において行うもの）

二・ホ（略）  
三（略）

四 その他受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融  
庁長官（令第二十七条第二項の規定により金融庁長官の指定する  
信託会社及び外国信託会社を除く信託会社及び外国信託会社にあ  
つては、財務局長）の承認を受けて取引を行う場合

4  
（略）

5 法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は  
、次に掲げる場合とする。

一～四（略）

五 投資信託及び投資法人に関する法律第四条に規定する委託者指  
図型投資信託契約による信託の引受けを行った場合において、同  
法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者又は同法第十七条  
第一項に基づき委託を受けた者（令第十四条第一項各号に掲げる  
者を除く。）のみの指図により法第二十九条第二項各号の取引が

である場合であつて、かつ、受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。）からの個別の照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

六 第三項第二号イ及びロに掲げる取引を行う場合

七（略）

八 兼営法第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権の取得及び譲渡を行う場合

（公告又は各別に催告をすることを要しない重要な信託の変更等）  
第四十一条の二 法第二十九条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 公益信託ニ関スル法律第一条に規定する公益信託である場合

二 二七（略）

（受益権を多数の者が取得することができる場合として規定する有価証券）

第五十一条の三 令第十五条の二第二項第二号ロ(5)に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 金融商品取引法第二条第一項第五号、第九号、第十四号から第二十号まで又は第二項第一号から第四号まで若しくは第六号に掲

行われたものである場合であつて、かつ、受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。）からの個別の照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

六 第三項第二号イから八までに掲げる取引を行う場合

七（略）

八 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「兼営法」という。）第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権の取得及び譲渡を行う場合

（公告又は各別に催告をすることを要しない重要な信託の変更等）  
第四十一条の二 法第二十九条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託である場合

二 二七（略）

（受益権を多数の者が取得することができる場合として規定する有価証券）

第五十一条の三 令第十五条の二第二項第二号ロ(5)に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 証券取引法第二条第一項第四号、第六号、第七号の五から第十号の三まで又は第二項第一号、第二号若しくは第五号から第七号

げる有価証券（同法第二条第一項第十四号、第十七号若しくは第十八号又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券にあつては、信託会社、外国信託会社又は兼営法第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む金融機関が受託者となつている場合における有価証券を除く。）

二 金融商品取引法第二条第一項第四号、第八号又は第十三号に掲げる有価証券（次に掲げる要件を満たすものを除く。）

イ〜ハ（略）

（読替規定）

第五十一条の九 法第五十条の二第一項の登録を受けた者については信託会社（第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条にあつては、管理型信託会社）とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十九条、第三十六条から第四十一条の八まで、第四十八条（第一項第三号、第七号及び第十号から第十二号まで並びに第二項を除く。）、第五十条（第四項を除く。）及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「信託業務」とあり、及び「信託業」とあるのは、「信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

までに掲げる有価証券（同法第二条第一項第七号の五、第九号若しくは第十号又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券にあつては、信託会社、外国信託会社又は兼営法第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む金融機関が受託者となつている場合における有価証券を除く。）

二 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三又は第七号の四に掲げる有価証券（次に掲げる要件を満たすものを除く。）

イ〜ハ（略）

（読替規定）

第五十一条の九 法第五十条の二第一項の登録を受けた者については信託会社（第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条にあつては、管理型信託会社）とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十九条、第三十六条から第四十一条の八まで、第四十八条（第一項第三号、第七号及び第十号から第十二号まで並びに第二項を除く。）、第五十条（第四項を除く。）及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「信託業務」とあり、及び「信託業」とあるのは、「信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第四十一条第三項第四号	金融庁長官（令第二十条第二項の規定により金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社を除く信託会社及び外国信託会社にあつては、財務局長）	財務局長
(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(同一の会社集団に属する者の間における信託についての特例)  
 第五十二条 法第五十一条第四号の規定による内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 信託の受益権に対する投資事業に係る組合契約が受託者との会社集団（法第五十一条第一号に規定する会社集団をいう。以下この節において同じ。）に属さない者との間で締結されていないこと。

- 二 (略)
- 三 金融商品取引法第二条第一項第五号又は第十五号に掲げる有価証券

第四十一条第三項第四号	金融庁長官（令第二十七条第二項の規定により金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社を除く信託会社及び外国信託会社にあつては、財務局長）	財務局長
(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(同一の会社集団に属する者の間における信託についての特例)  
 第五十二条 法第五十一条第四号の規定による内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 信託の受益権に対する投資事業に係る組合契約（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。第四項第四号及び第七号並びに第六項第一号において同じ。）が受託者との会社集団（法第五十一条第一号に規定する会社集団をいう。以下この節において同じ。）に属さない者との間で締結されていないこと。

- 二 (略)
- 三 証券取引法第二条第一項第四号又は第八号に掲げる有価証券

証券（資産の流動化に関する法律第二条第十項に規定する特定約束手形を除く。第四項第六号及び第七号並びに第六項第三号において「有価証券」という。）の発行を目的として設立又は運営される会社が受益者である場合（当該有価証券の発行により受け入れた金銭を信託することにより受益者となる場合に限る。）には、当該有価証券を受託者と同一の会社集団に属しない者が取得していないこと。

四（略）

2・3（略）

4 法第五十一条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二（略）

三 受託者と同一の会社集団に属さない者との間で信託の受益権に対する投資事業に係る匿名組合契約が締結されないことを誓約する書面

四〇七（略）

5・6（略）

（特定大学技術移転事業に係る信託についての特例）

第五十三条（略）

2・3（略）

4 承認事業者については信託会社（第二十三条第二項及び第三項並

資産の流動化に関する法律第二条第十項に規定する特定約束手形を除く。第四項第六号及び第七号並びに第六項第三号において「有価証券」という。）の発行を目的として設立又は運営される会社が受益者である場合（当該有価証券の発行により受け入れた金銭を信託することにより受益者となる場合に限る。）には、当該有価証券を受託者と同一の会社集団に属しない者が取得していないこと。

四（略）

2・3（略）

4 法第五十一条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二（略）

三 受託者と同一の会社集団に属さない者との間で信託の受益権に対する投資事業に係る匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百二十五条に規定する匿名組合契約をいう。）が締結されないことを誓約する書面

四〇七（略）

5・6（略）

（特定大学技術移転事業に係る信託についての特例）

第五十三条（略）

2・3（略）

4 承認事業者については信託会社（第二十三条第二項及び第三項並

びに第二十五条にあつては、管理型信託会社」とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十八条から第三十条まで、第三十一条から第四十一条の八まで、第四十八条（第一項第三号、第四号、第七号及び第十号から第十二号まで並びに第二項を除く。）、第五十条（第四項を除く。）、及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四十条第四項	本店その他の営業所	主たる営業所その他の営業所又は事務所
	信託会社、外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第一条各号に掲げる金融機関をいう。第六十一条第三項及び第七十二条第二項を除き、以下同じ。）	承認事業者

びに第二十五条にあつては、管理型信託会社」とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十八条から第四十一条の八まで、第四十八条（第一項第三号、第四号、第七号及び第十号から第十二号まで並びに第二項を除く。）、及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四十条第四項	本店その他の営業所	主たる営業所その他の営業所又は事務所
	信託会社、外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第一条各号に掲げる金融機関をいう。第六十一条第三項及び第七十二条第二項を除き、以下同じ。）	承認事業者

、事務所若しくは代理店（金融機関代理業者）（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、

と同一

、事務所若しくは代理店（金融機関代理業者）（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法（昭和二十八年法律

と同一

水産業協同組合法第  
百二十一条の二第三  
項に規定する特定信  
用事業代理業者及び  
農林中央金庫法第九  
十五条の二第三項に  
規定する農林中央金  
庫代理業者をいう。  
第七十二条第二項第  
一号において同じ。  
（）の営業所又は事務  
所を含む。）と同一

第二百二十七号）第  
八十九条の三第三項  
に規定する労働金庫  
代理業者、農業協同  
組合法（昭和二十二  
年法律第百八十三号  
）第九十二条の二第  
三項に規定する特定  
信用事業代理業者、  
水産業協同組合法（  
昭和二十三年法律第  
二百四十二号）第百  
二十一条の二第三項  
に規定する特定信用  
事業代理業者及び農  
林中央金庫法（平成  
十三年法律第九十三  
号）第九十五条の二  
第三項に規定する農  
林中央金庫代理業者  
をいう。第七十二条  
第二項第一号におい  
て同じ。）の営業所

(略)	(略)	(略)
	当該他の信託会社、 外国信託会社又は金 融機関	当該他の承認事業者

5・6 (略)

(資産の国内保有)

第六十一条 法第五十五条第四項に規定する営業保証金の額として内閣府令で定めるものの額は、法第十一条第一項、第四項又は第八項の規定により供託した営業保証金の額とする。

(削る)

(削る)

2 (略)

3 法第五十五条第四項の規定により外国信託会社が国内において保有すべき資産は、次に掲げる資産でなければならない。

(略)	(略)	(略)
	当該他の信託会社、 外国信託会社又は金 融機関	当該他の承認事業者 又は事務所を含む。 (と同一)

5・6 (略)

(資産の国内保有)

第六十一条 法第五十五条第四項に規定する営業保証金の額として内閣府令で定めるものの額は、次に各号に掲げる外国信託会社の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 外国信託会社(管理型外国信託会社を除く。)及び管理型外国信託会社(信託受益権販売業を営むものを除く。) 法第十一条

第一項、第四項又は第八項の規定により供託した営業保証金の額

二 管理型外国信託会社(前号に規定するものを除く。) 法第十

一条第一項、第四項又は第八項の規定により供託した営業保証金の額に法第九十一条第一項、第四項又は第八項の規定により供託した営業保証金の額を加えた額

2 (略)

3 法第五十五条第四項の規定により外国信託会社が国内において保有すべき資産は、次に掲げる資産でなければならない。

一 (略)

二 次に掲げる有価証券

イ〜ハ (略)

二 国内の金融商品取引所に上場され又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券

ホ 二に規定する株券を発行する国内の会社の社債券及び約束手形(金融商品取引法第二条第一項第十五号に掲げるものをいう)。

へ 金融商品取引法第二条第一項第六号、第十号、第十一号又は第十二号に掲げる有価証券

ト (略)

チ 金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号又は第二号に掲げるものの性質を有する有価証券  
三丁五 (略)

(登録申請書のその他の添付書類)

第七十一条 法第六十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 所属信託会社(兼営法第二条第二項の規定により適用する法第六十七条第二項に規定する所属信託兼営金融機関及び保険業法第九十九条第九項(同法第九十九条(同法第二百四十条第一項の

一 (略)

二 次に掲げる有価証券

イ〜ハ (略)

二 国内の証券取引所に上場され又は証券取引法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券

ホ 二に規定する株券を発行する国内の会社の社債券及び約束手形(証券取引法第二条第一項第八号に掲げるものをいう)。

へ 証券取引法第二条第一項第五号、第七号、第七号の二又は第七号の三に掲げる有価証券

ト (略)

チ 証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号又は第二号に掲げるものの性質を有する有価証券  
三丁五 (略)

(登録申請書のその他の添付書類)

第七十一条 法第六十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 所属信託会社(兼営法第二条第二項の規定により適用する法第六十七条第二項に規定する所属信託兼営金融機関及び保険業法平成七年法律第一百五号)第九十九条第九項(同法第九十九条(

規定により適用する場合を含む。( )において準用する場合を含む。  
。 )の規定により適用する信託業法第六十七条第二項に規定する  
所属生命保険会社又は所属外国生命保険会社等を含む。以下同じ  
。 )との間の信託契約代理業に係る業務の委託契約書の写し

四・五 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

同法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。( )に  
おいて準用する場合を含む。( )の規定により適用する信託業法第  
六十七条第二項に規定する所属生命保険会社又は所属外国生命保  
険会社等を含む。以下同じ。( )との間の信託契約代理業に係る業  
務の委託契約書の写し

四・五 (略)

第六章 信託受益権販売業者

第一節 総則

(登録等の申請)

第八十一条 法第八十六条第一項の登録を受けようとする者は、別紙  
様式第二十二号により作成した法第八十七条第一項の申請書及び同  
条第二項の規定による添付書類並びにその写し一通を、その者の主  
たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に提出しなけれ  
ばならない。

2 前項の規定は、法第八十六条第三項の登録の更新を受けようとし  
る者について準用する。

3 第十二条第三項の規定は、令第二十条第二項において準用する令  
第七条第三項ただし書の規定により、現金をもって法第八十六条第  
五項の手数料を納める場合について準用する。

(削る)

(登録申請書のその他の記載事項)  
第八十二条 第七十条の規定は、法第八十七条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項について準用する。

(削る)

(登録申請書のその他の添付書類)

第八十三条 法第八十七条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人である場合は、履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

二 法人である場合は、役員履歴書(役員が法人であるときは、当該役員沿革を記載した書面)及び役員(国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面並びに役員が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三 信託受益権販売業以外の業務を営む場合にあつては、当該業務の内容を記載した書面

四 申請者が信託受益権販売業務に関する知識及び経験を有する者であることを証する書面

(業務方法書の記載事項)

第八十四条 法第八十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(削る)

一 取り扱う信託受益権の種類

二 取り扱う信託受益権の種類ごとに信託受益権の販売、その代理又は媒介のいずれを行うかの別（信託受益権の販売、その代理又は媒介のいずれも行つ場合はその旨）

三 信託受益権販売業務の実施体制

2 第七十二条第二項第一号及び第二号の規定は、前項第三号に規定する信託受益権販売業務の実施体制について準用する。

（信託受益権販売業者登録簿の縦覧）

第八十五条 第七十三条の規定は、信託受益権販売業者登録簿の縦覧について準用する。

（届出の手續等）

第八十六条 第七十四条第一項の規定は、法第九十条第一項又は第三項の規定により信託受益権販売業者が届出を行う場合について準用する。

2 第七十四条第二項及び第三項の規定は、前項の届出があつた場合について準用する。この場合において、これらの項中「信託契約代理店登録簿」とあるのは、「信託受益権販売業者登録簿」と読み替へるものとする。

（営業保証金に代わる契約の相手方）

第八十七条 第十八条の規定は、令第二十二条において令第十条の規

（削る）

（削る）

（削る）

定を準用する場合について準用する。

(営業保証金の供託の届出等)

第八十八条 法第九十一条第一項、第四項又は第八項の規定により供託をした者は、別紙様式第二十三号により作成した供託届出書及び当該供託に係る供託書正本を、その者の主たる営業所又は事務所を管轄する財務局長に提出しなければならない。

2 信託受益権販売業者が既に供託している供託物の差替えを行う場合は、差替えのために新たに供託をした後、その旨を差替え後の供託に係る供託書正本を添付してその者の主たる営業所又は事務所を管轄する財務局長に届け出なければならない。

3 財務局長は、前二項の供託書正本を受理したときは、保管証書とその供託者に交付しなければならない。

(営業保証金に代わる契約の締結の届出等)

第八十九条 信託受益権販売業者は、法第九十一条第三項に規定する契約を締結したとき(当該信託受益権販売業者の主たる営業所又は事務所を管轄する財務局長の承認を受けて当該契約の内容を変更したときを含む。)は、別紙様式第二十四号により作成した保証契約締結届出書に契約書の写しを添付して当該信託受益権販売業者の主たる営業所又は事務所を管轄する財務局長に届け出るとともに、契約書正本を提示しなければならない。

2 信託受益権販売業者は、営業保証金に代わる契約の変更又は解除

(削る)

(削る)

を行おうとする場合は、別紙様式第二十五号により作成した保証契約変更承認申請書又は別紙様式第二十六号により作成した保証契約解除承認申請書により、当該信託受益権販売業者の主たる営業所又は事務所を管轄する財務局長に承認を申請しなければならない。

3 財務局長は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該承認の申請をした信託受益権販売業者が営業保証金に代わる契約を変更し、又は解除することが顧客の保護に欠けるおそれがないものであるかどうかを審査するものとする。

4 信託受益権販売業者は、当該信託受益権販売業者の主たる営業所又は事務所を管轄する財務局長の承認に基づき営業保証金に代わる契約の変更又は解除をしたときは、別紙様式第二十七号により作成した保証契約変更届出書に当該契約書の写しを添付し、又は別紙様式第二十八号により作成した保証契約解除届出書に契約を解除した事実を証する書面を添付して当該財務局長に届け出るとともに、契約の変更の場合には当該契約書正本を提示しなければならない。

(営業保証金の追加供託の起算日)

第九十条 法第九十一条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- 一 信託受益権販売業者が令第二十二条において準用する令第十条第三号の承認(次号において「承認」という。)を受けて法第九十一条第三項に規定する契約(以下この号及び次号において「契

(削る)

約」という。)の内容を変更したことにより、同条第十項に規定する供託した営業保証金の額(同条第三項に規定する契約金額を含む。)が令第二十一条に定める額に不足した場合、当該契約の内容を変更した日

二 信託受益権販売業者が承認を受けて契約を解除した場合、当該契約を解除した日

三 令第二十三条において準用する令第十一条の権利の実行の手続が行われた場合、信託受益権販売業者が信託受益権販売業者営業保証金規則(平成十六年内閣府令第三号)第十一条第三項の支払委託書の写しの送付を受けた日

四 令第二十三条において準用する令第十一条の権利の実行の手続を行うため財務局長が供託されている有価証券(社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。)の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合、信託受益権販売業者が信託受益権販売業者営業保証金規則第十二条第二項の供託通知書の送付を受けた日

(営業保証金に充てることができる有価証券の種類)

第九十一条 第二十一条の規定は、法第九十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券について準用する。

(営業保証金に充てることができる有価証券の価額)

(削る)

(削る)

第九十二条 第二十二條の規定は、法第九十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合について準用する。

(削る)

(標識の様式)

第九十三条 法第九十二条第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第二十九号に定めるものとする。

(削る)

## 第二節 業務

(削る)

(信託受益権の内容の説明)

第九十四条 法第九十四条第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信託受益権の販売、その代理又は媒介のいずれを行うかの別(旨)

二 信託受益権の販売の代理又は媒介を行う場合にあっては、売主に関する事項

三 受益者の権利義務に関わる次に掲げる事項

イ 信託法第三十六条第二項の規定の適用の有無

ロ 信託終了の事由に関する特別の定めがある場合は、その旨及び当該定めの内容

ハ 信託の解除に関する特別の定めがある場合は、その旨及び当該定めの内容

- 
- 二 受託者の辞任及び新受託者の選任に関する特別の定めがある場合は、その旨及び当該定めの内容
- ホ 信託受益権の譲渡に制限がある場合は、その旨及び当該制限の内容
- 四 信託受益権の損失の危険に関する事項（兼営法第五条ノ四の規定に基づき損失の補てん又は利益の補足を約する特約が付されている場合は、その旨）
- 五 信託報酬に関する事項
- 六 信託財産に関する租税その他の費用に関する事項
- 七 信託財産の計算期間に関する事項
- 八 信託財産の管理又は処分の状況の報告に関する事項
- 九 受託者の氏名又は名称
- 十 宅地（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第一号に掲げるものをいう。）又は建物（同条第二号に掲げるものをいう。）を信託財産とする信託受益権の販売等（法第九十一条第六項に規定する信託受益権の販売等をいう。第九十五条及び第百条において同じ。）については、前各号に掲げるもののほか、宅地建物取引業法第三十五条に準じて、別表第十二号に掲げる事項。但し、当該信託財産に係る信託契約が、当該信託契約の締結時において委託者が有する信託の受益権を分割することにより複数の者に取得させることを目的とするものであり、かつ、当該信託契約において、信託契約の終了時に不動産の交付を予定していない場合にあつては、同表第三号から第五号までに掲げる
-

事項を省略することができる。

(削る)

(信託受益権の内容の説明を要しない場合)

第九十五条 法第九十四条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 顧客が適格機関投資家等である場合(当該適格機関投資家等から法第九十四条の規定による説明を求められた場合を除く。)
- 二 顧客が現に当該信託受益権と同一の内容の信託受益権を所有している場合(当該顧客から法第九十四条の規定による説明を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)
- 三 一の信託受益権の販売等について二以上の信託受益権販売業者が法第九十四条の規定により同条各号に掲げる事項を顧客に対し説明しなければならない場合において、いずれか一の信託受益権販売業者が当該事項を説明した場合

(信託受益権の売買契約締結時の交付書面の記載事項)

(削る)

第九十六条 法第九十五条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 信託受益権の内容として次に掲げる事項
  - イ 信託受益権の価額
  - ロ 信託財産の種類
  - ハ 信託期間
- 二 信託財産の交付に関する事項

ホ 信託財産の管理又は処分の方法及び権限を有する者及び権限の内容に関する事項

ヘ 信託行為において定められる信託受益権の譲渡手続に関する事項

ト 第九十四条第三号から第十号までに掲げる事項

二 契約締結の年月日

三 信託受益権販売業者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 信託受益権の売買契約の当事者（前号に掲げる者を除く。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所若しくは事務所の所在地又は住所

（信託受益権売買契約締結時の書面交付を要しない場合）

第九十七条 法第九十五条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 顧客が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該顧客からあらかじめ法第九十五条第一項に規定する書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該顧客からの要請があつた場合に速やかに当該書面を交付できる体制が整備されている場合

二 顧客が現に当該信託受益権と同一の内容の信託受益権を所有している場合（当該顧客から法第九十五条第一項の規定による書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

三 二以上の信託受益権販売業者が法第九十五条第一項の規定によ

（削る）

り同条に規定する書面を顧客に対し交付しなければならぬ場合において、いずれか一の信託受益権販売業者が当該書面を交付した場合

(情報通信の技術を利用する方法)

第九十八条 第三十四条の規定は、法第九十五条第二項の内閣府令で定める方法について準用する。

(削る)

(行為準則の準用)

第九十九条 法第九十六条において準用する法第二十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、信託契約に関する事項であつてその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為

二 当該信託受益権販売業者との間で信託受益権販売契約を締結することを条件として、法人である信託受益権販売業者の利害関係人(令第十四条第一項第一号から第三号までに掲げる者をいう。

この場合において、「信託会社」とあるのは「信託受益権販売業者」と読み替えるものとする。)が、信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該信託受益権販売契約を締結する行為

三 金融機関(商工組合中央金庫を含む。)である信託受益権販売業者が、自己又はその利害関係人の行う信用供与の条件として信

(削る)

- 託受益権販売契約を締結する行為その他の自己の取引上の優越的な地位を不当に利用して信託受益権販売契約を締結する行為
- 四 専ら自己又は顧客以外の者の利益を図る目的をもって、顧客に損害を与えるおそれのある信託受益権販売契約を締結する行為
- 五 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。
- 六 その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。
- 七 その他法令に違反する行為

( 削る )

第三節 経理

( 削る )

- ( 信託受益権販売業務に関する帳簿書類の作成 )
- 第百条 信託受益権販売業者は、法第九十七条の規定により、次に掲げる帳簿書類を作成し、信託受益権の販売等による当該顧客に係る信託受益権の売買契約の締結の日から少なくとも五年間、これを保存しなければならない。
- 一 法第九十五条第一項の規定により顧客に交付した書面の写し

- 二 信託受益権の販売等に関して受けた手数料その他の対価の額を記載した書面
- 三 顧客の商号、名称又は氏名及び主たる営業所若しくは事務所の所在地又は住所を記載した書面

(信託受益権販売業務に関する報告書)

第百一条 信託受益権販売業者が法第九十八条第一項の規定により提出する報告書は、当該信託受益権販売業者が法人である場合にあつては別紙様式第三十号、個人である場合にあつては別紙様式第三十号により作成しなければならない。

2 財務局長は、法第九十八条第一項の規定により信託受益権販売業者から提出を受けた報告書を当該信託受益権販売業者の主たる営業所又は事務所を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

#### 第四節 監督

(廃業等の届出)

第百一条 第八十条の規定は、法第九十九条の規定により信託受益権販売業者が届出を行う場合について準用する。

(削る)

(削る)

(削る)

#### 第六章 雑則

#### 第七章 雑則

(予備審査等)

第八十一条 (略)

(經由官庁)

第八十二条 信託会社又は外国信託会社(令第二十条第二項の規定により金融庁長官が指定する信託会社及び外国信託会社を除く。)は、法又はこの府令の規定により金融庁長官に書類を提出するときは、当該信託会社又は外国信託会社の本店又は主たる支店の所在地を管轄する財務局長を經由して提出しなければならない。

2 管理型信託業、法第五十条の二第一項、承認事業又は信託契約代理業の登録を受けようとする者が法又はこの府令に規定する書類を財務局長に提出しようとする場合において、当該登録を受けようとする者は、その者の本店、主たる支店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該書類を当該財務事務所長又は出張所長を經由して提出しなければならない。

3 信託会社、外国信託会社、法第五十条の二第一項の登録を受けた者、承認事業者又は信託契約代理店が法、令又はこの府令に規定する書類を財務局長に提出しようとする場合において、当該信託会社、外国信託会社、法第五十条の二第一項の登録を受けた者、承認事業者又は信託契約代理店の本店、主たる支店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該信託会社、外国信託会社、法第五十条

(予備審査等)

第一百三条 (略)

(經由官庁)

第一百四条 信託会社又は外国信託会社(令第二十七条第二項の規定により金融庁長官が指定する信託会社及び外国信託会社を除く。)は、法又はこの府令の規定により金融庁長官に書類を提出するときは、当該信託会社又は外国信託会社の本店又は主たる支店の所在地を管轄する財務局長を經由して提出しなければならない。

2 管理型信託業、法第五十条の二第一項、承認事業、信託契約代理業又は信託受益権販売業の登録を受けようとする者が法又はこの府令に規定する書類を財務局長に提出しようとする場合において、当該登録を受けようとする者は、その者の本店、主たる支店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該書類を当該財務事務所長又は出張所長を經由して提出しなければならない。

3 信託会社、外国信託会社、法第五十条の二第一項の登録を受けた者、承認事業者、信託契約代理店又は信託受益権販売業者が法、令又はこの府令に規定する書類を財務局長に提出しようとする場合において、当該信託会社、外国信託会社、法第五十条の二第一項の登録を受けた者、承認事業者、信託契約代理店又は信託受益権販売業者の本店、主たる支店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは

の二第一項の登録を受けた者、承認事業者又は信託契約代理店は、当該書類を当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

(標準処理期間)

第八十三条 内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長は、法、令又はこの府令の規定による免許、登録、認可又は承認に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事務所に到達した日から一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、法第三条又は法第五十三条第一項の免許及び法第七条第一項、第五十条の二第一項、第五十二条第一項、第五十四条第一項又は第六十七条第一項の登録(法第七条第三項(法第五十条の二第二項及び法第五十四条第二項において準用する場合を含む。))の登録の更新を含む。)に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

2 (略)

別表第十(第七十四条第一項関係)

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
信託契約代理業を	設置した営業所	法人の登記事項証明

、当該信託会社、外国信託会社、法第五十条の二第一項の登録を受けた者、承認事業者、信託契約代理店又は信託受益権販売業者は、当該書類を当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

(標準処理期間)

第一百五条 内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長は、法、令又はこの府令の規定による免許、登録、認可又は承認に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事務所に到達した日から一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、法第三条又は法第五十三条第一項の免許及び法第七条第一項、第五十条の二第一項、第五十二条第一項、第五十四条第一項、第六十七条第一項又は第八十六条第一項の登録(法第七条第三項(法第五十条の二第二項及び法第五十四条第二項において準用する場合を含む。))及び法第八十六条第三項の登録の更新を含む。)に関する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

2 (略)

別表第十(第七十四条第一項関係)

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
信託契約代理業又	設置した営業所	法人の登記事項証明

<p>営む営業所又は事務所（以下この表において「営業所等」という。）の設置</p>	<p>等の名称 二 所在地 三 営業開始年月日</p>	<p>書 二 設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面</p>	<p>（略） 信託契約代理店である個人又は信託契約代理店である法人の役員が常務に従事する他の会社の変更</p>	<p>（略） 一 新たに常務に従事することとなった場合にあっては、当該他の会社の商号及び事業の種類</p> <p>二 常務に従事しないこととなった場合にあっては、当該他の会社の商号</p> <p>三 現在常務に従事している他の会社の商号及び事業の種類に変更があった場合には</p>	<p>（略）</p>
<p>は信託受益権販売業を営む営業所又は事務所（以下この表において「営業所等」という。）の設置</p>	<p>等の名称 二 所在地 三 営業開始年月日</p>	<p>書 二 設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面</p>	<p>（略） 信託契約代理店若しくは信託受益権販売業者である個人又は信託契約代理店若しくは信託受益権販売業者である法人の役員が常務に従事する他の会社の変更</p>	<p>（略） 一 新たに常務に従事することとなった場合にあっては、当該他の会社の商号及び事業の種類</p> <p>二 常務に従事しないこととなった場合にあっては、当該他の会社の商号</p> <p>三 現在常務に従事している他の会社の商号及び事業の種類に変更があった場合には</p>	<p>（略）</p>

<p>届出事項</p> <p>信託契約代理業を 廃止したとき</p>	<p>記載事項</p> <p>廃止年月日</p>	<p>添付書類</p> <p>一 理由書</p> <p>二 法人であるときは、 信託契約代理業を廃止 することを決定した株 主総会の議事録（会社</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

別表第十一（第八十条関係）

<p>届出事項</p> <p>信託契約代理業又は 信託受益権販売 業を廃止したとき</p>	<p>記載事項</p> <p>廃止年月日</p>	<p>添付書類</p> <p>一 理由書</p> <p>二 法人であるときは、 信託契約代理業又は信 託受益権販売業を廃止 することを決定した株</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

別表第十一（第八十条関係）

<p>会社分割により信託契約代理業の全部の承継をさせたとき</p>	<p>一 承継先の商号 二 会社分割年月日</p>	<p>法第二百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとは、当該場合に該当することを証する書面。 （又は株主総会に準ずる機関の議事録）</p> <p>一 理由書 二 新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面 三 会社の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 四 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 会社分割の手続を記載した書面 六 承継会社が法第七十条第二号又は第八十九条</p>
<p>会社分割により信託契約代理業又は信託受益権販売業の全部の承継をさせたとき</p>	<p>一 承継先の商号 二 会社分割年月日</p>	<p>主総会の議事録（会社法第二百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとは、当該場合に該当することを証する書面。 （又は株主総会に準ずる機関の議事録）</p> <p>一 理由書 二 新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面 三 会社の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 四 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 会社分割の手続を記載した書面 六 承継会社が法第七十条第二号又は第八十九条</p>

<p>信託契約代理店で ある個人が死亡し</p>	<p>信託契約代理業の 全部の譲渡をした とき</p>	
<p>死亡年月日</p>	<p>一 譲渡先の商号又 は名称 二 譲渡年月日</p>	
<p>当該信託契約代理店であ る個人の除籍簿の謄本</p>	<p>一 理由書 二 譲渡契約の内容を記 載した書面 三 法人の登記事項証明 書（これに準ずるもの を含む。） 四 株主総会（これに準 ずる機関を含む。）の 議事録その他必要な手 続があったことを証す る書面 五 事業譲渡の手續を記 載した書面 六 事業譲渡先が法第七 十条第二号又は第八十 九条第二号に掲げる要 件に該当しない旨を誓 約する書面</p>	<p>条第二号に掲げる要件 に該当しない旨を誓約 する書面</p>
<p>信託契約代理店又 は信託受益権販売</p>	<p>信託契約代理業又 は信託受益権販売 業の全部の譲渡を したとき</p>	
<p>死亡年月日</p>	<p>一 譲渡先の商号又 は名称 二 譲渡年月日</p>	
<p>当該信託契約代理店又は 信託受益権販売業者であ</p>	<p>一 理由書 二 譲渡契約の内容を記 載した書面 三 法人の登記事項証明 書（これに準ずるもの を含む。） 四 株主総会（これに準 ずる機関を含む。）の 議事録その他必要な手 続があったことを証す る書面 五 事業譲渡の手續を記 載した書面 六 事業譲渡先が法第七 十条第二号又は第八十 九条第二号に掲げる要 件に該当しない旨を誓 約する書面</p>	<p>条第二号に掲げる要件 に該当しない旨を誓約 する書面</p>

たとき	信託契約代理店で ある法人が合併に より消滅したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 合併の相手方の 商号又は名称</li> <li>二 合併年月日</li> <li>三 合併の方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 理由書</li> <li>二 合併契約の内容を記 載した書面</li> <li>三 法人の登記事項証明 書（これに準ずるもの を含む。）</li> <li>四 株主総会（これに準 ずる機関を含む。）の 議事録その他必要な手 続があつたことを証す る書面</li> <li>五 合併の手続を記載し た書面</li> <li>六 合併後存続する法人 が法第七十条第二号又 は第八十九条第二号に 掲げる要件に該当しな い旨を誓約する書面</li> </ul>
信託契約代理店で ある法人が破産手 続開始の決定によ	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 破産手続開始の 申立てを行った年 月日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 理由書</li> <li>二 合併契約の内容を記 載した書面</li> <li>三 法人の登記事項証明 書（これに準ずるもの を含む。）</li> <li>四 株主総会（これに準 ずる機関を含む。）の 議事録その他必要な手 続があつたことを証す る書面</li> <li>五 合併の手続を記載し た書面</li> <li>六 合併後存続する法人 が法第七十条第二号又 は第八十九条第二号に 掲げる要件に該当しな い旨を誓約する書面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 破産手続開始の 申立てを行った年 月日</li> </ul>
業者である個人が 死亡したとき	信託契約代理店又 は信託受益権販売 業者である法人が 合併により消滅し たとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 合併の相手方の 商号又は名称</li> <li>二 合併年月日</li> <li>三 合併の方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 理由書</li> <li>二 合併契約の内容を記 載した書面</li> <li>三 法人の登記事項証明 書（これに準ずるもの を含む。）</li> <li>四 株主総会（これに準 ずる機関を含む。）の 議事録その他必要な手 続があつたことを証す る書面</li> <li>五 合併の手続を記載し た書面</li> <li>六 合併後存続する法人 が法第七十条第二号又 は第八十九条第二号に 掲げる要件に該当しな い旨を誓約する書面</li> </ul>
信託契約代理店又 は信託受益権販売 業者である法人が	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 破産手続開始の 申立てを行った年 月日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 理由書</li> <li>二 合併契約の内容を記 載した書面</li> <li>三 法人の登記事項証明 書（これに準ずるもの を含む。）</li> <li>四 株主総会（これに準 ずる機関を含む。）の 議事録その他必要な手 続があつたことを証す る書面</li> <li>五 合併の手続を記載し た書面</li> <li>六 合併後存続する法人 が法第七十条第二号又 は第八十九条第二号に 掲げる要件に該当しな い旨を誓約する書面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 破産手続開始の 申立てを行った年 月日</li> </ul>

り解散したとき	二 破産手続開始の 決定を受けた年月 日	一 理由書 二 清算人に係る登記事 項証明書（これに準ず るものを含む。）
信託契約代理店で ある法人が合併及 び破産手続開始の 決定以外の理由に より解散したとき	解散年月日	一 理由書 二 清算人に係る登記事 項証明書（これに準ず るものを含む。）

(削る)

破産手続開始の決 定により解散した とき	二 破産手続開始の 決定を受けた年月 日	一 理由書 二 清算人に係る登記事 項証明書（これに準ず るものを含む。）
信託契約代理店又 は信託受益権販売 業者である法人が 合併及び破産手続 開始の決定以外の 理由により解散し たとき	解散年月日	一 理由書 二 清算人に係る登記事 項証明書（これに準ず るものを含む。）

別表第十二（第九十四条第一項第十号関係）

- 一 当該信託財産の上に存する登記された権利の種類及び内容並びに登記名義人又は登記簿の表題部に記録された所有者の氏名（法人にあつては、その名称）
- 二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）その他の法令に基づき制限で契約内容の別（当該信託財産が宅地であるか又は建物であるかの別をいう。第十四号において同じ。）に応じた宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第三条で定めるものに関する事項の概要
- 三 私道に関する負担に関する事項
- 四 飲用水、電気及びガスの供給並びに排水のための施設の整備

の状況（これらの施設が整備されていない場合においては、その整備の見通し及びその整備についての特別の負担に関する事項）

五 当該宅地又は建物が宅地の造成又は建築に関する工事の完了前のものであるときは、その完了時における形状、構造その他宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十六条で定める事項

六 当該建物が建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する区分所有権の目的であるものであるときは、当該建物を所有するための一棟の建物の敷地に関する権利の種類及び内容、同条第四項に規定する共用部分に関する規約の定めその他の一棟の建物又はその敷地（一団地内に数棟の建物があつて、その団地内の土地又はこれに関する権利がそれらの建物の所有者の共有に属する場合には、その土地を含む。）に関する権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で宅地建物取引業法施行規則第十六条の二で定めるものの

七 代金以外に授受される金銭の額及び当該金銭の授受の目的

八 信託受益権の売買契約の解除に関する事項

九 信託受益権の売買契約における損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

十 信託受益権販売業者が自ら売主となる信託受益権の販売に関して、手付金等（代金の全部又は一部として授受される金銭及

び手付金その他の名義をもって授受される金銭で代金に充当されるものであって、契約の締結の日以後当該信託受益権の移転前に支払われるものをいう。次号において同じ。）を受領しようとする場合において保全措置があるときは、その概要

十一 支払金又は預り金（信託受益権販売業者の顧客からその取引の対象となる信託受益権に関し受領する代金の金銭であって五十万円を超えるもの（手付金等及び報酬を除く。））を受領しようとする場合において保全措置があるときは、その概要

十二 代金に関する金銭の貸借のあっせんの内容及び当該あっせんに係る金銭の貸借が成立しないときの措置

十三 当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し保証保険契約の締結その他の措置で宅地建物取引業法施行規則第十六条の四の二で定めるものが講じられているときは、その概要

十四 その他信託受益権販売業者の相手方等の保護の必要性及び契約内容の別を勘案して宅地建物取引業法施行規則第十六条の四の三で定める事項

十五 信託受益権の割賦販売（代金の全部又は一部について、当該信託受益権の移転後一年以上の期間にわたり、かつ、二回以上に分割して受領することを条件として販売することをいう。以下この号において同じ。）を行う場合にあつては、次のイから八までに掲げる事項

イ 現金販売価格（当該信託受益権の移転までにその代金の全

額を受領する場合の価格をいう。)

ロ 割賦販売価格(割賦販売の方法により販売する場合の価格をいう。)

ハ 当該信託受益権の移転までに支払う金銭の額及び賦払金(割賦販売の契約に基づく各回ごとの代金の支払分で当該信託受益権の移転後のものをいう。)(の額並びにその支払の時期及び方法

別紙様式第1号(第5条関係)

(日本工業規格A4)

(略)

(別添3:他に含む業務の種類) (第5面)

(表略)

(記載上の注意)

信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を、日本標準産業分類に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第21条第1項に規定する信託契約代理業、信託受益権売買等業務又は財産の管理業務を営む場合は、その旨(財産の管理業務については、その細目も含む。)も記載すること。(略)

(略)

別紙様式第2号(第12条関係)

(日本工業規格A4)

(略)

(別添3:他に含む業務の種類) (第5面)

(表略)

(記載上の注意)

信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を、日本標準産業分類に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第21条第1項に規定する信託契約代理業、信託受益権売買等業務又は財産の管理業務を営む場合は、その旨(財産の管理業務については、その細目も含む。)も記載すること。(略)

(略)

別紙様式第1号(第5条関係)

(日本工業規格A4)

(略)

(別添3:他に含む業務の種類) (第5面)

(表略)

(記載上の注意)

信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を、日本標準産業分類に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第21条第1項に規定する信託契約代理業、信託受益権販売業、財産の管理業務を営む場合は、その旨(財産の管理業務については、その細目も含む。)も記載すること。(略)

(略)

別紙様式第2号(第12条関係)

(日本工業規格A4)

(略)

(別添3:他に含む業務の種類) (第5面)

(表略)

(記載上の注意)

信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を、日本標準産業分類に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第21条第1項に規定する信託契約代理業、信託受益権販売業、財産の管理業務を営む場合は、その旨(財産の管理業務については、その細目も含む。)も記載すること。(略)

(略)

別紙様式第10号（第42条第1項関係）（日本工業規格A4）

第 期事業報告書 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

2 計 理 の 状 況  
(略)  
(4) 附 属 明 細 表

~ (略)  
引当金明細表

(表略)

(記載上の注意)

1 業務の状況

(1)~(8) (略)

(9) 業務の状況 (略)

~ (略)

信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

(1) (略)

(2) 指図を行う者に関する事項

イ 金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者（同法第28条第4項に規定する投資運用業を行う者に限る。）及び商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第4項に規定する商品投資顧問業者以外の者であって、二以上の信託財産の管理又は処分について自己以外の受益者のために指図を行う者について記載すること。

(略)

2 (略)

別紙様式第10号（第42条第1項関係）（日本工業規格A4）

第 期事業報告書 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

2 計 理 の 状 況  
(略)  
(4) 附 属 明 細 表

~ (略)  
引当金明細表

(表略)

(記載上の注意)

1 業務の状況

(1)~(8) (略)

(9) 業務の状況 (略)

~ (略)

信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

(1) (略)

(2) 指図を行う者に関する事項

イ 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第18項に規定する投資信託委託業者、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第3条に規定する認可投資顧問業者、商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第8項に規定する商品投資顧問業者以外の者であって、二以上の信託財産の管理又は処分について自己以外の受益者のために指図を行う者について記載すること。

(略)

2 (略)

別紙様式第10号の2（第42条第1項関係）（日本工業規格A4）

年度事業報告書 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

2 計 理 の 状 況  
(略)  
(4) 附 属 明 細 表

~ (略)  
引当金明細表

(表略)

(記載上の注意)

1 業務の状況

(1)~(7) (略)

(8) 業務の状況 (略)

~ (略)

信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

(1) (略)

(2) 指図を行う者に関する事項

イ 金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者（同法第28条第4項に規定する投資運用業を行う者に限る。）及び商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第4項に規定する商品投資顧問業者以外の者であって、二以上の信託財産の管理又は処分について自己以外の受益者のために指図を行う者について記載すること。

(略)

2 (略)

別紙様式第10号の2（第42条第1項関係）（日本工業規格A4）

年度事業報告書 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

2 計 理 の 状 況  
(略)  
(4) 附 属 明 細 表

~ (略)  
引当金明細表

(表略)

(記載上の注意)

1 業務の状況

(1)~(7) (略)

(8) 業務の状況 (略)

~ (略)

信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

(1) (略)

(2) 指図を行う者に関する事項

イ 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第18項に規定する投資信託委託業者、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第3条に規定する認可投資顧問業者、商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第8項に規定する商品投資顧問業者以外の者であって、二以上の信託財産の管理又は処分について自己以外の受益者のために指図を行う者について記載すること。

(略)

2 (略)

( 削る )

別紙様式第22号 ( 第81条第1項関係 )

( 日本工業規格A4 )

( 第1面 )

財務(支)局長 殿	年 月 日
申請者(郵便番号) 2	
主たる営業所等の住所	
電話番号( 2 ) 2	
商号又は名称	
氏名	印
(法人にあっては、代表者の氏名)	
登録申請書	

信託業法第87条第1項の規定により登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

( 記載上の注意 )

- 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。
- 2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること(署名の場合を除く。)
- 3 主たる営業所等の住所については、本店の住所を記載すること。ただし、外国法人にあっては、国内における主たる営業所等の住所を記載すること。

( 第2面 )

* 登録番号	財務(支)局長 第 号( 年 月 日 )
1. 法人・個人の別	法 人 個 人
(ふりがな)	
2. 商号又は名称	
(ふりがな)	
3. 氏 名	
4. 役員 の 氏 名	別添1のとおり
5. 信託受益権販売業を営む	別添2のとおり

営業所又は事務所の名称及び所在地	
6. 他に営む業務の種類	別添3のとおり
7. 個人の登録申請者の兼職状況	別添4のとおり
8. 法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況	別添5のとおり

(記載上の注意)

1. 「\*登録番号」には、記載しないこと。
2. 「1. 法人・個人の別」は、該当するものに印を付けること。
3. 「2. 商号又は名称」、「3. 氏名」
  - (1) 法人は商号又は名称を「2. 商号又は名称」に記載し、個人は氏名を「3. 氏名」に記載すること。
  - (2) 個人は「2. 商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は屋号等の名称を記載することができる。
  - (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「3. 氏名」に( )書きで合わせて記載することができる。

(注意事項)

商号、名称又は氏名を変更した場合には、第86条第1項において準用する第74条第1項の規定による届出書に、本様式により作成した書面(2部)を添付すること。

(第3面)

(別添1：役員の氏名)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

(ふりがな)	
氏 名	役 職 名

--	--

(記載上の注意)

- 1 役員が法人である場合は、名称を記載すること。
- 2 申請者が個人である場合は、記載を省略すること。

(注意事項)

役員に変更があった場合には、第86条第1項において準用する第74条第1項の規定による届出書に、本様式により作成した変更後の全役員の氏名(役員が法人の場合には名称)及び役職名を記載した書面(2部)を添付すること。

(第4面)

(別添2：信託受益権販売業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

名 称	所 在 地
(主たる営業所又は事務所)	電話番号( ) -
(主たる営業所又は事務所)	電話番号( ) -
(主たる営業所又は事務所)	電話番号( ) -
(主たる営業所又は事務所)	電話番号( ) -

(記載上の注意)

- 1 主たる営業所又は事務所及びその他の営業所又は事務所をそれぞれ区分して記載すること。
- 2 主たる営業所又は事務所の所在地については、本店の住所を記載すること。ただし、外国法人にあっては、国内における主たる営業所等の住所を記載すること。
- 3 所在地欄には電話番号も併せて記載すること。

(注意事項)

信託受益権販売業を営む営業所又は事務所に変更があった場合には、第86条第1項において準用する第74条第1項の規定による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての信託受益権販売業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地を記載した書面(2部)を添付すること。

(第5面)

(別添3：他に営む業務の種類)

商号、名称又は氏名)

( 年 月 日現在)

他に営む業務の種類

(記載上の注意)

業務の種類は、日本標準産業分類に掲げる細分類により記載すること。

(注意事項)

他に営む業務の種類に変更があった場合には、第86条第1項において準用する第74条第1項の規定による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての他に営む業務の種類を記載した書面(2部)を添付すること。

(第6面)

(別添4：個人の登録申請者の兼職状況)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類

(記載上の注意)

業務の種類は、日本標準産業分類に掲げる細分類により記載すること。

(注意事項)

常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類に変更があった場合には、第86条第1項において準用する第74条第1項の規定による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類を記載した書面(2部)を添付すること。

(第7面)

(別添5：法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況)

商号、名称又は氏名

（ 年 月 日現在）

(ふりがな)	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類又は他に営む事業の種類
役員の氏名	

(記載上の注意)

業務又は事業の種類は、日本標準産業分類に掲げる細分類により記載すること。

(注意事項)

役員が常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類又は他に営む事業の種類に変更があった場合には、第86条第1項において準用する第74条第1項の規定による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての役員が常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類又は他に営む事業の種類を記載した書面（2部）を添付すること。

登録免許税領収書又は収入印紙貼付欄

(第8面)

--

(別添5)

別紙様式第23号（第86条第1項関係）

(日本工業規格A4)

財務(支)局長殿

届出者

住所

商号又は名称

氏名

(法人にあっては、代表者の氏名)

印

年 月 日

営業保証金供託届出書

信託業法第91条第1項、第4項又は第81項の規定により供託をしたので、供託書の正本を添付して、届け出ます。

( 判る )

別紙様式第24号 ( 第89条第1項関係 )

( 日本工業規格 A 4 )

財務 ( 支 ) 局長殿

届出者

住 所

商号又は名称

氏名

( 法人にあっては、代表者の氏名 )

印

年 月 日

営業保証金供託保証契約締結届出書

信託業法第91条第3項に規定する契約を締結しましたので、契約書の写しを添付して、届け出ます。

( 判る )

別紙様式第25号 ( 第89条第2項関係 )

( 日本工業規格 A 4 )

財務 ( 支 ) 局長殿

届出者

住 所

商号又は名称

年 月 日

氏名 印  
(法人にあっては、代表者の氏名)

営業保証金供託保証契約変更承認申請書

信託業法施行令第22条において準用する同令第10条第3号の規定により、信託業法第91条第3項に規定する契約（以下「営業保証金供託保障契約」という。）の変更の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由

2. 現に供託している営業保証金の内容

イ 金銭の場合

供託所名・供託番号	供託金額	供託者名
	円	

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託所名・供託番号	名称	枚数	総額面	券面額	回記号	番号
			円	円		

ハ 振替国債の場合

供託所名・供託番号	銘	柄	金額
			円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

3. 現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の 商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

4. 変更しようとする営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の 商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

(別紙様式第26号(第89条第2項関係))

別紙様式第26号(第89条第2項関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長

届出者

住 所

商号又は名称

氏名

(法人にあっては、代表者の氏名)

印

営業保証金供託保証契約解除承認申請書

信託業法施行令第22条において準用する同令第10条第3号の規定により  
信託業法第91条第3項に規定する契約（以下「営業保証金供託保証契約  
 」という。）の解除の承認を受けたいので下記の通り申請します。

記

1. 申請の理由

2. 現に供託している営業保証金の内容

イ 金銭の場合

供託所名・供託番号	供託金額	供託者名
	円	

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託所名・供託番号	名称	枚数	総額面	券面額	回記号	番号
			円	円		

ハ 振替国債の場合

供託所名・供託番号	銘柄	柄	金額
			円


(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

3. 現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の 商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額 円

(別る)

別紙様式第27号(第89条第4項関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長殿

届出者

住 所

商号又は名称

氏名

(法人にあっては、代表者の氏名)

印

営業保証金供託保証契約変更届出書

信託業法第91条第3項に規定する契約を変更したので、契約書の写しを添付して、届け出ます。

(別る)

別紙様式第28号(第89条第4項関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長殿

届出者

住 所

商号又は名称

氏名

(法人にあっては、代表者の氏名) 印

営業保証金供託保証契約解除届出書

信託業法第91条第3項に規定する契約を解除したので、契約を解除した  
事実を証する書面を添付して届け出ます。

( 削る )

別紙様式第29号(第93条関係)

30cm 以上

信 託 受 益 権 販 売 業 者 登 録 票

信 託 受 益 権 販 売 業

20  
cm  
以 上

登録番号 財務(支)局長 第 号

有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日

(信託受益権販売業者の商号、名称又は氏名)

( 削る )

別紙様式第30号(第101条関係)

(日本工業規格A4)

信託受益権販売業務に関する報告書

〔 年 月 日から 年 月 日まで 日提出〕

(ふりがな)  
商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名

代表者の役職

主たる営業所又は事務所  
の 所 在 地

— 業務の状況

1. 登録年月日及び登録番号

2. 当期の業務概要

3. 株主総会等の決議事項の要旨

4. 役員及び使用人の状況

総 数	役 員		使 用 人	計
	名	名		
		うち非常勤		

(記載上の注意)

1. 登録年月日及び登録番号

イ 当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

ロ 法第105条第1項の規定により登録を受けないで信託受益権販売業務を営む場合は、その旨を記載すること。

2. 役員及び使用人の状況

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、役員が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称及び役職名を記載すること。

(第2面)

5. 営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地
主たる営業所又は事務所	
計	店

(第3面)

6. 信託受益権販売業務の実施状況

販売契約の締結

信託受益権に係る信託の種類	契 約 締 結 数	販 売 金 額
金銭の信託		千円
うち元本補てん・利益補 足契約付の金銭の信託		
有価証券の信託		
金銭債権の信託		
不動産の信託		
不動産に係る権利の信託		
不動産の信託		
知的財産権の信託		
その他の信託		
合 計		

販売契約の締結の代理又は媒介

信託受益権に係る信託の種類	販売契約の締結の代理		販売契約の締結の媒介	
	取扱件数	取扱高	取扱件数	取扱高
		百万円		千円
金銭の信託				
うち元本 補てん・利益				

補足契約付の 金銭の信託							
有価証券の信託							
金銭債権の信託							
不動産の信託							
不動産に係る権 利の信託							
動産の信託							
知的財産権の信 託							
その他の信託							
合 計							

(記載上の注意)

適格機関投資家を対象としたものを全体の内数として( )を付けて記載すること。

(第4面)

経理の状況

(信託受益権販売売業以外の業務を営む場合には、信託受益権販売売業を含む全体の経理の状況及び信託受益権販売売業務についてのみ経理の状況を作成すること。ただし、信託受益権販売売業務についてのみ作成することが困難な場合には、その旨を欄外に記載すること。また、以下の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。また、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。)

1. 貸借対照表  
年 月 日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部			
科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期
	千円	千円		千円	千円
流動資産			流動負債		

現金・預金			短期借入金			
前払金			前受金			
前払費用			前受収益			
未収入金			未払金			
未収収益			未払費用			
有価証券			未払事業税			
繰延税金資産			未払法人税等			
その他			繰延税金負債			
貸倒引当金	—	—	その他			
固定資産			固定負債			
有形固定資産			長期借入金			
建物			退職給付引当金			
器具・備品			繰延税金負債			
土地			その他			
その他			負債合計			
無形固定資産						
			純資産の部			
投資等			株主資本			
投資有価証券			資本金			
長期差入保証金			新株式申込証 拠金			
繰延税金資産			資本剰余金			
その他			資本準備金			
貸倒引当金	—	—	その他資本剰 余金			
			利益剰余金			
			利益準備金			

		任意積立金等		
		その他利益剰余金		
		自己株式		
		自己株式申込証拠金		
		評価・換算差額等		
		その他有価証券評価差額金	—	—
		繰越ヘッジ損益		
		土地再評価差額金		
		新株予約権		
繰延資産		純資産合計		
資産合計		負債・純資産合計		

(記載上の注意)

1. 当該事業年度に係る株主総会等で承認された内容を記載すること。
2. 本表は、有価証券報告書をもってこれに代えることができる。
3. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載しても差支えない。

(第5面)

2. 損益計算書

自年月日  
至年月日

科目	金額	
	当期	前期
営業収益	千円	千円
手数料		

その他		
営業収益計		
営業費用		
人件費		
不動産関係費		
租税公課		
通信交通費		
調査研究費		
公告宣伝費		
退職給付費用		
その他		
営業費用計		
営業損益		
営業外収益		
受取利息		
有価証券売却益		
その他		
営業外収益計		
営業外費用		
経常損益		
特別損益		
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)		
法人税等調整額		
当期純利益 (又は当期純損失)		
当期末処分利益 (又は当期末処理損失)		



当事業年度変動額	新株の発行	剰余金の配当	当期純利益	自己株式の処
	× × ×			
	× × ×			
	× × ×			
		× × ×		
		× × ×	× × ×	
		× × ×	× × ×	
				× × ×
	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×

分	・二・一・二株主資本以外の項目の当事業年度空動額（純額）	当事業年
		× × ×
		× × ×
	-	
	× × ×	× × ×
	× × ×	× × ×
	-	
	× × ×	× × ×
	× × ×	× × ×
	× × ×	× × ×
	× × ×	× × ×
	× × ×	× × ×
	× × ×	× × ×
	× × ×	× × ×
	× × ×	× × ×
	× × ×	× × ×
	× × ×	× × ×



( 削る )

別紙様式第31号 (第101条関係)

(日本工業規格A4)

(第1面)

信託受益権販売業務に関する報告書

[ 年 月 日から  
年 月 日まで ] 日提出

(ふりがな)

氏 名

所

印

住  
主たる営業所又は事務所  
の 所 在 地

— 業務の状況

1. 登録年月日及び登録番号

2. 当期の業務概要

3. 使用人の状況

使 用 人	
総 数	名

(記載上の注意)

1. 登録年月日及び登録番号

当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

2. 使用人の状況

当期末現在における使用人について記載すること。

(第2面)

4. 営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地
主たる営業所又は事務所	
計	店

(第3面)

5. 信託受益権販売業務の実施状況

販売契約の締結

信託受益権に係る信託の種類	締 結 契 約 数	販 売 金 額 千円
金銭の信託		
うち元本補てん・利益補 足契約付の金銭の信託		
有価証券の信託		
金銭債権の信託		
不動産の信託		
不動産に係る権利の信託		
不動産の信託		
知的財産権の信託		
その他の信託		
合 計		

販売契約の締結の代理又は媒介

信託受益権に係る信託の種類	販売契約の締結の代理			販売契約の締結の媒介		
	取扱件数	取扱高 百万円	手数料収入 千円	取扱件数	取扱高 百万円	手数料収入 千円
金銭の 信託						
うち元 本補 てん ・利 益補						

足 契 約 付 の 金 銭 の 信 託							
有 価 証 券 の 信 託							
金 銭 債 権 の 信 託							
不 動 産 の 信 託							
不 動 産 に 係 る 権 利 の 信 託							
動 産 の 信 託							
知 的 財 産 権 の 信 託							
そ の 他 の 信 託							
合 計							

(記載上の注意)  
 適格機関投資家を対象としたものを全体の内数として( )を付けて記載すること。

— 計理の状況

(第4面)

(以下の貸借対照表及び損益計算書に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。また、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。)

1. 貸借対照表

年 月 日 現在

資産の部		負債の部			
科目	当期	前期	科目	当期	前期
	千円	千円		千円	千円
現金・預金			借入金		
前払金			前受金		
前払費用			前受収益		
未収入金			未払金		
未収収益			未払費用		
有価証券			その他		
建物					
器具・備品					
土地					
その他					
事業主貸			事業主借		
			元入金		
合計			合計		

(第5面)

2. 損益計算書

自 年 月 日 至 年 月 日

科目	金額
	千円
収入金額	

手数料	
受取利息	
有価証券売却益	
その他	
経費	
給料・賃金	
租税公課	
通信交通費	
調査研究費	
公告宣伝費	
地代・家賃	
その他	
差引金額(収入金額-経費)	

船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第二号）（第八条関係）  
運輸省令第二号）（第八条関係）

改正案	現行
<p>別紙様式第1号（第27条関係） （日本工業規格A4）</p> <p>年度 [ 年 月 日から ] 業務報告書 [ 年 月 日まで ]</p> <p>（略）</p> <p>第7 年度（ 年 月 日現在）有価証券等に関する書面 1 売買目的有価証券 （単位：百万円） （表略）</p> <p>（記載上の注意） 売買目的有価証券及び譲渡性預金等金融商品取引法（昭和23年法律第25号）上の有価証券に準じた取扱いをすることが適当と認められるもののうち売買目的で保有するものについて記載すること。</p> <p>2 売買目的以外の有価証券等 （単位：百万円） （表略）</p> <p>（記載上の注意） 売買目的有価証券以外の有価証券及び売買目的以外で保有する譲渡性預金</p>	<p>別紙様式第1号（第27条関係） （日本工業規格A4）</p> <p>年度 [ 年 月 日から ] 業務報告書 [ 年 月 日まで ]</p> <p>（略）</p> <p>第7 年度（ 年 月 日現在）有価証券等に関する書面 1 売買目的有価証券 （単位：百万円） （表略）</p> <p>（記載上の注意） 売買目的有価証券及び譲渡性預金等証券取引法上の有価証券に準じた取扱いをすることが適当と認められるものうち売買目的で保有するものについて記載すること。</p> <p>2 売買目的以外の有価証券等 （単位：百万円） （表略）</p> <p>（記載上の注意） 売買目的有価証券以外の有価証券及び売買目的以外で保有する譲渡性預金</p>

<p>等金融商品取引法上の有価証券に準じた取扱いをすることが適当と認められるものうち、時価のあるものについて記載すること。 (略)</p>	<p>等証券取引法上の有価証券に準じた取扱いをすることが適当と認められるものうち、時価のあるものについて記載すること。 (略)</p>
---	---

金融機関の合併及び転換の手續等に関する内閣府令（昭和四十三年大蔵省令第二十七号）（第九条関係）

改正案	現行
<p>（金融機関の計算書類に関する事項）</p> <p>第四条 法第二十六条第二項第三号（法第三十一条又は第五十八条において準用する場合を含む。）及び第三十八条第二項第三号（法第四十三条及び第六十三条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、これらの規定による公告の日又は催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 公告対象金融機関が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨</p> <p>四・五（略）</p>	<p>（金融機関の計算書類に関する事項）</p> <p>第四条 法第二十六条第二項第三号（法第三十一条又は第五十八条において準用する場合を含む。）及び第三十八条第二項第三号（法第四十三条及び第六十三条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、これらの規定による公告の日又は催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 公告対象金融機関が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨</p> <p>四・五（略）</p>

改正案	現行
<p>（発行保証金に充てることができる有価証券の種類）</p> <p>第二十一条 法第十三条第七項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 政府保証債券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。次条において同じ。）</p> <p>四（略）</p>	<p>（発行保証金に充てることができる有価証券の種類）</p> <p>第二十一条 法第十三条第七項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 政府保証債券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。次条において同じ。）</p> <p>四（略）</p>

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）（第十一条関係）

改正案

現行

1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七條の三十第一項、第八十五條の五並びに第八十七條第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四條の七第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四條第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。

1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七條の三十第一項、第八十五條の五並びに第八十七條第四号（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六條第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査並びに証券取引法第九十四條の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二條第二項、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第一百四十五條第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四條第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。

- 一～三（略）
- 四（略）
- 五・六（略）
- 七（略）

- 一～三（略）
- 三の二（略）
- 四・五（略）
- 五の二（略）

八 (略)

(削る)

(削る)

九・十 (略)

十一 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第三十七条において準用する同法第三十条第二項

十二 (略)

十三 金融商品取引法第九十条第一項

十四 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二十二條第二項(同法第二百十三條第六項において準用する場合を含む。)

(削る)

十五 信託業法(平成十六年法律第一百五十四号)第四十二條第五項(同法第五十一條第七項、金融機関の信託業務の兼営等に関する

六 (略)

七 抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第一百四十四号)第二十二條第二項(同法第三十四條第二項及び第四十三條第二項において準用する場合を含む。)

八 金融先物取引法第三十四條の二十の三第二項(同法第三十四條の三十第二項、第三十四條の三十九第二項、第三十四條の四十二第二項、第三十四條の四十八第二項、第五十二條第二項、第五十五條の十第二項、第八十五條第四項、第一百十三條第二項及び第一百三十一條第二項において準用する場合を含む。)

九・十 (略)

十一 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第二十六條第二項

十二 (略)

十三 証券取引法第九十条第一項(外国証券業者に関する法律第三十六條第二項において準用する場合を含む。)

十四 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三十九條第三項(同法第五十五條第二項及び第二百十三條第六項において準用する場合を含む。)

十五 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第七十四号)第三十六條第三項(同法第四十六條第二項及び第四十八條第四項において準用する場合を含む。)

十六 信託業法(平成十六年法律第一百五十四号)第四十二條第五項(同法第五十一條第七項、金融機関の信託業務の兼営等に関する

法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条第一項及び保険業法第九十九条第八項（同法第九十九条（同法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第五十八条第四項及び第八十条第二項

十六（略）

十七、三十三（略）

2 金融商品取引法第九十条第一項並びに公認会計士法（昭和二十三年法律第三号）第四十六条の十二第二項及び第四十九条の第三項の規定により、金融商品取引法第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第二十七条の三十第一項の規定による検査並びに公認会計士法第四十六条の十二第一項及び第四十九条の三第二項の規定による検査（同法第四十九条の四第二項の規定により公認会計士・監査審査会に委任されたものを除く。）の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式二による。

3 金融商品取引法第九十条第一項の規定により、同法第八十七条第四号の規定による検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式三による。

法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条第一項及び保険業法第九十九条第八項（同法第九十九条（同法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第五十八条第四項、第八十条第二項及び第百条第二項

十六の二（略）

十七、三十三（略）

2 証券取引法第九十条第一項並びに公認会計士法（昭和二十三年法律第三号）第四十六条の十二第二項及び第四十九条の三第三項の規定により、証券取引法第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第二十七条の三十第一項の規定による検査並びに公認会計士法第四十六条の十二第一項及び第四十九条の三第二項の規定による検査（同法第四十九条の四第二項の規定により公認会計士・監査審査会に委任されたものを除く。）の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式二による。

3 証券取引法第九十条第一項（外国証券業者に関する法律第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、証券取引法第八十七条第四号（外国証券業者に関する法律第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す

4 金融商品取引法第九十条第一項の規定により、同法第八十五条の五の規定による検査の際に金融庁の審判官が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式四による。

証票は、別紙様式三による。  
4 証券取引法第九十条第一項の規定により、同法第八十五条の五の規定による検査の際に金融庁の審判官が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式四による。

改正案

現行

<p>（信用協同組合等の併せ行うことができる事業）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第九条の八第二項第十号に規定する内閣府令で定める証書をもって表示されるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四の二（略）</p> <p>五 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）<u>第二条第六項</u>に規定する商品投資受益権の受益権証書</p> <p>六・七（略）</p> <p>八 法第九条の八第二項第十五号の二又は第十七号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書</p> <p>5 法第九条の八第二項第十号の二に規定する有価証券として内閣府令で定めるものは、<u>金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。</u>）であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第 号）<u>第四十条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託</u></u></p>	<p>（信用協同組合等の併せ行うことができる事業）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第九条の八第二項第十号に規定する内閣府令で定める証書をもって表示されるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四の二（略）</p> <p>五 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）<u>第二条第三項</u>に規定する商品投資受益権の受益権証書</p> <p>六・七（略）</p> <p>八 法第九条の八第二項第十七号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書</p> <p>5 法第九条の八第二項第十号の二に規定する有価証券として内閣府令で定めるものは、<u>証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第一項第二号又は同条第二項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。</u>）であつて、証券取引法施行令第七條の二第一項第二号及び同条第二項に規定する有価証券を定める内閣府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）<u>第一条第一号に</u></u></p>
--	---

する信託の受益権であるものとする。

6 法第九条の八第二項第十五号の二及び第十六号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引（同法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。）に該当するものを除く。）とする。

7 法第九条の八第二項第十七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

（削る）

（削る）

規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

（新設）

6 法第九条の八第二項第十七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金利先渡取引（当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいう。）

二 為替先渡取引（当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この号に

- 一 (略)
- 二 当事者が数量を定めた算定割当量(地球温暖化対策の推進に関

(削る)

(削る)

- 三 直物為替先渡取引(当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金を合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいう。)
  - 四 店頭金融先物取引(金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第四項に規定する店頭金融先物取引をいい、前三号に該当するものを除く。第八号において同じ。)
  - 五 (略)
  - (新設)
- において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この号において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭、又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいう。)

する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算  
定割当量その他これに類似するものをいう。以下この号において  
同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に  
基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引  
（差金の授受によつて決済される取引に限る。）

（削る）

（削る）

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において前二号に掲げ  
る取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に  
付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払つことを約する  
取引その他これに類似する取引

六 クレジットデリバティブ取引（当事者が元本として定めた金額  
について、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等を反映する  
利率又は価格に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当該当事  
者間で取り決めた者の信用状態等に係る事象の発生に基づき金銭  
の支払又は財産の移転を相互に約する取引その他これに類似する  
取引をいう。）

七 スワップ取引（当事者が元本及び金利として定めた外貨額につ  
いて当該当事者間で取り決めた為替相場に基づき金銭の支払を相  
互に約する取引、当事者が元本として定めた金額について当該当  
事者のそれぞれが相手方と取り決めた利率に基づき金銭の支払を  
相互に約する取引その他これに類似する取引をいう。）

八 オプション取引（当事者の一方の意思表示により当事者間にお  
いて前七号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させること  
ができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方が  
これに対して対価を支払つことを約する取引その他これに類似す  
る取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第二項に規  
定する取引所金融先物取引等に該当するものを除く。）をいう。）

8 | (略)

9 | 前五項の規定は、信用協同組合連合会が法第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第十号、第十号の二、第十五号の二、第十六号、第十七号及び第十八号に掲げる事業について、これを準用する。

(信用協同組合連合会の会員以外の者に対する資金の貸付け等)

第一条の三 中小企業等協同組合法施行令(昭和三十三年政令第四十三号。以下「令」という。)(第十五条第二項に規定する預金その他の内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(信用協同組合の債券の募集又は管理の受託事業等)

第二条 法第九条の八第九項及び令第十七条第一項に規定する内閣府令で定める者は、法律の規定に基づき、政府が債券に係る債務について保証することができる法人とする。

(定款の変更の認可を要しない事項)

第二条の二 法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(削る)

7 | (略)

8 | 前四項の規定は、信用協同組合連合会が法第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第十号、第十七号及び第十八号に掲げる金銭債権の取得又は譲渡の事業について、これを準用する。

(信用協同組合連合会の会員以外の者に対する資金の貸付け等)

第一条の三 中小企業等協同組合法施行令(昭和三十三年政令第四十三号。以下「令」という。)(第十一条第二項に規定する預金その他の内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(信用協同組合の債券の募集又は管理の受託事業等)

第二条 法第九条の八第九項及び令第十二条第一項に規定する内閣府令で定める者は、法律の規定に基づき、政府が債券に係る債務について保証することができる法人とする。

(定款の変更の認可を要しない事項)

第二条の二 法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法第九条の八第二項第九号に掲げる事業(法第九条の九第六項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。)(のうち同号に規定する募集の取扱いに関する事項)

<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 金融商品取引法第三十三条の二の規定による登録を受けて行う業務</p> <p>(削る)</p> <p>七・八 (略)</p>	<p>二 法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業(法第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業を含む。)に関する事項</p> <p>三 法第九条の八第七項の規定により同項に規定する事業を行おうとする場合(法第九条の九第六項の規定により同項第二号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。)において不特定かつ多数の者を相手方とするこれらの事業に関する事項</p> <p>四〇七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>八 金融先物取引法第五十六条の規定による登録を受けて行う金融先物取引業</p> <p>九・十 (略)</p>
---	---

改正案	現行
<p>（募集事項の通知等を要しない場合）</p> <p>第二条 法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、組合が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、<u>金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</u>の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項が同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。</p> <p>一 <u>金融商品取引法第四条第一項又は第二項の届出をする場合における同法第二十七条において準用する同法第五条第一項の届出書</u></p> <p>二 <u>金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書及び同法第二十七条において準用する同法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類</u></p> <p>三 <u>金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書</u></p> <p>四 <u>金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書</u></p> <p>五 <u>金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の五</u></p>	<p>（募集事項の通知等を要しない場合）</p> <p>第二条 法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、組合が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、<u>証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</u>の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項が同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。</p> <p>一 <u>証券取引法第四条第一項又は第二項の届出をする場合における同法第五条第一項の届出書</u></p> <p>二 <u>証券取引法第二十七条において準用する同法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書及び同法第二十七条において準用する同法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類</u></p> <p>三 <u>証券取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書</u></p> <p>（新設）</p> <p>四 <u>証券取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の五第</u></p>

五第一項に規定する半期報告書

六 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の  
五第四項に規定する臨時報告書

(申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)

第六条 法第九条第四項に規定する主務省令で定める場合は、組合が金融商品取引法の規定に基づき目論見書に記載している事項を電磁的方法により提供している場合であつて、当該組合が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

一 項に規定する半期報告書

五 証券取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の五第  
四項に規定する臨時報告書

(申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)

第六条 法第九条第四項に規定する主務省令で定める場合は、組合が証券取引法の規定に基づき目論見書に記載している事項を電磁的方法により提供している場合であつて、当該組合が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

改正案	現行
<p>（募集事項の通知等を要しない場合）</p> <p>第二条 法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、金庫が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、<u>金融商品取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項が同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。</p> <p>一 <u>金融商品取引法</u>第四条第一項又は第二項の届出をする場合における<u>同法</u>第二十七条において準用する<u>同法</u>第五条第一項の届出書</p> <p>二 <u>金融商品取引法</u>第二十七条において準用する<u>同法</u>第二十三条の三第一項に規定する発行登録書及び<u>同法</u>第二十七条において準用する<u>同法</u>第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類</p> <p>三 <u>金融商品取引法</u>第二十七条において準用する<u>同法</u>第二十四条第一項に規定する有価証券報告書</p> <p>四 <u>金融商品取引法</u>第二十七条において準用する<u>同法</u>第二十四条の四の七第一項に規定する<u>四半期報告書</u></p> <p>五 <u>金融商品取引法</u>第二十七条において準用する<u>同法</u>第二十四条の</p>	<p>（募集事項の通知等を要しない場合）</p> <p>第二条 法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、金庫が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、<u>証券取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項が同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。</p> <p>一 <u>証券取引法</u>第四条第一項又は第二項の届出をする場合における<u>同法</u>第五条第一項の届出書</p> <p>二 <u>証券取引法</u>第二十七条において準用する<u>同法</u>第二十三条の三第一項に規定する発行登録書及び<u>同法</u>第二十七条において準用する<u>同法</u>第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類</p> <p>三 <u>証券取引法</u>第二十七条において準用する<u>同法</u>第二十四条第一項に規定する有価証券報告書</p> <p>（新設）</p> <p>四 <u>証券取引法</u>第二十七条において準用する<u>同法</u>第二十四条の五第</p>

五第一項に規定する半期報告書

六 | 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の  
五第四項に規定する臨時報告書

(申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)

第六条 法第九条第四項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、金庫が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

一 当該金庫が金融商品取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二 (略)

一 項に規定する半期報告書

五 | 証券取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の第五  
四項に規定する臨時報告書

(申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)

第六条 法第九条第四項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、金庫が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

一 当該金庫が証券取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二 (略)

改正案	現行
<p>（特定金融取引）</p> <p>第一条 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引及びその担保の目的で行う金銭又は有価証券の貸借又は寄託（以下「担保取引」という。）</u></p> <p>二 六（略）</p> <p>（評価額の算出）</p> <p>第二条 法第二条第六項に規定する内閣府令で定めるところにより算出した評価額は、金利、通貨の価格、<u>金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。）</u>における相場その他の指標の実勢条件に基づき、公正な方法により算出した額とする。</p>	<p>（特定金融取引）</p> <p>第一条 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 <u>証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引及びその担保の目的で行う金銭又は有価証券の貸借又は寄託（以下「担保取引」という。）</u></u></p> <p>二 六（略）</p> <p>（評価額の算出）</p> <p>第二条 法第二条第六項に規定する内閣府令で定めるところにより算出した評価額は、金利、通貨の価格、<u>有価証券市場</u>における相場その他の指標の実勢条件に基づき、公正な方法により算出した額とする。</p>

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号）（第十六条関係）

改正案	現行
<p>（資産の査定の基準）</p> <p>第四条 法第六条第二項に規定する主務省令で定める資産の査定の基準は、金融機関（労働金庫及び労働金庫連合会を除く。以下同じ。）の有する債権（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十八条第二項に規定する別紙様式第三号若しくは第三号の二、長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第十七条第二項に規定する別紙様式第二号若しくは第二号の二、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第二十五条第一項に規定する別紙様式第二号、第六号若しくは第十号又は協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第六十八条第一項に規定する別紙様式第九号若しくは第十号中の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返（協同組織金融機関にあつては債務保証見返）の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるもの</p>	<p>（資産の査定の基準）</p> <p>第四条 法第六条第二項に規定する主務省令で定める資産の査定の基準は、金融機関（労働金庫及び労働金庫連合会を除く。以下同じ。）の有する債権（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十八条第二項に規定する別紙様式第三号若しくは第三号の二、長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第十七条第二項に規定する別紙様式第二号若しくは第二号の二、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第二十五条第一項に規定する別紙様式第二号、第六号若しくは第十号又は協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第六十八条第一項に規定する別紙様式第九号若しくは第十号中の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返（協同組織金融機関にあつては債務保証見返）の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるもの</p>

に限る。( )をいう。以下同じ。( )について、債務者の財政状態及び  
経営成績等を基礎として、次に掲げるものに区分することをいう。

一 四 (略)

2  
5 (略)

る。( )をいう。以下同じ。( )について、債務者の財政状態及び経営  
成績等を基礎として、次に掲げるものに区分することをいう。

一 四 (略)

2  
5 (略)

改正案	現行
<p>（銀行等と特殊の関係のある会社）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項に規定する「特定子会社等」とは、当該銀行等の子法人等又は関連法人等である者のうち、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者</p> <p>二（略）</p> <p>三 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務（第一号に掲げる者が行う業務に該当するものを除く。）を営む者</p> <p>イハ（略）</p> <p>四（略）</p> <p>（保有の制限から除かれる株式）</p> <p>第二条 法第三条第一項に規定する主務省令で定める保有の制限から除かれる株式は、次に掲げる株式とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次条第一号において同じ。）若しくはこれ</p>	<p>（銀行等と特殊の関係のある会社）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項に規定する「特定子会社等」とは、当該銀行等の子法人等又は関連法人等である者のうち、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社</p> <p>二（略）</p> <p>三 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務を営む者</p> <p>イハ（略）</p> <p>四（略）</p> <p>（保有の制限から除かれる株式）</p> <p>第二条 法第三条第一項に規定する主務省令で定める保有の制限から除かれる株式は、次に掲げる株式とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。第三条第一号において同じ。）若しくはこれに類似する</p>

に類似するものであつて外国に所在するものの上場されている株式の発行者である会社又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿若しくはこれに類似するものであつて外国に備えられるものに登録されている株式の発行者である会社以外の会社が発行する株式

四〇九 (略)

二〇三 (略)

(株式に準ずるもの)

第三条 法第三条第一項に定める株式に準ずるものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資(協定譲受け等若しくは株式等の発行等に係るもの(協定銀行が保有するものに限る。)、資産買取りの委託に係るもの(協定債権回収会社が保有するものに限る。))又は取得株式等に係るもの(協定銀行が保有するものに限る。))を除く。

二 (略)

ものであつて外国に所在するものの上場されている株式の発行者である会社又は同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿若しくはこれに類似するものであつて外国に備えられるものに登録されている株式の発行者である会社以外の会社が発行する株式

四〇九 (略)

二〇三 (略)

(株式に準ずるもの)

第三条 法第三条第一項に定める株式に準ずるものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 証券取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資(協定譲受け等若しくは株式等の発行等に係るもの(協定銀行が保有するものに限る。)、資産買取りの委託に係るもの(協定債権回収会社が保有するものに限る。))又は取得株式等に係るもの(協定銀行が保有するものに限る。))を除く。

二 (略)

内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）（第十八条関係）

改正案

現行

別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
（削る）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（略）	（略）
<p>金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</p>	<p>第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）</p> <p>第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>、第四十六条の四、第四十六条の六</p> <p>第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第六十六条の十六</p>	<p>証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</p>	<p>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）</p> <p>（削る）</p> <p>第二条第三項において準用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）</p> <p>（第百五条第二項において適用する同法第九十七条）</p> <p>第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）</p> <p>、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>、第五十条、第五十二条第三項、第六十六条の十六、第八十九条第一項において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）</p>

<p>損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）</p>	<p>第十条の五第七項及び第二十三条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十一条</p>
<p>投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）</p>	<p>第十五条第一項、第七十三条第四項において準用する会社法第七十四条第六項、第七十五条第三項、第八十一条第二項及び第八十二条第二項、第九十二条第三項、第九十四条第一項において準用する同法第二百十条第六項及び第三百十八条第二項、第三百十五条第一項及び第五十四条の三第二項において準用する同法第三百七十一条第一項、第二百二十八条の二第二項、第二百二十九条第四項、第</p>

<p>損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）</p>	<p>第十条の五第七項及び第二十三条において準用する民法第五十一条</p>
<p>投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）</p>	<p>第三十六条第一項、第七十三条第四項において準用する会社法第七十四条第六項、第七十五条第三項、第八十一条第二項及び第八十二条第二項、第九十二条第三項、第九十四条第一項において準用する同法第二百十条第六項及び第三百十八条第二項、第三百十五条第一項及び第五十四条の三第二項において準用する同法第三百七十一条第一項、第二百二十八条の二第二項、第二百二十九条第四項、第</p>

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(略)	百三十二条第一項、第三百三十九条の十第二項において準用する同法第七百三十一条第二項、第四百九条の十第二項、第四百九条の十六第二項、第五百五十五条第五項、第六十一条において準用する同法第五百八条第一項及び第三項並びに第二百十一条第一項及び第二項
(略)	(略)	(削る)	(削る)	(略)	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	百三十二条第一項、第三百三十九条の十第二項において準用する同法七百三十一条第二項、第四百九条の十第二項、第四百九条の十六第二項、第五百五十五条第五項、第六十一条において準用する同法第五百八条第一項及び第三項並びに第二百十一条第一項及び第二項
証券取引所及び証券取引所持株会社に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十六号）	証券取引所及び証券取引所持株会社に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十六号）	証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号）	証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号）	証券取引所及び証券取引所持株会社に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十六号）	第十條第四項
外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）	外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）	（略）	（略）	（略）	第十五條第三項、第二十條において準用する証券取引法第五十二條第三項及び第二十一條において準用する同法第八十八條

(削る)	(削る)	(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(略)
(削る)	(削る)	(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(略)

(略)	(略)	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）	第三十四条
(略)	(略)	抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四号）	第十七条及び第二十条
(略)	(略)	金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）	第十六条第一項において準用する民法第五十一条、第七十八条、第八十条、第八十二条第三項及び第二百二十九条
(略)	(略)	金融先物取引法施行規則（平成元年大蔵省令第十八号）	第二条の八第四項
(略)	(略)	金融機関の証券業務に関する内閣府令（平成十年大蔵省令第三十五号）	第二十一条第十二号
(略)	(略)	外国証券業者に関する内閣府令（平成十年大蔵省令第	第二十四条第二十項において準用する証券会社の行為規制等に関する内

<p>金融商品取引業等に関する 内閣府令（平成十九年内閣 府令第 号）</p>	<p>（削る）</p>	<p>（略）</p>	<p>信託業法（平成十六年法律 第百五十四号）</p>	<p>（削る）</p>
<p>第百十七条第一項第十四号</p>	<p>（削る）</p>	<p>（略）</p>	<p>第三十四条第一項及び第七十八条第 一項</p>	<p>（削る）</p>

<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>信託業法</p>	<p>三十七号）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>証券会社の自己資本規制に 関する内閣府令</p>	<p>閣府令第四条第十八号並びに第三十 八条において準用する証券会社の自 己資本規制に関する内閣府令（平成 十三年内閣府令第二十三号）第八 条第五項、第九条第三項（第二号に係 る部分に限る。）、第十一条第二項 及び第十五条第三項（第八号に係る 部分に限る。）</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>金融先物取引業者の自己資 本規制に関する内閣府令（ 平成十七年内閣府令第七十 六号）</p>	<p>（略）</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>第八条第五項、第九条第三項（第二 号に係る部分に限る。）、第十一 条第二項及び第十五条第三項（第八 号に係る部分に限る。）</p>	<p>（略）</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>第三十四条第一項、第七十八条第一 項及び第九十七条（第百五条におい て適用する場合を含む。）</p>	<p>（略）</p>

金融商品取引所等に関する 内閣府令（平成十九年内閣 府令第 号）	第四十六条第四項
--	----------

別表第二（第四条関係）

（削る）	（削る）
金融商品取引法	第四十六条の二、第四十七条、第四十八条及び第六十六条の十六
投資信託及び投資法人に関する法律	第十五条第一項並びに第二百一十一条第一項及び第二項
（削る）	（削る）
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）

（新設）	（新設）
------	------

別表第二（第四条関係）

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	第二条第三項において準用する信託業法第百五条第一項において適用する同法第九十七条
証券取引法	第百八十八条（証券会社、登録金融機関及び証券仲介業者が保存する書面に限る。）
投資信託及び投資法人に関する法律	第三十六条第一項並びに第二百一十一条第一項及び第二項
外国証券業者に関する法律	第二十一条において準用する証券取引法第百八十八条
（略）	（略）
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律	第三十四条
抵当証券業の規制等に関する法律	第二十条
金融先物取引法	第七十八条及び第二百二十九条

(略)	(略)
(削る)	(削る)
(略)	(略)

別表第三(第五条関係)

(略)	(略)
(削る)	(削る)
金融商品取引法	第四十六条の二、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第六十六条の十六、第六十六条の十八及び第八十八条の十一第一項
(略)	(略)
投資信託及び投資法人に関する法律	第十五条第一項並びに第二百一十一条第一項及び第二項
(略)	(略)

(略)	(略)
信託業法	第九十七条(第一百五十五条において適用する場合を含む。)
(略)	(略)

別表第三(第五条関係)

(略)	(略)
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	第二条第三項において準用する信託業法第一百五十五条第二項において適用する同法第九十七条
証券取引法	第五十条、第五十二条第三項、第六十六条の十六、第八十九条第一項において準用する民法第五十一条第一項及び第八十八条(証券会社、登録金融機関及び証券仲介業者が保存する書面に限る。)
(略)	(略)
投資信託及び投資法人に関する法律	第三十六条第一項並びに第二百一十一条第一項及び第二項
(略)	(略)

(削る)	(削る)
(略)	(略)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(略)	(略)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)

証券取引所及び証券取引所 持株会社に関する内閣府令	第十条第四項
証券会社の行為規制等に關 する内閣府令	第四条第十八号
外国証券業者に関する法律	第十五条第三項、第二十条において 準用する証券取引法第五十二条第三 項及び第二十一条において準用する 同法第八十八条
(略)	(略)
有価証券に係る投資顧問業 の規制等に関する法律	第三十四条
抵当証券業の規制等に関する 法律	第十七条及び第二十条
金融先物取引法	第十六条第一項において準用する民 法第五十一条第一項、第七十八条、 第八十条、第八十二条第三項及び第 百二十九条
金融先物取引法施行規則	第二条の八第四項
(略)	(略)
金融機関の証券業務に關す る内閣府令	第二十一条第十二号

		(削る)	(削る)
		(削る)	(削る)
		(削る)	(削る)
		(略)	(略)
		(削る)	(削る)
金融商品取引業等に関する 内閣府令	金融商品取引業等に関する 内閣府令		
金融商品取引所等に関する 内閣府令	第四十六条第四項		

		外国証券業者に関する内閣 府令	第二十四条第二十項において準用す る証券会社の行為規制等に関する内 閣府令第四条第十八号並びに第二十 八条において準用する証券会社の自 己資本規制に関する内閣府令第八条 第五項、第九条第三項（第二号に係 る部分に限る。）及び第十五条第三 項（第八号に係る部分に限る。）
		証券会社の自己資本規制に 関する内閣府令	第八条第五項、第九条第三項（第二 号に係る部分に限る。）及び第十五 条第三項（第八号に係る部分に限る 。）
		信託業法	第九十七条（百五条において適用 する場合を含む。）
		(略)	(略)
		金融先物取引業者の自己資 本規制に関する内閣府令	第八条第五項、第九条第三項（第二 号に係る部分に限る。）及び第十五 条第三項（第八号に係る部分に限る 。）
		(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)

別表第四（第八条関係）

金融商品取引法

第二十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条の三、第六十六条の十八、第一百一条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第一百一条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の四第九項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の十三

別表第四（第八条関係）

証券取引法

第二十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第五十条、第五十二条第三項、第六十六条の十六、第一百一条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第一百一条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の四第九項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の十三第三項（第一号に係る部分に

	<p>第三項（第一号に係る部分に限る。）  （第百三十九条の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第百三十九条の二十一第三項（第一号に係る部分に限る。））</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律</p>	<p>第十五条第二項、第六十七条第七項において準用する会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第七十三条第四項において準用する同法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十五条第四項、第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項並びに第八十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第七十七条の三第三項において準用する同法第二百二十五条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第九十二条第四項、第九十四条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分</p>
	<p>限る。）  （第百三十九条の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第百三十九条の二十一第三項（第一号に係る部分に限る。））</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律</p>	<p>第三十六条第二項、第六十七条第七項において準用する会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第七十三条第四項において準用する同法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）  、第七十五条第四項、第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）  及び第四項並びに第八十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第七十七条の三第三項において準用する同法第二百二十五条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第九十二条第四項、第九十四条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部</p>

---

---

に限る。)並びに第三百十八条第四項(第一号に係る部分に限る。)及び第五項、第百十五条第一項及び第百五十四条の三第二項において準用する同法第三百七十一条第二項(第一号に係る部分に限る。)及び第四項、第百二十八条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)、第百二十八条の三第二項において準用する同法第四百三十三条第三項、第百三十二条第二項において準用する同法第四百四十二条第三項(第一号に係る部分に限る。)及び第四項、第百三十九条の七において準用する同法第六百八十四条第二項(第一号に係る部分に限る。)及び第四項、第百三十九条の十第二項において準用する同法第七百三十一条第三項(第一号に係る部分に限る。))並びに第百四十九条第二項(第一号に係る部分に限り、第百四十九条の六第二項、第百四十九条の十第三項、第百四十九条の十一第二項及び第百四十九条の

---

---

分に限る。)並びに第三百十八条第四項(第一号に係る部分に限る。))及び第五項、第百十五条第一項及び第百五十四条の三第二項において準用する同法第三百七十一条第二項(第一号に係る部分に限る。))及び第四項、第百二十八条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)、第百二十八条の三第二項において準用する同法第四百三十三条第三項、第百三十二条第二項において準用する同法第四百四十二条第三項(第一号に係る部分に限る。))及び第四項、第百三十九条の七において準用する同法第六百八十四条第二項(第一号に係る部分に限る。))及び第四項、第百三十九条の十第二項において準用する同法第七百三十一条第三項(第一号に係る部分に限る。))並びに第百四十九条第二項(第一号に係る部分に限り、第百四十九条の六第二項、第百四十九条の十第三項、第百四十九条の十一第二項及び第百四十九条

---

---



別表第五（第十条関係）

金融商品取引法

第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。））、第二十四条の六第三項及び第二十七条において準用する場合を含む。）  
 、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）  
 ）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）  
 、第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）  
 、第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）  
 。  
 ）  
 、第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）  
 、第百一条の三第

別表第五（第十条関係）

証券取引法

第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）  
 ）、第二十四条の六第三項及び第二十七条において準用する場合を含む。）  
 、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）  
 ）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）  
 、第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）  
 、第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）  
 。  
 ）  
 、第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）  
 、第百一条の三第

(削る)	(削る)	<p>(略)</p> <p>二項（第二号に係る部分に限る。） 、第百一条の五第二項（第二号に係る部分に限る。） 、第百三十九条の三第二項（第二号に係る部分に限る。） 、第百三十九条の四第九項（第二号に係る部分に限る。） 、第百三十九條の五第二項（第二号に係る部分に限る。） 、第百三十九條の六第五項（第二号に係る部分に限る。） 、第百三十九條の七第二項（第二号に係る部分に限る。） 、第百三十九條の十四第二項（第二号に係る部分に限る。） 、第百三十九條の十四第二項（第二号に係る部分に限る。） 及び第百三十九條の二十一第三項（第二号に係る部分に限る。）</p>
------	------	--

金融先物取引法	<p>(略)</p> <p>第三十四条の六第二項（第二号に係る部分に限る。） 及び第三十四条の八第二項（第二号に係る部分に限る。）</p>	<p>(略)</p> <p>二項（第二号に係る部分に限る。） 、第百一条の五第二項（第二号に係る部分に限る。） 、第百三十九条の三第二項（第二号に係る部分に限る。） 、第百三十九条の四第九項（第二号に係る部分に限る。） 、第百三十九條の五第二項（第二号に係る部分に限る。） 、第百三十九條の六第五項（第二号に係る部分に限る。） 、第百三十九條の七第二項（第二号に係る部分に限る。） 、第百三十九條の十四第二項（第二号に係る部分に限る。） 、第百三十九條の十四第二項（第二号に係る部分に限る。） 、第百三十九條の十四第二項（第二号に係る部分に限る。） 及び第百三十九條の二十一第三項（第二号に係る部分に限る。）</p>
---------	---	--

(略)

(略)

(略)

(略)

改正案	現行
<p>（管理室等及び企画官等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 審判手続室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六章の二の規定による審判の事務（同法第八十条第一項の規定により審判官が行つものを除く。）に關すること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>7～9（略）</p> <p>（市場調整官及び金融取引官）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 市場調整官は、命を受けて、金融商品市場に關する調査その他専門的な事項に關する事務並びに二以上の市場間における重要事項に關する調整に關する事務に従事する。</p> <p>3（略）</p> <p>（監督調査室等及び監督企画官等）</p> <p>第八条（略）</p>	<p>（管理室等及び企画官等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 審判手続室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六章の二の規定による審判の事務（同法第八十条第一項の規定により審判官が行つものを除く。）に關すること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>7～9（略）</p> <p>（市場調整官及び金融取引官）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 市場調整官は、命を受けて、有価証券市場及び金融先物市場に關する調査その他専門的な事項に關する事務並びに二以上の市場間における重要事項に關する調整に關する事務に従事する。</p> <p>3（略）</p> <p>（監督調査室等及び監督企画官等）</p> <p>第八条（略）</p>

2・3 (略)

4 コングロマリット室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一 次のイからハまでに掲げる者(以下この項において「銀行等」という。)であつて、金融コングロマリット(次のニ又はホに規定する企業集団をいう。以下同じ。)を構成する者についての監督事務に関する総合調整に関すること。

イ・ロ (略)

ハ 金融商品取引業を行う者

二・ホ (略)

ニ・三 (略)

5～9 (略)

10 金融会社室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イ・ロ (略)

(削る)

(削る)

ハ (略)

(削る)

2・3 (略)

4 コングロマリット室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一 次のイからハまでに掲げる者(以下この項において「銀行等」という。)であつて、金融コングロマリット(次のニ又はホに規定する企業集団をいう。以下同じ。)を構成する者についての監督事務に関する総合調整に関すること。

イ・ロ (略)

ハ 証券業を営む者、投資信託委託業者又は投資顧問業(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二条第二項に規定する投資顧問業をいう。)を営む者

二・ホ (略)

ニ・三 (略)

5～9 (略)

10 金融会社室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イ・ロ (略)

ハ 抵当証券業を営む者及び抵当証券業協会

ニ 抵当証券保管機構

ホ (略)

ヘ 商品投資販売業を営む者

二 (略)

二・三 (略)

11  
14 (略)

(市場分析審査課の所掌事務)

第十三条 市場分析審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)、資産の流動化に関する法律、社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)(次条第一号において「金融商品取引法等」と総称する。)に基づく報告又は資料の徴取(社債等登録法第九条第三項、金融商品取引法第九十四条の七第二項及び第三項、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項及び第三項、株券等の保管及び振替に関する法律第四十一条の二第二項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、社債等の振替に関する法律第三百三十六条第二項並びに金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第十三条第四項及び第五項の規定により委任されたものに限る。)その他の情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査に関する専門的な事務(次号及び第十八条第三項から第

ト (略)

二・三 (略)

11  
14 (略)

(市場分析審査課の所掌事務)

第十三条 市場分析審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)、証券取引法、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)、資産の流動化に関する法律、社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)(次条第一号において「証券取引法等」と総称する。)に基づく報告又は資料の徴取(社債等登録法第九条第三項、証券取引法第九十四条の六第二項及び第三項、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項及び第三項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項及び第三項、株券等の保管及び振替に関する法律第四十一条の二第二項、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第五十一条の二第二項及び第三項、金融先物取引法第四百四十五条第二項及び第三項、資産の流動化に関する法律第二百九

六項までにおいて、「市場分析審査事務」という。）に関すること。

二（略）

（証券検査課の所掌事務）

第十四条 証券検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 金融商品取引法等に基づく報告又は資料の徴取及び検査（社債等登録法第九条第三項、金融商品取引法第九十四条の七第二項及び第三項、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項及び第三項、株券等の保管及び振替に関する法律第四十一条の二第二項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、社債等の振替に関する法律第三百三十六条第二項並びに金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第十三条第四項及び第五項の規定により委任されたものに限る。次号、第三号、第十七条及び第十八条第七項から第十項までにおいて「証券検査」という。）に関すること  
（市場分析審査課及び課徴金・開示検査課の所掌に属するもの並びに証券検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

条第二項及び第三項、社債等の振替に関する法律第三百三十六条第二項並びに金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第十三条第四項及び第五項の規定により委任されたものに限る。）その他の情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査に関する専門的な事務（次号及び第十八条第三項から第六項までにおいて「市場分析審査事務」という。）に関すること。

二（略）

（証券検査課の所掌事務）

第十四条 証券検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 証券取引法等に基づく報告又は資料の徴取及び検査（社債等登録法第九条第三項、証券取引法第九十四条の六第二項及び第三項、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項及び第三項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項及び第三項、株券等の保管及び振替に関する法律第四十一条の二第二項、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第五十一条の二第二項及び第三項、金融先物取引法第四百五条第二項及び第三項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、社債等の振替に関する法律第三百三十六条第二項並びに金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第十三条第四項及び第五項の規定により委任されたものに限る。次号、第三号、第十七条及び第十八条第七項から第十

二・三 (略)

(課徴金・開示検査課の所掌事務)

第十五条 課徴金・開示検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 金融商品取引法第七十七条の規定に基づく調査(同法第九十四条の七第二項の規定により委任されたものに限る。)、同法第二十六条(同法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(同法第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。)、及び第二項並びに第二十七条の三十第一項の規定に基づく報告又は資料の徴取及び検査並びに同条第二項及び同法第九十三条の二第五項の規定に基づく報告又は資料の徴取(同法第九十四条の七第三項の規定により委任されたものに限る。次号、第三号及び第十八条第十一項から第十四項までにおいて「課徴金調査等」という。)に關すること(市場分析審査課及び証券検査課の所掌に属するものを除く。)
- 二・三 (略)

(特別調査課の所掌事務)

第十六条 特別調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 金融商品取引法及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び

二・三 (略)

(課徴金・開示検査課の所掌事務)

第十五条 課徴金・開示検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 証券取引法第七十七条の規定に基づく調査(同法第九十四条の六第二項の規定により委任されたものに限る。)、同法第二十六条(同法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(同法第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。)、及び第二項並びに第二十七条の三十第一項の規定に基づく報告又は資料の徴取及び検査並びに同条第二項及び同法第九十三条の二第四項の規定に基づく報告又は資料の徴取(同法第九十四条の六第三項の規定により委任されたものに限る。次号、第三号及び第十八条第十一項から第十四項までにおいて「課徴金調査等」という。)に關すること(市場分析審査課及び証券検査課の所掌に属するものを除く。)
- 二・三 (略)

(特別調査課の所掌事務)

第十六条 特別調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 証券取引法、外国証券業者に関する法律、金融先物取引法及び

預金口座等の不正な利用の防止に関する法律に基づく犯則事件の調査（次号及び第十八条第十五項から第十九項までにおいて「犯則事件の調査」という。）に關すること。

二（略）

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律に基づく犯則事件の調査（次号及び第十八条第十五項から第十九項までにおいて「犯則事件の調査」という。）に關すること。

二（略）

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

### (銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 銀行が施行日以後に顧客との間で外貨預金等（第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下「新銀行法施行規則」という。）第十四条の十一の二十五第一項第一号に規定する外貨預金等をいう。以下この条において同じ。）に係る特定預金等契約（改正法第十六条の規定による改正後の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「新銀行法」という。）第十三条の四に規定する特定預金等契約をいう。以下この条から附則第四条まで及び第七条において同じ。）の締結をしようとする場合における新銀行法第十五号。以下「新金融商品取引法」という。）第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客が施行日から起算して三月以内に当該特定預金等契約を締結しようとする場合（当該

顧客から契約締結前交付書面（新銀行法施行規則第十四条の十一の十七第三号二(1)に規定する契約締結前交付書面をいう。以下この条、次条第二項及び附則第七条において同じ。）の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）とする。

2 施行日以後に外貨預金等に係る特定預金等契約が成立した場合における新銀行法第十三条の四において準用する新金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、施行日から起算して三月以内に当該特定預金等契約が成立した場合（当該顧客から契約締結時交付書面（新銀行法施行規則第十四条の十一の二十八第一項に規定する契約締結時交付書面をいう。以下この条及び附則第七条において同じ。）の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）とする。

3 前二項の場合において、銀行は、施行日から起算して三月以内に当該顧客に対し、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面又は外貨預金等書面（新銀行法施行規則第十四条の十一の二十五第一項第一号に規定する外貨預金等書面をいう。附則第六条において同じ。）を交付しなければならない。

第三条 銀行又は銀行代理業者（新銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下この条において同じ。）が施行日以後に顧客（当該銀行との間で施行日前に特定預金等契約に相当する契約を締結し

た者又は当該銀行代理業者による代理若しくは媒介により施行日前に特定預金等契約に相当する契約を締結した者に限る。）を相手方とする特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をしようとする場合における新銀行法第十三条の四又は第五十二条の四十五の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客が施行日から起算して三月以内に当該特定預金等契約を締結しようとする場合とする。

2 前項の場合において、銀行又は銀行代理業者は、特定預金等契約が成立したときは、遅滞なく、同項の顧客に対し、契約締結前交付書面を交付しなければならない。

第四条 新銀行法施行規則第十四条の十一の十四第三号の適用については、施行日前に締結した特定預金等契約に相当する契約は、同号の特定預金等契約とみなす。

第五条 新銀行法施行規則第十四条の十一の十八及び第三十四条の五十三の三の規定は、ビラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供については、施行日から起算して三月を経過するまでの間は、適用しない。

第六条 銀行は、施行日前においても、新銀行法施行規則第十四条の十一の二十五第一項第一号又は第十四

条の十一の二十九第一項第一号の規定の例により、顧客に対し、書面を交付することができる。この場合において、当該銀行は、新銀行法施行規則第十四条の十一の二十五第一項第一号又は第十四条の十一の二十九第一項第一号の規定により当該顧客に対して外貨預金等書面を交付したものとみなす。

2 新銀行法施行規則第十四条の十一の二十五第一項第一号及び第三項又は第十四条の十一の二十九第一項第一号及び第三項の適用については、前項前段の規定により書面を交付した日を新銀行法施行規則第十四条の十一の二十五第一項第一号及び第三項又は第十四条の十一の二十九第一項第一号及び第三項の外貨預金等書面を交付した日とみなす。

第七条 銀行は、施行日以後に特定預金等契約を締結しようとする場合であつて、施行日前に、当該特定預金等契約と同一の内容の契約について、顧客に対し、新銀行法第十二条の四において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定の例により書面を交付しているときには、当該顧客に対し、同項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなして、新銀行法施行規則第十四条の十一の二十五第一項第二号の規定を適用する。

2 銀行は、施行日以後に特定預金等契約が成立した場合であつて、施行日前に、当該特定預金等契約と同

一の内容の契約について、顧客に対し、新銀行法第十三条の四において準用する新金融商品取引法第三十条の四第一項の規定の例により書面を交付しているときには、当該顧客に対し、同項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなして、新銀行法施行規則第十四条の十一の二十九第一項第二号の規定を適用する。

3 新銀行法施行規則第十四条の十一の二十五第一項第二号及び第四項又は第十四条の十一の二十九第一項第二号及び第四項の適用については、前二項の規定により書面を交付した日を新銀行法施行規則第十四条の十一の二十五第一項第二号及び第四項の契約締結前交付書面又は新銀行法施行規則第十四条の十一の二十九第一項第二号及び第四項の契約締結時交付書面を交付した日とみなす。

第八条 この府令の施行の際現に証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号。以下「整備法」という。）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号。以下「旧抵当証券業規制法」という。）の規定により行っている旧抵当証券業規制法第二条第一項に規定する抵当証券業については、第一条の規定による改正前の銀行法施行規則第十七

条の三第二項第四号の規定は、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条 長期信用銀行（改正法第十四条の規定による改正後の長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「新長期信用銀行法」という。）第二条に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。）が施行日以後に顧客との間で外貨預金等（第二条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則（以下「新長期信用銀行法施行規則」という。）第二十六条の二の二十三第一項第一号に規定する外貨預金等をいう。以下この条において同じ。）に係る特定預金等契約（新長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等契約をいう。以下この条から附則第十一条まで及び附則第十四条において同じ。）の締結をしようとする場合における新長期信用銀行法第十七条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客が施行日から起算して三月以内に当該特定預金等契約を締結しようとする場合（当該顧客から契約締結前交付書面（新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の十五第三号二(1)に規定する契約締結前交付書面をいう。以下この条、次条第二項及び附則第十四条において同じ。）の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）とする。

2 施行日以後に外貨預金等に係る特定預金等契約が成立した場合における新長期信用銀行法第十七条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、施行日から起算して三月以内に当該特定預金等契約が成立した場合（当該顧客から契約締結時交付書面（新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十六第一項に規定する契約締結時交付書面をいう。以下この条及び附則第十四条において同じ。）の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限り。）とする。

3 前二項の場合において、長期信用銀行は、施行日から起算して三月以内に当該顧客に対し、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面又は外貨預金等書面（新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十三第一項第一号に規定する外貨預金等書面をいう。附則第十三条において同じ。）を交付しなければならぬ。

第十条 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者（新長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。以下この条において同じ。）が施行日以後に顧客（当該長期信用銀行との間で施行日前に特定預金等契約に相当する契約を締結した者又は当該長期信用銀行代理業者による代理若しくは媒介により施行日前に特定預金等契約に相当する契約を締結した者に限り。）を相手方とする特定預金等

契約の締結又はその代理若しくは媒介をしようとする場合における新長期信用銀行法第十七条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客が施行日から起算して三月以内に当該特定預金等契約を締結しようとする場合とする。

2 前項の場合において、長期信用銀行又は長期信用代理業者は、特定預金等契約が成立したときは、遅滞なく、同項の顧客に対し、契約締結前交付書面を交付しなければならない。

第十一条 新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の十二第三号の適用については、施行日前に締結した特定預金等契約に相当する契約は、同号の特定預金等契約とみなす。

第十二条 新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の十六の規定は、ビラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供については、施行日から起算して三月を経過するまでの間は、適用しない。

第十三条 長期信用銀行は、施行日前においても、新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十三第一項第一号又は第二十六条の二の二十七第一項第一号の規定の例により、顧客に対し、書面を交付することができる。この場合において、当該長期信用銀行は、新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十三

第一項第一号又は第二十六条の二の二十七第一項第一号の規定により当該顧客に対して外貨預金等書面を交付したものとみなす。

2 新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十三第一項第一号及び第三項又は第二十六条の二の二十七第一項第一号及び第三項の適用については、前項前段の規定により書面を交付した日を新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十三第一項第一号及び第三項又は第二十六条の二の二十七第一項第一号及び第三項の外貨預金等書面を交付した日とみなす。

第十四条 長期信用銀行は、施行日以後に特定預金等契約を締結しようとする場合であつて、施行日前に、当該特定預金等契約と同一の内容の契約について、顧客に対し、新長期信用銀行法第十七条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定の例により書面を交付しているときには、当該顧客に対し、同項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなして、新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十三第一項第二号の規定を適用する。

2 長期信用銀行は、施行日以後に特定預金等契約が成立した場合であつて、施行日前に、当該特定預金等契約と同一の内容の契約について、顧客に対し、新長期信用銀行法第十七条の二において準用する新金融

商品取引法第三十七条の四第一項の規定の例により書面を交付しているときには、当該顧客に対し、同項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなして、新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十七第一項第二号の規定を適用する。

3 新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十三第一項第二号及び第四項又は第二十六条の二の二十七第一項第二号及び第四項の適用については、前二項の規定により書面を交付した日を新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十三第一項第二号及び第四項の契約締結前交付書面又は新長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十七第一項第二号及び第四項の契約締結時交付書面を交付した日とみなす。

(信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 金庫(改正法第十三条の規定による改正後の信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「新信用金庫法」という。))第二条に規定する金庫をいう。以下同じ。)(が施行日以後に顧客との間で外貨預金等(第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則(以下「新信用金庫法施行規則」という。))第二百七十条の二十三第一項第一号に規定する外貨預金等をいう。以下この条において同じ。)(に係る特定預金等契約(新信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等契約をいう。以下この条から附則第十

七条まで及び附則第二十条において同じ。）の締結をしようとする場合における新信用金庫法第八十九条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客が施行日から起算して三月以内に当該特定預金等契約を締結しようとする場合（当該顧客から契約締結前交付書面（新信用金庫法施行規則第一百七十条の十五第三号二(1)に規定する契約締結前交付書面をいう。以下この条、次条第二項及び附則第二十条において同じ。）の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）とする。

2 施行日以後に外貨預金等に係る特定預金等契約が成立した場合における新信用金庫法第八十九条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、施行日から起算して三月以内に当該特定預金等契約が成立した場合（当該顧客から契約締結時交付書面（新信用金庫法施行規則第一百七十条の二十六第一項に規定する契約締結時交付書面をいう。以下この条及び附則第二十条において同じ。）の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）とする。

3 前二項の場合において、金庫は、施行日から起算して三月以内に当該顧客に対し、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面又は外貨預金等書面（新信用金庫法施行規則第一百七十条の二十三第一項第一号に

規定する外貨預金等書面をいう。附則第十九条において同じ。）を交付しなければならない。

第十六条 金庫又は信用金庫代理業者（新信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下この条において同じ。）が施行日以後に顧客（当該金庫との間で施行日前に特定預金等契約に相当する契約を締結した者又は当該信用金庫代理業者による代理若しくは媒介により施行日前に特定預金等契約に相当する契約を締結した者に限る。）を相手方とする特定預金等契約の締結をしようとする場合における新信用金庫法第八十九条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客が施行日から起算して三月以内に当該特定預金等契約を締結しようとする場合とする。

2 前項の場合において、金庫又は信用金庫代理業者は、特定預金等契約が成立したときは、遅滞なく、同項の顧客に対し、契約締結前交付書面を交付しなければならない。

第十七条 新信用金庫法施行規則第七十条の十二第三号の適用については、施行日前に締結した特定預金等契約に相当する契約は、同号の特定預金等契約とみなす。

第十八条 新信用金庫法施行規則第七十条の十六の規定は、ビラ又はパンフレットを配布する方法により

多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供については、施行日から起算して三月を経過するまでの間は、適用しない。

第十九条 金庫は、施行日前においても、新信用金庫法施行規則第七十条の二十三第一項第一号又は第七十条の二十七第一項第一号の規定の例により、顧客に対し、書面を交付することができる。この場合において、当該金庫は、新信用金庫法施行規則第七十条の二十三第一項第一号又は第七十条の二十七第一項第一号の規定により当該顧客に対して外貨預金等書面を交付したものとみなす。

2 新信用金庫法施行規則第七十条の二十三第一項第一号及び第三項又は第七十条の二十七第一項第一号及び第三項の適用については、前項前段の規定により書面を交付した日を新信用金庫法施行規則第七十条の二十三第一号及び第三項又は第七十条の二十七第一号及び第三項の外貨預金等書面を交付した日とみなす。

第二十条 金庫は、施行日以後に特定預金等契約を締結しようとする場合であつて、施行日前に、当該特定預金等契約と同一の内容の契約について、顧客に対し、新信用金庫法第八十九条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定の例により書面を交付しているときには、当該顧客に対し、

同項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなして、新信用金庫法施行規則第七十条の二十三第一項第二号の規定を適用する。

- 2 金庫は、施行日以後に特定預金等契約が成立した場合であつて、施行日前に、当該特定預金等契約と同の内容の契約について、顧客に対し、新信用金庫法第八十九条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定の例により書面を交付しているときには、当該顧客に対し、同項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなして、新信用金庫法施行規則第七十条の二十七第一項第二号の規定を適用する。

- 3 新信用金庫法施行規則第七十条の二十三第一項第二号及び第四項又は第七十条の二十七第一項第二号及び第四項の適用については、前二項の規定により書面を交付した日を新信用金庫法施行規則第七十条の二十三第一項第二号及び第四項の契約締結前交付書面又は新信用金庫法施行規則第七十条の二十七第一項第二号及び第四項の契約締結時交付書面を交付した日とみなす。

第二十一条 この府令の施行の際現に整備法第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧抵当証券業規制法の規定により行っている旧抵当証券業規制法第二条第一項に規定する抵当証券業

については、第三条の規定による改正前の信用金庫法施行規則第六十四条第五項第四号の規定は、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二十二條 信託業務を営む金融機関（改正法第七条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「新兼営法」という。）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が施行日以後に顧客（当該金融機関との間で施行日前に特定信託契約（改正法第二十条の規定による改正後の信託業法（平成十六年法律第百五十四号。以下「新信託業法」という。）第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。附則第三十三条、第三十四条及び第三十六条を除き、以下同じ。）に相当する契約を締結した者に限る。）との間で特定信託契約の締結をしようとする場合における新兼営法第二条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客が施行日から起算して三月以内に当該特定信託契約を締結しようとする場合とする。

2 前項の場合において、信託業務を営む金融機関は、特定信託契約が成立したときは、遅滞なく、同項の

顧客に対し、契約締結前交付書面（第四条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（以下「新兼営法施行規則」という。）第三十一条の十四第三号二(1)に規定する契約締結前交付書面をいう。附則第二十五条において同じ。）を交付しなければならない。

第二十三条 新兼営法施行規則第三十一条の十一第三号の適用については、施行日前に締結した特定信託契約に相当する契約は、同号の特定信託契約とみなす。

第二十四条 新兼営法施行規則第三十一条の十五の規定は、ビラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供については、施行日から起算して三月を経過するまでの間は、適用しない。

第二十五条 信託業務を営む金融機関は、施行日以後に特定信託契約を締結しようとする場合であつて、施行日前に、当該特定信託契約と同一の内容の契約について、顧客に対し、新兼営法第二条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定の例により書面を交付しているときには、当該顧客に対し、同項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなして、新兼営法施行規則第三十一条の二十一第一項第一号の規定を適用する。

(協同組合による金融事業に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 信用協同組合等(改正法第十一条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号。以下「新協同組合金融事業法」という。)(第二条第一項に規定する信用協同組合等をいう。以下同じ。))が施行日以後に顧客との間で外貨預金等(第五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する内閣府令(以下「新協同組合金融事業府令」という。)(第一百条の二十三第一項第一号に規定する外貨預金等をいう。以下この条において同じ。))に係る特定預金等契約(新協同組合金融事業法第六条の五の二に規定する特定預金等契約をいう。以下この条から附則第二十八条まで及び附則第三十一条において同じ。))の締結をしようとする場合における新協同組合金融事業法第六条の五の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客が施行日から起算して三月以内に当該特定預金等契約を締結しようとする場合(当該顧客から契約締結前交付書面(新協同組合金融事業府令第一百条の十五第三号二(1)に規定する契約締結前交付書面をいう。以下この条、次条第二項及び附則第三十一条において同じ。))の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。))とする。

2 施行日以後に外貨預金等に係る特定預金等契約が成立した場合における新協同組合金融事業法において準用する新金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、施行日から起算して三月以内に当該特定預金等契約が成立した場合（当該顧客から契約締結時交付書面（新協同組合金融事業府令第百十条の二十六第一項に規定する契約締結時交付書面をいう。以下この条及び附則第三十一条において同じ。）の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）とする。

3 前二項の場合において、信用協同組合等は、施行日から起算して三月以内に当該顧客に対し、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面又は外貨預金等書面（新協同組合金融事業府令第百十条の二十三第一項第一号に規定する外貨預金等書面をいう。附則第三十条において同じ。）を交付しなければならない。

第二十七条 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者（新協同組合金融事業法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下この条において同じ。）が施行日以後に顧客（当該信用協同組合等との間で施行日前に特定預金等契約に相当する契約を締結した者又は当該信用協同組合代理業者による代理若しくは媒介により施行日前に特定預金等契約に相当する契約を締結した者に限る。）を相手方とする特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をしようとする場合における新協同組織金融事業法第六

条の五の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客が施行日から起算して三月以内に当該特定預金等契約を締結しようとする場合とする。

2 前項の場合において、信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、特定預金等契約が成立したときは、遅滞なく、同項の顧客に対し、契約締結前交付書面を交付しなければならない。

第二十八条 新協同組合金融事業府令第百条の十二第三号の適用については、施行日前に締結した特定預金等契約に相当する契約は、同号の特定預金等契約とみなす。

第二十九条 新協同組合金融事業府令第百十条の十六の規定は、ビラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供については、施行日から起算して三月を経過するまでの間は、適用しない。

第三十条 信用協同組合等は、施行日前においても、新協同組合金融事業府令第百十条の二十三第一項第一号又は第百十条の二十七第一項第一号の規定の例により、顧客に対し、書面を交付することができる。この場合において、当該信用協同組合等は、新協同組合金融事業府令第百十条の二十三第一項第一号又は第百十条の二十七第一項第一号の規定により当該顧客に対して外貨預金等書面を交付したものとみなす。

2 新協同組合金融事業府令第百十条の二十三第一項第二号及び第三項又は第百十条の二十七第一項第二号及び第三項の適用については、前項前段の規定により書面を交付した日を新協同組合金融事業府令第百十条の二十三第一項第二号及び第三項又は第百十条の二十七第一項第二号及び第三項の外貨預金等書面を交付した日とみなす。

第三十一条 信用協同組合等は、施行日以後に特定預金等契約を締結しようとする場合であつて、施行日前に、当該特定預金等契約と同一の内容の契約について、顧客に対し、新協同組合金融事業法において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定の例により書面を交付しているときには、当該顧客に対し、同項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなして、新協同組合金融事業府令第百十条の二十三第一項第二号の規定を適用する。

2 信用協同組合等は、施行日以後に特定預金等契約が成立した場合であつて、施行日前に、当該特定預金等契約と同一の内容の契約について、顧客に対し、新協同組合金融事業法において準用する新金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定の例により書面を交付しているときには、当該顧客に対し、同項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなして、新協同組合金融事業府令第百十条の二十七第一項

第二号の規定を適用する。

3 新協同組合金融事業府令第百十条の二十三第一項第二号及び第四項又は第百十条の二十七第一項第二号及び第四項の適用については、前二項の規定により書面を交付した日を新協同組合金融事業府令第百十条の二十三第一項第二号及び第四項の契約締結前交付書面又は新協同組合金融事業府令第百十条の二十七第一項第二号及び第四項の契約締結時交付書面を交付した日とみなす。

第三十二条 この府令の施行の際現に整備法第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧抵当証券業規制法の規定により行っている旧抵当証券業規制法第二条第一項に規定する抵当証券業については、第五条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第四号の規定は、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

(保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三十三条 保険金信託業務を行う生命保険会社等(証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十九年政令第 号)第十四条の規定による改正後の保険業法施行令(平成七年政令第四

百二十五号)第十三条の三に規定する保険金信託業務を行う生命保険会社等をいう。以下同じ。)が施行日以後に顧客(当該保険金信託業務を行う生命保険会社等との間で施行日前に特定信託契約(改正法第十八条の規定による改正後の保険業法(平成七年法律第百五号。以下「新保険業法」という。)第九十九条第八項において準用する新信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。以下この条、次条及び附則第三十六条において同じ。)に相当する契約を締結した者に限る。)との間で特定信託契約の締結をしようとする場合における新保険業法第九十九条第八項において準用する新信託業法第二十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客が施行日から起算して三月以内に当該特定信託契約を締結しようとする場合とする。

2 前項の場合において、保険金信託業務を行う生命保険会社等は、特定信託契約が成立したときは、遅滞なく、同項の顧客に対し、契約締結前交付書面(第六条の規定による改正後の保険業法施行規則(以下「新保険業法施行規則」という。)第五十二条の十三の十五第三号二(1)に規定する契約締結前交付書面をいう。附則第三十六条において同じ。)を交付しなければならない。

第三十四条 新保険業法施行規則第五十二条の十三の十二第三号の適用については、施行日前に締結した特

定信託契約に相当する契約は、同号の特定信託契約とみなす。

第三十五条 新保険業法施行規則第五十二条の十三の十六の規定は、ビラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供については、施行日から起算して三月を経過するまでの間は、適用しない。

第三十六条 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、施行日以後に特定信託契約を締結しようとする場合であつて、施行日前に、当該特定信託契約と同一の内容の契約について、顧客に対し、新保険業法第九十条第八項において準用する新信託業法第二十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定の例により書面を交付しているときには、当該顧客に対し、同項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなして、新保険業法施行規則第五十二条の十三の二十二第一項第一号の規定を適用する。

第三十七条 保険会社等（新保険業法第二条の二第一項に規定する保険会社等をいう。以下同じ。）  
、外国保険会社等（新保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。以下同じ。）  
、保険募集人（新保険業法第二条第二十三項に規定する保険募集人をいう。以下同じ。）  
又は保険仲立人（新保険業法第二

条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。以下同じ。）が施行日以後に顧客（当該保険会社等、外国保険会社等若しくは保険仲立人との間で施行日前に特定保険契約等（新保険業法第三百条の二において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する特定保険契約等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に相当する契約を締結した者又は当該保険募集人若しくは保険仲立人による代理若しくは媒介により施行日前に特定保険契約（新保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下この条において同じ。）に相当する契約を締結した者に限る。）を相手方とする特定保険契約等の締結又は当該顧客を相手方とする特定保険契約の締結の代理若しくは媒介をしようとする場合における新保険業法第三百条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客が施行日から起算して三月以内に当該特定保険契約等を締結しようとする場合とする。

2 前項の場合において、保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人は、特定保険契約等が成立したときは、遅滞なく、同項の顧客に対し、契約締結前交付書面（新保険業法施行規則第二百三十四条の十五第三号二(1)に規定する契約締結前交付書面をいう。）を交付しなければならない。

第三十八条 新保険業法施行規則第二百三十四条の十二第三号の適用については、施行日前に締結した特定

保険契約に相当する契約は、同号の特定保険契約とみなす。

第三十九条 新保険業法施行規則第二百三十四条の十六の規定は、ビラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供については、施行日から起算して三月を経過するまでの間は、適用しない。

(信託業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 信託会社が施行日以後に顧客(当該信託会社との間で施行日前に特定信託契約に相当する契約を締結した者に限る。)との間で特定信託契約の締結をしようとする場合における新信託業法第二十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客が施行日から起算して三月以内に当該特定信託契約を締結しようとする場合とする。

2 前項の場合において、信託会社は、特定信託契約が成立したときは、遅滞なく、同項の顧客に対し、契約締結前交付書面(第七条の規定による改正後の信託業法施行規則(以下「新信託業法施行規則」という。)(第三十条の十五第三号二(1)に規定する契約締結前交付書面をいう。附則第四十三条において同じ。)を交付しなければならない。

第四十一条 新信託業法施行規則第三十条の十二第三号の適用については、施行日前に締結した特定信託契約に相当する契約は、同号の特定信託契約とみなす。

第四十二条 新信託業法施行規則第三十条の十六の規定は、ビラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供については、施行日から起算して三月を経過するまでの間は、適用しない。

第四十三条 信託会社は、施行日以後に特定信託契約を締結しようとする場合であつて、施行日前に、当該特定信託契約と同一の内容の契約について、顧客に対し、新信託業法第二十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定の例により書面を交付しているときには、当該顧客に対し、同項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなして、新信託業法施行規則第三十条の第二十二第一項第一号の規定を適用する。

第四十四条 改正法の施行前にした第七条の規定による改正前の信託業法施行規則の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第 号）の規定に相当の規定があるものは、同令の相当の規定によつてしたものとみなす。

(金融庁組織規則の一部改正に伴う経過措置)

第四十五条 第二十三条の規定による改正前の金融庁組織規則(次項において「旧金融庁組織規則」という

。)(第八条第十項第一号八(抵当証券業を営む者に係る部分に限る。)(の規定は、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

2 旧金融庁組織規則第八条第十項第一号二の規定は、施行日から起算して六年を経過する日までの間(同号二に掲げる抵当証券保管機構が証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第五十八条第二項に規定する業務を行う場合にあつては、当該業務が終了するまでの間)は、なおその効力を有する。

